

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象状況

対象事業実施区域及びその周囲の気象については、表 3.1.1 及び図 3.1.1に示す鱒ヶ沢地域気象観測所と深浦特別地域気象観測所で観測が行われている。

表 3.1.1 地域気象観測所の観測状況

種類※	観測所名	かか名	所在地	緯度(北緯)	経度(東経)	海面上の 高さ(m)
四	鱒ヶ沢	アジガカ	西津軽郡鱒ヶ沢町舞戸町字小夜	40° 46.6'	140° 12.3'	40
官	深浦	カウラ	西津軽郡深浦町大字深浦字岡町	40° 38.7'	139° 55.9'	66

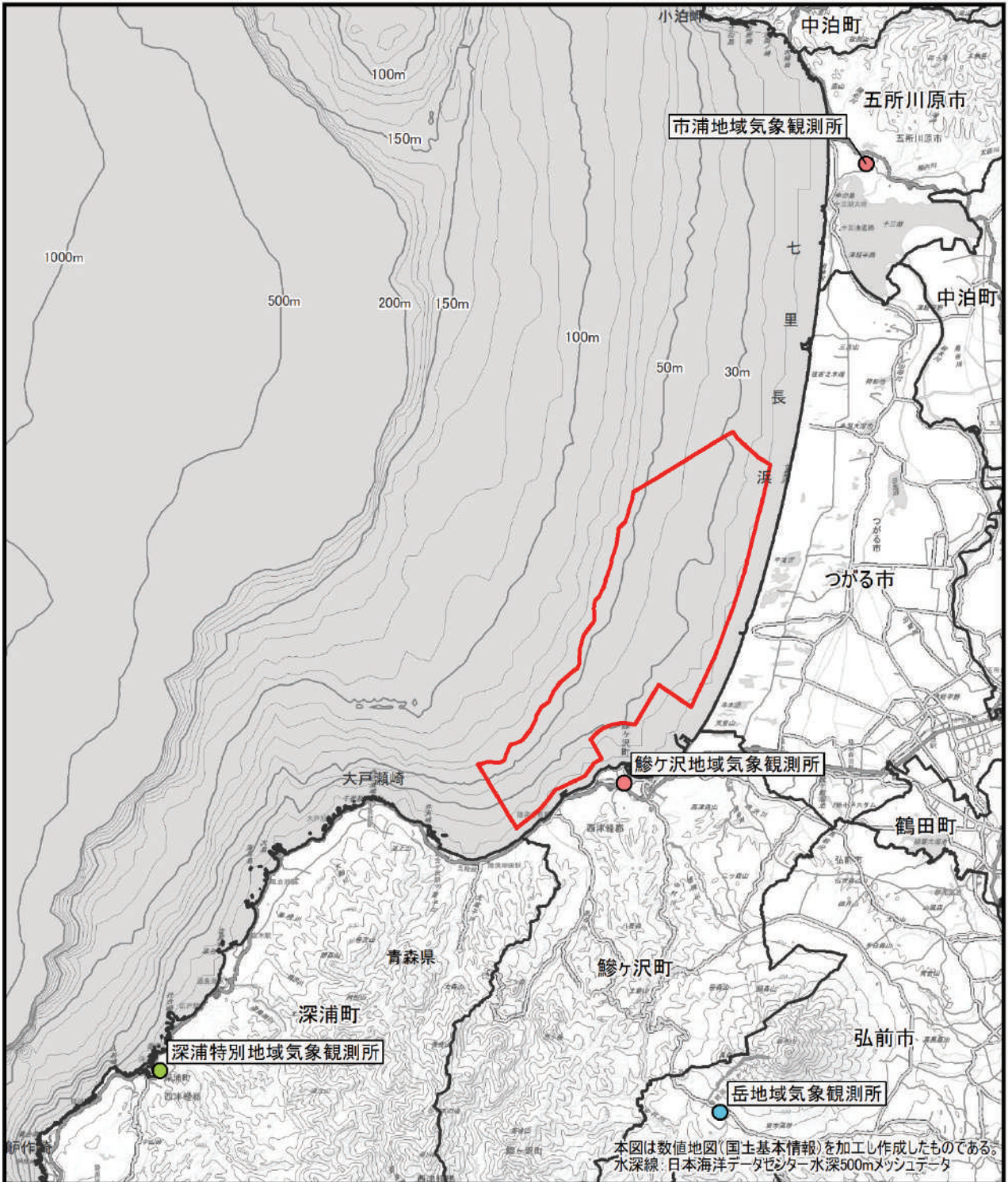
※ 種類：

略字	観測装置の種類	観測項目
四	有線ロボット気象計	降水量、気温、風向、風速、相対湿度（一部の観測所を除く）、日照時間（推計値の提供）
官	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、相対湿度、気圧（一部の観測所を除く）、日照時間（一部の観測所を除く）、積雪の深さ（一部の観測所に限る）

資料：「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）（2021年11月12日 閲覧）

① 月別気象状況

観測データは、1991年から2020年の30年間による平年値（平年値とは、過去30年間の平均値であり、10年に1度更新される）と、より近年の傾向をみるため直近10年間（2011年1月から2020年12月）の月平均データあるいは最大値データの平均をまとめた。鱒ヶ沢気象観測所における観測データは表 3.1.2、図 3.1.2及び図 3.1.3、深浦気象観測所における観測データは表 3.1.3、図 3.1.4及び図 3.1.5に示すとおりである。



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線
- (官)地上気象観測装置
- (四)有線ロケット気象計
- (雨)有線ロケット雨量計



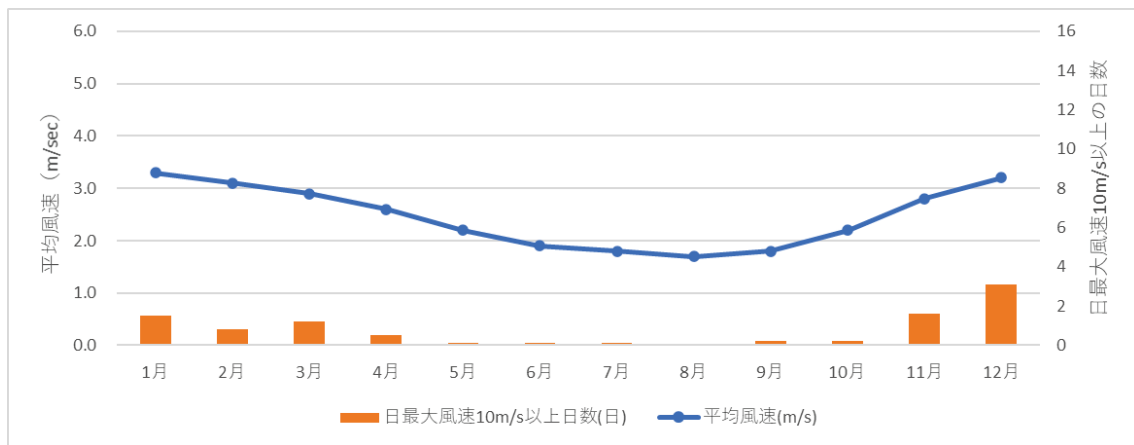
図 3.1.1 気象観測所位置図

資料:「地域気象観測所一覧」(気象庁ホームページ)
環境アセスメントデータベースEADAS(2021年2月閲覧)

表 3.1.2 鱒ヶ沢気象観測所

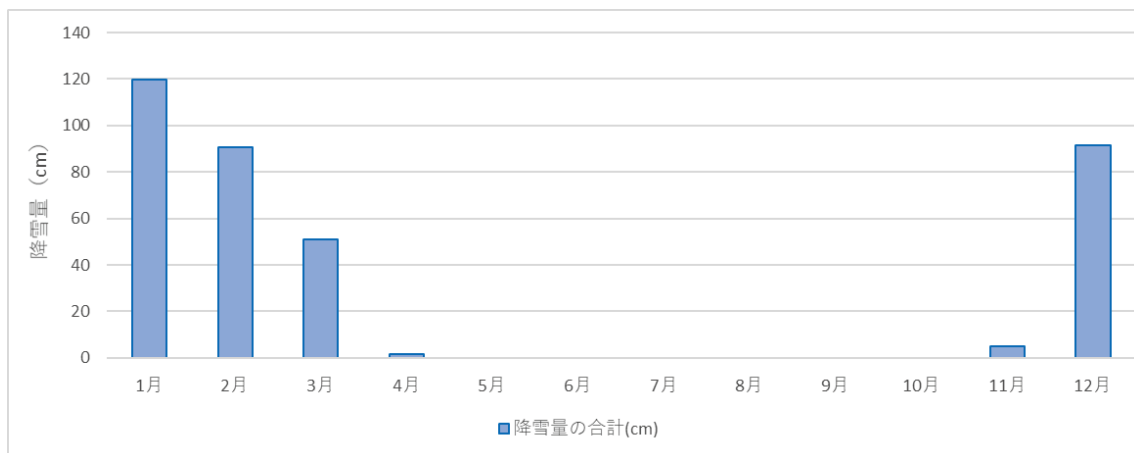
項目	年月	平年値	2011年-2020年の月別値の平均値											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温	平均気温(°C)	10.7	-0.38	0	3.46	8.24	13.63	17.26	21.77	23.23	19.84	13.46	7.7	1.96
	日最高気温の平均(°C)	-	1.96	2.78	7.02	12.78	18.54	21.39	25.72	27.31	24.03	17.55	11.25	4.74
	日最低気温の平均(°C)	-	-2.95	-3.01	-0.35	3.46	8.85	13.48	18.43	19.73	15.97	9.32	3.94	-0.94
日照時間(時間)		-	30.83	55.77	123.52	189.06	220.23	196.61	185.72	199.56	172.75	127.96	68.68	35.1
風速	平均風速(m/s)	2.6	3.3	3.1	2.9	2.6	2.2	1.9	1.8	1.7	1.8	2.2	2.8	3.2
	最多風向(16方位)	-	西	西	西	南西	東	東	東	東	東/南	南	西	西
	最大瞬間風速の平均(m/s)	-	23.2	21.23	22.61	22.31	17.9	15.31	15.01	17.24	16.53	19.82	22.62	23.18
	最大風速の平均(m/s)	-	10.68	10.04	10.28	10.53	8.81	7.65	7.64	8.1	7.94	9.15	10.57	11.25
	日最大風速10m/s以上日数(日)	0.39	1.5	0.8	1.2	0.5	0.1	0.1	0.1	0	0.2	0.2	1.6	3.1
降水量の合計(mm)		1386.8	97.45	74.5	81.3	78.6	67.65	87.2	133.85	179.75	174.7	166.45	169.95	157
降雪量の合計(cm)		413.0	119.9	90.8	50.9	1.5	0	0	0	0	0	0	5	91.3

資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）
降水量と降雪量の平年値は年間値



資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）より作成

図 3.1.2 鱒ヶ沢気象観測所における平均風速（2011年1月から2020年12月）



資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）より作成

図 3.1.3 鱒ヶ沢気象観測所における平均降雪量（2011年1月から2020年12月）

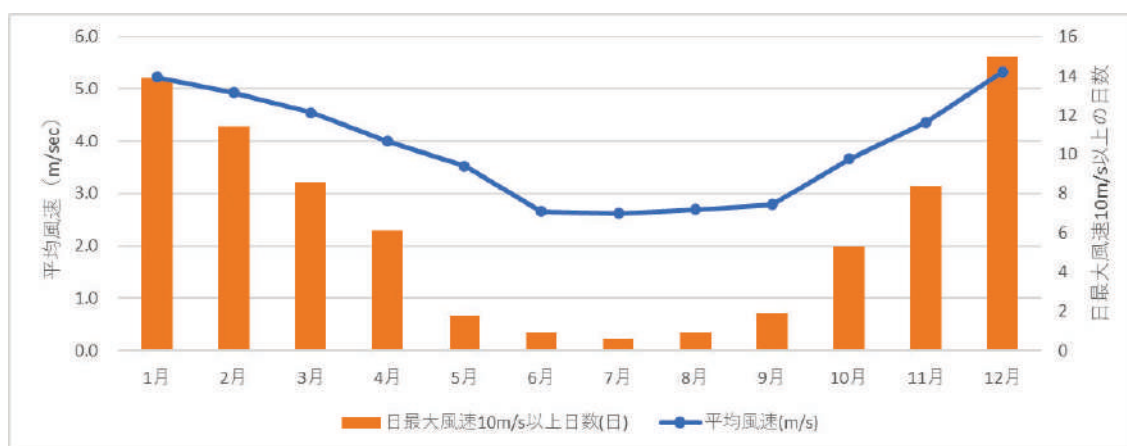
表 3.1.3 深浦気象観測所

項目	年月	平年値	2011年-2020年の月平均値の平均値											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温	平均気温(°C)	10.9	-0.26	0.18	3.61	8.37	13.91	17.58	22.09	23.56	19.85	13.58	7.91	2.19
	日最高気温の平均(°C)	-	1.96	2.88	7.07	12.57	18.32	21.75	25.83	27.52	24.07	17.48	11.15	4.91
	日最低気温の平均(°C)	-	-2.57	-2.44	0.38	4.38	10.07	14.06	18.88	20.27	16.18	9.9	4.62	-0.53
日照時間(時間)	-	27.35	48.69	107.71	172.96	200.05	186.14	171.06	188.7	165.77	124.51	60.92	30.82	
風速	平均風速(m/s)	3.9	5.23	4.93	4.55	4	3.52	2.66	2.62	2.7	2.79	3.66	4.36	5.33
	最多風向(16方位)	-	西	西	南南西	南南西	南南西	南南西	南南西	南南西	南南西	東南東	南西寄り*	西
	最大瞬間風速(m/s)	-	24.53	24.58	24.34	25.24	20.5	18.53	20.3	21.46	23.14	23.98	25.89	25.88
	最大風速(m/s)	-	15.46	15.74	14.3	14.04	11.4	10.04	10.56	10.86	11.83	13.78	14.31	15.84
	日最大風速10m/s以上日数(日)	3.4	13.9	11.4	8.6	6.1	1.8	0.9	0.6	0.9	1.9	5.3	8.4	15
降水量の合計(mm)	1,529.0	85.85	74.3	93.25	96.55	111.8	122.25	152.45	186.65	176.25	176.8	173.5	142.15	
降雪量の合計(cm)	228.0	80	67.2	27.5	1	0	0	0	0	0	0	3	57.5	

※: 11月の最多風向は、南/南南西/西南西/西/西北西にそれぞれ2回頻出している。

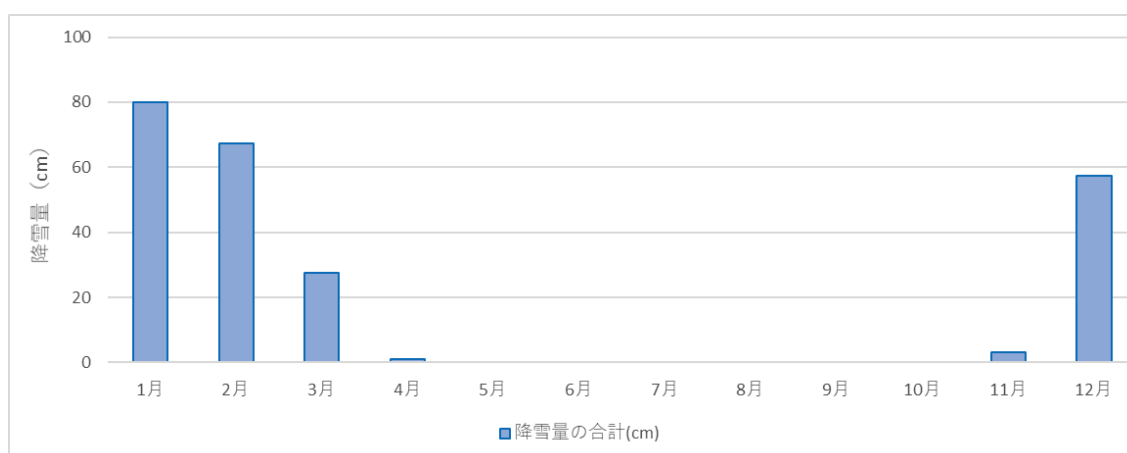
資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

降水量と降雪量の平年値は年間値



資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）より作成

図 3.1.4 深浦気象観測所における平均風速（2011年1月から2020年12月）



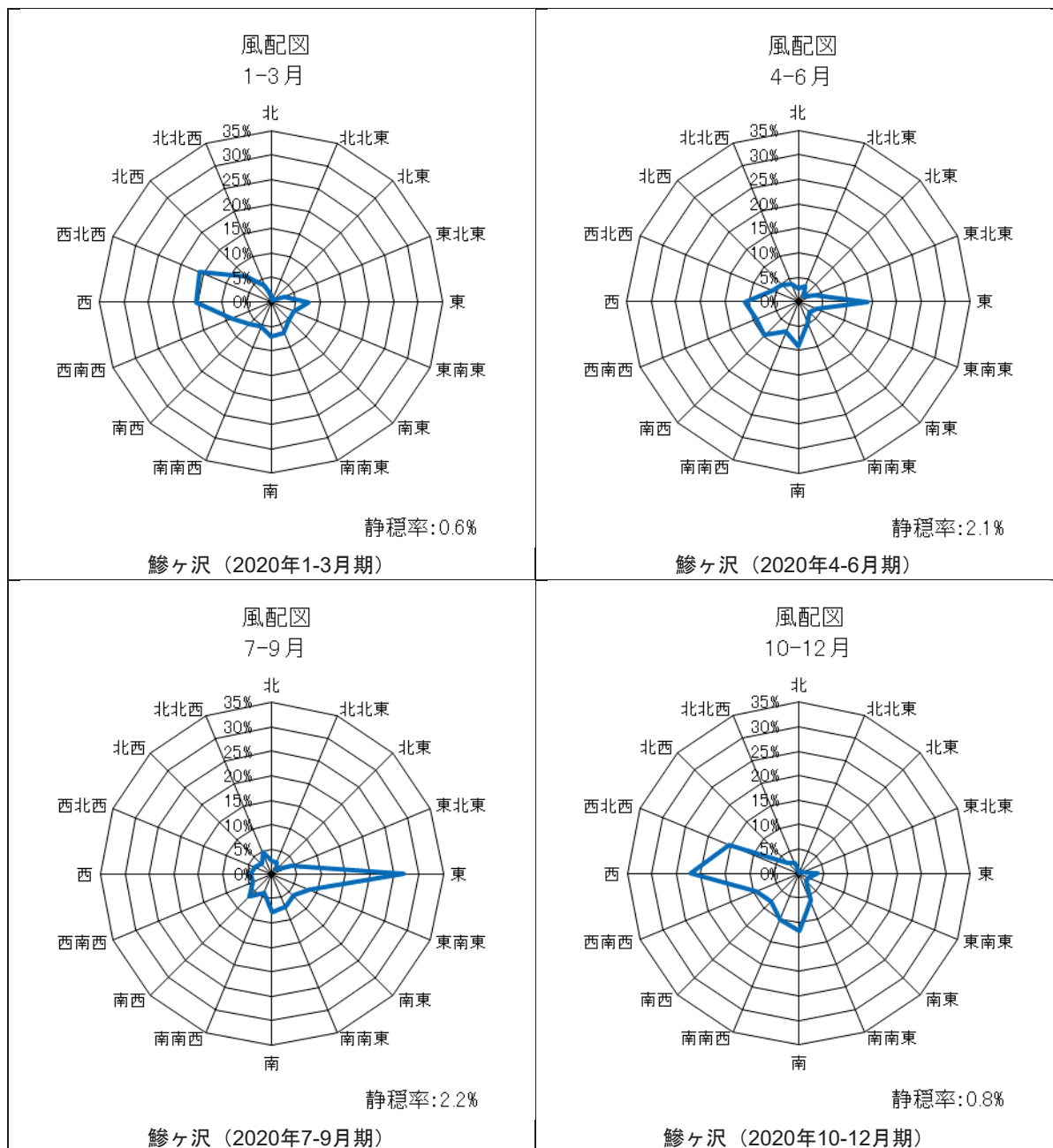
資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）より作成

図 3.1.5 深浦気象観測所における平均降雪量（2011年1月から2020年12月）

② 風向別気象状況

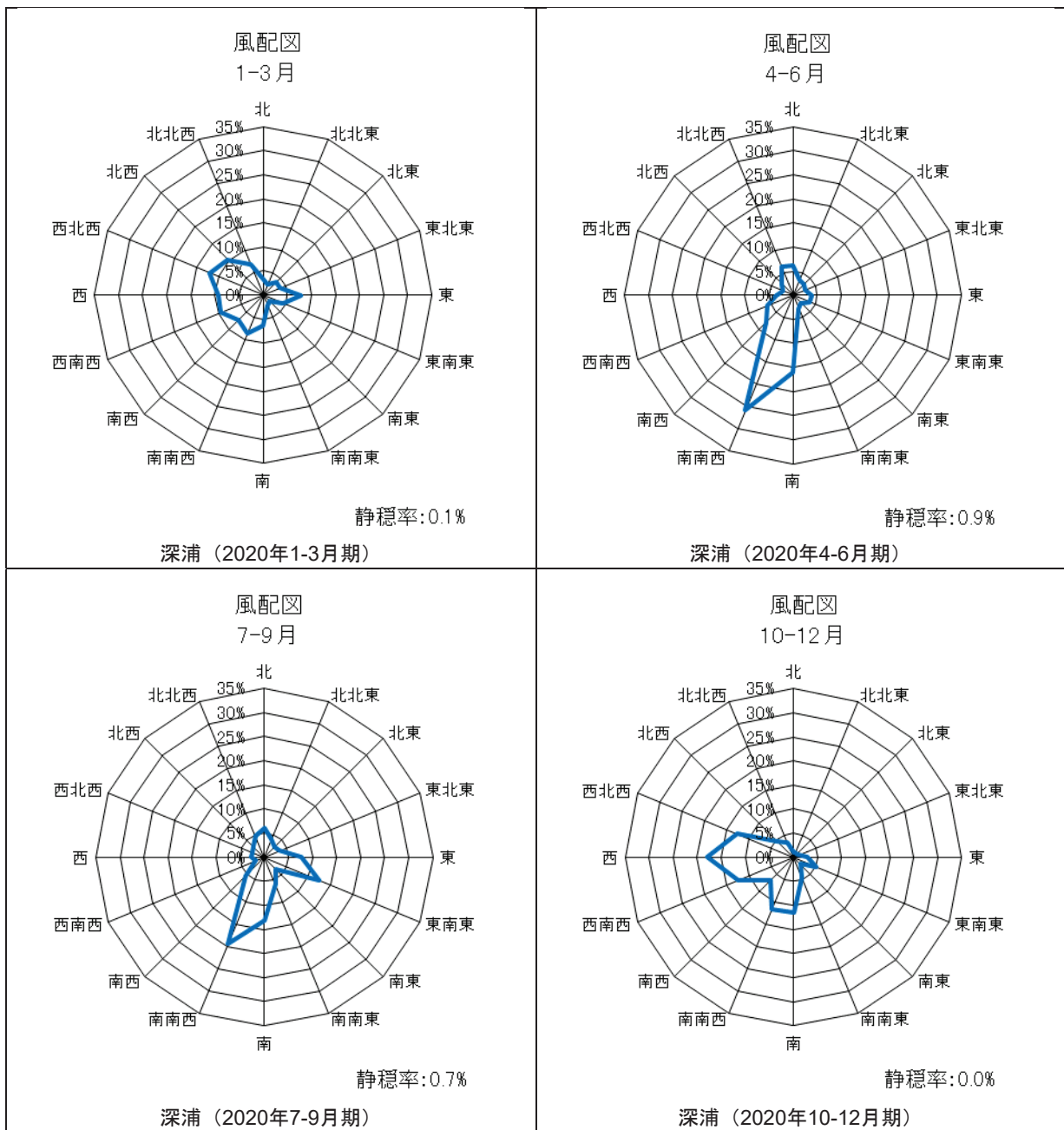
風向を含む詳細の状況については、風速データのように日平均値を基にした1月1回のデータで整理した場合、風向の整理結果に偏りが生じる可能性があることから、2020年の時間別データを基に鱒ヶ沢気象観測所及び深浦気象観測所における2020年の風配図をそれぞれ図 3.1.6及び図 3.1.7に整理した。

また、風向別の風況については、表 3.1.4に示すビューフォート風力階級を基に、図 3.1.8及び図 3.1.9に整理した。なお、風速 0.3m/s 未満は静穏とされ、風向は特定されない。



資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）より作成

図 3.1.6 鱒ヶ沢気象観測所における2020年の風配図



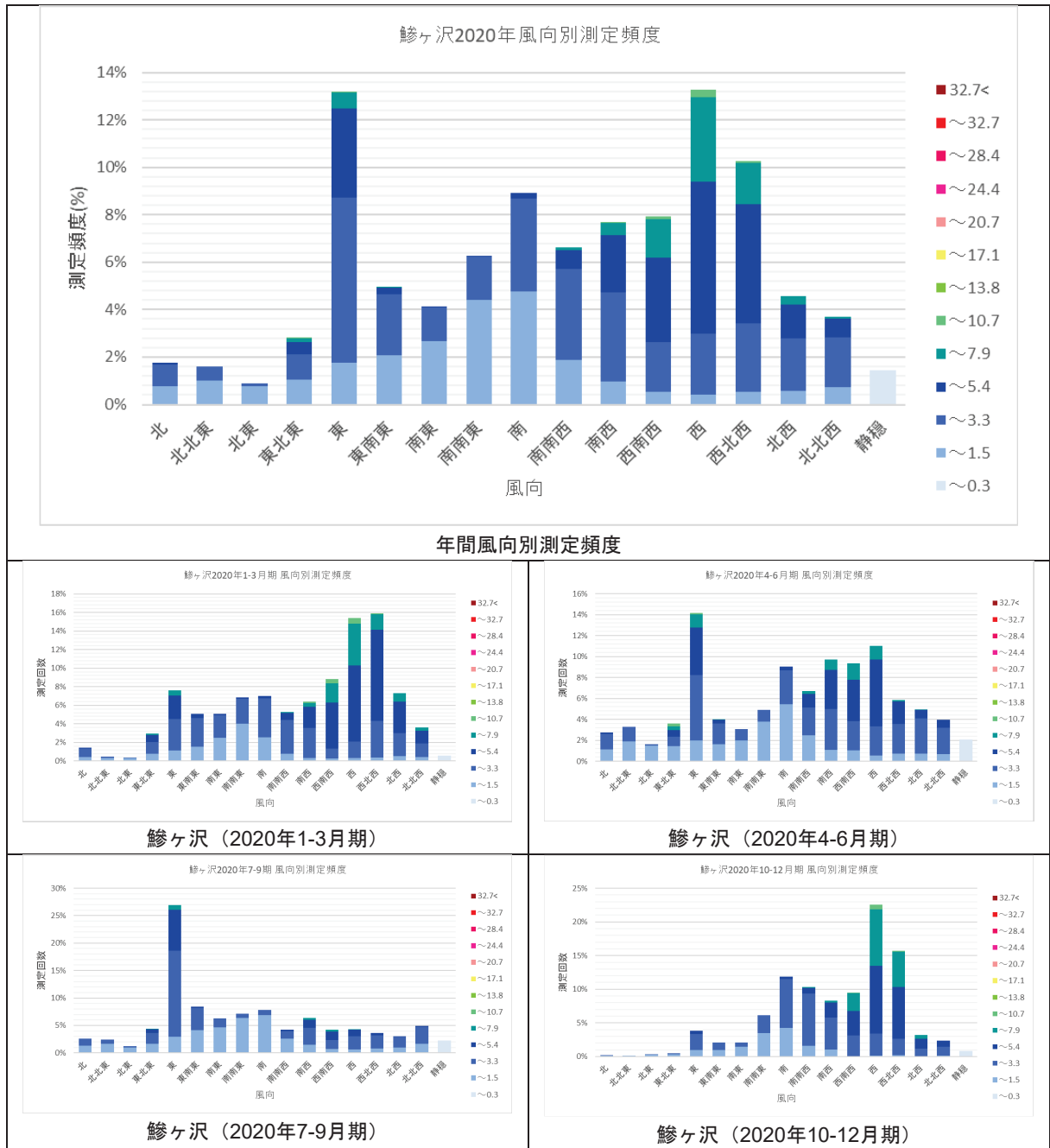
資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）より作成

図 3.1.7 深浦気象観測所における2020年の風配図

表 3.1.4 ビューフォート風力階級

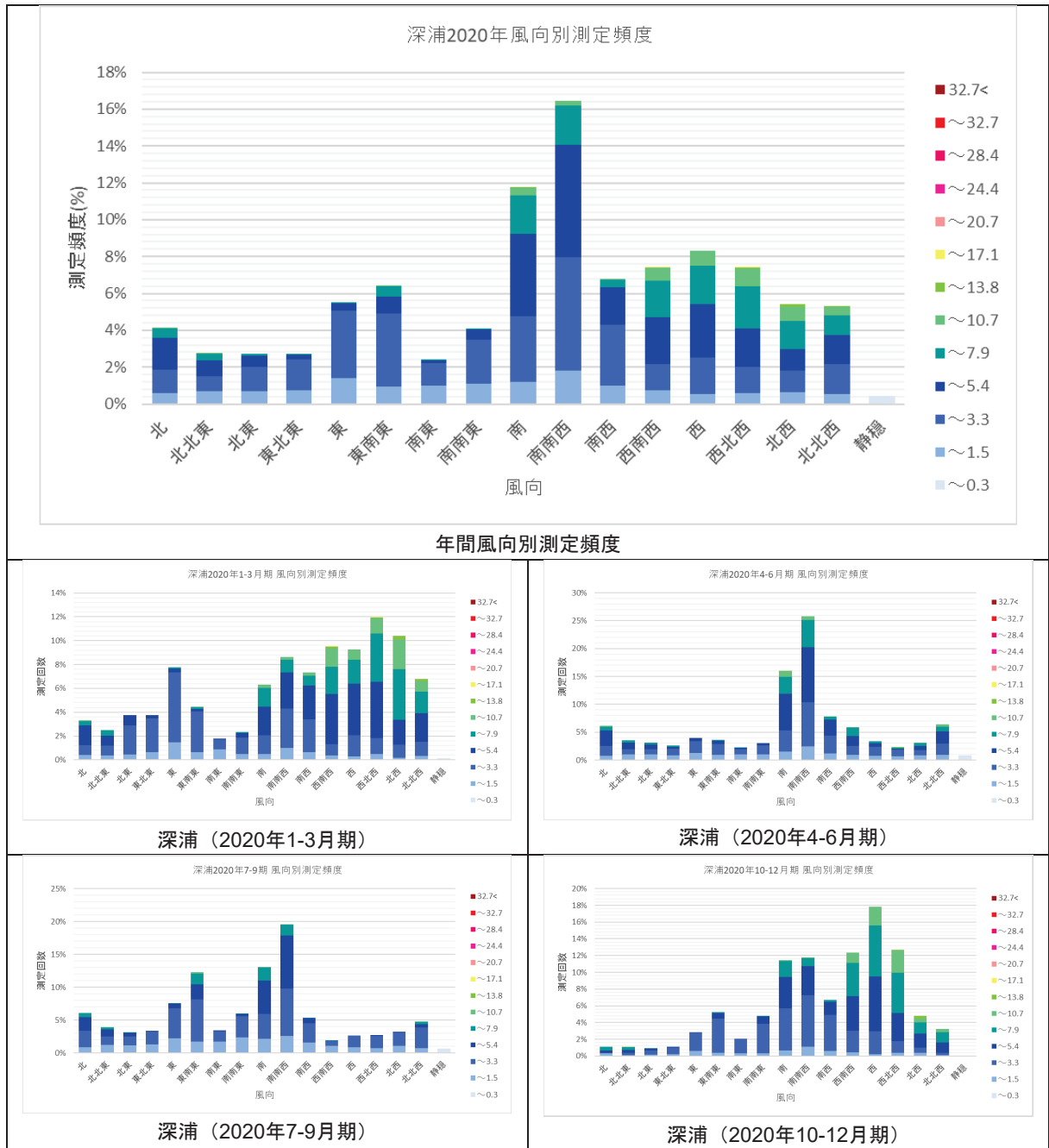
風力階級	名称		基準説明		相当風速 (m/s)	およその波高 (m)
	和名	英語名	陸上	海上		
0	静穏 (平穏)	calm	静穏。煙はまっすぐに昇る。	鏡のような海面。	0.0-0.3未満	-
1	至軽風	light air	風向きは煙がなびくのでわかるが、風見には感じない。	鱗のようなさざ波ができるが、波頭に泡はない。	0.3-1.6未満	0.1
2	軽風	light breeze	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動きだす。	小波の小さいもので、まだ短いがはっきりしてくる。波頭は滑らかに見え、砕けていない。	1.6-3.4未満	0.2
3	軟風	gentle breeze	木の葉や細かい小枝がたえず動く。軽く旗が開く。	小波の大きいものは波頭が砕けはじめる。泡はガラスのように見える。所々に白波が現れることがある。何種類かのディングーはプレーニングはじめる。	3.4-5.5未満	0.6
4	和風	moderate breeze	砂埃がたち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。	波の小さいもので長くなる。白波がかなり多くなる。多くの種類のディングーはプレーニングできる。	5.5-8.0未満	1
5	疾風	fresh breeze	葉のある灌木がゆれはじめる。池や沼の水面に波頭がたつ。	波の中位のもので、一層ははっきりして長くなる。白波がたくさんあられる。(しぶきを生じることもある)	8.0-10.8未満	2
6	雄風	strong breeze	大枝が動く。電線が鳴る。傘はさしにくい。	波の大きいものができはじめる。いたる所で白く泡立った波頭の範囲が一層広くなる。(しぶきを生じることが多い) どのディングーも上りのコースで、突風のきたときに、シートをゆるめなければならない。	10.8-13.9未満	3
7	強風	near gale	樹木全体がゆれる。風に向かっては歩きにくい。	波はますます大きくなり、波頭が砕けてきた白い泡は、筋を引いて風下に吹き流されはじめる。	13.9-17.2未満	4
8	疾強風	gale	小枝が折れる。風に向かっては歩けない。	大波のやや小さいもので、長さが長くなる。波頭の端は砕けて水煙となりはじめる。泡は明瞭な筋を引いて風下に吹き流される。ほとんどのディングー帆走不能。	17.2-20.8未満	5.5
9	大強風	strong gale	人家にわずかの損害がおこる。煙突が倒れ、瓦がはがれる。	大波。泡は濃い筋を引いて風下に吹き流される。波頭はのめり崩れ落ち、逆巻きはじめる。しぶきのために視程が損なわれることもある。	20.8-24.5未満	7
10	全強風	storm	陸地の内部ではめずらしい。樹木が根こそぎになる。人家に大損害がおこる。	波頭が長くのしかかるような非常に高い大波。大きな塊となった泡は濃い白色の筋を引いて、風下に吹き流される。海面は全体として白く見える。海面は長い白色の泡の塊で完全に覆われる。波の崩れ方は激しく、衝撃的となる。波頭は吹き飛ばされて水煙となり視界も損なわれる。	24.5-28.5未満	9
11	暴風	violent storm	めったに起こらない広い範囲の破壊を伴う。	山のように高い大波。(中小船舶は波の陰に見えなくなることもある) 海面は風下に吹き流された長い白色の泡の塊で完全に覆われる。いたる所で波頭の端が吹き飛ばされて水煙となる。視程は損なわれる。大気は泡としぶきで充満する。	28.5-32.7未満	11.5
12	颱風	hurricane	-	-	32.7以上	14

資料：「国立天文台編 理科年表 机上版 平成2年第63冊 (丸善株式会社)」より引用



資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）より作成

図 3.1.8 鯨ヶ沢気象観測所における2020年の風向別風況状況



資料：「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)より作成

図 3.1.9 深浦気象観測所における2020年の風向別風況状況

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の大気測定局の名称、位置、測定項目等は表 3.1.5、測定位置は図 3.1.10に示すとおりである。

表 3.1.5 大気測定局の測定状況

No.	区分	測定局名	所在地	設置主体	用途地域	測定項目						
						SO ₂	NO _x	CO	O _x	SPM	CH	PM2.5
1	一般局	五所川原第三中学校	五所川原市広田藤浦105-1	青森県	住	-	○	-	-	○	-	○
2		鱒ヶ沢町舞戸	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37 (青森県西北地域県民局)	青森県	住	-	-	-	○	-	-	-

注)1: 大気測定局の区分を以下に示す。

一般局: 一般環境大気測定局
 自排局: 自動車排出ガス測定局
 発生源: 発生源監視局

注)2: 用途地域の区分は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条に定める地域の用途区分を示す。

住: 住居専用地域、住居地域及び準住居地域
 商: 近隣商業地域及び商業地域
 準工: 準工業地域

未: 未定

注)3: 測定項目

SO₂: 二酸化硫黄、NO_x: 窒素酸化物(NO、NO₂、NO_x)、CO: 一酸化炭素、O_x: 光化学オキシダント、SPM: 浮遊粒子状物質、CH: 炭化水素、PM2.5: 微小粒子状物質、

資料: 「青森県大気汚染常時監視測定結果」(青森県ホームページ) (閲覧日: 2021年11月12日)

① 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、空気中の窒素及び燃料中の窒素分の酸化（燃焼）により発生し、工場や自動車排ガスが主な発生源となる。高濃度の二酸化窒素は、人体の呼吸器系への影響を及ぼす。

対象事業実施区域及びその周囲の2局での測定結果は表 3.1.6に示すとおりである。

表 3.1.6 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果

局区分	測定局名	用途地域	2019年度		2018年度		環境基準
			測定値 ^(注)	達成状況	測定値 ^(注)	達成状況	
一般局	五所川原第三中学校	住	0.008	○	0.008	○	1時間値の1日平均値 0.06ppm以下
	鱒ヶ沢町舞戸	住	-	-	-	-	

注) 測定値は、1時間値の1日平均値の年間98%値

資料：「大気常時監視測定結果の概要（令和元年度）」（青森県）
「大気常時監視測定結果の概要（平成30年度）」（青森県）

② 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、粒子状物質 (PM) のうち粒径10 μ m以下のものを指し、工場ばい煙、自動車排ガスが主な発生源となる。人体の呼吸器系への影響やアレルギー疾患との関連が指摘されている。対象事業実施区域及びその周囲の2局での測定結果は表 3.1.7に示すとおりである。

表 3.1.7 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

局区分	測定局名	用途地域	2019年度				2018年度				環境基準
			短期評価		長期評価		短期評価		長期評価		
			1時間値	達成状況	1日平均値	達成状況	1時間値	達成状況	1日平均値	達成状況	
一般局	五所川原第三中学校	住	0.228	×	0.039	○	0.250	×	0.048	○	(長期評価) 1時間値の1日平均値0.10mg/m ³ 以下、かつ (短期評価) 1時間値0.20mg/m ³ 以下
	鱒ヶ沢町舞戸	住	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 測定値は、1時間値の1日平均値の年間98%値

※：年間測定時間が6,000時間未満であるため評価対象外

資料：「大気常時監視測定結果の概要（令和元年度）」（青森県）
「大気常時監視測定結果の概要（平成30年度）」（青森県）

③ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質は、粒子状物質 (PM) のうち粒径2.5 μ m以下のものを指し、SPMと比較しても粒径が小さく、人体への影響もより大きいと考えられている。対象事業実施区域及びその周囲の2局での測定結果は表 3.1.8に示すとおりである。

表 3.1.8 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

局区分	測定局名	用途地域	2019年度				2018年度				環境基準
			短期評価		長期評価		短期評価		長期評価		
			1日平均値	達成状況	1年平均値	達成状況	1日平均値	達成状況	1年平均値	達成状況	
一般局	五所川原第三中学校	住	30.0	○	8.8	○	38.0	×	11.5	○	(長期評価) 1年平均値15 μg/m ³ かつ (短期評価) 1日平均値35 μg/m ³
	鱒ヶ沢町舞戸	住	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 測定値は、1時間値の1日平均値の年間98%値

資料：「大気常時監視測定結果の概要（令和元年度）」（青森県）

「大気常時監視測定結果の概要（平成30年度）」（青森県）

④ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) が、紫外線を受けて光化学反応を起こすことで生じる物質で、いわゆる光化学スモッグの原因となり、粘膜への刺激、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も観察されている。対象事業実施区域及びその周囲の2局での測定結果は表 3.1.9に示すとおりである。

表 3.1.9 光化学オキシダント (Ox) の測定結果

局区分	測定局名	用途地域	2019年度				2018年度				環境基準
			測定値 ^(注)	達成状況	超過日数	昼間の超過時間帯	測定値 ^(注)	達成状況	超過日数	昼間の超過時間帯	
一般局	五所川原第三中学校	住	-	-	-	-	-	-	-	-	1時間値 0.06ppm以下
	鱒ヶ沢町舞戸	住	0.063	×	-	-	0.107	×	-	-	

注) 測定値は、昼間（5時～20時の15時間）の1時間値の最高値

資料：「大気常時監視測定結果の概要（令和元年度）」（青森県）

「大気常時監視測定結果の概要（平成30年度）」（青森県）

⑤ 大気中のダイオキシン

青森県においては、6市6地点で測定が実施されている。対象事業実施区域及びその周囲においては、五所川原第三中学校の一般環境大気測定地点で測定が実施されており、平成30年度の結果は表 3.1.10に示すとおりである。

表 3.1.10 大気中のダイオキシン濃度の測定結果（令和元年度）

局区分	測定局名	用途地域	調査時期	測定値 pg-TEQ/m ³	年平均値	環境基準
一般局	五所川原第三中学校	住	春季	0.016	0.013	0.6
			夏季	0.019		
			秋季	0.0090		
			冬季	0.0077		

資料：「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果について」（青森県）

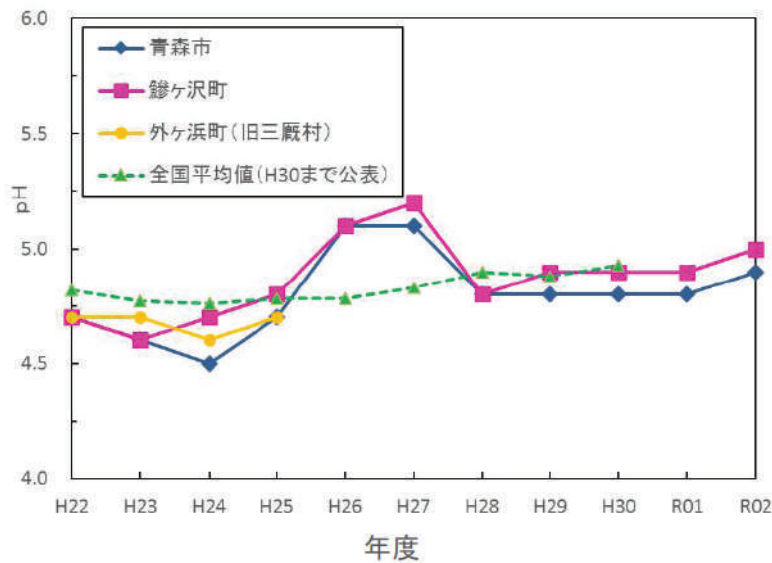
(3) 酸性雨

酸性雨は、pHが5.6以下の雨で、いおう酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）が要因と言われており、樹木の枯死、湖沼に住む生物、建造物の損傷への影響が懸念される。対象事業実施区域及びその周囲において、鱒ヶ沢町の調査結果は表 3.1.11及び図 3.1.11に示すとおりである。

表 3.1.11 酸性雨調査結果（令和2年度）

項目	調査地点
	pH

資料：「令和2年度酸性雨調査結果」（青森県）（閲覧日：2021年11月12日）



資料：「令和2年度 酸性雨調査結果」（青森県）（閲覧日：2021年11月12日）

図 3.1.11 酸性雨経年変化

(4) 騒音の状況

① 騒音に係る状況

騒音に係る環境基準の地域の類型指定は知事が行う事とされており、その指定状況は、表 3.1.12に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲においては、指定がない。また、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、事業活動や建設工事に伴って発生する騒音・振動を規制する地域は、表 3.1.13に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲で騒音は測定されていない。

表 3.1.12 地域類型指定状況（令和元年度末現在）

	類型	あてはめる地域	告示
騒音に係る環境基準	A	青森市（平成17年3月31日現在における青森市の区域に限る。）の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	平成12年4月1日青森県告示第297号
	B	青森市（平成17年3月31日現在における青森市の区域に限る。）の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに別図に表示した地域	
	C	青森市（平成17年3月31日現在における青森市の区域に限る。）の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	
航空機騒音に係る環境基準	II	青森市の区域のうち別図に実線で表示した地域。ただし、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項に規定する河川区域、国土利用計画法(昭和三十九年法律第九十二号)第九条第二項第三号に規定する森林地域及び青森空港の敷地である区域を除く	昭和62年青森県告示第164号
		十和田市(平成十六年十二月三十一日現在における十和田市の区域に限る。)、七戸町、六戸町及び東北町の区域のうちI以外の地域、三沢市及び六ヶ所村の別図に実線で表示した区域のうちI以外の地域、野辺地町及びおいらせ町の別図に実線で表示した区域。ただし、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業専用地域、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項に規定する河川区域、三沢飛行場の敷地、三沢対地射撃場の敷地及び別図に表示した湖沼の区域を除く	平成9年5月2日青森県告示第334号
		八戸市(平成十七年三月三十日現在における八戸市の区域に限る。))の別図に実線で表示した区域のうちI以外の地域及び五戸町(平成十六年六月三十日現在における五戸町の区域に限る。))の区域のうちI以外の地域。ただし、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業専用地域、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項に規定する河川区域、海上自衛隊八戸航空基地の敷地、陸上自衛隊八戸駐屯地の敷地及び別図に表示した湖沼の区域を除く	平成9年5月2日青森県告示第335号

資料：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（青森県ホームページ）
 「航空機騒音環境基準達成状況調査」（青森県ホームページ）

表 3.1.13 騒音・振動規制地域の指定状況（令和3年3月31日現在）

指定地域	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市
規制される騒音・振動	1 特定施設を設置している工場・事業場の騒音・振動 2 特定建設作業を伴う建設作業の騒音・振動 3 道路交通に起因する自動車騒音、道路交通振動 4 飲食店又は喫茶店による深夜営業騒音 5 店頭、自動車等による商業宣伝を目的とした拡声機騒音

資料：環境白書令和3年版 資料編（青森県）を加工して作成

② 対象事業実施区域及びその周囲での測定状況

青森県における自動車交通騒音の状況は表 3.1.14に示すとおりである。つがる市及び鯉ヶ沢町、深浦町に自動車騒音測定地点はなく、対象事業実施区域及びその周囲で自動車交通騒音は測定されていない。

表 3.1.14 (1) 自動車騒音常時監視結果

()は割合%

市名	道路名	車線数	評価区 間延長 (Km)	測定結果(dB)		評価対 象戸数 (戸) A+B+C +D (戸)	昼夜と も基準 値以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜と も基準 値超過
				昼間	夜間		A(戸)	B(戸)	C(戸)	D(戸)
青森市	一般国道 280 号(西田沢)	2	2.7	67	59	318	318 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	一般国道 280 号(油川)	2	4.9	69	63	1,073	1,068 (100)	0 (0)	2 (0)	3 (0)
"	青森浪岡線	2	3.9	66	59	1,159	1,155 (100)	0 (0)	3 (0)	1 (0)
"	青森環状野内線	2	3.4	69	63	501	499 (100)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
"	一般国道 7 号	7	0.9	75	70	386	341 (88)	0 (0)	0 (0)	45 (12)
"	久栗坂造道線	2	2.2	69	63	569	568 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
弘前市	一般国道 7 号-5	4	0.7	70	66	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
"	弘前岳鯉ヶ沢線-7	2	0.4	63	50	16	16 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	弘前平賀線-2	2	1.9	67	59	446	446 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	石川土手町線	2	4.1	66	58	1,328	1,327 (100)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
"	松木平撫牛子停車場線-2	2	1.8	63	56	278	278 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	弘前田舎館黒石線-1	2	0.5	65	57	15	15 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	堅田・田町線	4	0.6	58	46	119	119 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
八戸市	一般国道 340 号	2	1	70	64	315	310 (98)	0 (0)	3 (1)	2 (1)
"	一般国道 340 号	2	1	68	63	267	263 (99)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
"	八戸野辺地線	2	1.8	67	59	325	325 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	八戸三沢線	4	0.7	68	60	108	108 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	白銀沼館環状線	4	0.5	65	59	54	54 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	白銀沼館環状線	6	0.9	66	60	134	134 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	八戸自動車道	4	2.5	60	57	244	244 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
黒石市	五所川原黒石線-2	2	0.3	64	55	18	18 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	弘前田舎館黒石線-1	2	1.3	63	56	135	135 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	弘前田舎館黒石線-2	2	0.7	63	54	79	79 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表 3.1.14 (2) 自動車騒音常時監視結果

()は割合%

市名	道路名	車線数	評価区 間延長 (Km)	測定結果(dB)		評価対 象戸数 (戸) A+B+C +D (戸)	昼夜と も基準 値以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜と も基準 値超過
				昼間	夜間		A(戸)	B(戸)	C(戸)	D(戸)
五所川原市	松野木姥范線	2	0.5	62	52	38	37 (97)	0 (0)	1 (3)	0 (0)
"	沖飯詰五所川原線	2	1.3	64	55	280	280 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	下平井町姥范線	4	3.2	66	57	537	537 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
十和田市	十和田三戸線	2	1.9	62	53	298	298 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	上野十和田線	2	0.6	59	49	60	60 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	中野渡十和田線	2	0.7	60	50	45	45 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
三沢市	三沢十和田線-4	2	1.8	64	56	117	117 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	市道 46 号線	4	3.4	64	54	211	211 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
むつ市	一般国道 279 号線	2	0.5	70	62	55	55 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	一般国道 338 号線	2	2.9	65	55	235	235 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	一般国道 338 号線	2	1	65	55	47	47 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	むつ尻屋崎線	2	0.8	57	49	113	113 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	田名部停車場線	2	0.4	55	42	28	28 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	36 路線		57.7			9,951	9,883 (99.3)	0 (0)	10 (0.1)	58 (0.6)

資料：環境白書令和3年版 資料編（青森県）を加工して作成

(5) 振動の状況

環境白書令和3年版（青森県）において、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町において、騒音・振動規制法に基づく指定地域はなく、対象事業実施区域及びその周囲で、振動は測定されていない。

(6) 苦情の発生状況

青森県における典型7公害（騒音は騒音と騒音（低周波）に分かれるため8種）の発生源・発生原因別苦情件数の状況は、表 3.1.15に示すとおりである。令和元年度の青森県における総苦情件数は247件であり、大気汚染、水質汚濁、騒音および悪臭の4種で242件と全体の98%となる。

表 3.1.15 青森県の発生源別苦情件数

公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	騒音 (低周波)	振動	地盤沈下	悪臭
公害等発生の主な産業									
合計 (247件)		61	46	2	53	1	1	1	82
会社・事業所	計	16	23	1	43	-	1	-	33
	農業、林業	1	1	-	-	-	-	-	4
	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	2	-	-	-	-	-	-
	建設業	3	2	-	15	-	1	-	2
	製造業	2	7	-	5	-	-	-	9
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	-	1	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	1	-	-	2	-	-	-	-
	卸売業、小売業	-	2	-	4	-	-	-	-
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業、物品賃貸業	-	1	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	2	2	1	2	-	-	-	3
	生活関連サービス業、娯楽業	2	1	-	4	-	-	-	3
	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	1	1	-	4	-	-	-	1
	複合サービス事業	1	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業(他に分類されないもの)	2	1	-	2	-	-	-	1
公務(他に分類されるものを除く)	-	1	-	-	-	-	-	-	
分類不能の産業	-	-	-	4	-	-	-	10	
会社・事業所以外	計	45	23	1	10	1	-	1	49
	個人	42	21	1	6	-	-	1	34
	その他	1	-	-	1	-	-	-	2
	不明	2	2	-	3	1	-	-	13
公害等の主な発原因	合計 (247件)	61	46	2	53	1	1	1	82
	焼却(施設)	2	-	-	-	-	-	-	2
	産業用機械作動	2	-	-	13	-	-	-	2
	産業排水	-	11	-	-	-	-	-	7
	流出・漏洩	-	30	1	-	-	-	-	9
	工事・建設作業	3	-	-	19	-	1	-	-
	飲食店営業	-	-	-	3	-	-	-	2
	カラオケ	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動発生源(自動車運行)	-	-	-	1	-	-	-	-
	移動発生源(鉄道運行)	-	-	-	1	-	-	-	-
	移動発生源(航空機運航)	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃棄物投棄	-	-	-	-	-	-	-	2
	家庭生活(機器)	-	2	1	-	-	-	-	1
	家庭生活(ペット)	-	-	-	1	-	-	-	1
	家庭生活(その他)	-	-	-	2	-	-	-	18
	焼却(野焼き)	53	-	-	-	-	-	-	19
自然系	-	-	-	1	-	-	1	1	
その他	1	2	-	9	-	-	-	11	
不明	-	1	-	3	1	-	-	7	

資料：「令和元年度公害苦情調査」2021年1月15日現在 (e-Stat)

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

① 河川及び湖沼

対象事業実施区域及びその周囲のつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町における環境基準が指定された河川は、表 3.1.16及び図 3.1.12に示すとおりである。このうち、山田川は、日本海に直接流入せず、十三湖に流入し、十三湖が日本海側と接続する。

表 3.1.16 対象事業実施区域及びその周囲の河川類型指定一覧

水域コード	地点コード	水域名称	地点名称	類型	達成期間	類型指定年月日	測定機関
010	01	岩木川下流	津軽大橋	B	口	昭和47年6月13日	国土交通省
	51		十三湖大橋（岩木川河口）				国土交通省
	52		十三湖 中央				国土交通省
	53		十三湖 山田川河口				国土交通省
	54		十三湖 鳥谷川河口				国土交通省
015	01	山田川	新小戸六ダム	A	イ	昭和47年6月13日	青森県
	02		車力橋				青森県
	52		田光沼中央				青森県
021	02	中村川	中村橋	A	イ	昭和48年5月15日	青森県
022	01	赤石川	基橋	A	イ	昭和48年5月15日	青森県
024	01	追良瀬川	追良瀬橋	A	イ	昭和48年5月15日	青森県
025	01	吾妻川	板前橋	A	イ	昭和48年5月15日	青森県
026	01	笹内川	笹内橋	A	イ	昭和48年5月15日	青森県

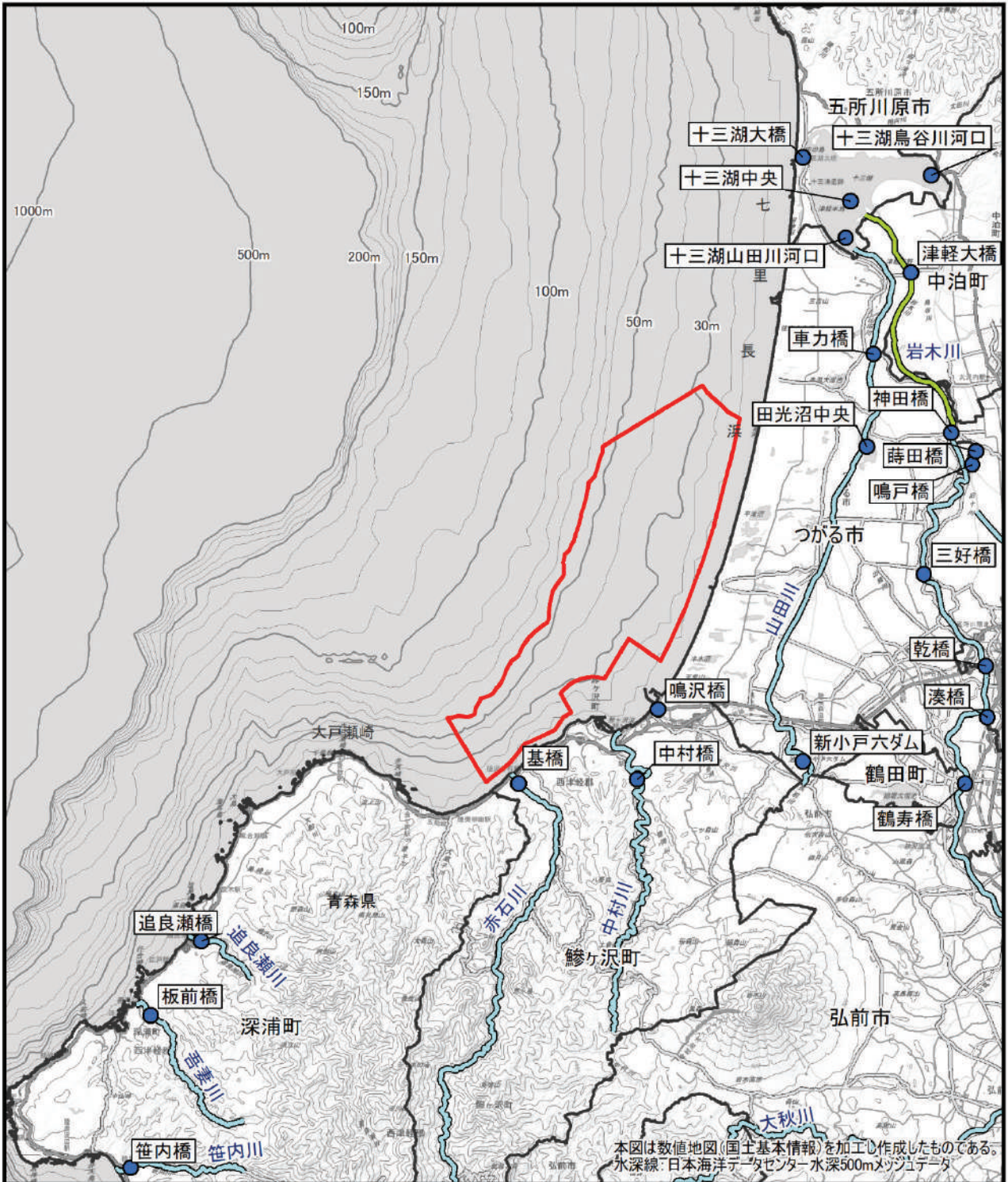
注：達成期間の分類は以下の通り。

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

資料：「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県）より一部抜粋



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

公共用水類型区分(河川)

- A
- B
- 河川の公共用水域水質測定点



1:300,000

0 2 4 6 8 10 km

図 3.1.12 対象事業実施区域及びその周囲の河川の水質汚濁にかかる環境基準の類型指定の状況

資料:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県) 水環境総合サイト 環境省 (2021年2月閲覧)

② 湧水

対象事業実施区域及びその周囲における代表的な湧水は、表 3.1.17及び図 3.1.13に示すとおりである。

表 3.1.17 青森県の代表的な湧水

	湧水の名称	所在地	概要等	湧水保全活動
1	名水広岡羽黒さま	つがる市 木造越水長谷川 162-3	地下水が自然に湧き出て、水量豊富。昔から眼病に効くと言い伝えられ飲用されている。また、すぐ側には祠が祀られている。	市による水質検査及び町内会による草刈・清掃を年2回行っている。
2	神明宮のトヨの水	深浦町大字深浦 字浜町	江戸時代中期から日本海交易の重要な役割を果たした「北前船」の飲用水に利用された「神明宮のトヨの水」は、現在もおいしい水として町民に親しまれています。	
3	沸壺池の清水	深浦町字松神山 国有林82林班	津軽国定公園「十二湖」地内にある沸壺の池から湧き出した清水で、エリア内の「十二湖庵」では、この水を使った抹茶サービスを受けることができる。	町では、このきれいな水を残すため、巡視パトロールや倒木調査を行い、自然をできるだけ今の形で残すよう保全に努めています。
4	小杉沢の湧水	弘前市百沢	600年前この水源を基礎に開田が進められたという故事来歴があり、今でも灌漑用水などに広く利用されている。	-
5	御膳水	弘前市吉野町	明治14年、天皇が行幸された折、料理・お茶にこの水を使用したことを記念し、「御膳水」と名付けられた。	-
6	羽黒神社霊泉	弘前市宮地	昔からこの水は眼病を治すといわれており、今でもそれを信じて訪れる人は多い。	<ul style="list-style-type: none"> 市による年5回の水質検査 神社氏子による清掃活動
7	清水観音水	弘前市桜庭	京都清水寺の舞台を模して建立された御堂背後の巨岩の間から湧出し、地域住民の生活を潤している。	<ul style="list-style-type: none"> 市による年5回の水質検査 神社氏子による清掃活動

資料：「青森県の代表的な湧水」令和3年1月15日閲覧（環境省ホームページ）

③ 海域

対象事業実施区域は、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町の西方洋上である。海域の類型指定は、深浦港および日本海岸地先海域において指定があり、表 3.1.18および図 3.1.14に示すとおりである。

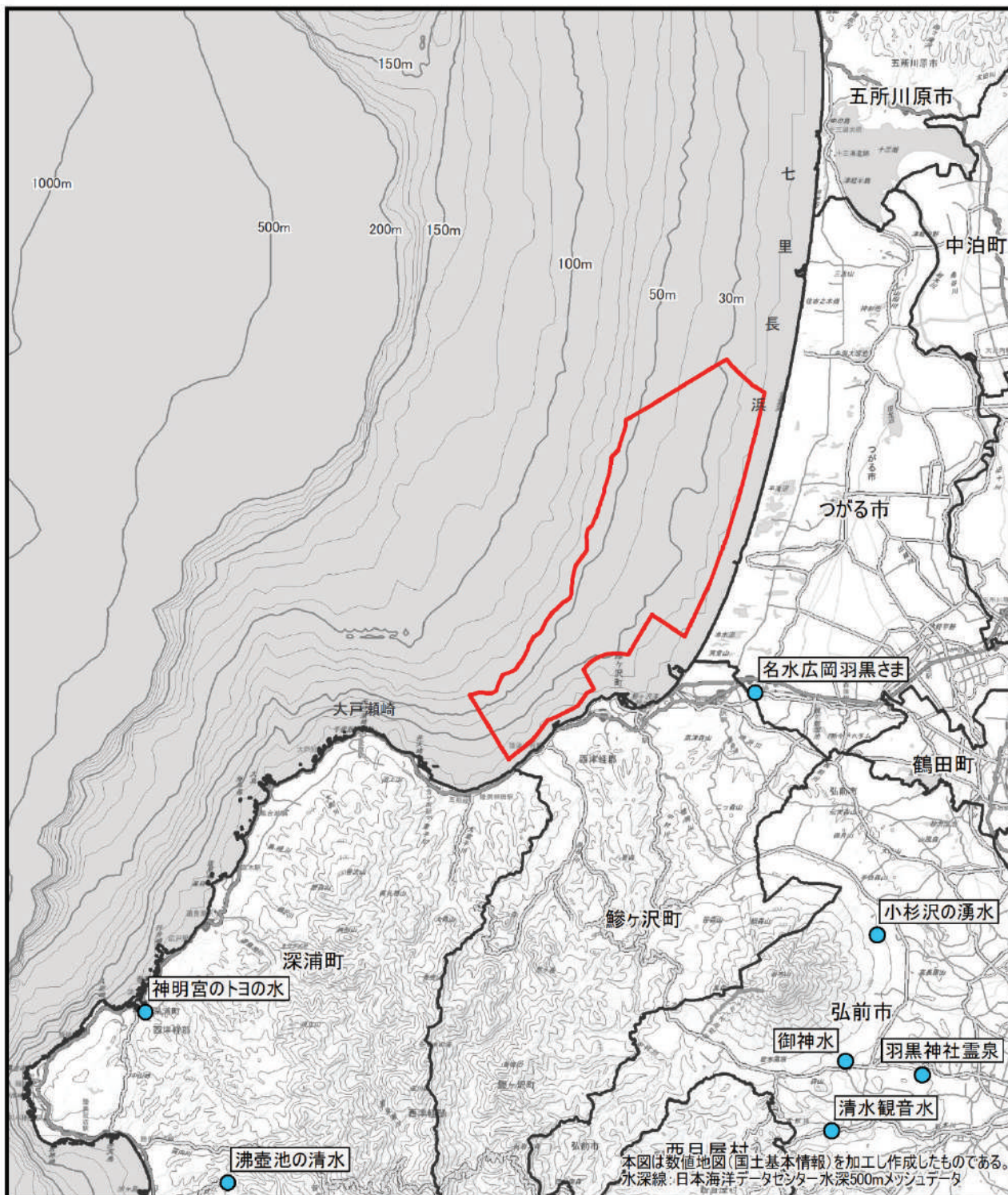
表 3.1.18 実施想定区域及びその周囲における海域類型指定一覧

水域コード	地点コード	水域名称	地点名称	類型	達成期間	類型指定年月日	測定機関
607	01	深浦港中央	深浦港中央	B	イ	昭和48年5月15日	青森県
608	03	日本海岸地 先海域	十三湖1km沖	A	イ	昭和18年5月15日	青森県
	04		鱒ヶ沢1km沖				青森県
	05		追良瀬1km沖				青森県
	06		深浦港中央				青森県

注：達成期間の分類は以下の通り。

- 「イ」：直ちに達成
- 「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

資料：「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県）より一部抜粋



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線
- 対象事業実施区域及びその周辺の湧水位置

資料：「青森県の代表的な湧水」令和3年1月15日閲覧
(環境省ホームページ)

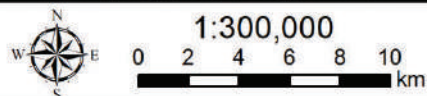
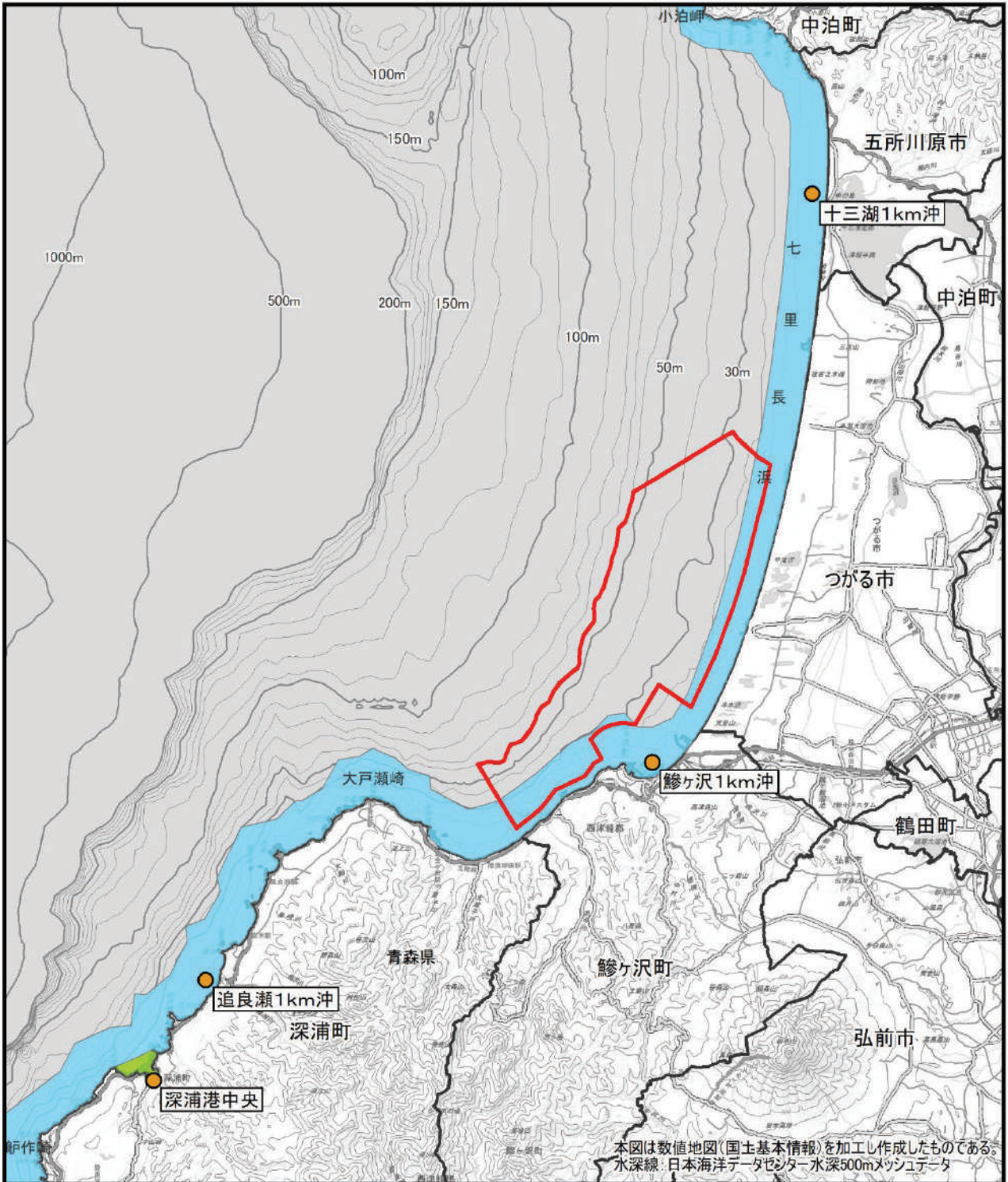


図 3.1.13 対象事業実施区域及びその周囲の湧水位置



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

公共用水類型区分(海域)

- A
- B
- 海域の公共用水域水質測定点

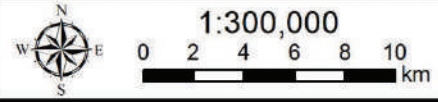


図 3.1.14 対象事業実施区域及びその周囲の海域の類型指定

資料：「水環境総合サイト 環境省」（2021年2月閲覧）

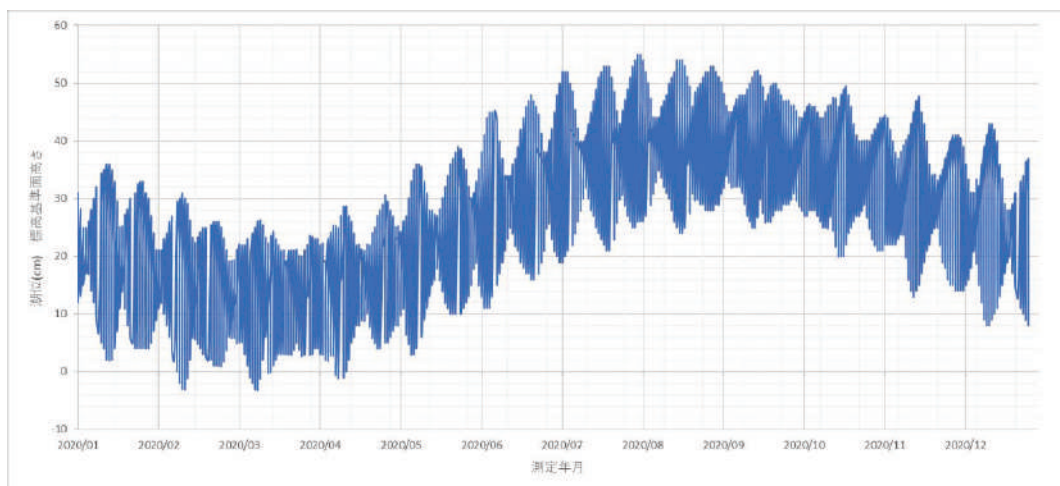
④ 潮位

対象事業実施区域及びその周囲における潮位観測地点には、深浦潮位観測地点がある。深浦潮位観測地点の位置は表 3.1.19及び図 3.1.16に示すとおりである。2020年の干満の観測結果（2020年1月から11月は確定値、2020年12月は速報値、2021年1月18日閲覧）は、図 3.1.15に示すとおりである。標高基準面高さに基づく、2020年の最大潮位は2020年8月の55cm、最小潮位は、2020年3月の-3cm、日間の最大潮位差は2020年7月の33cmである。

表 3.1.19 深浦潮位観測地点

地点名	深浦	
所管機関名	気象庁	
所在地	青森県 西津軽郡 深浦町 深浦	
予測地点	北緯： 40° 39′ N 東経： 139° 56′ E	
測定的方式	電磁式	
球分体	基準面上の高さ (cm)	519.4
	標高 (cm)	389.6
観測基準面の標高 (cm)		-129.8

資料：「潮位観測情報 掲載地点一覧表」（気象庁ホームページ）

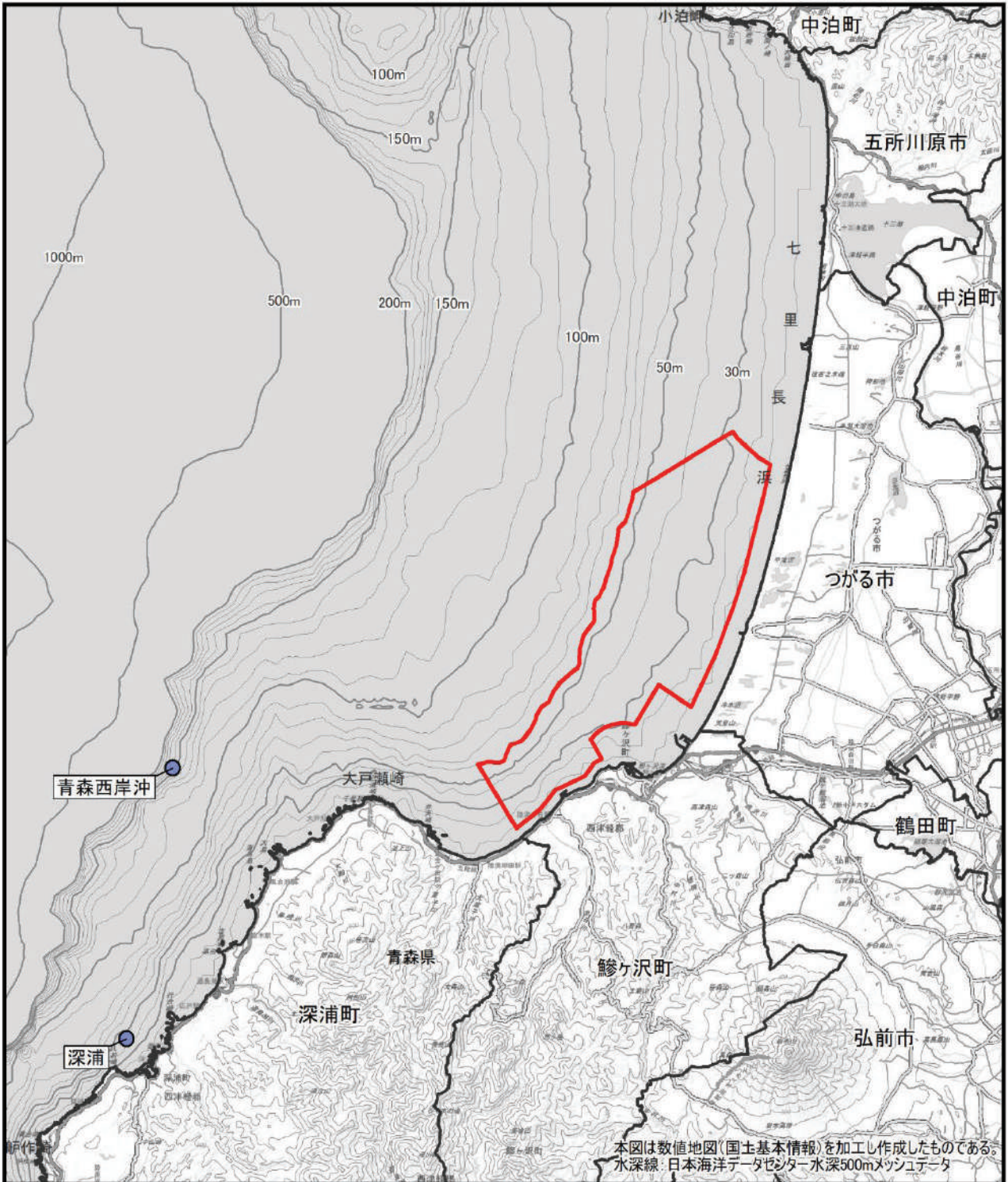


資料：「潮位表」（気象庁ホームページ）より作成

図 3.1.15 2020年の深浦観測地点潮位変化

⑤ 波浪

波浪状況は、「ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網）」（国土交通省港湾局）による波浪観測地点がある。対象事業実施区域及びその周囲では、青森西海岸沖において、2011年1月より観測を開始している。青森西海岸沖観測地点の概要及び観測地点を表 3.1.20及び図 3.1.18に示す。また、2018年の月別最大有義波を表 3.1.21及び図 3.1.17に示す。



凡例

- 対象事業実施区域
- 波浪観測位置
- 行政界
- 等深線



1:300,000

0 2 4 6 8 10 km

図 3.1.16 深浦潮位観測地点

資料: 「潮位観測情報 掲載地点一覧表」 (気象庁ホームページ)

表 3.1.20 波浪観測地点の観測状況

地点名		青森西海岸沖
観測地点	北緯	40°46'54"
	東経	139°56'15"
機種		GPS
設置位置	水深(m)	-125.0
	設置高R(m)	海面
波浪統計の項目	有義波	○
	周期帯別	○
連続観測開始時期		2011年1月
注1) USW: 超音波式波高計, CWD: 超音波式流速計型波向計, 海象計: 超音波ドップラー式波浪計, 空中発: 空中発射波式波高計, GPS: GPS波浪計		
注2) 水深は, 水表面から海底面までの距離の平均値より主要4分潮の半振幅の和を減じた値である。設置高(R)とは, 海底面から観測センサーまでの高さのことである。		
注3) 周期帯別欄の◎印は, 周期帯毎の方向スペクトル解析を実施。○印は, 周期帯毎の周波数スペクトル解析を実施。		

注: 本稿で用いた波浪データは, 国土交通省港湾局によって観測され, 港湾空港技術研究所で処理されたものである。
資料: 「リアルタイム ナウファス」(国土交通省港湾局 全国港湾海洋波浪情報網) より作成

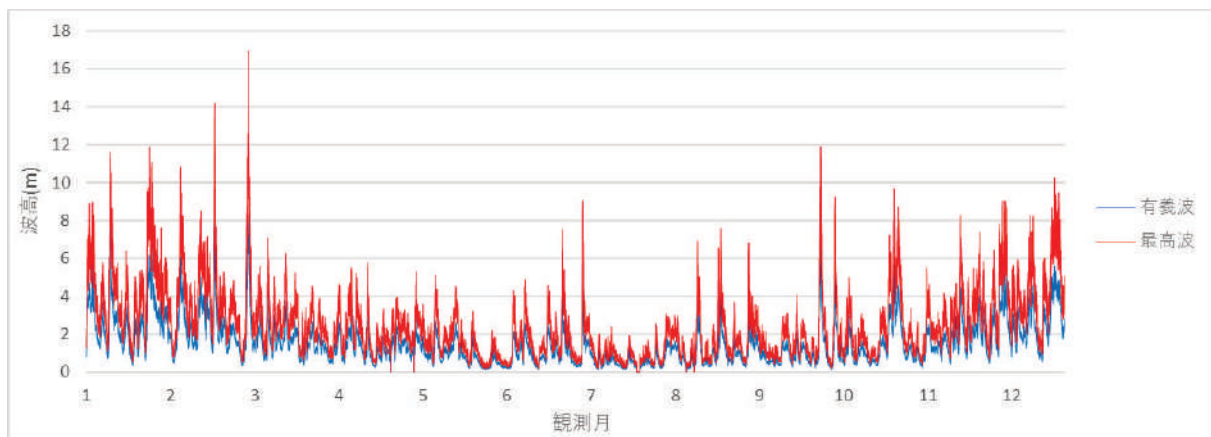
表 3.1.21 青森西海岸沖月別最大有義波及び月平均有義波*

項目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
最大有義波	H1/3 (m)	7.58	8.39	8.30	3.20	2.78	4.31	5.68	4.37	3.79	7.36	4.49	5.59	8.39	
	T1/3(sec)	10.3	10.8	11.4	6.7	9.5	8	9.8	9.4	7.3	10.6	8.1	9.7	11.4	
	起時(日時)	1/9 23:40	2/18 0:00	3/2 13:00	4/9 19:40	5/4 0:20	6/27 15:20	7/5 7:20	8/25 18:40	9/5 4:00	10/2 1:40	11/23 3:00	12/28 7:40	3/2 13:00	
	対応最高波	HMAX(m)	11.34	14.20	13.75	4.59	4.51	7.04	7.67	7.57	5.96	11.88	8.21	10.24	14.20
	TMAX(sec)	10.9	11.9	11.6	6.8	8.8	7.5	8.8	9.7	6.4	10.8	8.4	9.0	11.90	
平均有義波	H1/3 (m)	2.65	2.29	1.81	1.24	1.02	0.96	0.62	0.97	0.92	1.53	1.55	2.53	1.51	
	標準偏差	1.25	1.22	1.11	0.60	0.58	0.65	0.57	0.73	0.52	1.20	0.79	1.14	1.12	
	T1/3 (sec)	7.02	6.58	5.86	5.25	5.26	5.16	4.91	5.22	5.16	5.83	5.73	6.74	5.73	
	標準偏差	1.39	1.26	1.32	0.76	0.85	0.96	0.72	0.86	0.62	1.35	0.85	1.18	1.24	
取得率(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.4	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	

データは、リアルタイム ナウファスより、青森西海岸沖観測所2018年連続観測 確定データを整理

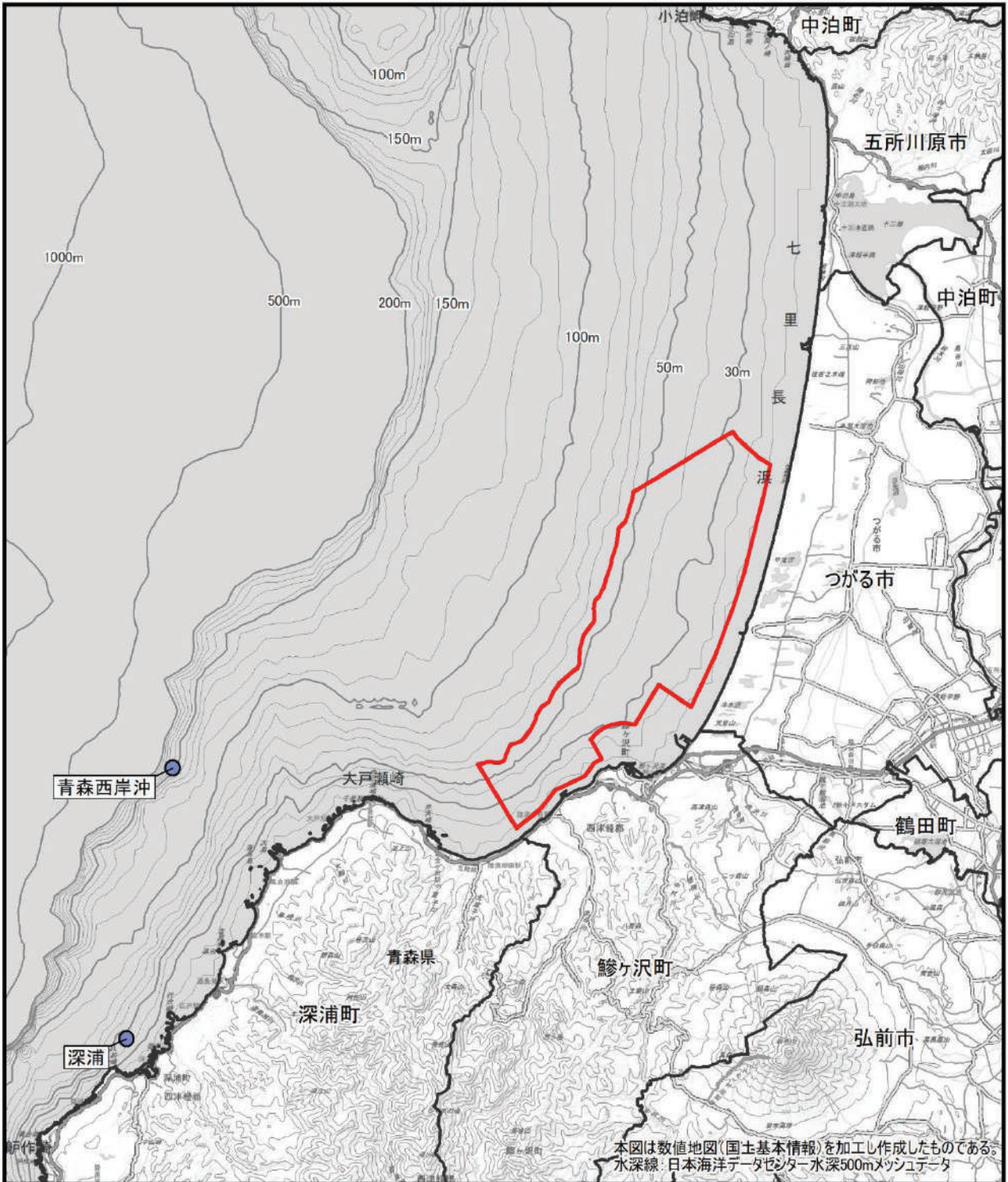
資料: 「リアルタイム ナウファス」(国土交通省港湾局 全国港湾海洋波浪情報網) より作成

* 有義波: 「ある地点で連続する波を1つずつ観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波(例えば100個の波が観測された場合、高い方から33個の波)を選び、これらの波高及び周期を平均したものをそれぞれ有義波高、有義波周期と呼び、その波高と周期を持つ仮想的な波を有義波と呼ぶ。(「3分の1最大波」と呼ぶこともある。)



資料: 「リアルタイム ナウファス」(国土交通省港湾局 全国港湾海洋波浪情報網) より作成

図 3.1.17 青森西海岸沖観測所における有義波及び最高波(2018年連続観測データ)



凡例

- 対象事業実施区域
- 波浪観測位置
- 行政界
- 等深線

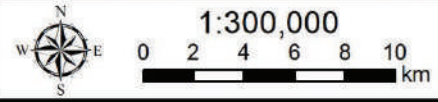


図 3.1.18 青森西海岸沖波浪観測地点図

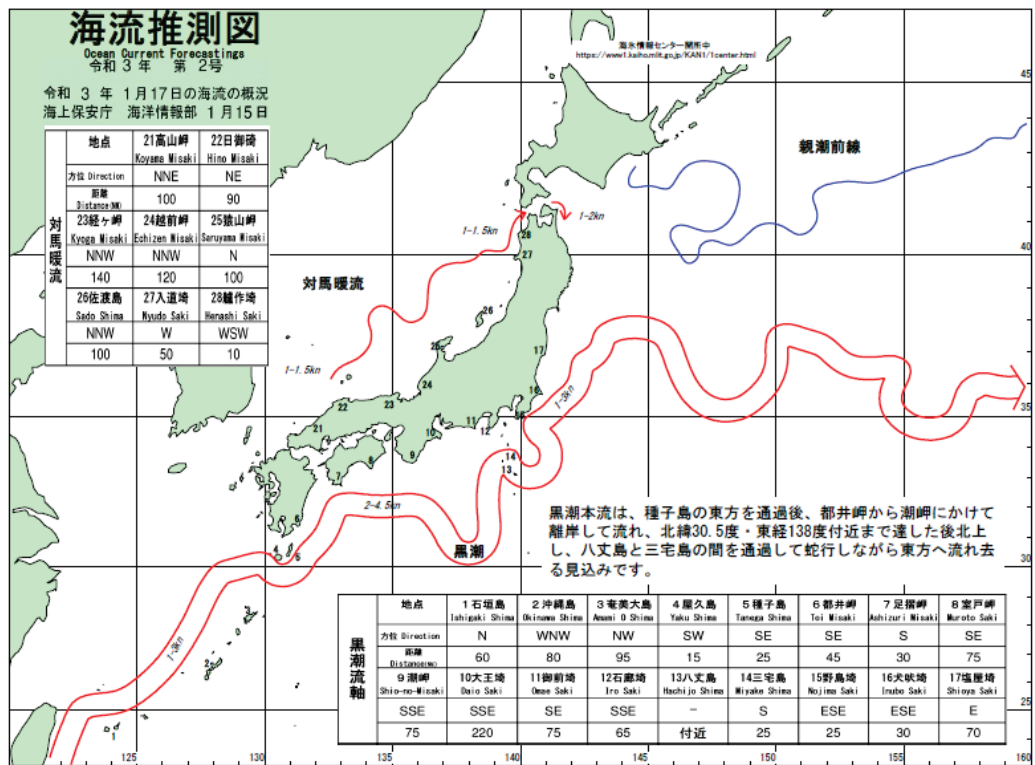
資料：「リアルタイム ナウファス」
 (国土交通省港湾局 全国港湾海洋波浪情報網)
 環境省HP「水環境総合サイト」より作成

⑥ 海流

海流は、広い海を常に一定の方向に流れる大きな流れを言い、対象事業実施区域に関連する海流は対馬暖流である。海上保安庁海洋情報部HPにおける説明では、以下の通りである。また、図 3.1.19に示すように、「海流推測図 第02号」(2021年01月15日発行)によれば、青森西海岸沖での対馬暖流は、約1~1.5 kn(ノット)(1.852~2.778 km/h)で流れている。

【対馬海流の説明】

「対馬暖流は対馬海峡の西水道(韓国側)と東水道(日本側)から入り込みます。このときの速さはおおよそ2km/hですが、西水道で最も速い流れは6km/hにもなります。しかし、対馬海峡を抜け日本海に入るとおおよそ2km/hで流れて、大半は津軽海峡を抜けて太平洋に出ます。¹⁾」



資料：「海流推測図 第02号(2021年01月15日発行)」(海上保安庁海洋情報部ホームページ)
注：海流の速度の1kノット(kn)は、約1.852km/h

図 3.1.19 日本海周辺の海流図

¹ 海上保安庁海洋情報部ホームページ (<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN8/sv/teach/kaisyo/stream4.html>, 2021年1月18日閲覧)

(2) 水質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における水質の測定地点および測定状況は表 3.1.22のとおりである。

表 3.1.22 対象事業実施区域及びその周囲における河川水質観測状況

測定項目		測定地点												
		岩木川下流	岩木川下流	岩木川下流	岩木川下流	岩木川下流	山田川	山田川	山田川	中村川	赤石川	追良瀬川	吾妻川	笹内川
		津軽大橋	十三湖大橋(岩木川河口)	十三湖中央	十三湖山田川河口	十三湖鳥谷川河口	新小戸六ダム	車力橋	田光沼中央	中村橋	基橋	追良瀬橋	板前橋	笹内橋
生活環境項目	類型指定	B	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A
	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	DO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	BOD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大腸菌群数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	全窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
	全燐	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
保全項目	水生生物	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物特A	生物A
	全亜鉛	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	ノルフェノール	○	—	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○	○
	LAS	○	—	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○	○
健康項目	カドミウム	○	—	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—
	全シアン	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	鉛	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—
	六価クロム	○	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	砒素	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—
	総水銀	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキル水銀		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	P C B	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ジクロロメタン	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	四塩化炭素	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	トリクロロエチレン	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	テトラクロロエチレン	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	チウラム	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	シマジン	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チオベンカルブ	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ベンゼン	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	セレン	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	—	○	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	
ふっ素	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
ほう素	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
1,4-ジオキサン	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	

資料：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県）より作成

① 河川

令和元年度（2019年実績）の対象事業実施区域及びその周囲の生活環境の保全に係る測定項目及び結果については表 3.1.23及び表 3.1.24に示すとおりである。

表 3.1.23 (1) 河川水質測定結果（生活環境項目・水生生物保全項目）

水系名	岩木川下流	岩木川下流	岩木川下流	岩木川下流	岩木川下流	山田川	山田川	山田川	中村川	赤石川	追良瀬川	吾妻川	笹内川	基準値		
地点名	津軽大橋	十三湖大橋(岩木川河口)	十三湖中央	十三湖山田川河口	十三湖鳥谷川河口	新小戸六ダム	車力橋	田光沼中央	中村橋	基橋	追良瀬橋	板前橋	笹内橋			
類型指定	B	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	河川		
生活環境項目	pH (-)	最小値	7.1	7.3	7.4	7.4	7.3	7.1	7.1	7.4	7.4	7.6	7.8	7.8	B 6.5 ~ 8.5	A 6.5 ~ 8.5
		最大値	7.8	9.0	8.4	9.0	8.1	7.7	7.6	7.6	7.2	7.8	8.4	8.4		
		m/n	0/12	3/12	0/4	1/4	0/4	0/4	0/6	0/4	0/4	0/4	0/4	1/4		
	DO (mg/L)	最小値	6.7	6.5	8.1	9.0	7.2	8.1	8.2	8.8	9.3	9.5	9.1	9.1	B 5mg/L 以上	A 7.5mg/L 以上
		最大値	13	14	13	13	13	13	13	14	12	12	13	12		
		m/n	0/12	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/6	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4		
	BOD (mg/L)	最小値	0.8	<0.5	0.6	1.6	<0.5	<0.5	1.6	2.0	0.7	0.8	0.7	0.8	B 3mg/L 以下	A 2mg/L 以下
		最大値	2.9	3.1	2.3	3.4	2.0	1.1	4.2	3.7	1.6	1.5	1.6	1.4		
		m/n	0/12	1/12	0/4	1/4	0/4	0/4	4/6	3/4	0/4	0/4	0/4	0/4		
	SS (mg/L)	最小値	3	5	6	4	3	1	12	15	1	1	<1	<1	B 25mg/L 以下	A 25mg/L 以下
		最大値	14	13	13	87	27	3	24	50	2	3	1	5		
		m/n	0/12	0/12	0/4	1/4	1/4	0/4	0/6	3/4	0/4	0/4	0/4	0/4		
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	最小値	490	79	49	13	130	700	700	270	270	330	40	490	B 5,000 以下	A 1,000 以下
		最大値	54000	24000	7900	24000	1300	7,000	7,900	7,000	1700	4,900	4,900	22,000		
		m/n	4/12	1/12	1/4	1/4	0/4	2/4	5/6	2/4	2/4	3/4	3/4	3/4		
	平均値	11000	3100	2400	6100	470	2,700	4,400	3,700	940	2,500	2,400	8,200	2,400		

資料：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県）より作成

表 3.1.23 (2) 河川水質測定結果 (生活環境項目・水生生物保全項目)

水系名	岩木川下流	岩木川下流	岩木川下流	岩木川下流	岩木川下流	山田川	山田川	山田川	中村川	赤石川	追良瀬川	吾妻川	笹内川	基準値			
地点名	津軽大橋	十三湖大橋(岩木川河口)	十三湖中央	十三湖山田川河口	十三湖鳥谷川河口	新小戸六ダム	車力橋	田光沼中央	中村橋	基橋	追良瀬橋	板前橋	笹内橋	基準値			
利用目的の適応性	類型指定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	基準値			
	全窒素 (mg/L)	最小値	0.91	0.17	0.82	0.05	0.71	0.22	0.51	0.69	0.09	0.12			II	I	
		最大値	1.3	1.6	1.1	1.9	0.98	0.57	1.7	1.8	0.15	0.15			0.2	0.1	
		m/n 平均値	-/6	-/6	-/4	-/4	-/4	-/4	-/6	-/4	-/2	-/2	/	/	/	mg/L以下	g/L以下
全磷 (mg/L)	最小値	0.057	0.046	0.050	0.054	0.053	0.005	0.067	0.11	0.006	0.009			II	I		
	最大値	0.096	0.081	0.081	0.22	0.10	0.020	0.15	0.21	0.090	0.011			0.1	0.05		
	m/n 平均値	-/6	-/6	-/4	-/4	-/4	-/4	-/6	-/4	-/2	-/2	/	/	/	mg/L以下	mg/L以下	
水生生物保全項目	類型指定	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物A	生物特A	生物A	基準値			
	全亜鉛 (mg/L)	最小値	0.005		0.016			0.001	0.006	0.012	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	A	特A
		最大値	0.012		0.016			0.001	0.006	0.012	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.03	0.03
	ノニフェノール (mg/L)	最小値	<0.0006					<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	A	特A
		最大値	<0.0006					<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.01	0.006
	LAS (mg/L)	最小値	<0.0006					<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	A	特A
		最大値	<0.0006					<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.03	0.02
m/n 平均値	0/4	/	/	/	/	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	mg/L以下	mg/L以下	
m/n 平均値	<0.0006					<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	mg/L以下	mg/L以下	

※1: 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数(m)/総検体数(n)」である。

※2: 定量下限値以上の値が1回以上検出された場合の「平均値」については定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料: 「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県)より作成

表 3.1.24 (1) 河川水質測定結果 (健康項目)

水域名(河川名等)	岩木川									基準	
	津軽大橋			十三湖大橋			十三湖中央				
	地点名	測定項目	最大値	m/n	平均値	最大値	m/n	平均値	最大値		m/n
カドミウム (mg/L)		<0.0003	0/2	<0.0003	-	-	-	<0.0003	0/1	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン (mg/L)		<0.1	0/2	<0.1	-	-	-	<0.1	0/1	<0.1	検出されないこと。
鉛 (mg/L)		<0.002	0/6	<0.002	0.002	0/4	0.002	<0.002	0/1	<0.002	0.01mg/L以下
六価クロム (mg/L)		<0.02	0/2	<0.02				<0.02	0/1	<0.02	0.05mg/L以下
砒素 (mg/L)		0.001	0/6	0.001	<0.001	0/4	<0.001	0.001	0/1	0.001	0.01mg/L以下
総水銀 (mg/L)		<0.0005	0/2	<0.0005	-	-	-	<0.0005	0/1	<0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。
PCB (mg/L)		<0.0005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。
ジクロロメタン (mg/L)		<0.001	0/1	<0.001	-	-	-	-	-	-	0.02mg/L以下
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0001	0/1	<0.0001	-	-	-	-	-	-	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0001	0/1	<0.0001	-	-	-	-	-	-	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.01	0/1	<0.01	-	-	-	-	-	-	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.001	0/1	<0.001	-	-	-	-	-	-	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0001	0/1	<0.0001	-	-	-	-	-	-	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	0/1	<0.001	-	-	-	-	-	-	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0001	0/1	<0.0001	-	-	-	-	-	-	0.002mg/L以下
チウラム (mg/L)		<0.0006	0/1	<0.0006	-	-	-	-	-	-	0.006mg/L以下
シマジン (mg/L)		<0.0003	0/1	<0.0003	-	-	-	-	-	-	0.003mg/L以下
チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	0/1	<0.002	-	-	-	-	-	-	0.02mg/L以下
ベンゼン (mg/L)		<0.001	0/1	<0.001	-	-	-	-	-	-	0.01mg/L以下
セレン (mg/L)		<0.002	0/1	<0.002	-	-	-	-	-	-	0.01mg/L以下
硝酸性窒素 (mg/L)		0.96	-/6	0.65	-	-	-	0.74	-/4	0.39	-
亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.054	-/6	0.032	-	-	-	0.039	-/4	0.022	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.97	0/6	0.68	-	-	-	0.75	0/4	0.4	10mg/L以下
ふっ素 (mg/L)		<0.15	0/1	<0.15	-	-	-	-	-	-	0.8mg/L以下
ほう素 (mg/L)		0.23	0/1	0.23	-	-	-	-	-	-	1mg/L以下
1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005	0/1	<0.005	-	-	-	-	-	-	0.05mg/L以下

資料：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県)より作成

表 3.1.24 (2) 河川水質測定結果 (健康項目)

水域名(河川名等)	山田川									基準	
	地点名	新小戸六ダム			車力橋			田光沼中央			
		測定項目	最大値	m/n	平均値	最大値	m/n	平均値	最大値		m/n
カドミウム (mg/L)	<0.0003	0/2	<0.0003	-	-	-	<0.0003	0/1	<0.0003	0.003mg/L以下	
全シアン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.1	0/1	<0.1	検出されないこと。	
鉛 (mg/L)	<0.002	0/2	<0.002	-	-	-	0.002	0/1	0.002	0.01mg/L以下	
六価クロム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.02	0/1	<0.02	0.05mg/L以下	
砒素 (mg/L)	<0.001	0/2	<0.001	-	-	-	<0.001	0/1	<0.001	0.01mg/L以下	
総水銀 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。	
PCB (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。	
ジクロロメタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02mg/L以下	
四塩化炭素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.01	0/1	<0.01	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	-0/1	<0.001	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-0/1	<0.0005	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	-0/1	<0.001	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	0/1	<0.001	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0005	0/1	<0.0005	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002mg/L以下	
チウラム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.006mg/L以下	
シマジン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0001	0/1	<0.0001	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	0/1	<0.001	0.02mg/L以下	
ベンゼン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	0/1	<0.001	0.01mg/L以下	
セレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.002	0/1	<0.002	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	1.4	0/6	0.68	0.066	0/1	0.066	-	
亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	0.026	0/6	0.01	0.017	0/1	0.017	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	1.4	0/6	0.69	0.083	0/1	0.083	10mg/L以下	
ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.15	0/1	<0.15	0.8mg/L以下	
ほう素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	0.07	0/1	0.07	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.005	0/1	<0.005	0.05mg/L以下	

資料：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県)より作成

② 海域

対象事業実施区域及びその周囲における海域の測定結果を表 3.1.25に示す。測定地点は、図 3.1.12に示すとおりである。

表 3.1.25 海域水質測定結果（生活環境項目）

水系名		深浦港	日本海岸地先 海域	日本海岸地先 海域	日本海岸地先 海域	日本海岸地先 海域	基準値
地点名		深浦港中央	十三湖 1km沖	鱒ヶ沢 1km沖	追良瀬 1km沖	深浦港中央	
類型		B	A	A	A	A	
採取水深		全層	全層	全層	全層	全層	
pH (-)	最小値	8.2	8.1	8.2	8.2	8.1	7.8~8.3
	最大値	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	
	m/n	0/4	0/6	0/4	0/4	0/4	
	平均値	-	-	-	-	-	
DO (mg/L)	最小値	7.3	7.1	7.1	7.0	7.2	7.5mg/L 以上
	最大値	9.3	9.6	9.3	9.5	9.4	
	m/n	0/4	2/6	1/4	1/4	1/4	
	平均値	8	8.1	7.9	8	8.1	
COD (mg/L)	最小値	0.7	0.6	0.9	0.7	1.2	2mg/L 以下
	最大値	1.3	2.5	1.3	1.2	2.2	
	m/n	0/4	1/6	0/4	0/4	1/4	
	平均値	1.1	1.2	1.1	0.9	1.7	
SS (mg/L)	最小値	-	<1	-	-	-	-
	最大値	-	4	-	-	-	
	m/n	/	- /6	/	/	/	
	平均値	-	2	0	0	0	
大腸菌 群数 (MPN/ 100mL)	最小値		<2	<2	4	<2	1000以下
	最大値		94	33	49	26	
	m/n	/	0/6	0/4	0/4	0/4	
	平均値	-	23	10	18	10	
n-ヘキ サン抽 出物質 (n-Hex)	最小値	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出され ないこと
	最大値	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
	m/n	0/2	0/1	0/1	0/1	0/1	
	平均値	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	

※1: 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数(m)／総検体数(n)」である。
 ※2: 定量下限値以上の値が1回以上検出された場合の「平均値」については定量下限値未満の数値を定量下限値の数値として算出している。

資料：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県）より作成

(3) 水底の底質の状況

青森県においては、公共用水域中河川6地点、湖沼7地点、海域13地点の計26地点で公共用水域の底質測定が実施されているが、対象事業実施区域及びその周囲に測定地点は含まれない。

(4) その他の水に係る環境の状況

① 地下水水質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地下水質の測定状況およびその結果は表 3.1.26及び表 3.1.27に示すとおりである。

表 3.1.26 対象事業実施区域及びその周囲における地下水質測定状況

測定項目	測定地点	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	鱈ヶ沢町	深浦
		牛潟	松原	清水	朝日	桑野木田	南浮田町	北金ヶ沢
		汚染井戸 調査10本	継続監視 調査	継続監視 調査	継続監視 調査2本	継続監視 調査	現況調査	継続監視 調査2本
カドミウム	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
全シアン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
鉛	(mg/L)	○	-	-	-	-	○	-
六価クロム	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
砒素	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	○
総水銀	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	-	-	-	-
PCB	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
ジクロロメタン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
四塩化炭素	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
クロロエチレン※	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
トリクロロエチレン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
テトラクロロエチレン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
チウラム	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
シマジン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
ベンゼン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
セレン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
亜硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
ふっ素	(mg/L)	-	○	○	○	○	○	-
ほう素	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	-	-	-	○	-

資料：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県）より作成

表 3.1.27 (1) 対象事業実施区域及びその周囲における地下水質測定結果

市区町村名	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	環境基準
地区名	牛潟	牛潟	牛潟	牛潟	牛潟	牛潟	牛潟	牛潟	牛潟	
用途区分	一般飲用	工業用水	工業用水	その他	その他	生活用水	その他	一般飲用	一般飲用	
調査区分	汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査	
カドミウム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003mg/L 以下
全シアン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。
鉛 (mg/L)	0.002	<0.002	0.002	0.002	0.004	0.003	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
六価クロム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05mg/L 以下
砒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01mg/L 以下
総水銀 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。
PCB (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。
ジクロロメタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02mg/L 以下
四塩化炭素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002mg/L 以下
チウラム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.006mg/L 以下
シマジン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02mg/L 以下
ベンゼン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01mg/L 以下
セレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10mg/L 以下
ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8mg/L 以下
ほう素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05mg/L 以下

資料：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県）より作成

表 3.1.27 (2) 対象事業実施区域及びその周囲における地下水質測定結果

市区町村名	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	深浦町	環境基準
地区名	牛潟	松原	清水	朝日	朝日	桑野木田	南浮田町	北金ヶ沢	北金ヶ沢	
用途区分	生活用水	その他	その他	その他	工業用水	その他	一般引用	生活用水	生活用水	
調査区分	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査	現況調査	継続監視調査	継続監視調査	
カドミウム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	0.003mg/L 以下
全シアン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	検出されないこと。
鉛 (mg/L)	0.002	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	0.01mg/L 以下
六価クロム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.02	-	-	0.05mg/L 以下
砒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	0.004	0.002	0.01mg/L 以下
総水銀 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。
PCB (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	検出されないこと。
ジクロロメタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	0.02mg/L 以下
四塩化炭素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0001	-	-	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0001	-	-	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0001	-	-	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0001	-	-	0.002mg/L 以下
チウラム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	0.006mg/L 以下
シマジン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.0001	-	-	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	0.02mg/L 以下
ベンゼン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	0.01mg/L 以下
セレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	3.6	-	-	-
亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.003	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	3.6	-	-	10mg/L 以下
ふっ素 (mg/L)	-	0.62	0.72	0.67	0.66	0.72	0.08	-	-	0.8mg/L 以下
ほう素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	0.07	-	-	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	0.05mg/L 以下

資料：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県）より作成

② 公共用水域中のダイオキシン

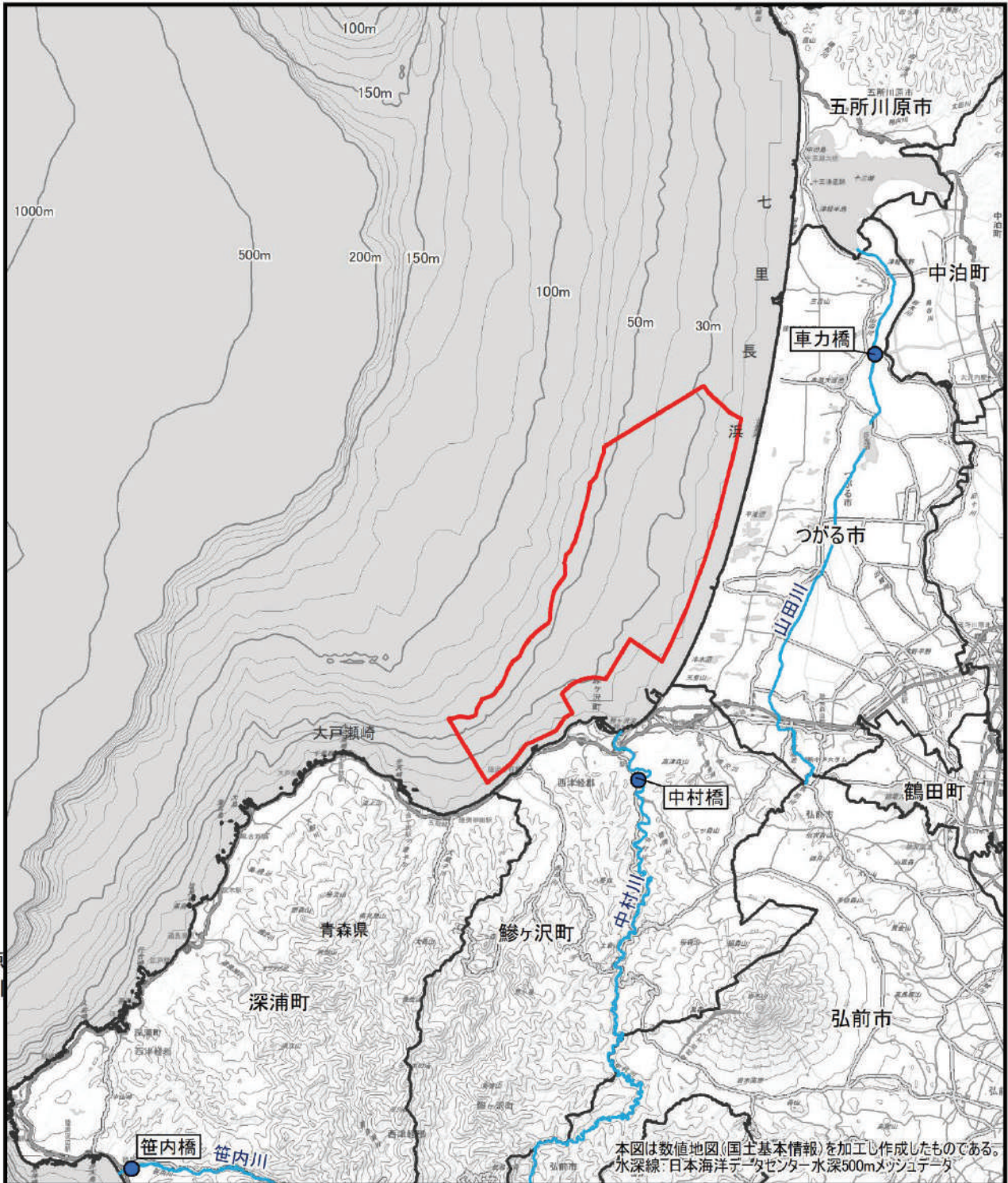
青森県においては、公共用水域中河川24地点、湖沼4地点、海域7地点の計35地点でダイオキシンの測定が実施されており、対象事業実施区域及びその周囲の3地点の測定結果は表 3.1.28及び図 3.1.20のとおりである。

表 3.1.28 公共用水域のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/L, pg-TEQ/g)

河川名	測定地点	水質	底質	環境基準	調査機関
笹内川	笹内橋	0.015	-	水質：1 pg-TEQ/L以下 底質：150 pg-TEQ/g以下	青森県
中村川	中村橋	0.038	-		青森県
山田川	車力橋	0.31	0.52		青森県

資料：「令和元年度 ダイオキシン類環境調査結果について」（青森県）より作成



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線:日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 行政界
 - 等深線
 - 公共用水域のダイオキシン類測定地点
 - 公共用水域のダイオキシン類測定河川

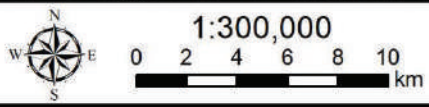


図 3.1.20 ダイオキシン類測定地点

資料:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県) 水環境総合サイト 環境省 (2021年2月閲覧)

(5) 苦情の発生状況

青森県における典型7公害の発生源・発生原因別苦情件数の状況は、表 3.1.15に示すとおりであり、総苦情件数は 247件であった。そのうち水質汚濁に係る苦情件数は、46件で全体の18.6%を占めている。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

① 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲の土壌調査は、つがる市及び鱒ヶ沢町、深浦町周辺で1978年に実施されている。対象事業実施区域及びその周囲では、表 3.1.18に示すとおり、つがる市海岸沿いには未熟土壌、その内陸側にグライ土壌が広がる。鱒ヶ沢町海岸沿いでは未熟土壌時はわずかであり、黒ボク土壌の他、河川に沿って灰色低地土壌がみられる。深浦町海岸沿いでは、岩石地が現れ、黒ボク土壌とともに海岸線を構成する。

② 土壌の汚染状況

青森県内では、青森市や八戸市など合計13地点で土壌中のダイオキシン類濃度の調査を実施しているが、対象事業実施区域及びその周囲のつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町において測定実績はない。

また、土壌汚染対策法に基づく調査等についても対象事業実施区域及びその周囲のつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町において行われていない。

③ 土壌汚染に係る苦情の発生状況

青森県における典型7公害の発生源・発生原因別苦情件数の状況は、表 3.1.15に示すとおりであり、土壌汚染に係る苦情は2件のみである。

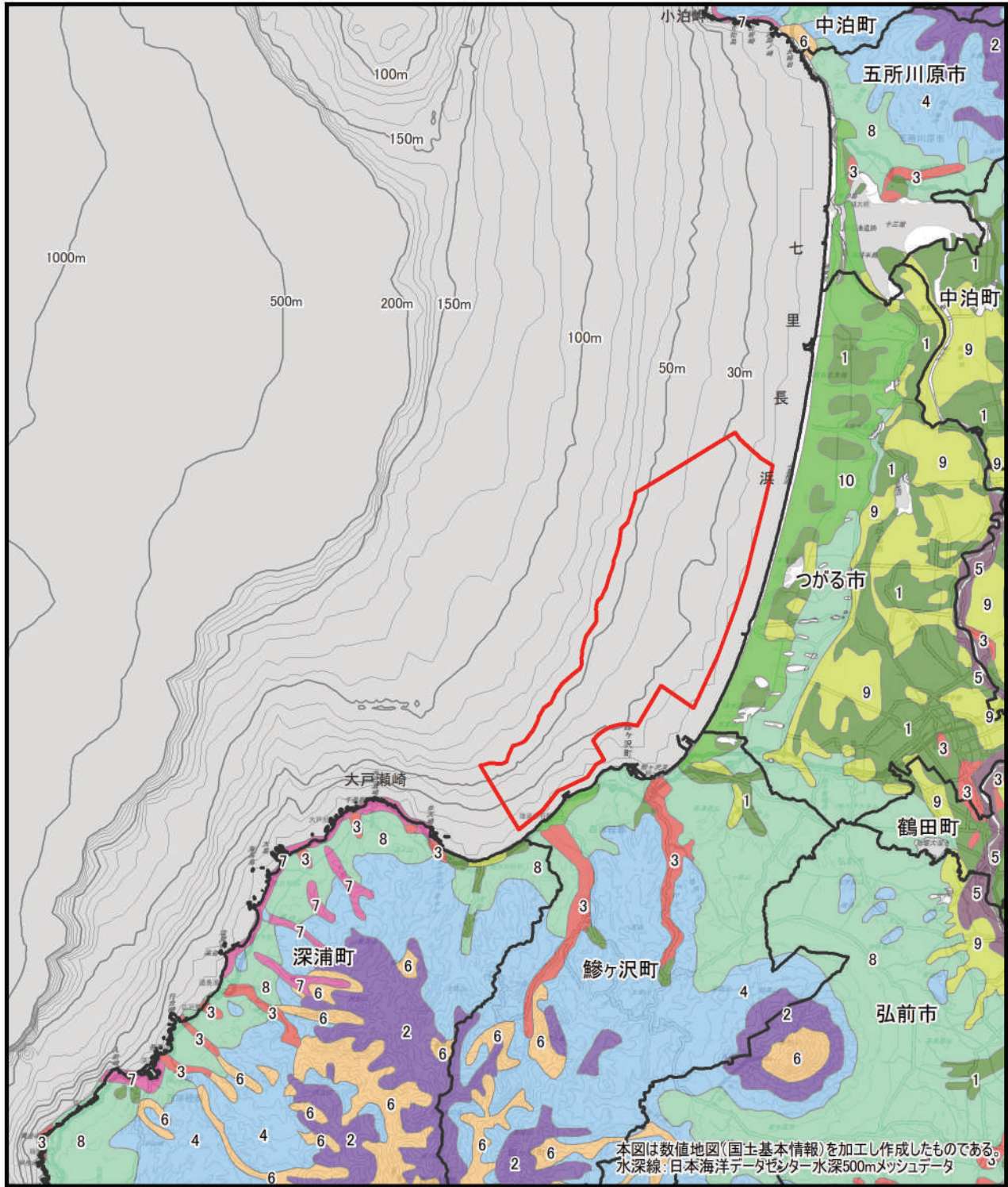
(2) 地盤の状況

① 地盤沈下地域

「平成30年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和2年3月版）によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は報告されていない。

② 地盤沈下に係る苦情の発生状況

青森県における典型7公害の発生源・発生原因別苦情件数の状況は、表 3.1.15に示すとおりであり、地盤沈下に係る苦情は1件のみである。



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線:日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

土壌分類

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 1, グライ土 2, ポドソル 3, 灰色低地土 4, 褐色森林土 5, 褐色低地土 | <ul style="list-style-type: none"> 6, 岩屑土 7, 岩石地 8, 黒ボク土 9, 泥炭土 10, 未熟土 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



図 3.1.21 土壌分類図

資料:国土調査(土地分類調査・水調査)
20万分の1土地分類基本調査(GISデータ)

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

① 陸上の地形

対象事業実施区域及びその周囲の地形の状況を図 3.1.22に示す。

対象事業実施区域が位置する青森県の南西部は、岩木山の南西麓にあり、つがる平野の南部をなしている。主な水系は岩木山西側を流れ、白神山地を源流とし日本海に注ぐ赤石川である。海岸は北部や砂質の砂丘となっており、南部は岩礁帯となっている。

② 海底の地形

対象事業実施区域及びその周囲における海底地形は、図 3.1.23に示すとおりであり、着床式基礎のエリアは、水深10～60mほどで比較的穏やかな傾斜となっている。

③ 重要な地形

重要な地形は、「日本の典型的地形一覧（国土交通省）」によると、河川の作用による地形、火山の活動による地形、海の作用による地形、地殻の変動による地形、地質を反映した地形、氷河・周氷河作業による地形等が確認されている（表 3.1.29及び図 3.1.24参照）。

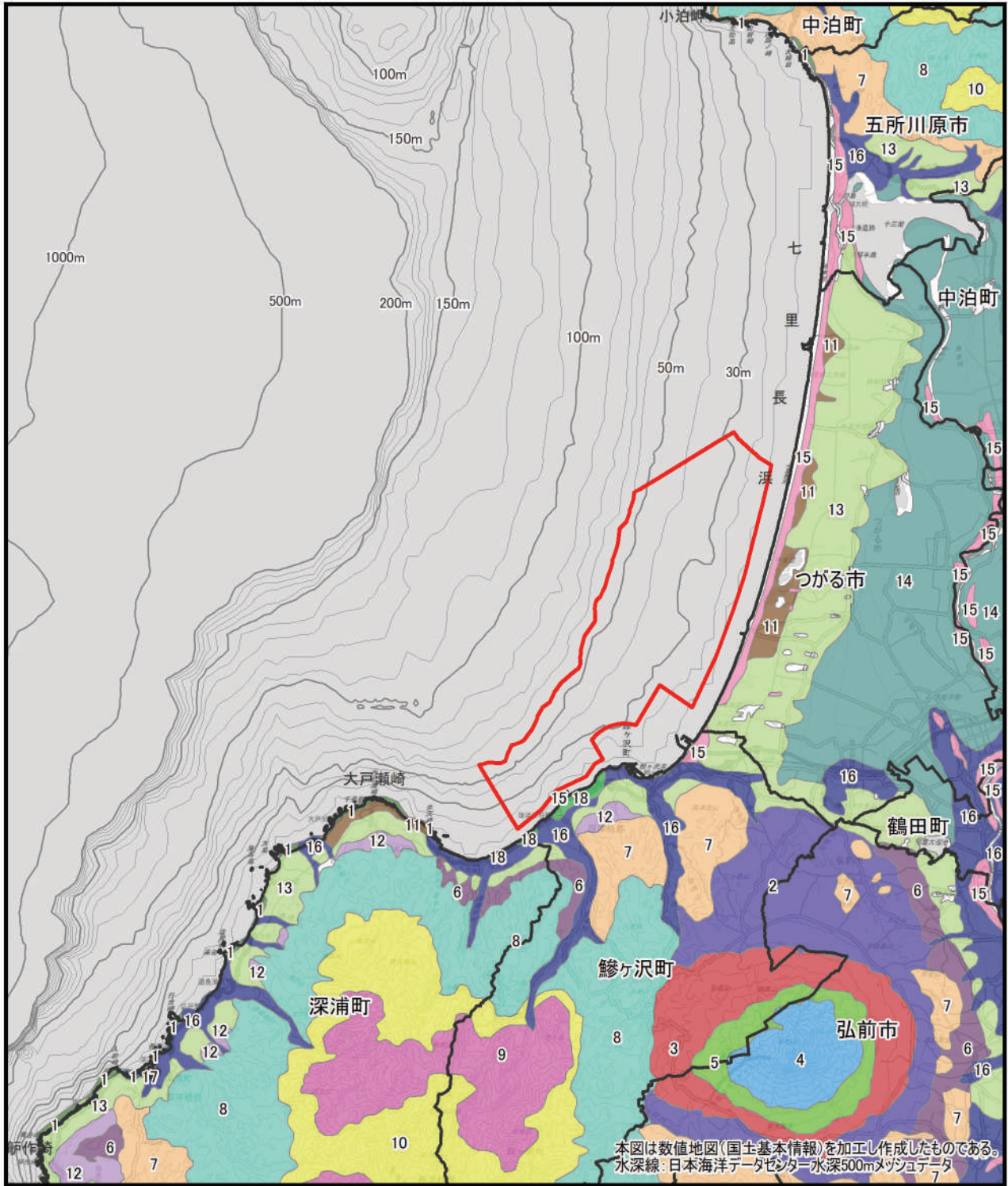
表 3.1.29 (1) 対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形・地質

地形の種類	名称	地形項目	市町村	地形備考	定義
河川の作用による地形	岩木川中流～下流部	旧河道	つがる市、弘前市、鶴田町、板柳町		過去の河道の跡。
	岩木川河口部	三角州	つがる市、五所川原市、中泊町	十三湖	河水の運搬した土砂が、河口に沈積して生じたほぼ三角形の土地。
	岩木川中流～下流部	自由蛇行（自然蛇行）	つがる市、五所川原市、中泊町		沖積地上にあって侵食谷を形成しない曲流。
	田茂木	三日月湖	つがる市、中泊町		蛇行する河川の一部が河道から断たれて生じた湖。
	国吉	河岸段丘及び段丘崖	弘前市	岩木川上流	河川の流路に沿う階段状地形で、氾濫原よりも高い位置にあるものを河岸段丘。また、段丘面の前面に河川の侵食等によって形成された急斜面を段丘崖。
	くろくまの滝	滝及び滝壺	鱒ヶ沢町		河川の流れが急崖を落下するものを滝。落下する水流によって壺状に深く掘り込まれた丸い窪地を滝壺。
火山の活動による地形	岩木山麓十面沢	流れ山（泥流丘）	弘前市	岩木山北東麓、津軽国定公園	大規模な火山泥流の堆積地に見られる火山麓の小丘。
	弥生	火山麓扇状地	弘前市	岩木山東麓	火山体を刻む谷の谷口を扇頂として裾野に広がる河成の扇状地。
	百沢	火山麓扇状地	弘前市	岩木山南東麓	火山体を刻む谷の谷口を扇頂として裾野に広がる河成の扇状地。
	岩木山	成層火山	弘前市、鱒ヶ沢町	津軽国定公園	噴出した溶岩や火山灰が次第に噴火口の周囲に堆積して層を成している円錐形の火山。
	岩木山	爆裂火口	弘前市	赤倉沢上流、津軽国定公園	爆発的な火山噴火で火山体の一部が吹き飛ばされて生じた火口。

表 3.1.29 (2) 対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形・地質

地形の種類	名称	地形項目	市町村	地形備考	定義
海の作用による地形	権現崎	海食崖	中泊町	小泊岬. 津軽国定公園.	海に面した山地や台地の前面で主に波食作用によってできた崖。
	十三湖	潟湖（ラグーン）	つがる市、五所川原市、中泊町	津軽国定公園	浅海の一部が砂嘴（さし）や砂州によって外海と絶縁された浅い湖沼。
	十三湖西方	砂州	つがる市、五所川原市	津軽国定公園	砂嘴（さし）が入江の対岸まで達しているもの、または、ほとんど達しているもの。
	七里長浜	砂浜	つがる市、五所川原市、鱒ヶ沢町	津軽国定公園	砂の多く堆積した浜。
	津軽西海岸一帯	海成段丘	深浦町、鱒ヶ沢町	津軽国定公園	海成の平坦面が不連続的に離水して、海岸線に沿って階段状に分布する地形。
	大戸瀬崎	岩礁	深浦町	津軽国定公園	暗礁や洗岩、干出岩、水上岩など、群れをなす岩の総称。
	千畳敷	波食棚	深浦町	津軽国定公園	潮間帯にある平滑な岩床面。
	千畳敷	海食台	深浦町	津軽国定公園	海面下に見られる侵食面で、海食作用によって形成されたもの。
	千畳敷	潮吹き穴	深浦町	津軽国定公園	海食洞の天井部分が波食で崩落して作られた小孔。
	千畳敷	屏風山砂丘	砂丘・風紋	つがる市	津軽国定公園
	かぶと岩	きのこ岩	深浦町	大戸瀬崎付近. 津軽国定公園.	波食等により基部がえぐられて、きのこ状に上方が大きくなっている岩石。
地殻の変動による地形	屏風山	噴砂現象	つがる市		地震時の地盤の液化化などにより地中の砂が地下水とともに噴出する現象。
	千畳敷	隆起波食棚	深浦町	1793（寛政4）年の地震により隆起. 津軽国定公園.	波食棚が地盤の隆起や海面の下降によって離水した地形。
地質を反映した地形	下前地すべり	地すべり地	中泊町	下前地区. 津軽国定公園	地すべりが起こったか、または起こりつつある土地。
氷河・周氷河作用による地形	鳥海山周辺	化石構造土	弘前市	岩木山の外輪山. 津軽国定公園.	過去の寒冷な気候の時代に形成された構造土。
その他の地形	ベンセ池・大滝沼	低層湿原	つがる市	屏風山砂丘地. 津軽国定公園.	一般の河川の周辺に見られる湿地草原。
	岩木山南麓	土石流堆積地形	弘前市、西目屋村	岩木山南麓. 津軽国定公園.	土石流による流動物が溪床やその下流に堆積して形成された地形。

資料：「日本の典型的な地形一覧」（国土交通省）



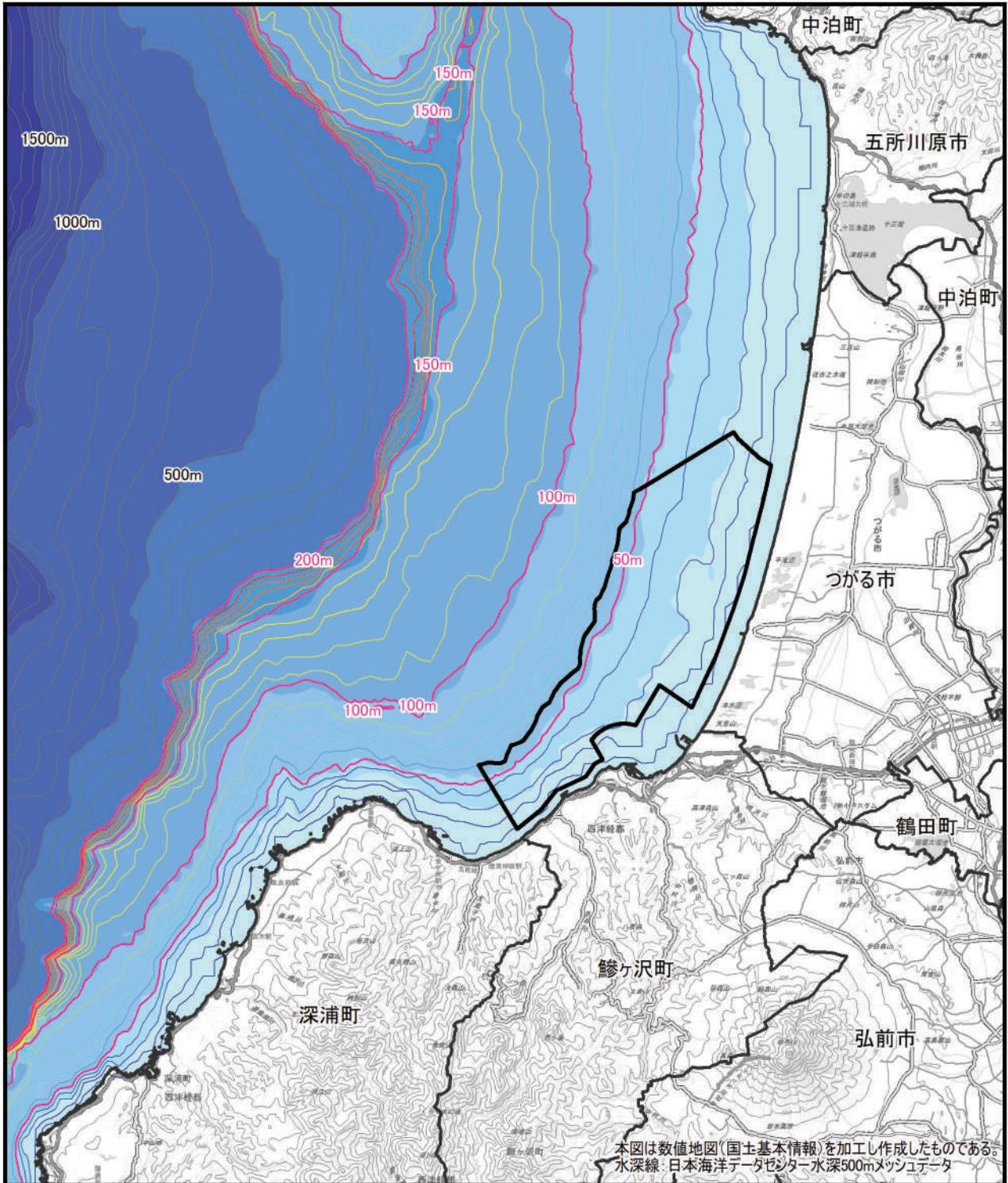
本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

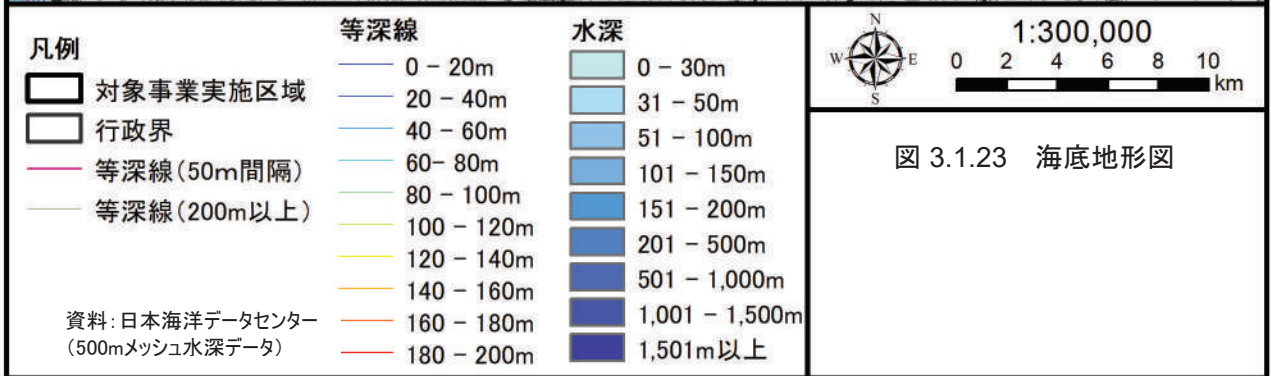
- | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業実施区域 | 6, 小起伏丘陵地 | 13, 砂礫台地(中位) |
| 行政界 | 7, 大起伏丘陵地 | 14, 三角州性低地 |
| 等深線 | 8, 小起伏山地 | 15, 自然堤防・砂州・砂丘 |
| 1, 岩石台地(下位) | 9, 大起伏山地 | 16, 扇状地性低地 |
| 2, 火山山麓地 | 10, 中起伏山地 | 17, 岩石質裸地 |
| 3, 小起伏火山地 | 11, 砂礫台地(下位) | 18, 砂質裸地(砂丘) |
| 4, 大起伏火山地 | 12, 砂礫台地(上位) | |
| 5, 中起伏火山地 | | |

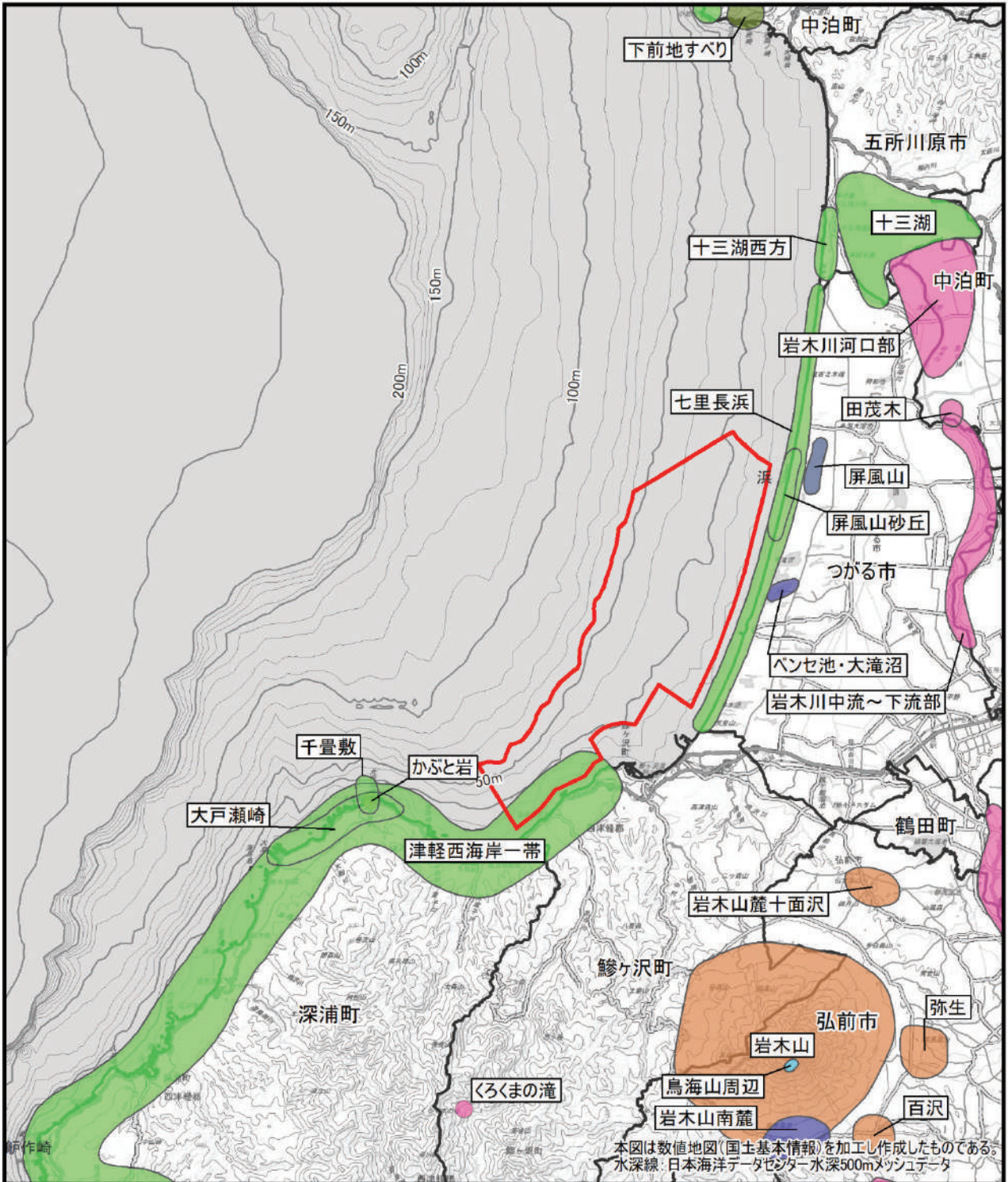


図 3.1.22 地形分類図



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ





凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

地形の種類

- 地殻の変動による地形
- 地質を反映した地形
- 水河・周水河作用による地形
- 河川的作用による地形
- 海的作用による地形
- 火山の活動による地形
- その他の地形



1:300,000

0 2 4 6 8 10 km

図 3.1.24 重要な地形・地質

資料: 日本の典型的地形一覧(国土交通省)

(2) 地質の状況

① 陸上の地質

対象事業実施区域及びその周囲の表層地質の状況を図 3.1.25に示す。

対象事業実施区域が位置する青森県南西部の表層地質は、つがる市周辺は未固結地質であり、鱒ヶ沢町、深浦町の海岸線から内陸部にかけて半固結～固結地質が広がり、岩木山、白神山地の山間は火山性地質となっている。

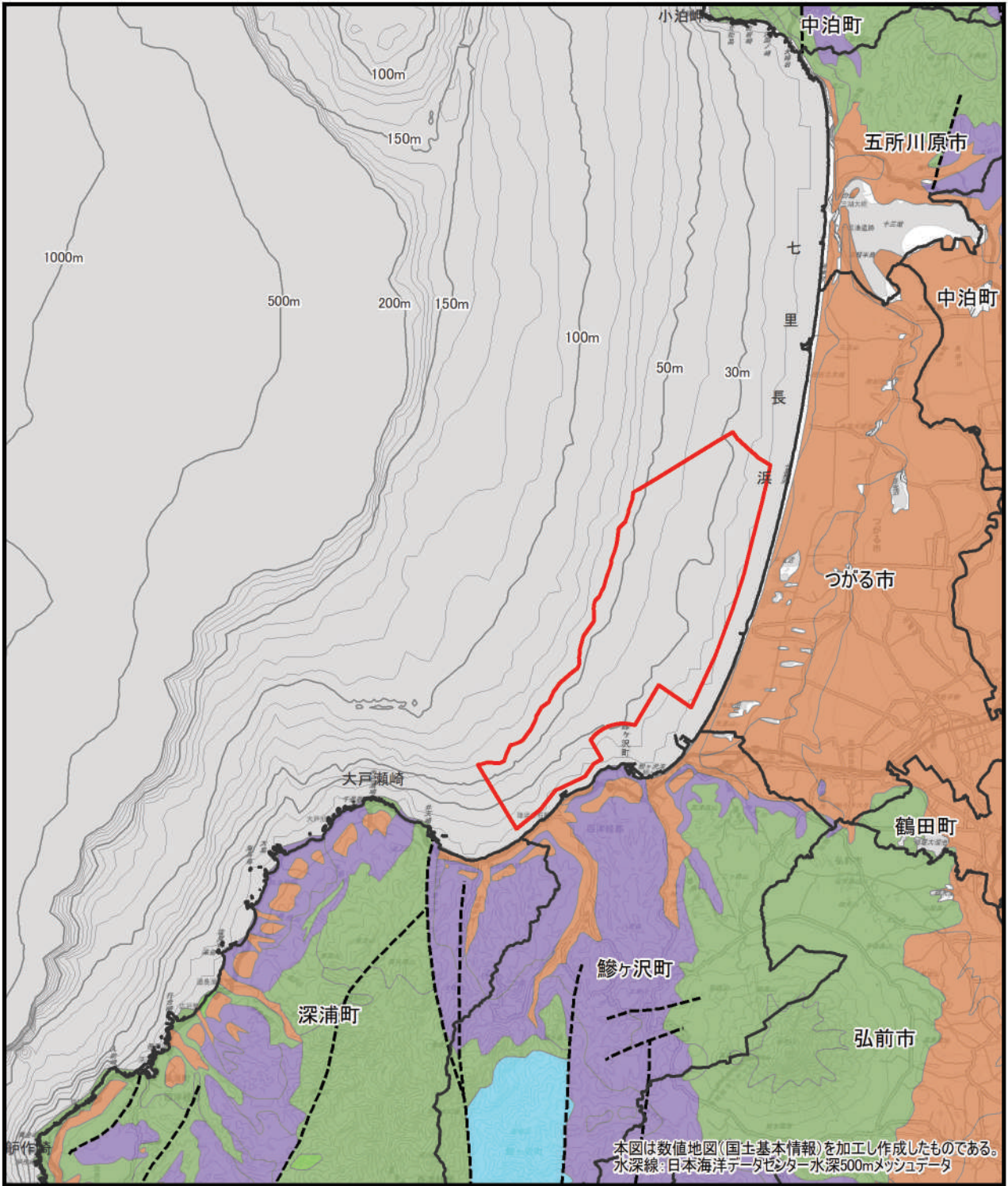
② 海底の地質

対象事業実施区域及びその周囲における海底地質は図 3.1.26に、表層堆積は図 3.1.28に示すとおりである。海底地質は、水深50m付近より沖に砂・礫・泥が分布している。表層堆積によると水深30m付近より沖に細粒砂、極細粒砂が分布している。

現在、一般に公開されている海底の地質及び表層堆積については、水深30m以浅の沿岸部のデータが含まれていない。このため、西北地域県民局地域整備部建設管理課より、行政文書開示に基づき表 3.1.30の情報を入手した。これらの調査結果概略では、七里長浜港周辺の沖合10m程度の地点でのボーリング調査により、表層に2~3m程度の砂質層が広がり、その下層にシルト岩による基盤層が広がっていることを示している。今後データを精査する。

表 3.1.30 追加入手した海底地質情報

#	入手した文書の名称
1	平成4年度 七里長浜港改修護岸（防波-II）外地質調査委託 ・ボーリング柱状図 ・調査位置図（S=1：5000） ・調査結果
2	平成6年度 七里長浜港泊地（-7.5m）地質調査委託 ・ボーリング柱状図 No.1~2孔 ・想定土質断面図 ・調査位置案内図 ・調査結果
3	平成10年度 七里長浜改修防波堤（南）地質調査業務委託 ・ボーリング柱状図 ・主要点座標成果図 ・調査結果
4	平成16年度 七里長浜港海岸環境整備測量地質調査業務委託 ・調査位置案内図 ・平面図 ・調査結果

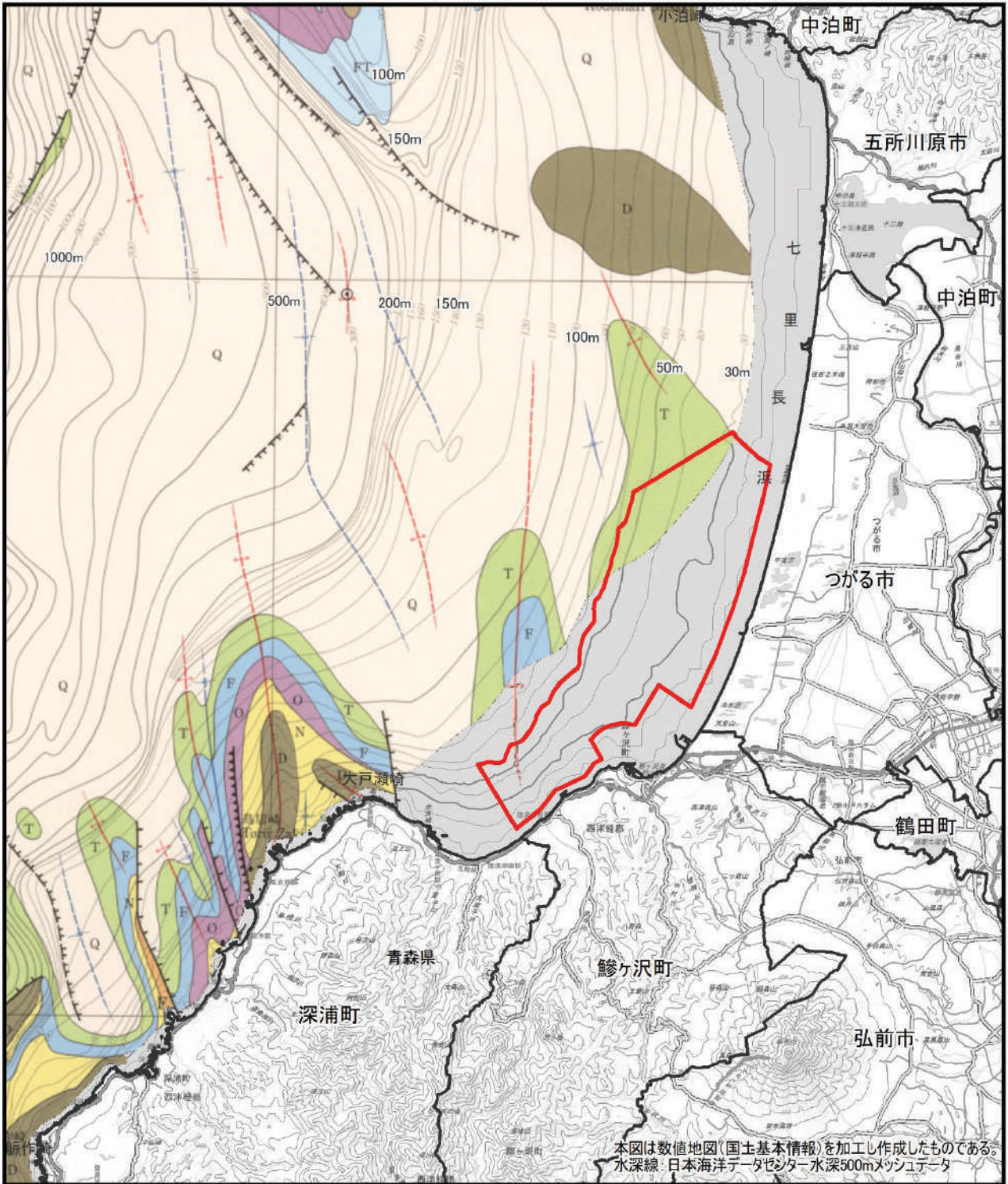


凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線
- 断層(推定)
- 半固結～固結
- 変成岩
- 未固結
- 深成岩
- 火山性



図 3.1.25 表層地質図



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

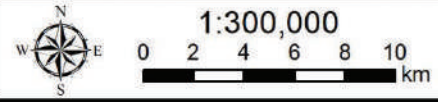
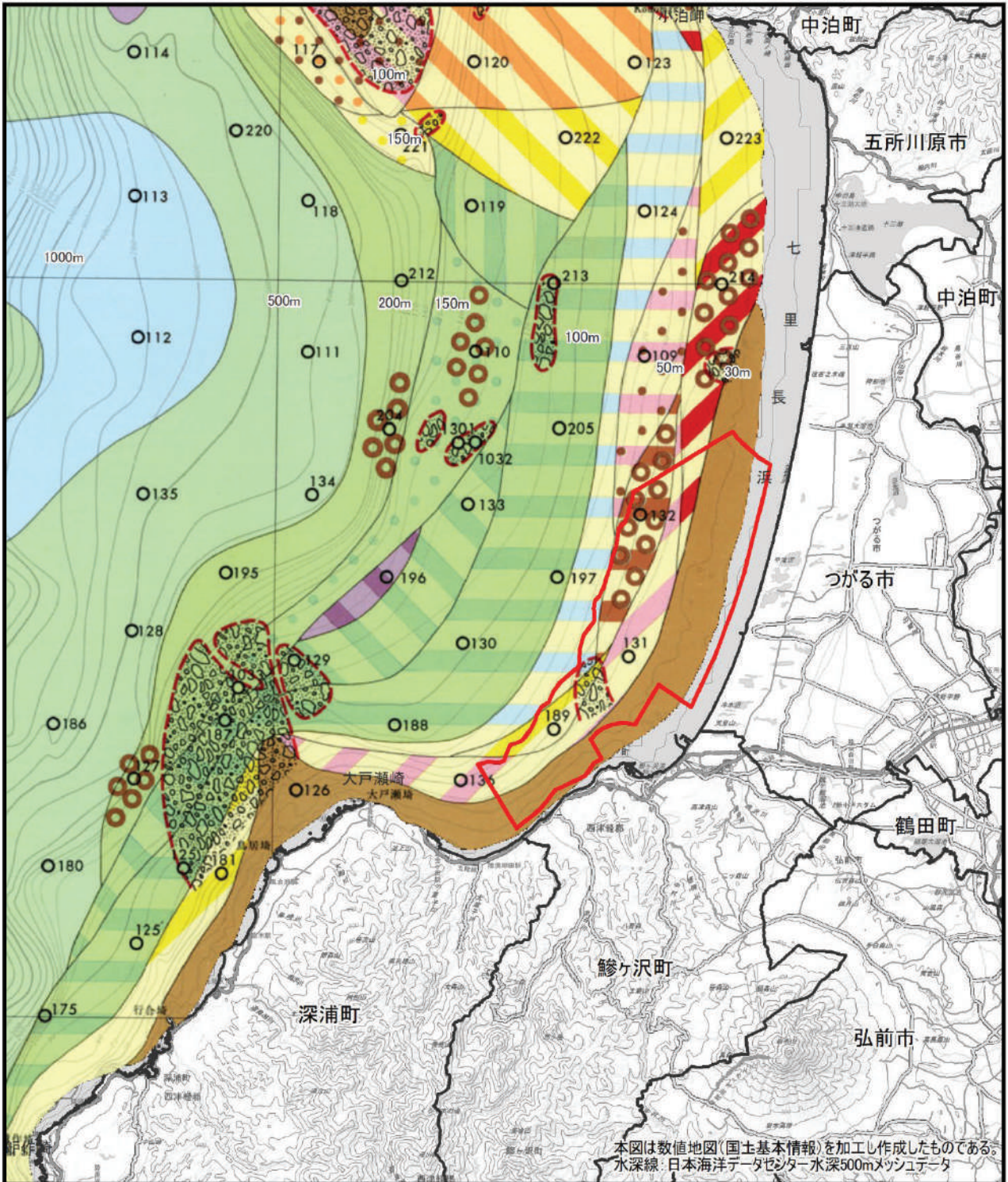


図 3.1.26 海底地質図

出典資料: 産能研地質調査総合センター(WMTS)
海洋・海底地質図20万分の1 西津軽海盆海底地形図(1987)



图 3.1.27 海底地質図凡例



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線



図 3.1.28 表層堆積図

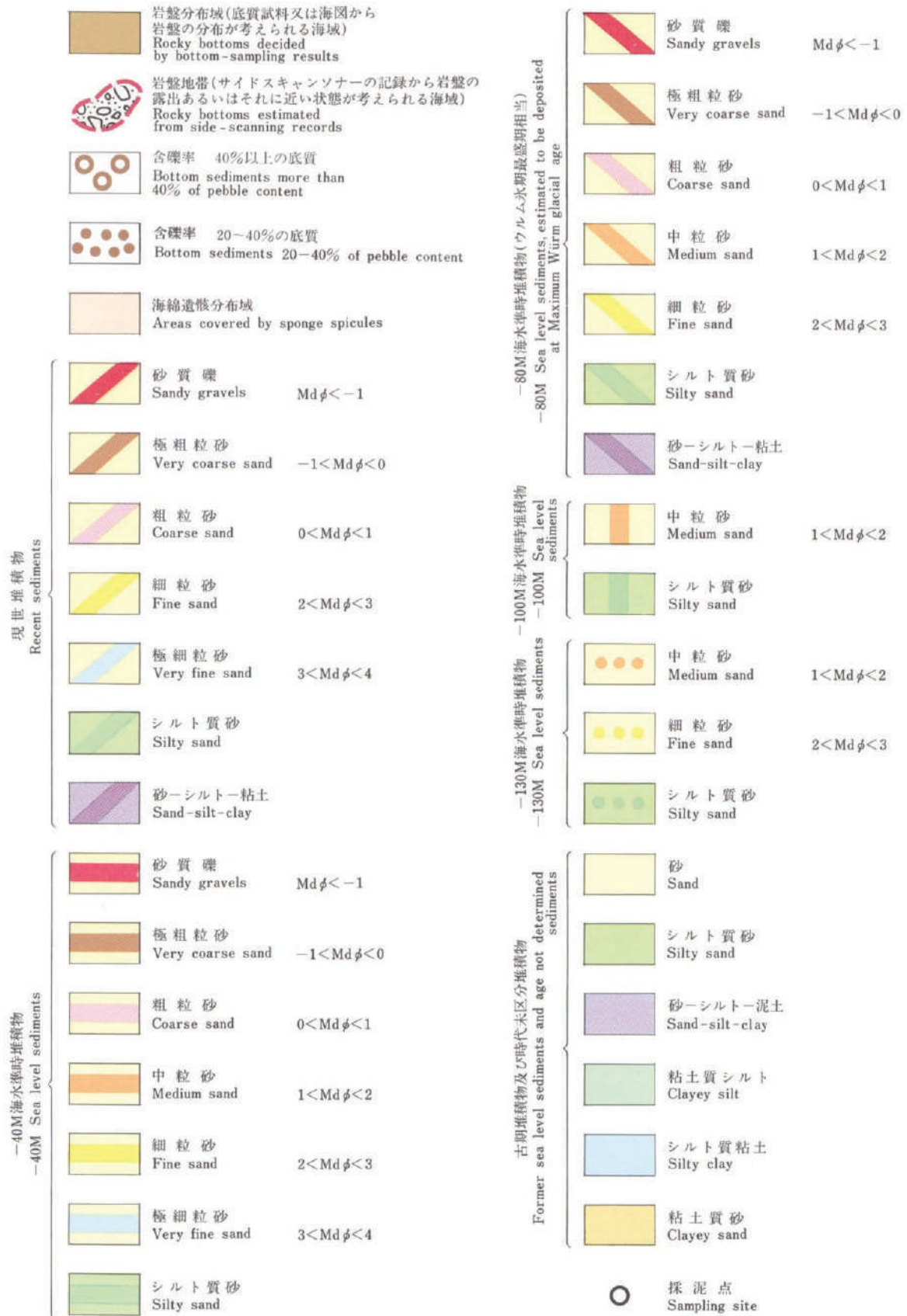


図 3.1.29 表層堆積図凡例

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 陸上生物

① 収集資料

対象事業実施区域及びその周囲における動物の生息状況は、表 3.1.31及び表 3.1.32に示す文献及びその他の資料を収集して把握した。

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概況は、表 3.1.33に示すとおりである。

哺乳類が7目17科48種、鳥類が20目15科240種、爬虫類が1目5科10種、両生類が2目6科13種、昆虫類が12目78科438種、淡水魚類が11目22科68種、底生生物が28目66科131種確認されている。

表 3.1.31 (1) 収集した既存資料一覧（陸上生物・動物）

文献No.	文献名	調査項目							備考 (対象範囲)
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	淡水魚類	底生生物	
①	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（哺乳類）（1979年、環境庁）	○							中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（鳥類）報告書 日本産鳥類の繁殖分布（1981年、環境庁）		○						中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（両生類・爬虫類）報告書 日本の重要な両生類・は虫類の分布（1982年、環境庁）			○	○				中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（昆虫類）（1980年、財団法人 日本野生生物研究センター）					○			中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（淡水魚類）（1980年、財団法人 日本自然保護協会）						○		中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
②	第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書 鳥類（1988年、環境庁）		○						中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
③	第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書（1993年、環境庁自然保護局）	○		○	○	○	○		中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
④	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査動物分布調査報告書（2002年、環境省自然環境局生物多様性センター）	○		○	○	○	○		中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
⑤	第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査哺乳類分布調査報告書（2004年、環境省自然環境局生物多様性センター）	○							中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
	第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査鳥類繁殖分布調査報告書（2004年、環境省自然環境局生物多様性センター）		○						中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
⑥	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成23年1月、平成27年9月修正版）（2015年、環境省）		○						中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町

表 3.1.31 (2) 収集した既存資料一覧（陸上生物・動物）

文献 No.	文献名	調査項目							備考 (対象範囲)
		哺乳 類	鳥類	爬虫 類	両生 類	昆虫 類	淡水 魚類	底生 生物	
⑦	日本におけるオオタカの生息分布（1996年～2000年）（2005年、環境省自然環境局野生生物課）		○						中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
⑧	第50回ガンカモ類の生息調査報告書（平成30年度）（2020年、環境省自然環境局）		○						中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
⑨	青森県産翼手目の分布（1988年、青森県立三戸高等学校研究紀要18:20-27）	○							中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
⑩	青森の野鳥（2001年、日本野鳥の会青森県支部／弘前支部）		○						中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
⑪	淡水魚 第11号（1985年、財団法人淡水魚保護協会）						○		中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
⑫	塩分勾配を持つ連鎖状の砂丘湖沼群（前潟・後潟・明神沼）の沿岸域における大型底生無脊椎動物相（2014年、陸水学雑誌75:179-187）							○	五所川原市
⑬	津軽十二湖湖沼群・越口の池湖群における湖水循環と底生動物の深度分布（2010年、陸水学雑誌71:113-128）							○	深浦町
⑭	青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－（2020年、青森県）	○	○	○	○	○	○	○	中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
⑮	平成26年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書（2016年、環境省）		○						中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町

表 3.1.32 収集した既存資料一覧（陸上生物・生息地）

文献 No.	文献名	調査項目	備考
⑯	国・県指定文化財一覧（2021年2月時点、青森県）	繁殖地等	対象事業実施区域及びその周囲
⑰	文化財保護条例（中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町（2021年2月時点、各市町）	繁殖地等	
⑱	ラムサール条約と条約湿地（2021年2月時点、環境省）		
⑲	青森県鳥獣保護区等位置図（2021年2月時点、青森県）	鳥獣保護区及び特別保護地区	
⑳	重要野生生息地（IBA）（2021年2月時点、公益財団法人日本野鳥の会）	重要野鳥生息地	

表 3.1.33 収集した既存資料に基づく動物相の概況

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	7目17科48種	トガリネズミ、ヒメヒミズ、コキクガシラコウモリ、シナノホオヒゲコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、クリハラリス、ヤマネ、ヤチネズミ、ヌートリア、ツキノワグマ、タヌキ、テン、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ等
鳥類	20目15科240種	ウズラ、ヒシクイ、カイツブリ、カワラバト、アビ、コウノトリ、ヒメウ、ヨシゴイ、ヘラサギ、クイナ、ジュウイチ、ヨタカ、ハリオアマツバメ、タゲリ、セイタカシギ、ヤマシギ、ミツユビカモメ、ハシブトウミガラス、ミサゴ、ハチクマ、コノハズク、ヤツガシラ、アカショウビン、ブッポウソウ、アリスイ、チョウゲンボウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、チゴモズ、カケス、クイタダキ、コガラ、ヒバリ、ショウドウツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メボソムシクイ、メジロ、オオセッカ、オオヨシキリ、セッカ、キレンジャク、ゴジュウカラ、キバシリ、ミソサザイ、ムクドリ、カワガラス、マミジロ、カヤクグリ、ニューナイスズメ、キセキレイ、アトリ、ユキホオジロ、ホオジロ等
爬虫類	1目5科10種	ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	2目6科13種	トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル
昆虫類	12目78科438種	コバネアオイトトンボ、キイトンボ、モノサシトンボ、ハグロトンボ、ムカシトンボ、アオヤンマ、ミヤマサナエ、ムカシヤンマ、オニヤンマ、カラカネトンボ、ショウジョウトンボ、オオゴキブリ、ウスバカマキリ、カヤコオロギ、ハマスズ、ショウリョウバッタモドキ、トゲヒシバッタ、ガロアムシ、ヤスマツトビナナフシ、マエグロハネナガウンカ、コエゾゼミ、モンキカスミカメ、ヤセオオヒラタカメムシ、ハマベナガカメムシ、オオキンカメムシ、アメンボ、ミゾナシミズムシ、コオイムシ、タイコウチ、マツモムシ、キカマキリモドキ、オオツノトンボ、ミチノクスカシバ、ハイイロボクトウ、ルリハダホソクロバ、ホシチャバネセセリ、ミズイロオナガシジミ、コムラサキ、ヒメギフチョウ本州亜種、ツマキチョウ本土亜種、ヒメキテンシロツトガ、ニホンセセリモドキ、ナガトガリバ、ヨツモンマエジロアオシャク、オオミズアオ本土亜種、エビガラスズメ、スゲドクガ、クビグロケンモン、ミカボコブガ、トワダオオカ、カエルキンバエ、アカガネオサムシ本州亜種、カワラハンミョウ、メススジゲンゴロウ、オオミズスマシ、ヒゲトコツブゲンゴロウ、ホソガムシ、エゾコガムシ、ツガルホソシテムシ、マダラクワガタ、アカマダラハナムグリ、カクムネムツボシタマムシ、シモヤマミヤマヒサゴコメツキ、ゲンジボタル、オオツヤバネベニボタル、ババヒメテントウ、キオビモンチビオオキノコムシ、シモヤマナガクチキムシ、セコブナガキマワリ、ヒメビロウドカミキリ、オオヨモギハムシ、トサヤドリキバチ、オオセイボウ、エゾアカヤマアリ、モンズズメバチ、イワタツツクモバチ、ガロアギングチ、ミカドジガバチ等
淡水魚類	11目22科68種	スナヤツメ類、ニホンウナギ、コイ（型不明）、ドジョウ、エゾホトケドジョウ、ナマズ、ワカサギ、アユ、シラウオ、カワマス、ニホンイトヨ、ボラ、キタノメダカ、サヨリ、スズキ、クロダイ、シマイサキ、カマキリ、ミミズハゼ、カムルチー、ヌマガレイ、クサフグ等
底生生物	28目66科131種	キタシロウズムシ、トウホクコガタウズムシ、オオタニシ、コモチカワツボ、ヒメモノアラガイ、ヒダリマキモノアラガイ、カワコザラガイ、ヤマトシジミ、オヨギミミズ、ヒメイトミミズ、アオモリザリガニミミズ、ハバヒロビル、イソコモリグモ、ミズグモ、トウホクスベザトウムシ、ヒトハリザトウムシ、クスイタナイス、ニッポンドロソコエビ、オオエゾヨコエビ、ミズムシ、エビノコバン、シナコツブムシ、クロイサザアミ、ヌカエビ、ユビナガスジエビ、ザリガニ、サワガニ、モクスガニ、フタスジモンカゲロウ、エゾイトトンボ、ギンヤンマ、コサナエ、オオヤマトンボ、ショウジョウトンボ、アメンボ、オオコオイムシ、ヒメミズカマキリ、ヒメマルミズムシ、ケベリクロヒメゲンゴロウ、コツブゲンゴロウ、ゴマフガムシ、ヘイケボタル、アユミコケムシ等

資料：表 3.1.31および表 3.1.32の出典に基づき作成

① 陸上生物の重要な種の選定基準

陸上生物の重要な種の選定は、各種文献等において確認された種を対象として、表 3.1.34 に示す選定基準に基づいて行った。また、注目すべき生息地の選定については表 3.1.35 に示す選定基準に基づいて行った。

表 3.1.34 陸上生物の重要な種の選定基準

文献 No.	選定基準	カテゴリー
I	文化財保護法（1950年、法律第214号） 青森県文化財保護条例（1975年、条例第46号） 中泊町文化財保護条例（2005年、条例第183号） 五所川原市文化財保護条例（2005年、条例第208号） つがる市文化財保護条例（2012年、条例第4号） 鱒ヶ沢町文化財保護条例（1977年、条例第3号） 深浦町文化財保護条例（2005年、条例第167号）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別天然記念物 ・天然記念物 ・青森県天然記念物 ・中泊町天然記念物 ・五所川原市天然記念物 ・つがる市天然記念物 ・鱒ヶ沢町天然記念物 ・深浦町天然記念物
II	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992年、法律第75号）	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種（国内） ・国際希少野生動植物種（国際）
III	環境省レッドリスト2020（2020年、環境省自然環境局野生生物課）	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧IA類（CR） ・絶滅危惧IB類（EN） ・絶滅危惧II類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）
IV	青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－（2020年、青森県）	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅野生生物（EX） ・最重要希少野生生物（A） ・重要希少野生生物（B） ・希少野生生物（C） ・要調査野生生物（D） ・地域限定希少野生生物（LP）

表 3.1.35 注目すべき生息地の選定基準

文献 No.	選定基準	カテゴリー
I	文化財保護法（1950年、法律第214号） 青森県文化財保護条例（1975年、条例第46号） 中泊町文化財保護条例（2005年、条例第183号） 五所川原市文化財保護条例（2005年、条例第208号） つがる市文化財保護条例（2012年、条例第4号） 鱒ヶ沢町文化財保護条例（1977年、条例第3号） 深浦町文化財保護条例（2005年、条例第167号）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別天然記念物 ・天然記念物 ・青森県天然記念物 ・中泊町天然記念物 ・五所川原市天然記念物 ・つがる市天然記念物 ・鱒ヶ沢町天然記念物 ・深浦町天然記念物
V	日本のラムサール条約湿地（2001年、環境省）	・ラムサール条約登録湿地
VI	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（2002年、法律第88号）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区（A） ・特別保護地区（B）
VII	重要野鳥生息地（IBA）（2021年2月時点、公益財団法人日本野鳥の会）	・重要野鳥生息地（IBA）

② 哺乳類

哺乳類に係る重要種は表 3.1.36に示すとおりであり、環境省レッドリストに掲載されているミズラモグラやクロホオヒゲコウモリなど6目11科24種が確認されている。

表 3.1.36 哺乳類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況			
				I	II	III	IV
1	モグラ目	トガリネズミ科	カワネズミ				D
2		モグラ科	ミズラモグラ			NT	D
3	コウモリ目	ヒナコウモリ科	フジホオヒゲコウモリ				B
4			カグヤコウモリ				B
5			クロホオヒゲコウモリ			VU	A
6			ノレンコウモリ			VU	A
7			モリアブラコウモリ			VU	A
8			コヤマコウモリ			EN	A
9			ヤマコウモリ			VU	B
10			ヒメヒナコウモリ			DD	D
11			ヒナコウモリ				B
12			ウサギコウモリ				B
13			ユビナガコウモリ				B
14			コテングコウモリ				C
15			テングコウモリ				B
16	サル目	オナガザル科	ニホンザル				LP
17	ネズミ目	リス科	ホンドモンガ				D
18			ムササビ				C
19		ヤマネ科	ヤマネ	国天			
20	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ		国際		
21		イタチ科	オコジョ			NT	D
22	ウシ目	イノシシ科	イノシシ				D
23		シカ科	ニホンジカ				D
24		ウシ科	カモシカ	国特天			
-	6目	11科	24種	2種	1種	8種	21種

*1：種名及び順番は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」に基づく。

資料：表 3.1.31および表 3.1.32の出典に基づき作成

③ 鳥類

鳥類に係る重要種は表 3.1.37に示すとおりであり、国の特別天然記念物に指定されるコウノトリや国の天然記念物に指定されるヒシクイなど17目35科101種が確認されている。

主要な鳥類の生息地や渡り経路等は図 3.1.30から図 3.1.46に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲では、コハクチョウ、オオハクチョウ等が確認されている。コハクチョウ、オオハクチョウは、十三湖等で多くの個体が越冬するほか、秋田県の八郎潟や新潟県の福島潟・瓢湖などで越冬する個体が渡りを行う際に、対象事業実施区域近傍を通過する可能性がある。

表 3.1.37 (1) 鳥類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況				
				I	II	III	IV	
1	キジ目	キジ科	ウズラ			VU	A	
2			ヤマドリ				C	
3	カモ目	カモ科	ヒシクイ	国天		VU	C	
4			マガン	国天		NT	C	
5			コクガン	国天		VU	C	
6			オシドリ			DD		
7			オカヨシガモ				C	
8			ヨシガモ				C	
9			ハシビロガモ				C	
10			シマアジ				C	
11			シノリガモ			LP	B	
12			ビロードキンクロ				C	
13			カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ			LP
14	ハト目	ハト科	アオバト				C	
15	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	国特天	国内	CR		
16	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ			EN	D	
17	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ			NT	B	
18			オオヨシゴイ		国内	CR	A	
19			チュウサギ			NT		
20		クロサギ				B		
21		トキ科	ヘラサギ			DD		
22			クロツラヘラサギ		国内	EN		
23	ツル目	クイナ科	クイナ				B	
24			ヒクイナ			NT	A	
25			バン				C	
26	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ				C	
27	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT	B	
28	チドリ目	チドリ科	タゲリ				C	
29			ケリ			DD	B	
30			イカルチドリ				B	
31			シロチドリ			VU		
32			メダイチドリ		国際			
33			セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	B
34				シギ科	ヤマシギ			
35			オオジシギ			NT	B	
36			オグロシギ				C	
37			オオソリハシシギ			VU		
38		ダイシャクシギ				B		
39		ホウロクシギ		国際	VU	B		
40		ツルシギ			VU			
41		アカアシシギ			VU	B		
42		タカブシギ			VU			
43		ソリハシシギ				C		
44		オバシギ		国際		C		
45		コオバシギ		国際		C		
46		オジロトウネン				C		
47		ヒバリシギ				C		
48		ウズラシギ				C		
49		サルハマシギ		国際		B		
50		ハマシギ			NT			
51		ヘラシギ		国内	CR	A		
52		キリアイ				B		
53		カモメ科	オオセグロカモメ			NT		
54			コアジサシ			VU	A	
55		ウミスズメ科	ウミガラス		国内	CR		
56			ケイマフリ			VU	A	
57			ウミスズメ			CR		

表 3.1.37 (2) 鳥類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況			
				I	II	III	IV
58	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	B
59		タカ科	ハチクマ			NT	C
60			オジロワシ	国天	国内/国際	VU	A
61			オオワシ	国天	国内	VU	B
62			チュウヒ		国内	EN	B
63			ハイロチュウヒ				B
64			ツミ				B
65			ハイタカ			NT	B
66			オオタカ			NT	B
67			サシバ			VU	B
68			ケアシノスリ				B
69			イヌワシ	国天	国内	EN	A
70			クマタカ		国内	EN	A
71			フクロウ目	フクロウ科	コノハズク		
72	フクロウ						C
73	トラフズク						C
74	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				B
75			ヤマセミ				C
76		ブッポウソウ科	ブッポウソウ			EN	B
77	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ				C
78			オオアカゲラ				C
79			クマガラ	国天		VU	A
80	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				C
81			コチョウゲンボウ				C
82			チゴハヤブサ				C
83			ハヤブサ		国内/国際	VU	B
84	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	B
85		カササギヒタキ科	サンコウチョウ				B
86		モズ科	チゴモズ			CR	A
87			アカモズ			EN	A
88		カラス科	ホシガラス				C
89		センニュウ科	オオセッカ		国内	EN	A
90		セッカ科	セッカ				D
91		キバシリ科	キバシリ				C
92		ヒタキ科	マミジロ				C
93			クロツグミ				C
94			コマドリ				C
95		イワヒバリ科	カヤクグリ				C
96		セキレイ科	セグロセキレイ				C
97		アトリ科	イスカ				D
98		ホオジロ科	ノジコ			NT	C
99			クロジ				C
100			コジュリン			VU	B
101	オオジュリン					B	
計	17目	35科	101種	8種	17種	51種	87種

*1：種名及び順番は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」に基づく。

資料：表 3.1.31および表 3.1.32の出典に基づき作成

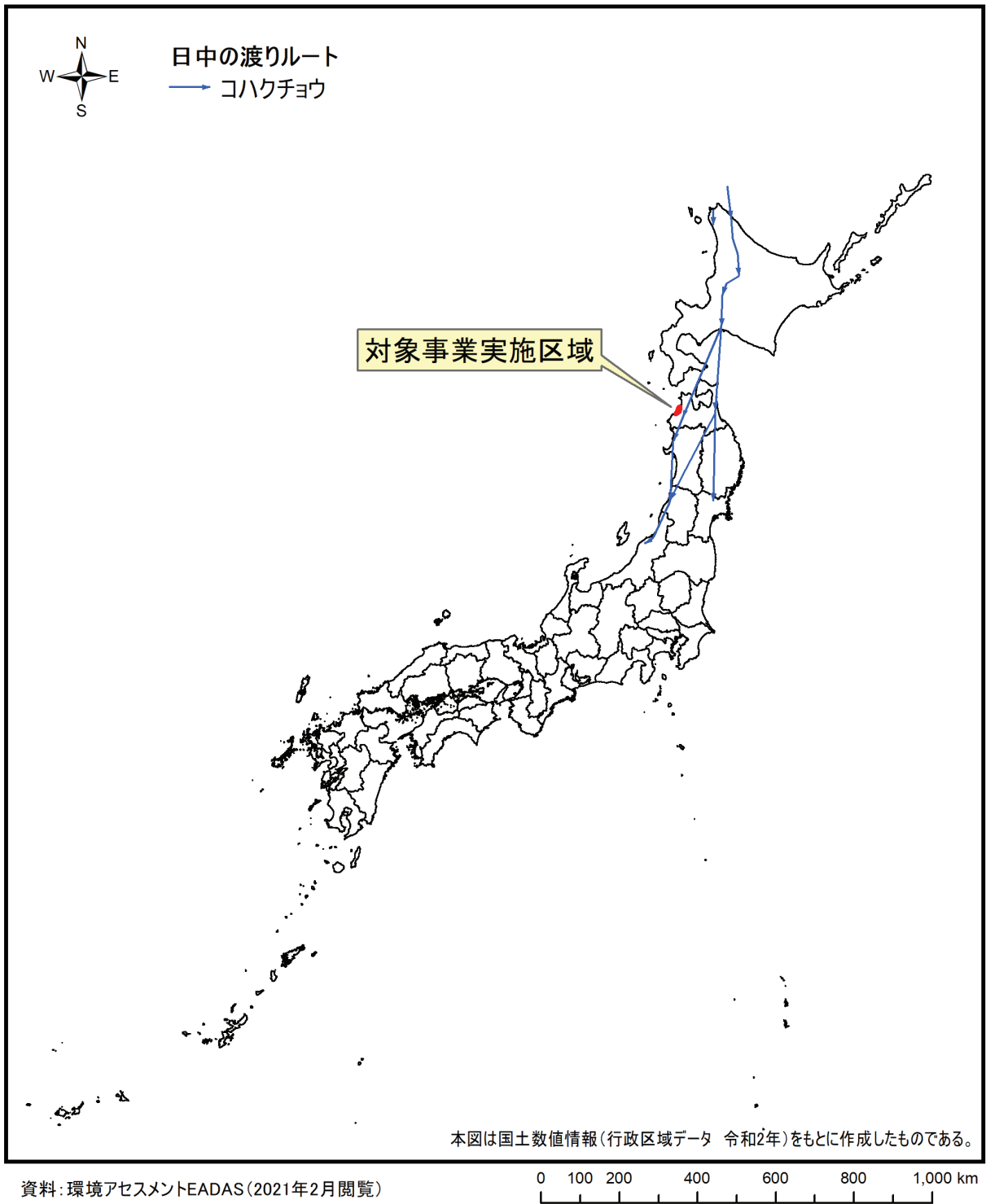


図 3.1.30 (1) ハクチョウ類の渡りの状況

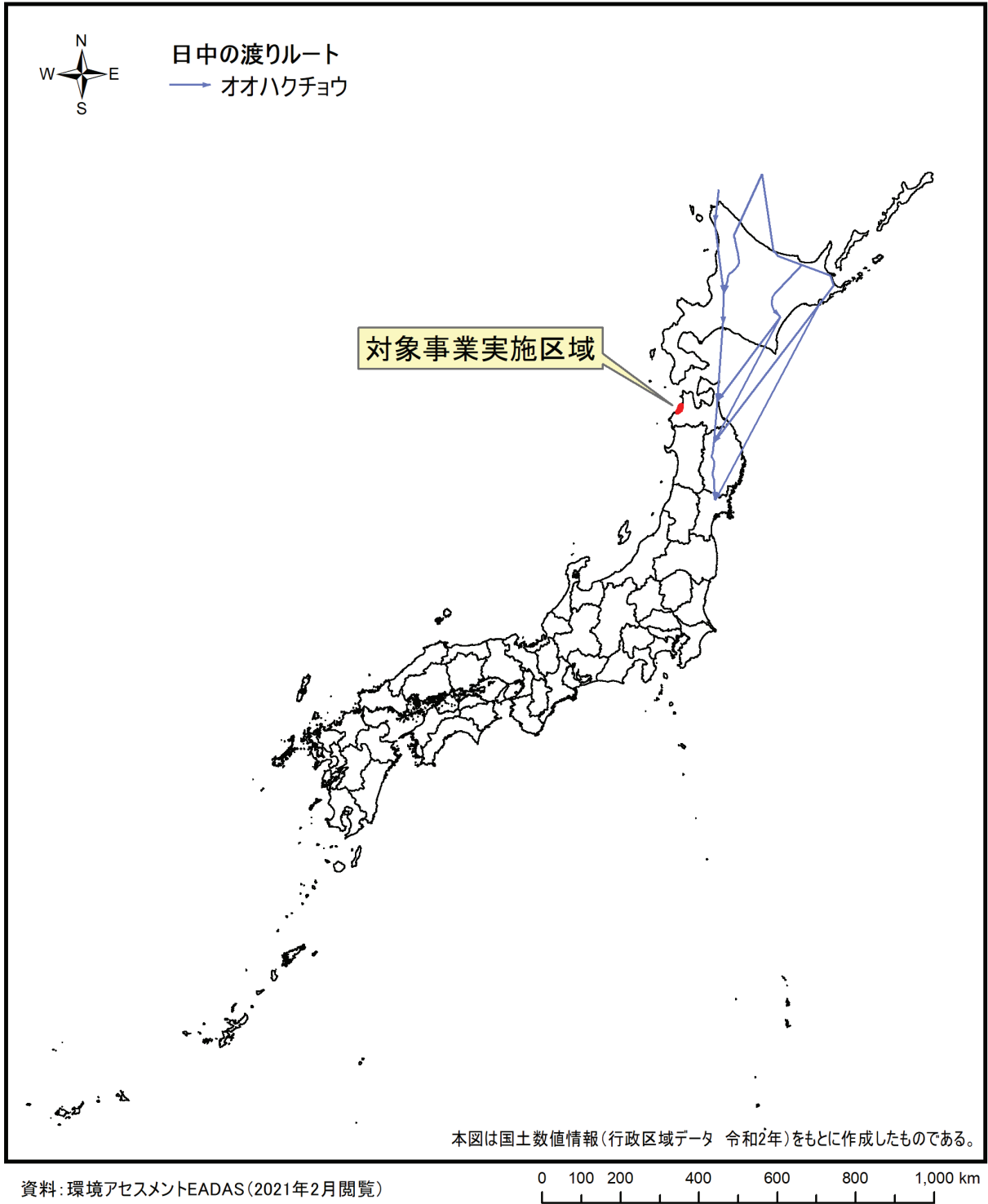


図 3.1.30 (2) ハクチョウ類の渡りの状況

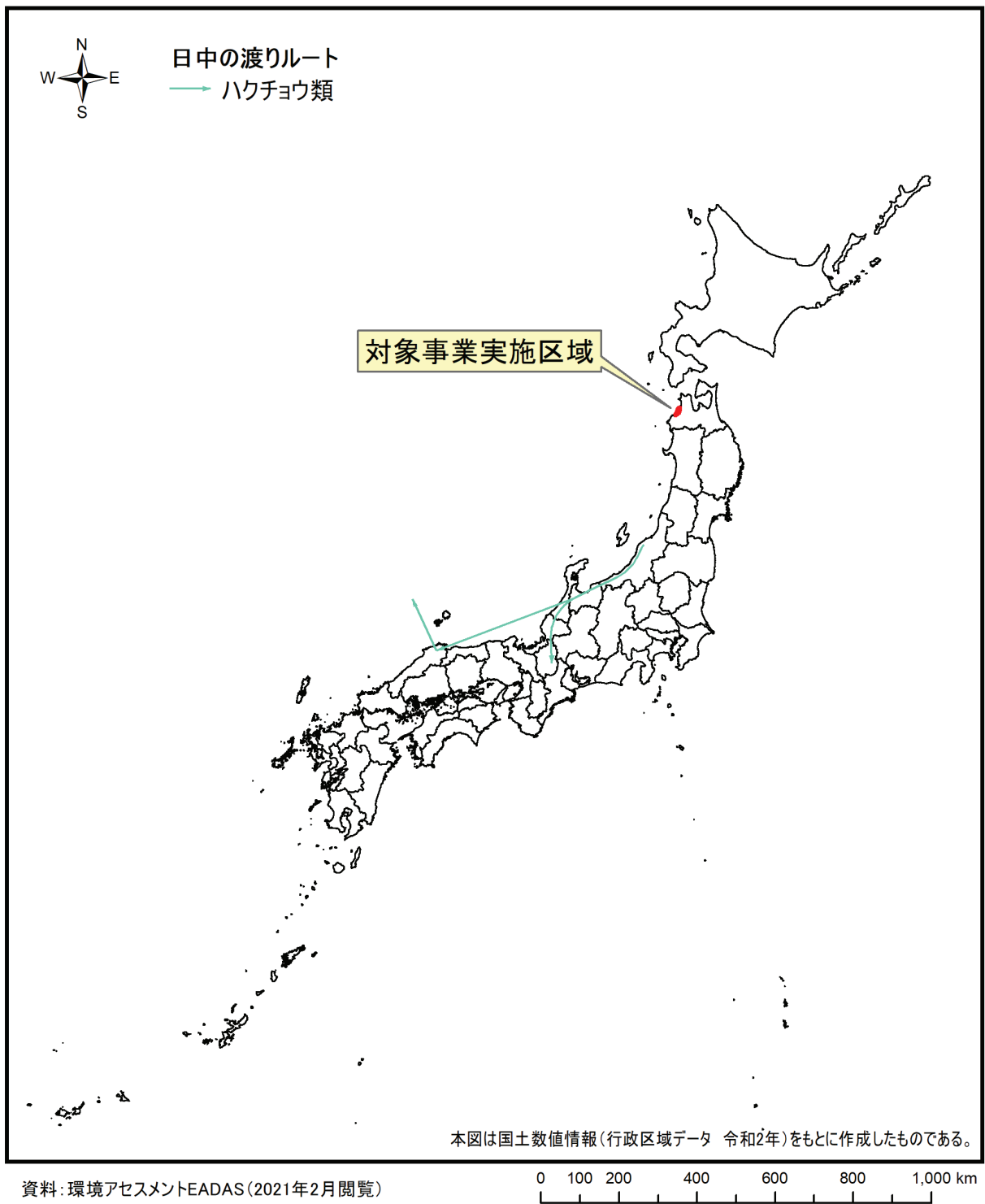
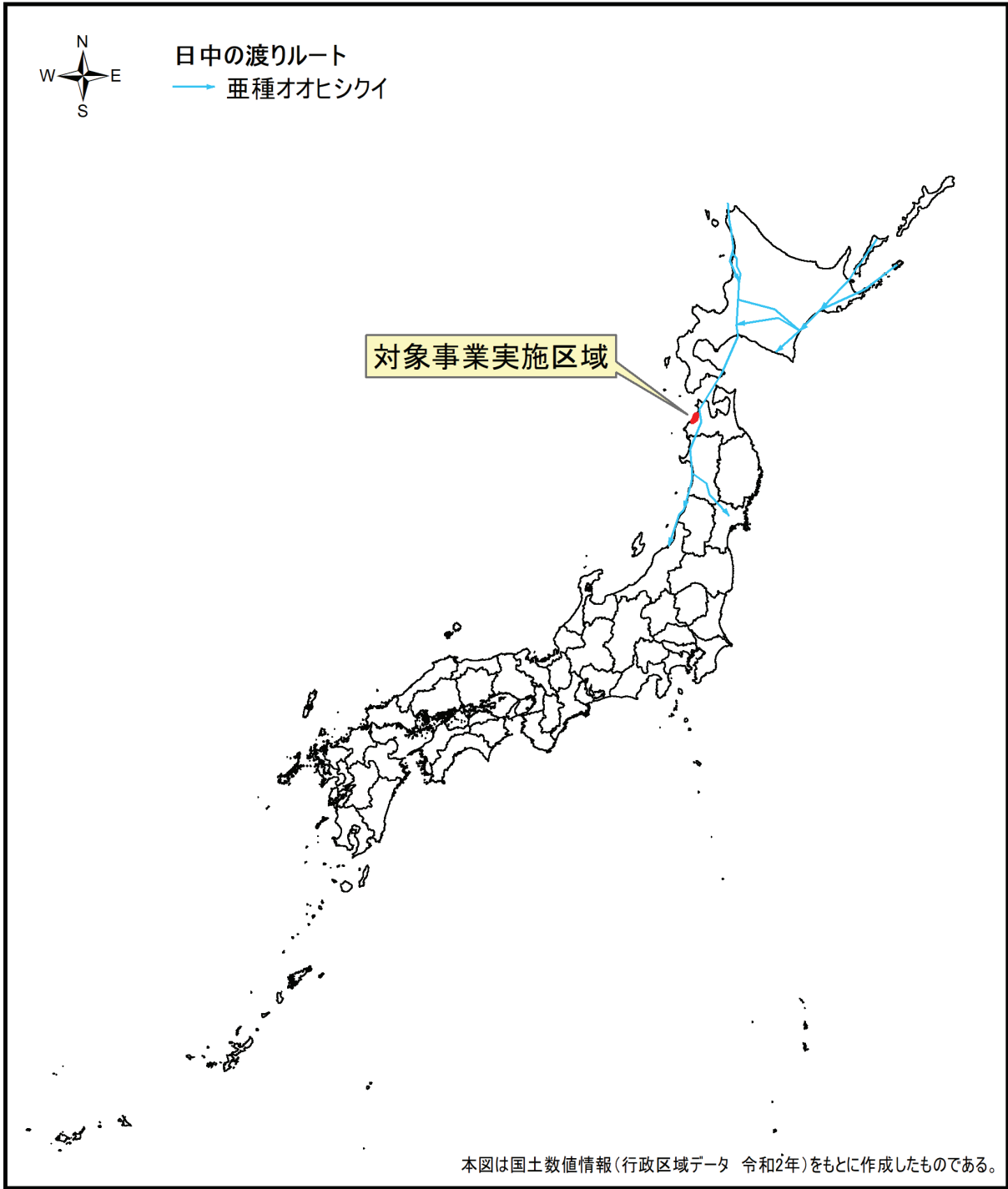
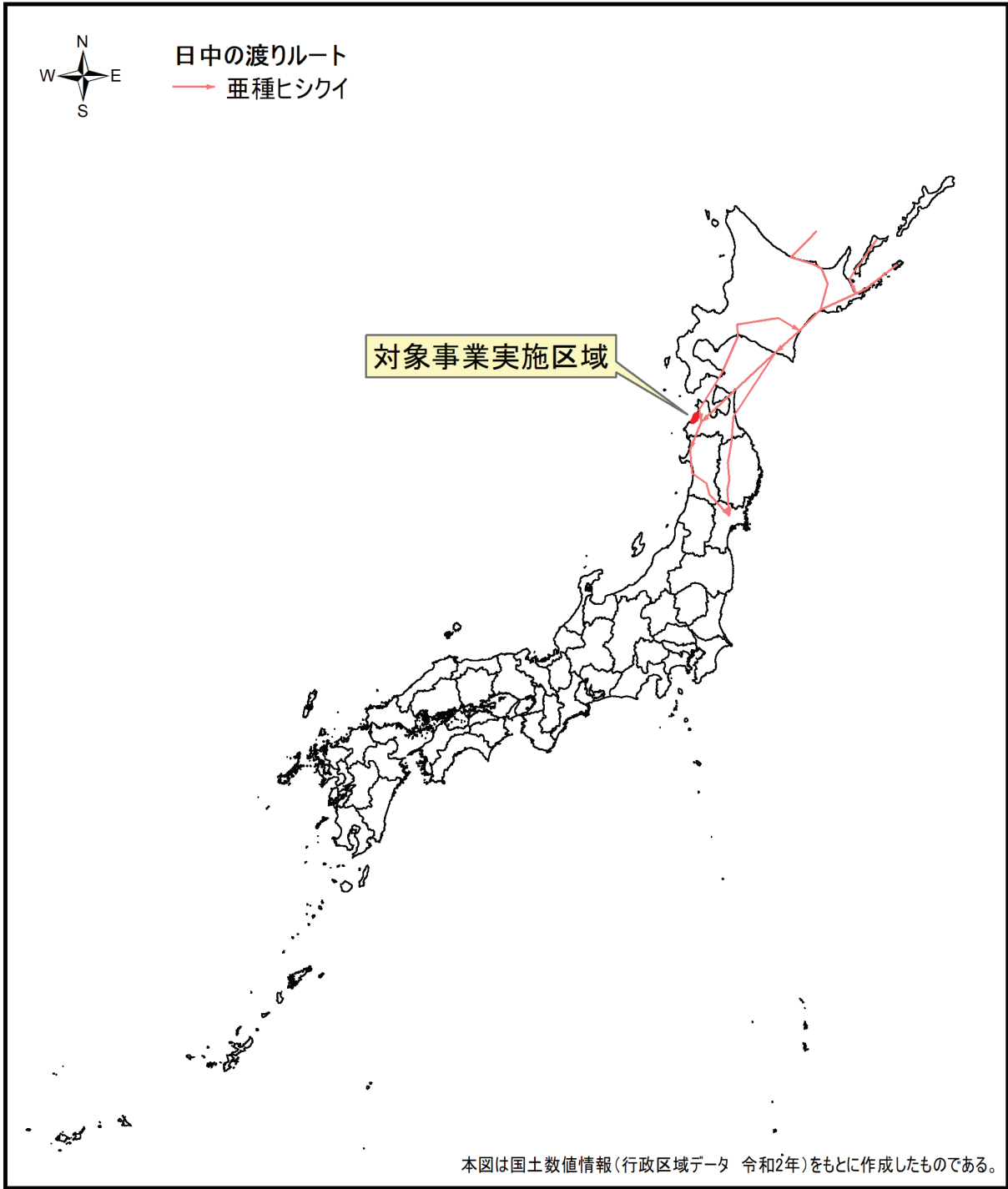


図 3.1.30 (3) ハクチョウ類の渡りの状況



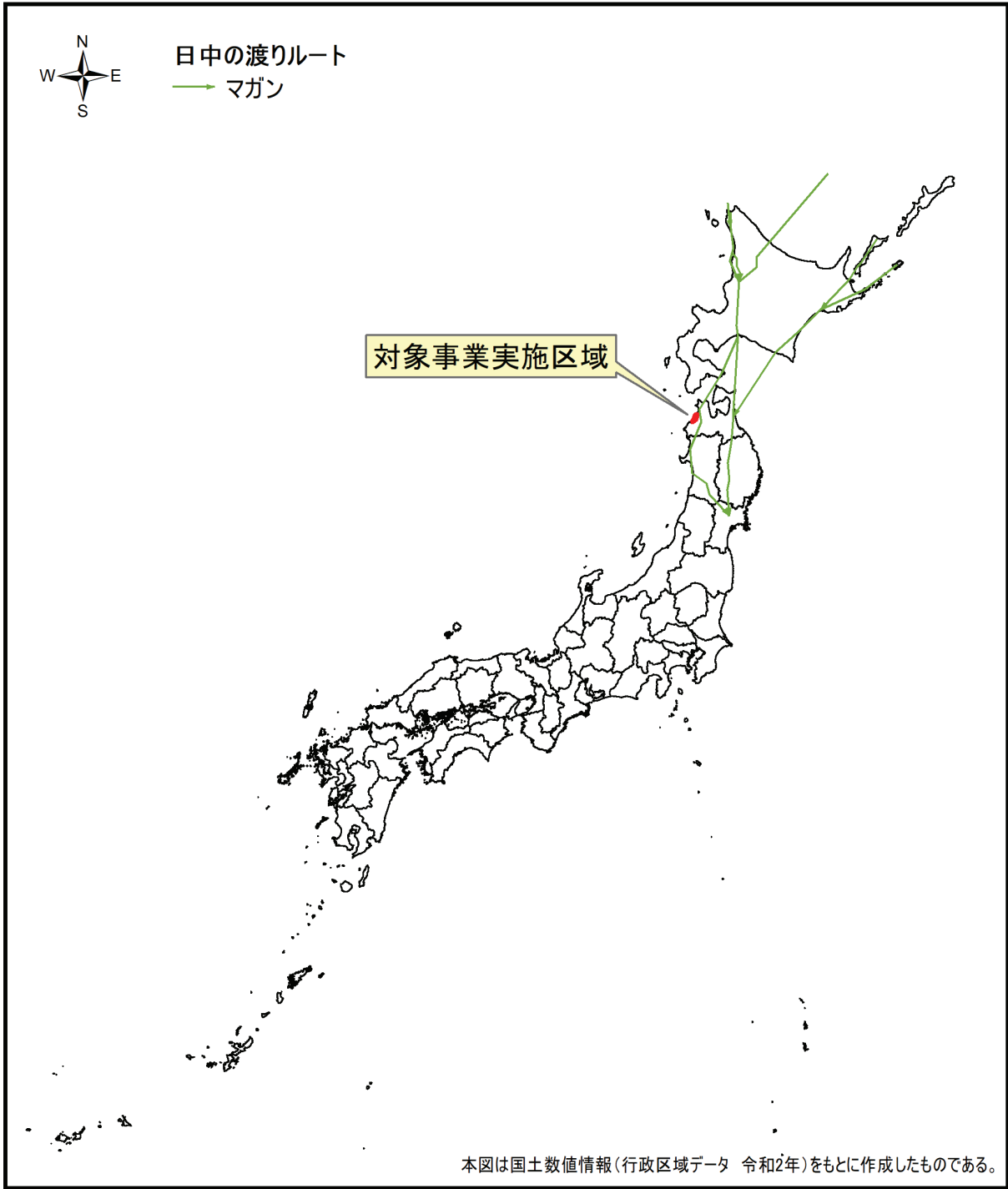
資料：環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)

図 3.1.31 (1) ガン類の渡りの状況



資料:環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)

図 3.1.31 (2) ガン類の渡りの状況



資料: 環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)

0 100 200 400 600 800 1,000 km

図 3.1.31 (3) ガン類の渡りの状況

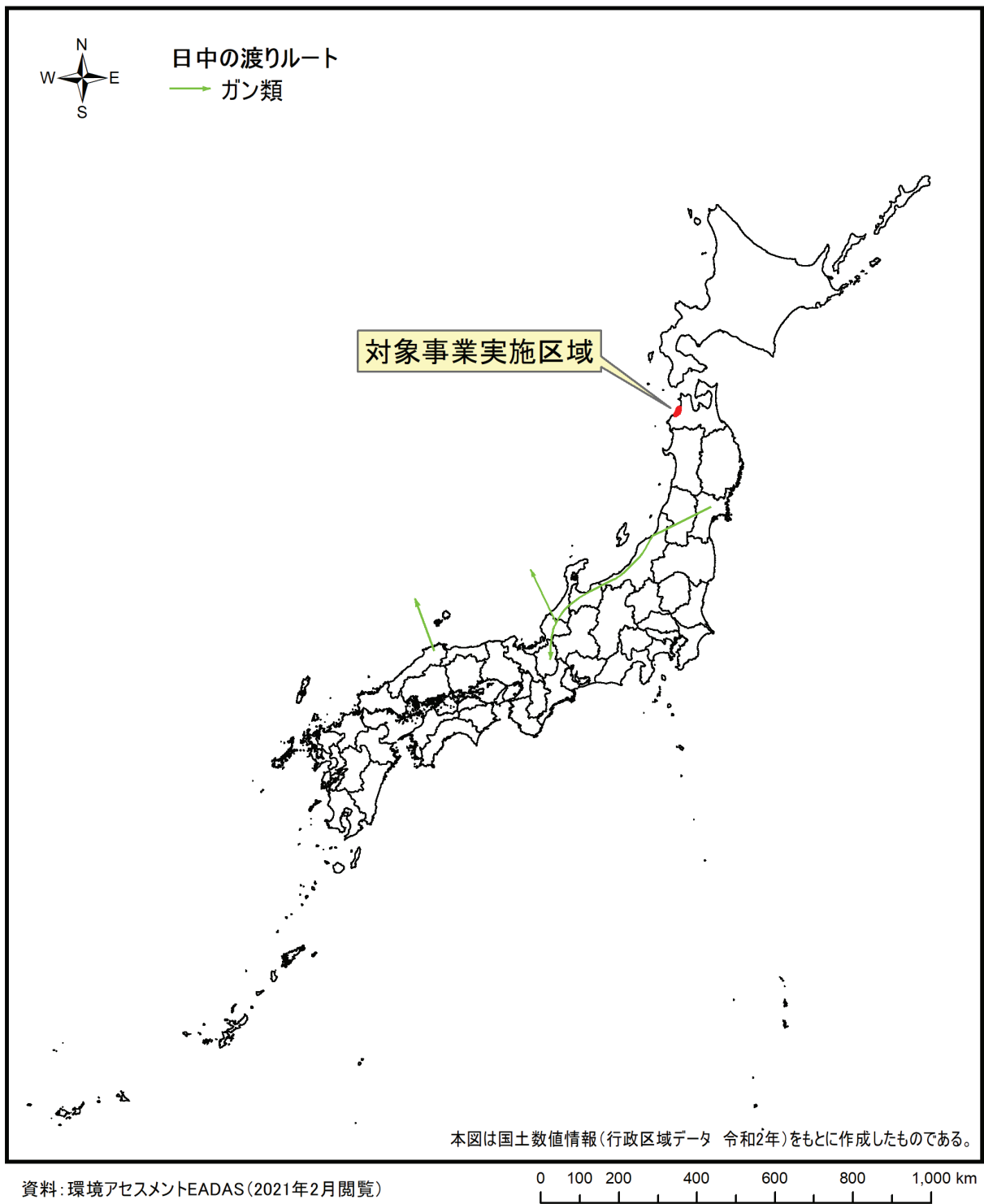
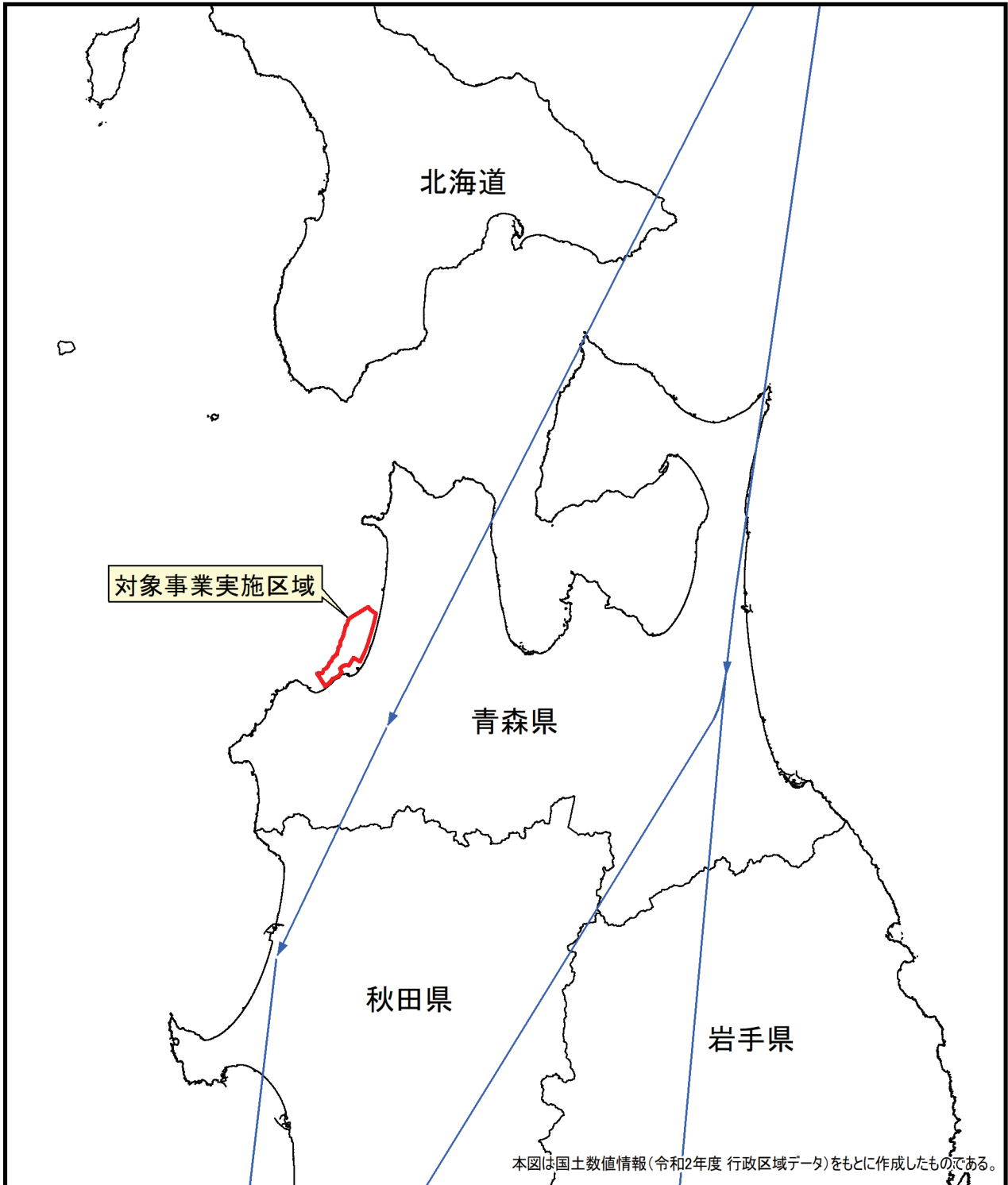


図 3.1.31 (4) ガン類の渡りの状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 都道府県界

和名

- コハウチョウ

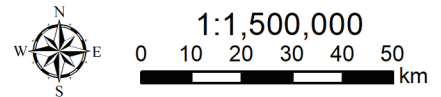
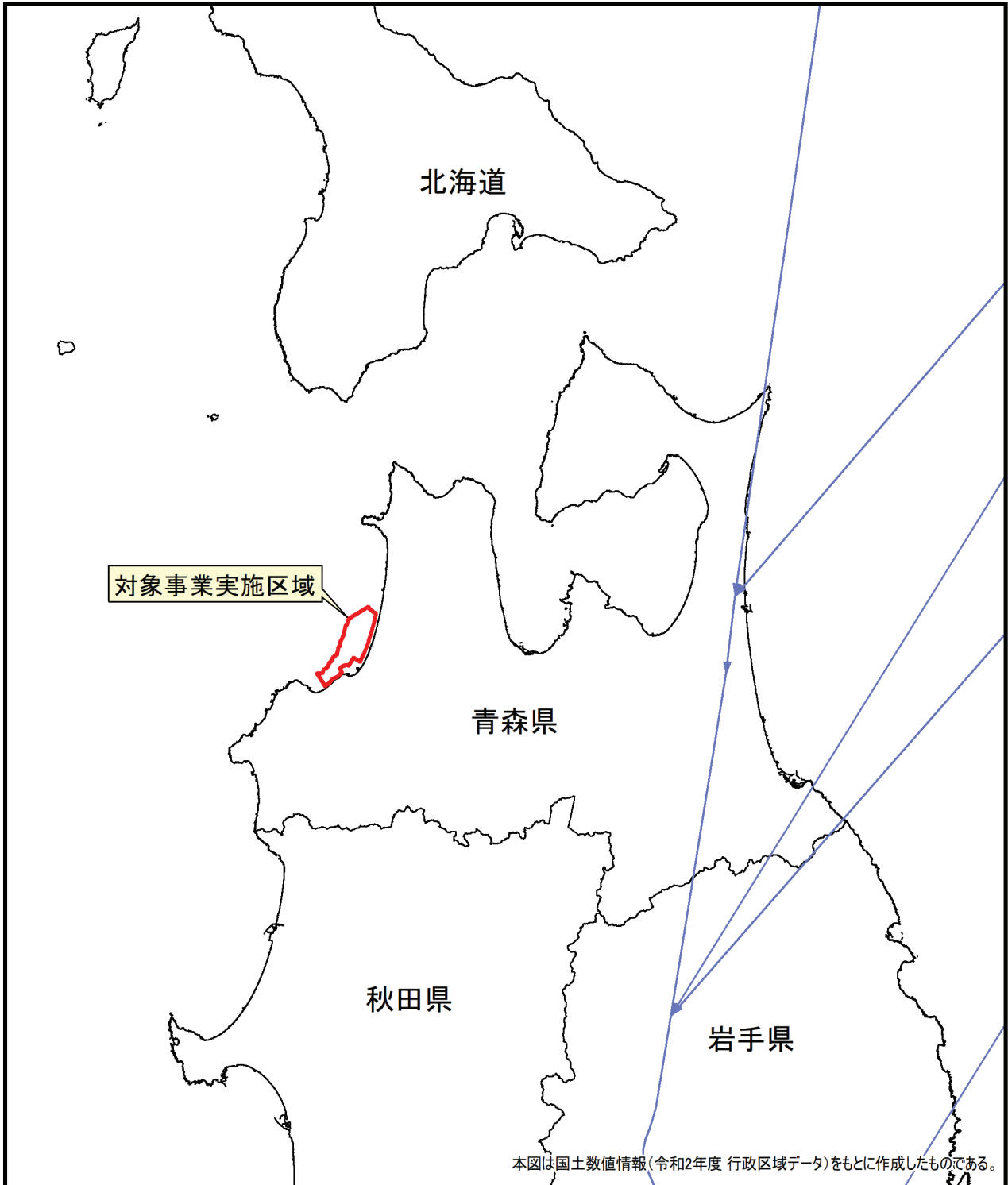


図 3.1.32 コハウチョウの日中の渡りの状況図

資料: 環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都道府県界

和名

- オオハクチョウ

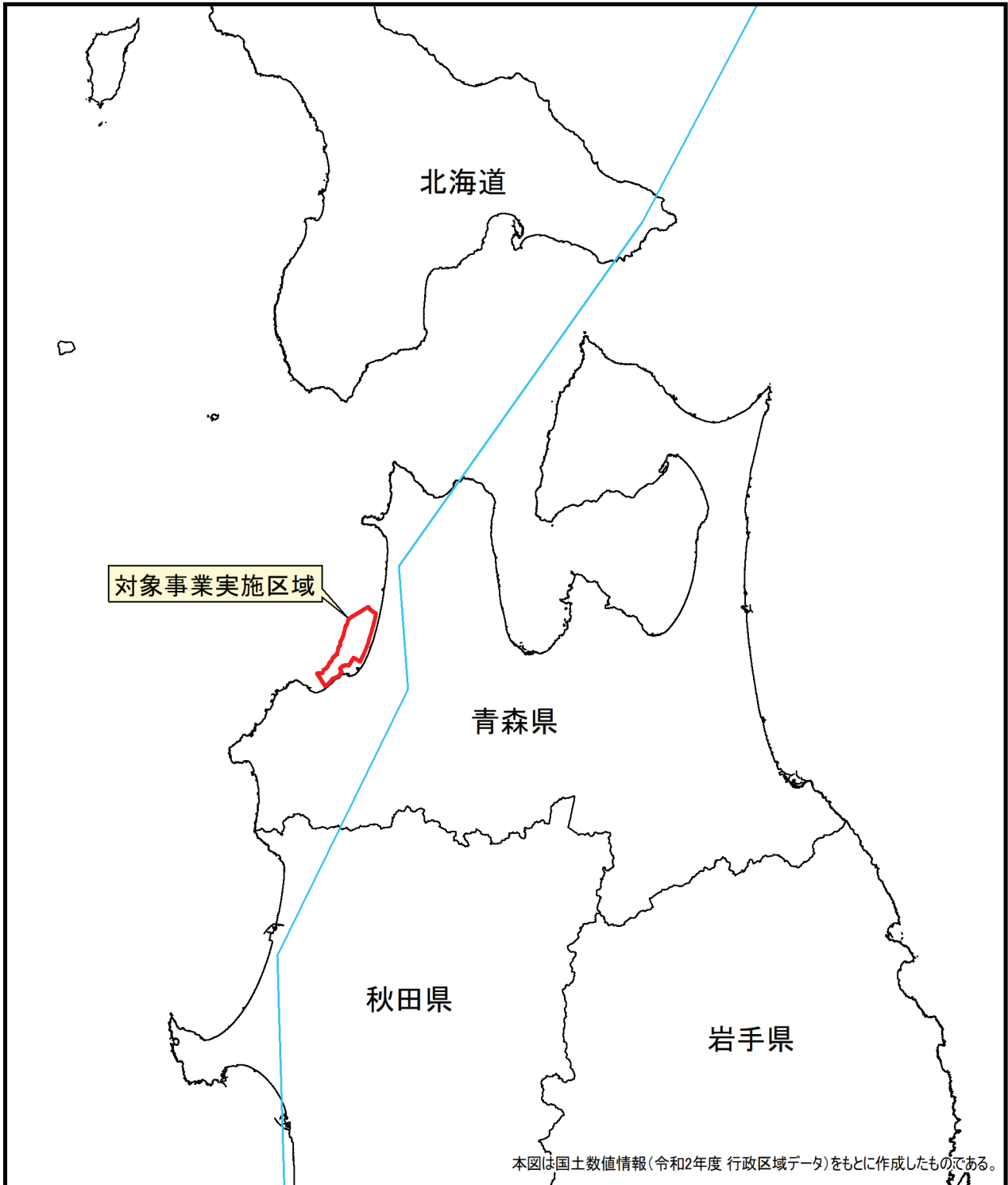


1:1,500,000

0 10 20 30 40 50 km

図 3.1.33 オオハクチョウの日中の渡りの状況

資料: 環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都道府県界

和名

- 亜種オオヒシクイ

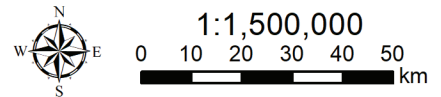
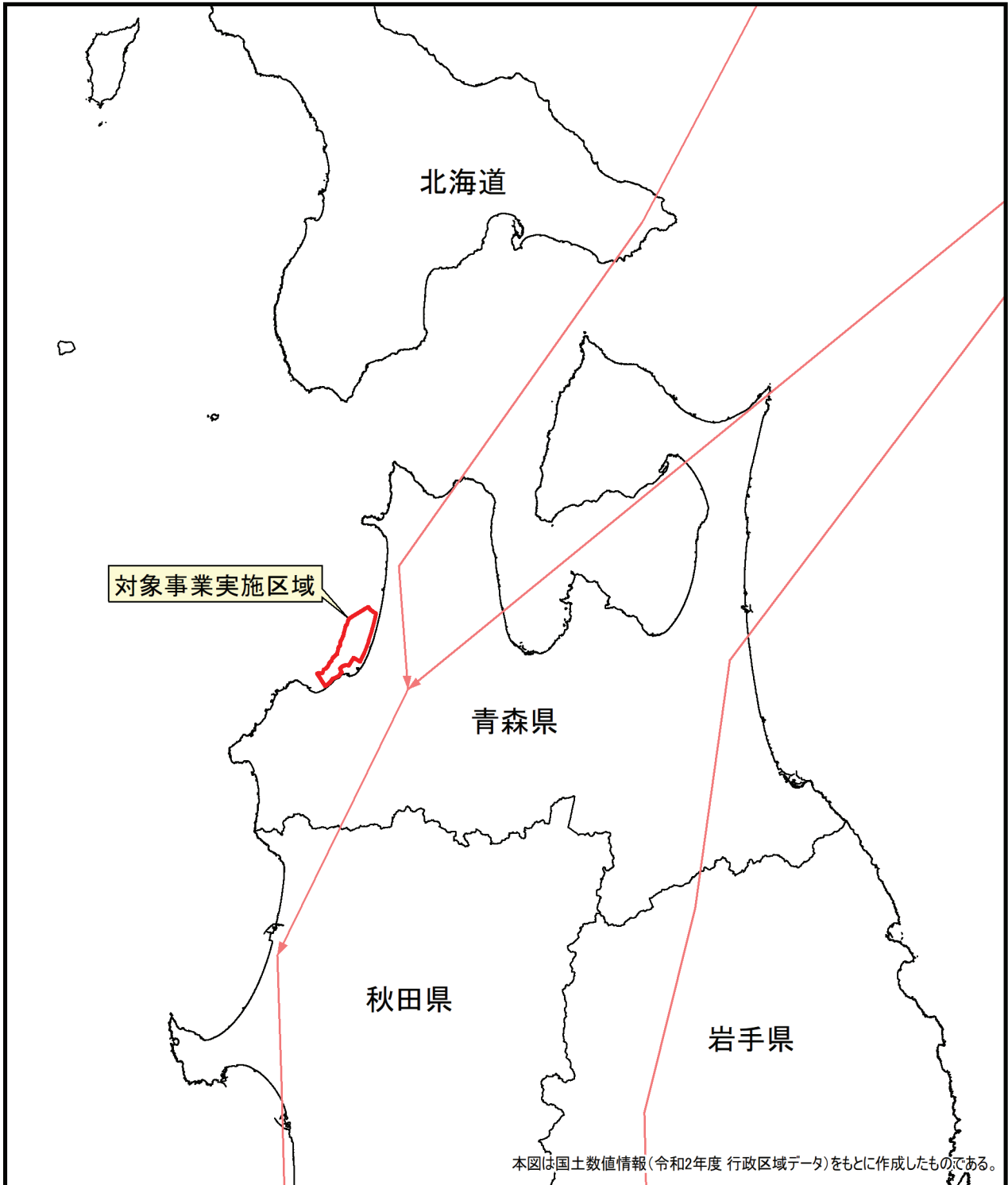


図 3.1.34 亜種オオヒシクイの
中の渡りの状況

資料: 環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)



本図は国土数値情報(令和2年度 行政区域データ)をもとに作成したものである。

凡例

- 対象事業実施区域
- 都道府県界

和名

- ヒシクイ

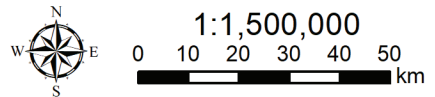
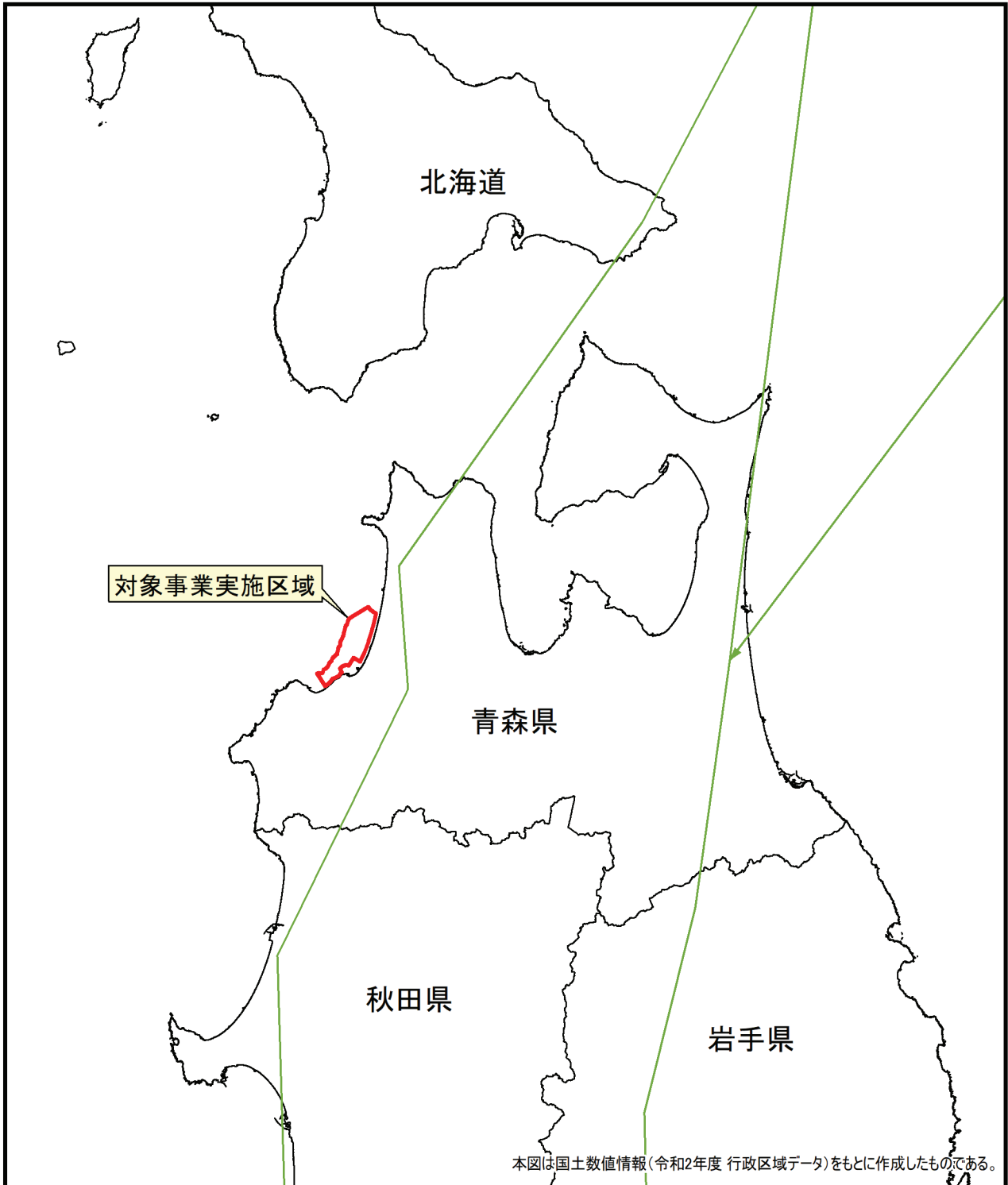


図 3.1.35 ヒシクイの日中の渡りの状況

資料: 環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都道府県界
- 和名
- マガン

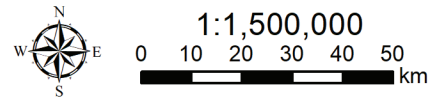
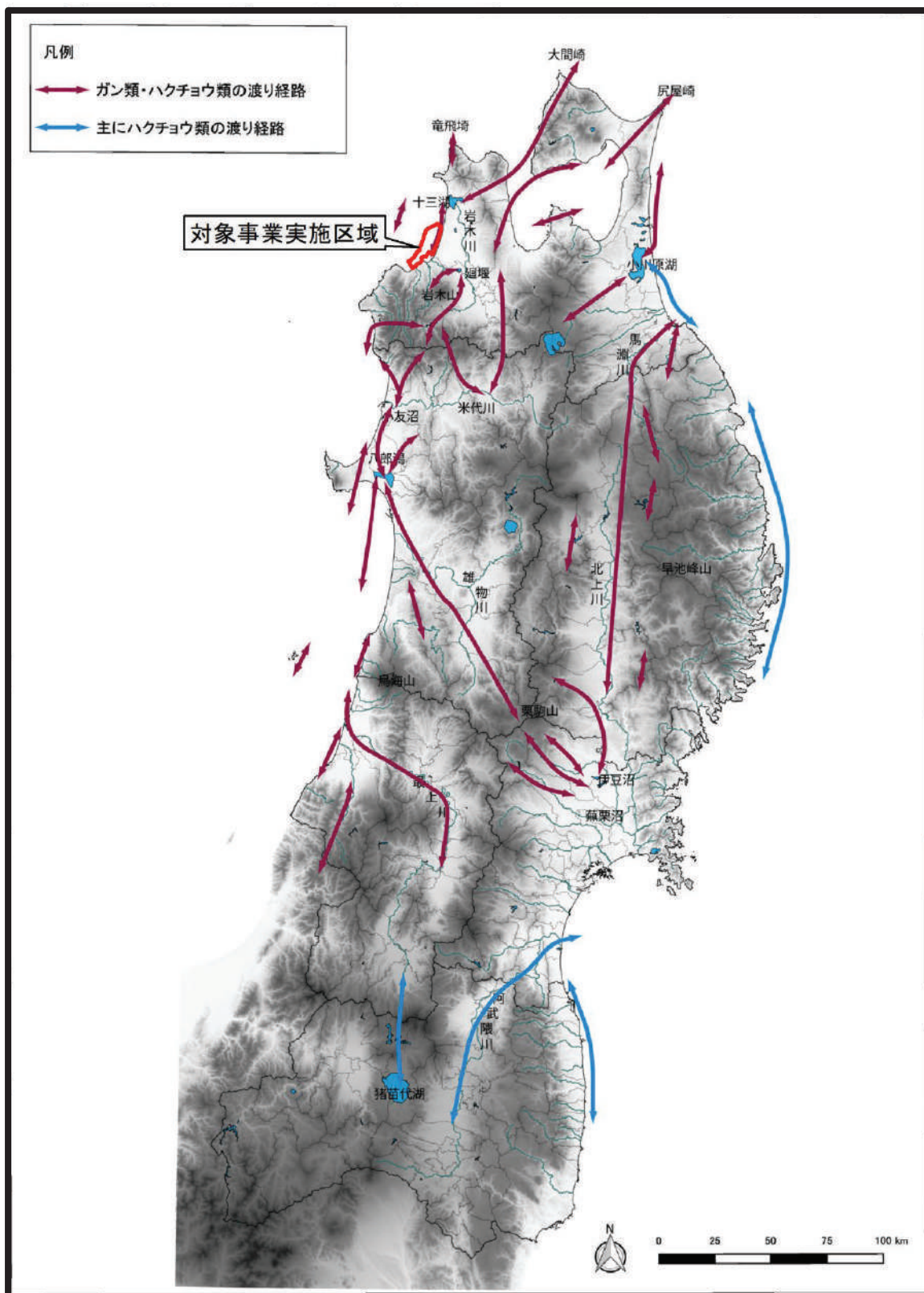


図 3.1.36 マガンの日中の渡りの状況

資料: 環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)



資料：平成26年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書

図 3.1.37 東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り状況

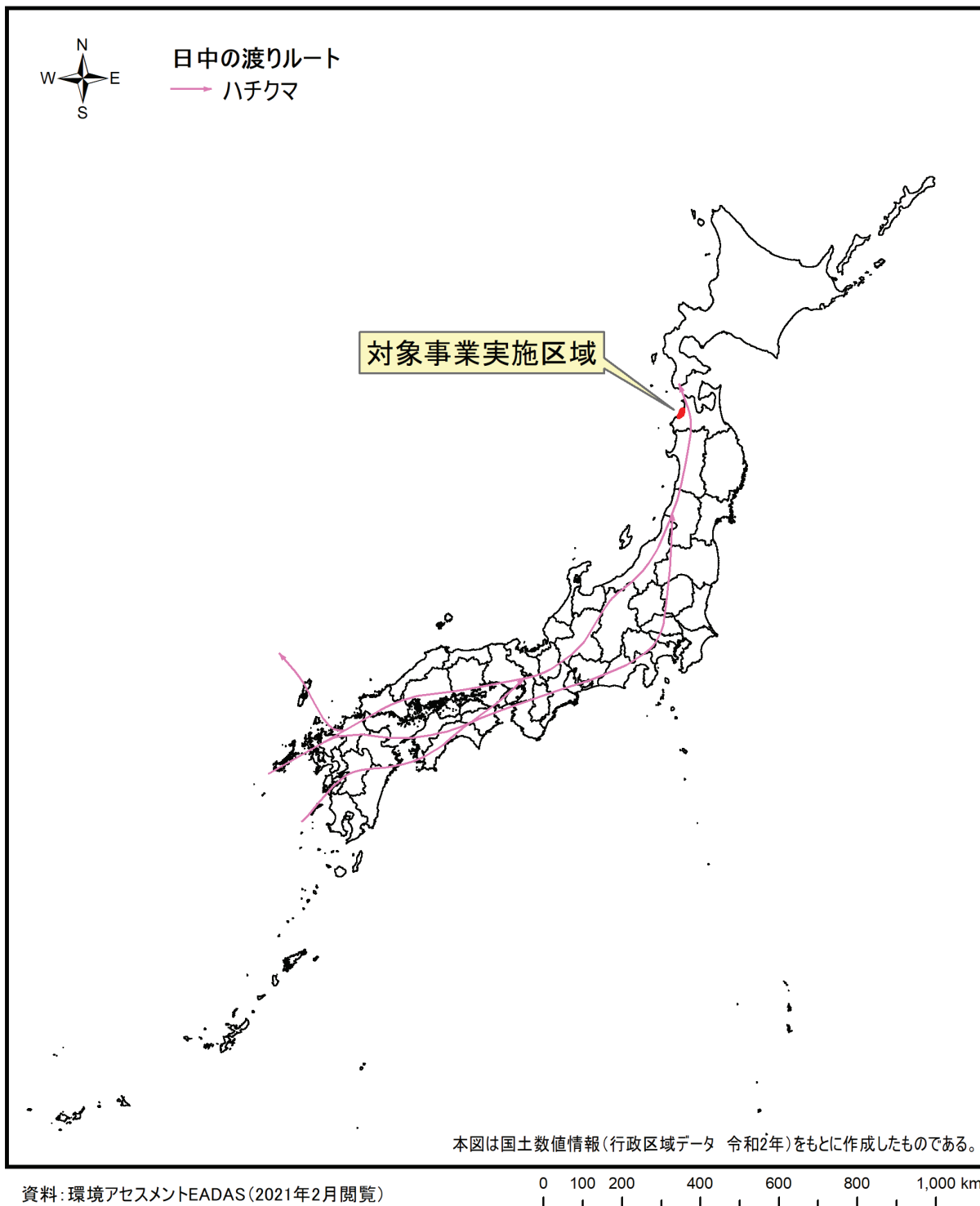


図 3.1.38 (1) タカ類の渡りの状況

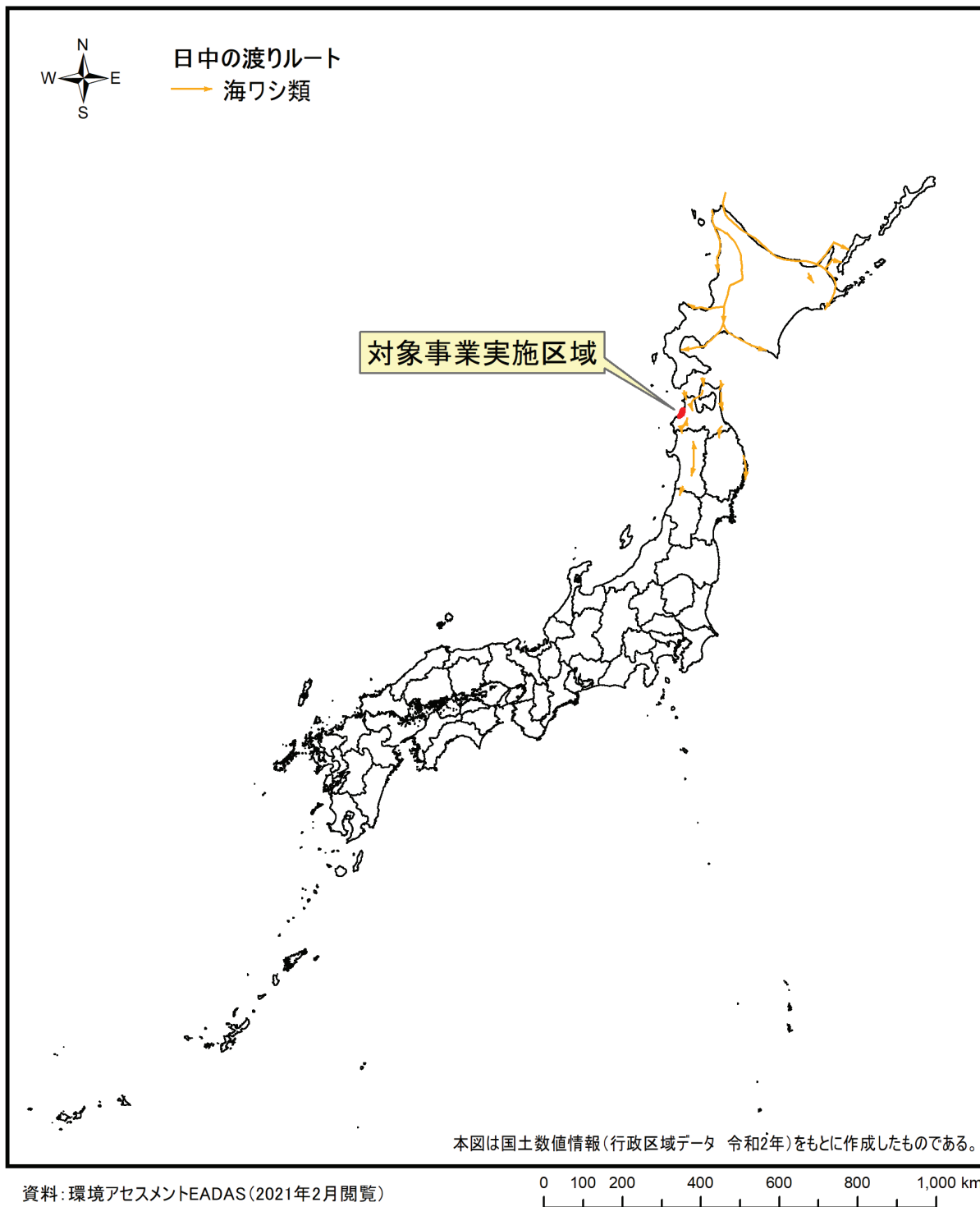


図 3.1.38 (2) タカ類の渡りの状況

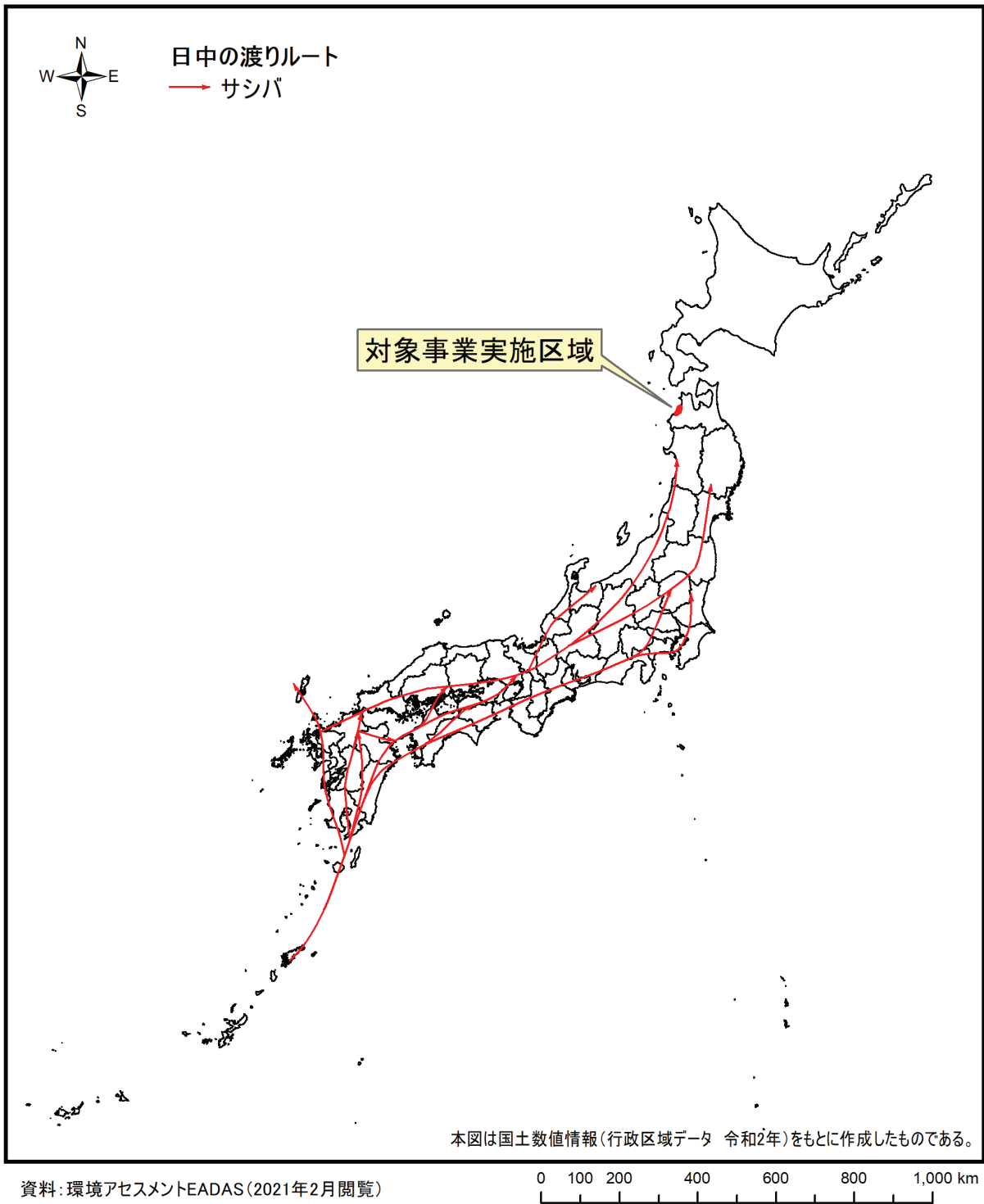


図 3.1.38 (3) タカ類の渡りの状況

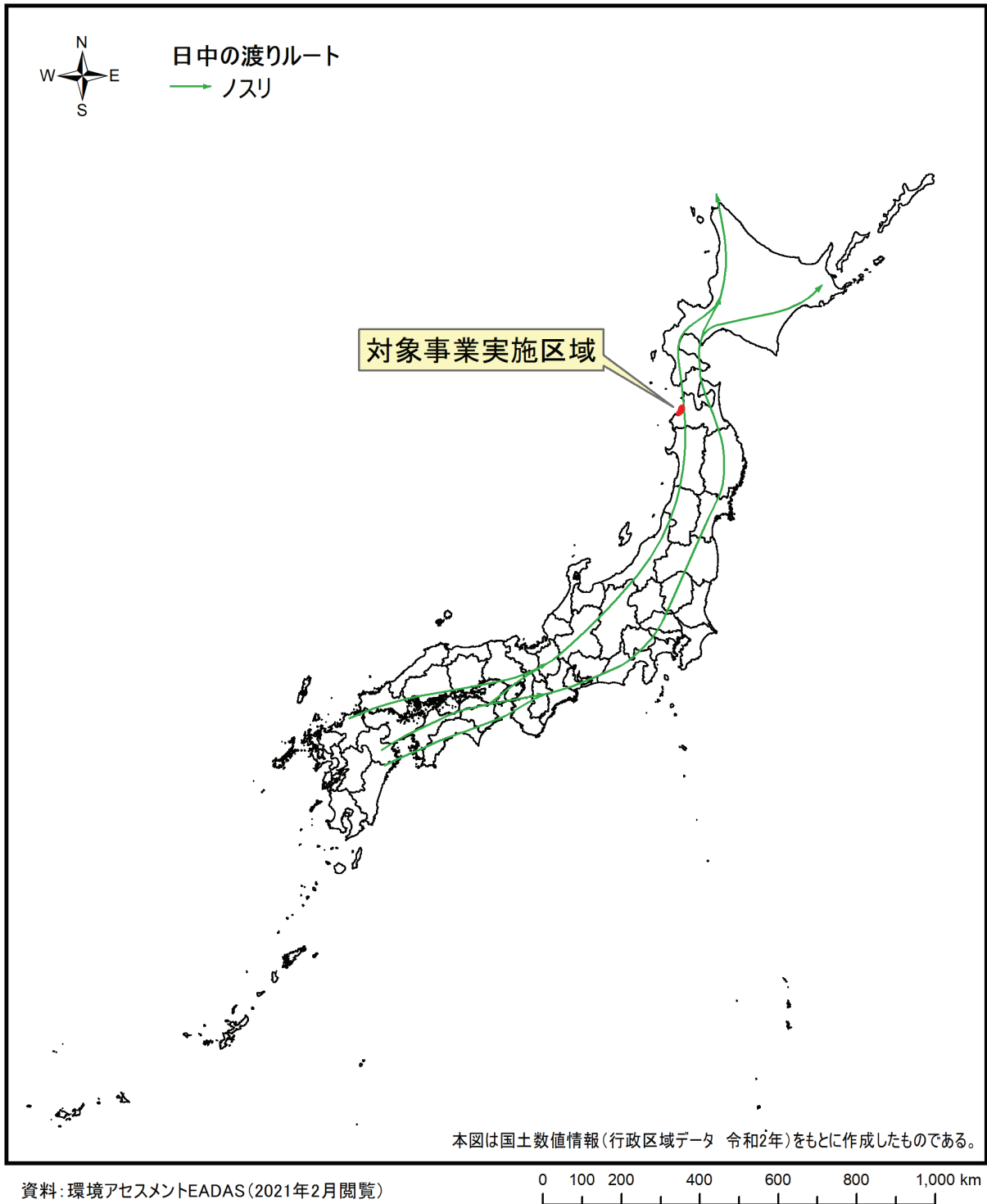


図 3.1.38 (4) タカ類の渡りの状況

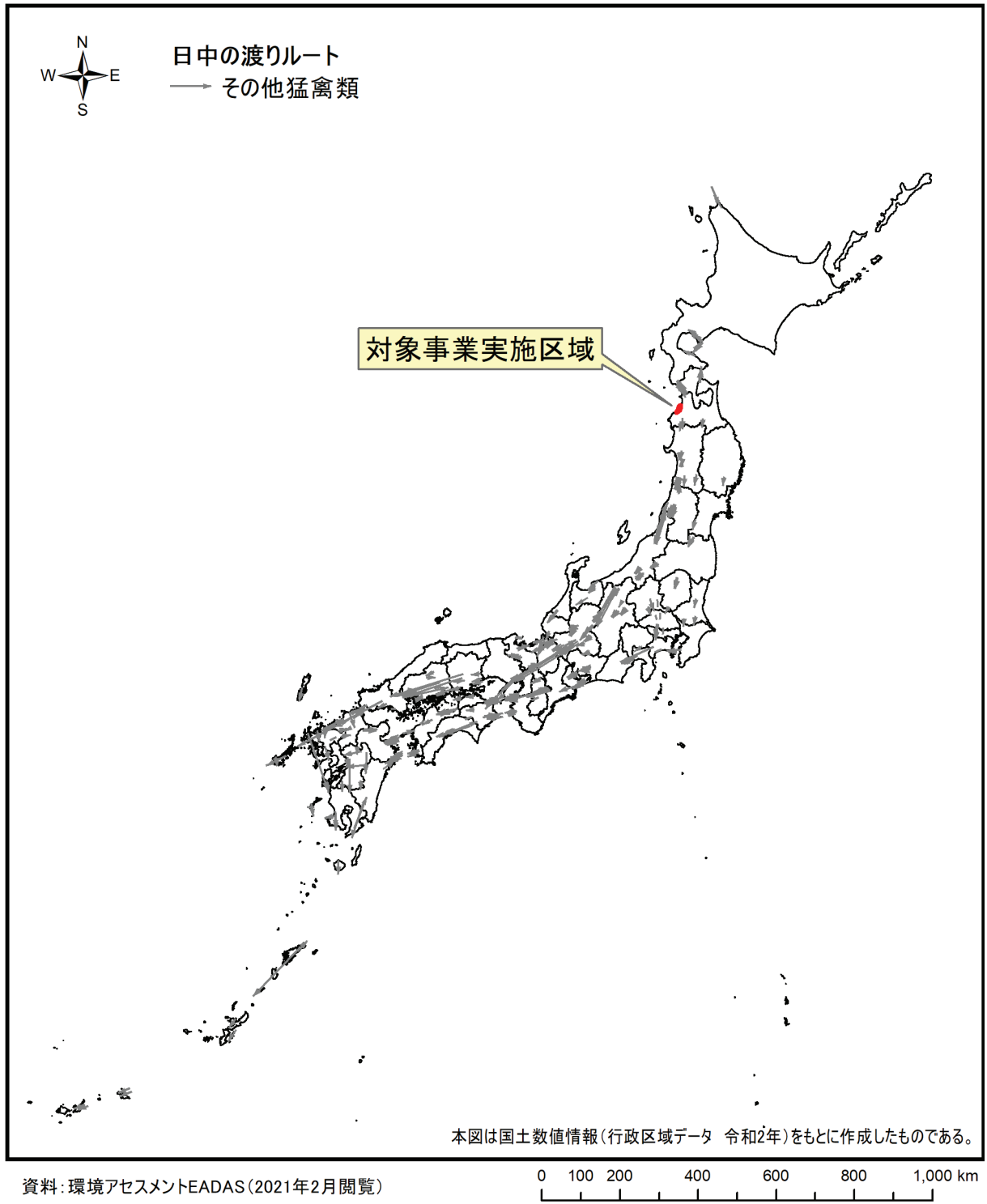
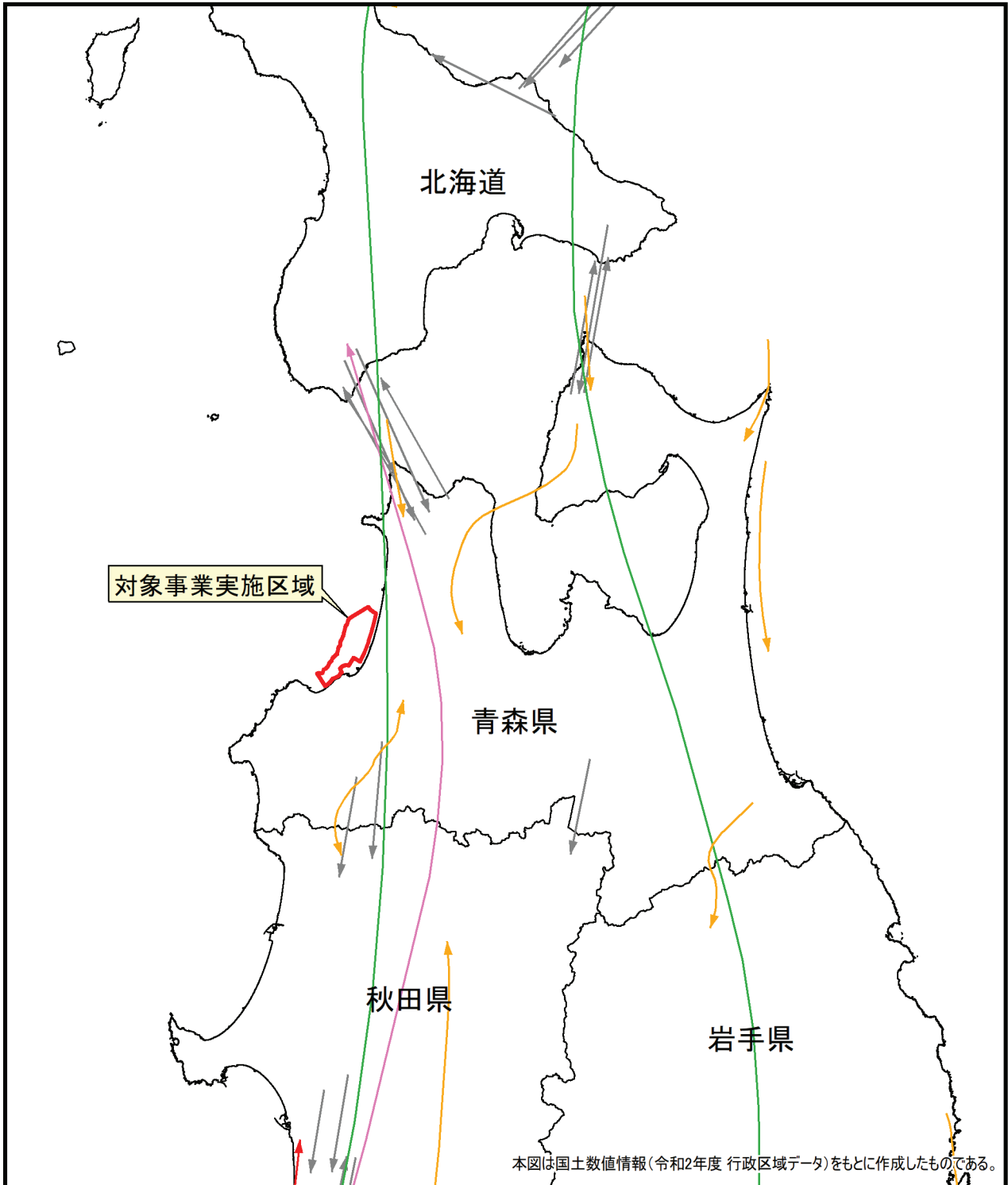


図 3.1.38 (5) タカ類の渡りの状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 都道府県界

日中の渡りルート

- 海ワシ類
- サシバ
- ノスリ
- ハチクマ
- その他猛禽類

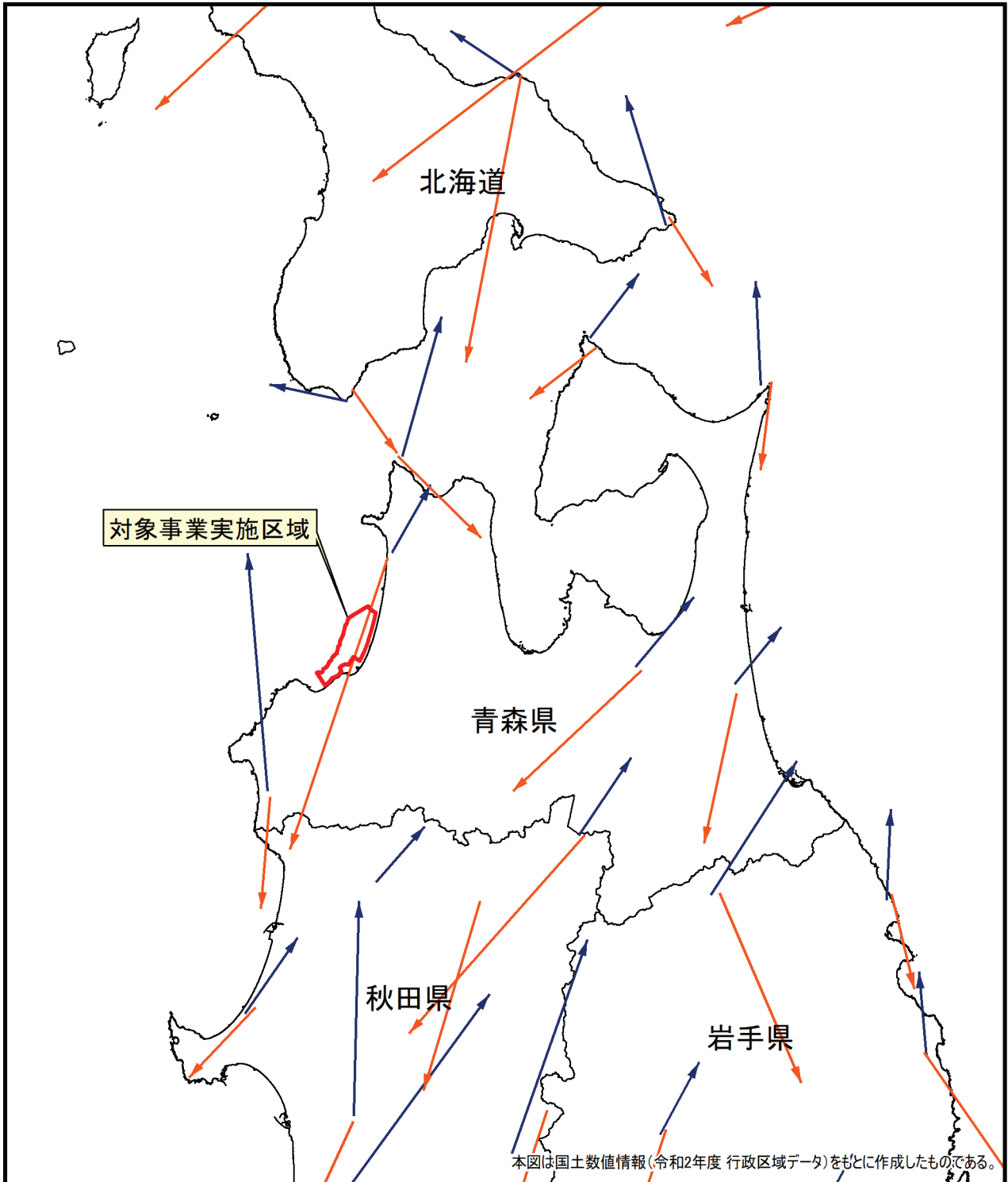


1:1,500,000

0 10 20 30 40 50 km

図 3.1.39 タカ類の渡りの状況 (日中)

資料: 環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都道府県界

夜間の渡りルート

- 春の渡りルート
- 秋の渡りルート

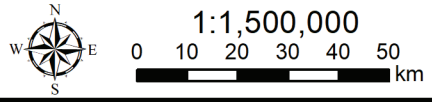
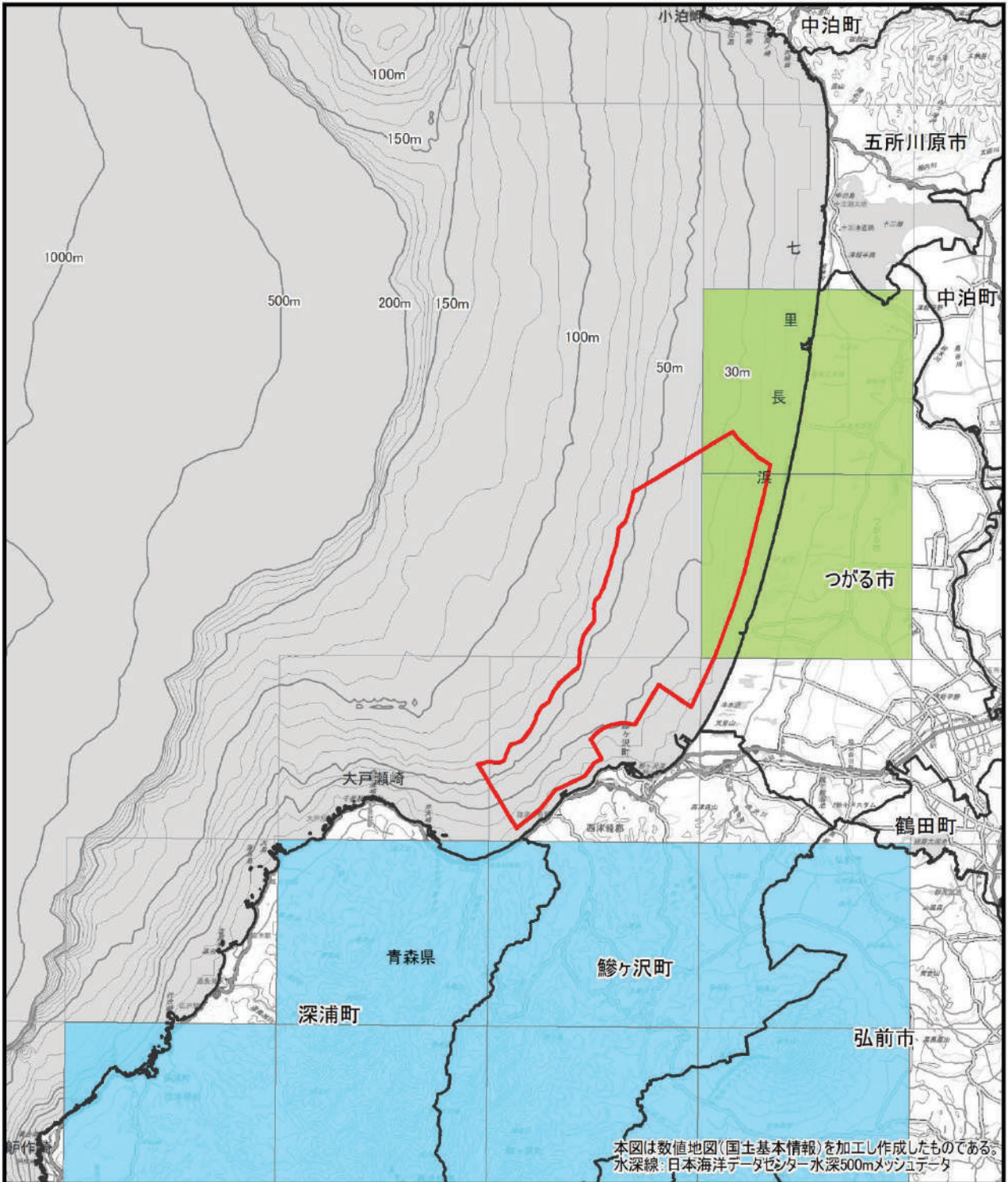


図 3.1.40 鳥類の渡りの状況 (夜間)

資料: 環境アセスメントEADAS(2021年2月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 一時滞在
- 行政界
- 生息確認
- 等深線

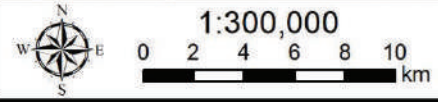
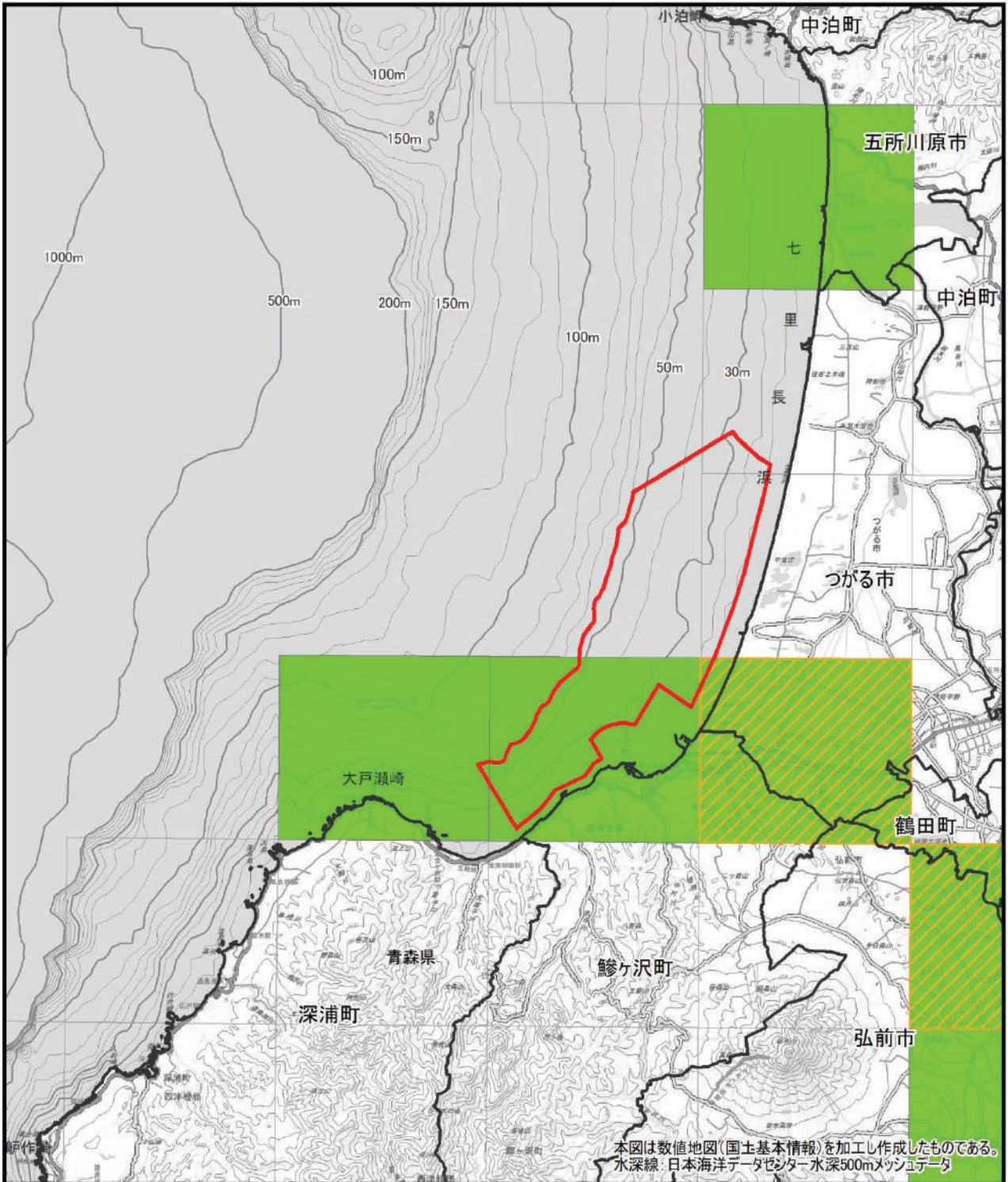


図 3.1.41 イヌワシの生息域

資料: 環境アセスメントデータベースEADAS (2021年2月18日閲覧)



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線
- 生息確認
- 渡り期
- 越冬期

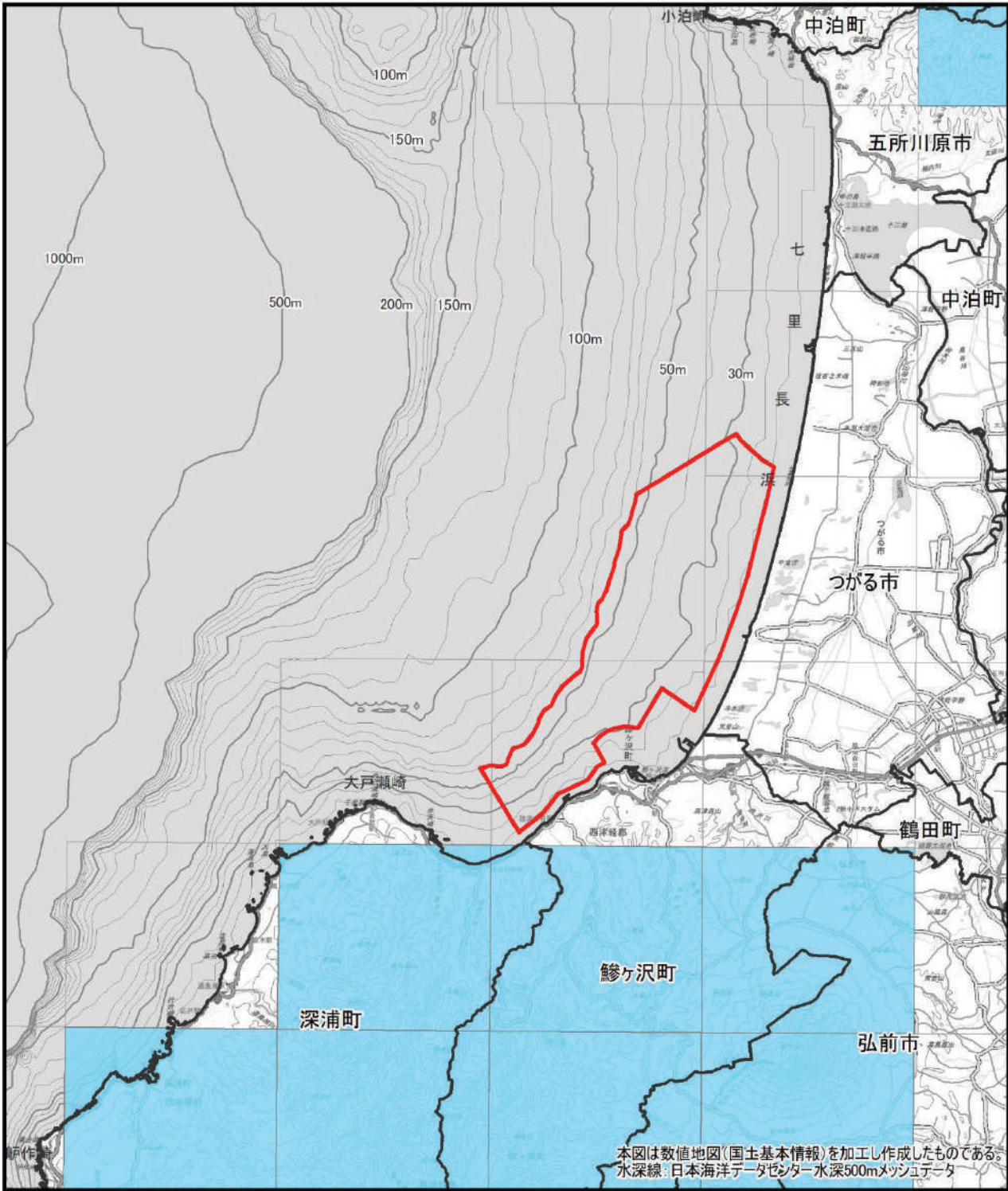


1:300,000

0 2 4 6 8 10 km

図 3.1.42 オオハクチョウの生息域

資料: 環境アセスメントデータベースEADAS (2021年2月18日閲覧)



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 生息確認
 - 行政界
 - 等深線

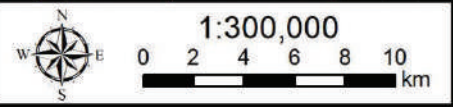
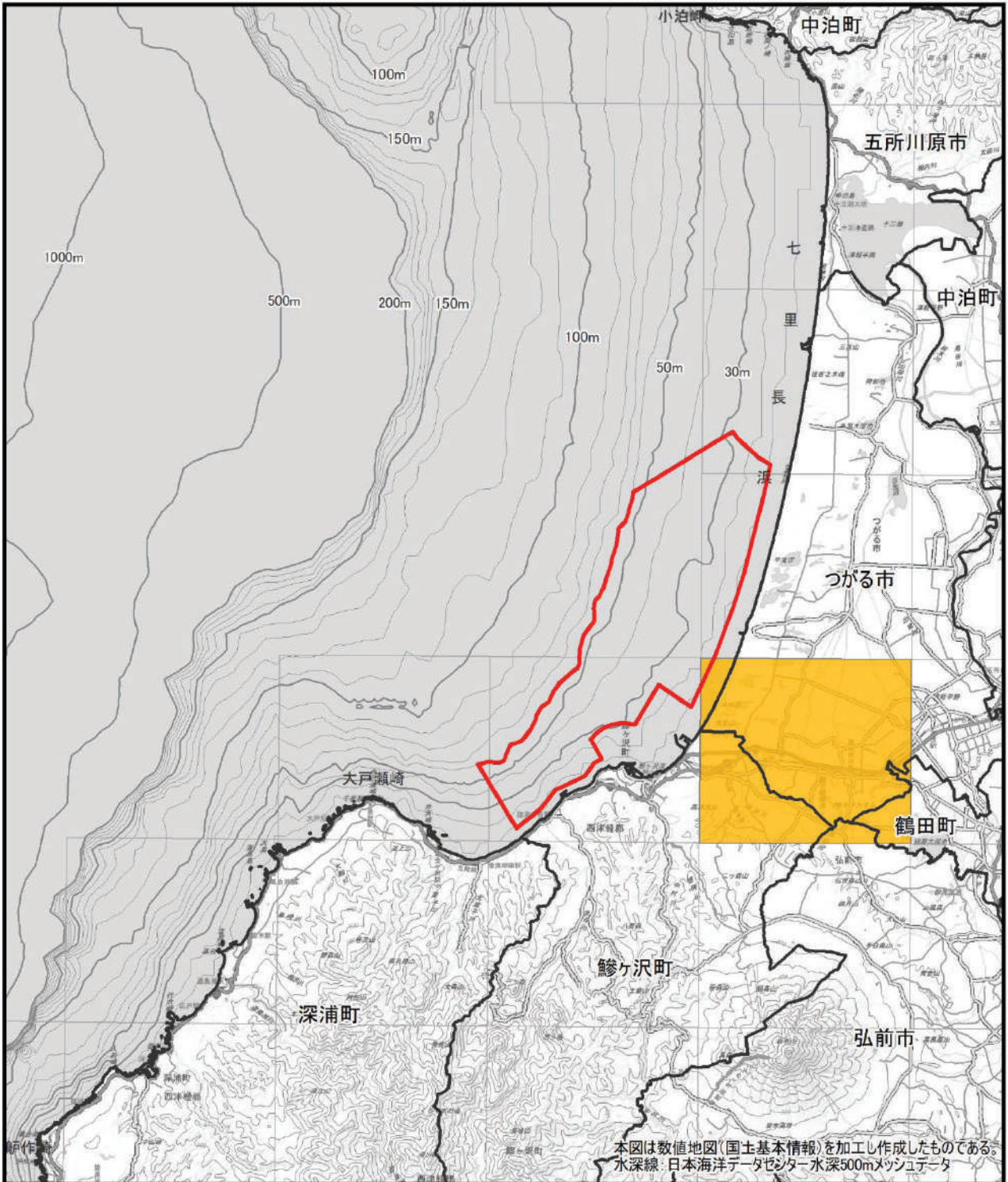


図 3.1.43 クマタカの生息域

資料: 環境アセスメントデータベースEADAS (2021年2月18日閲覧)



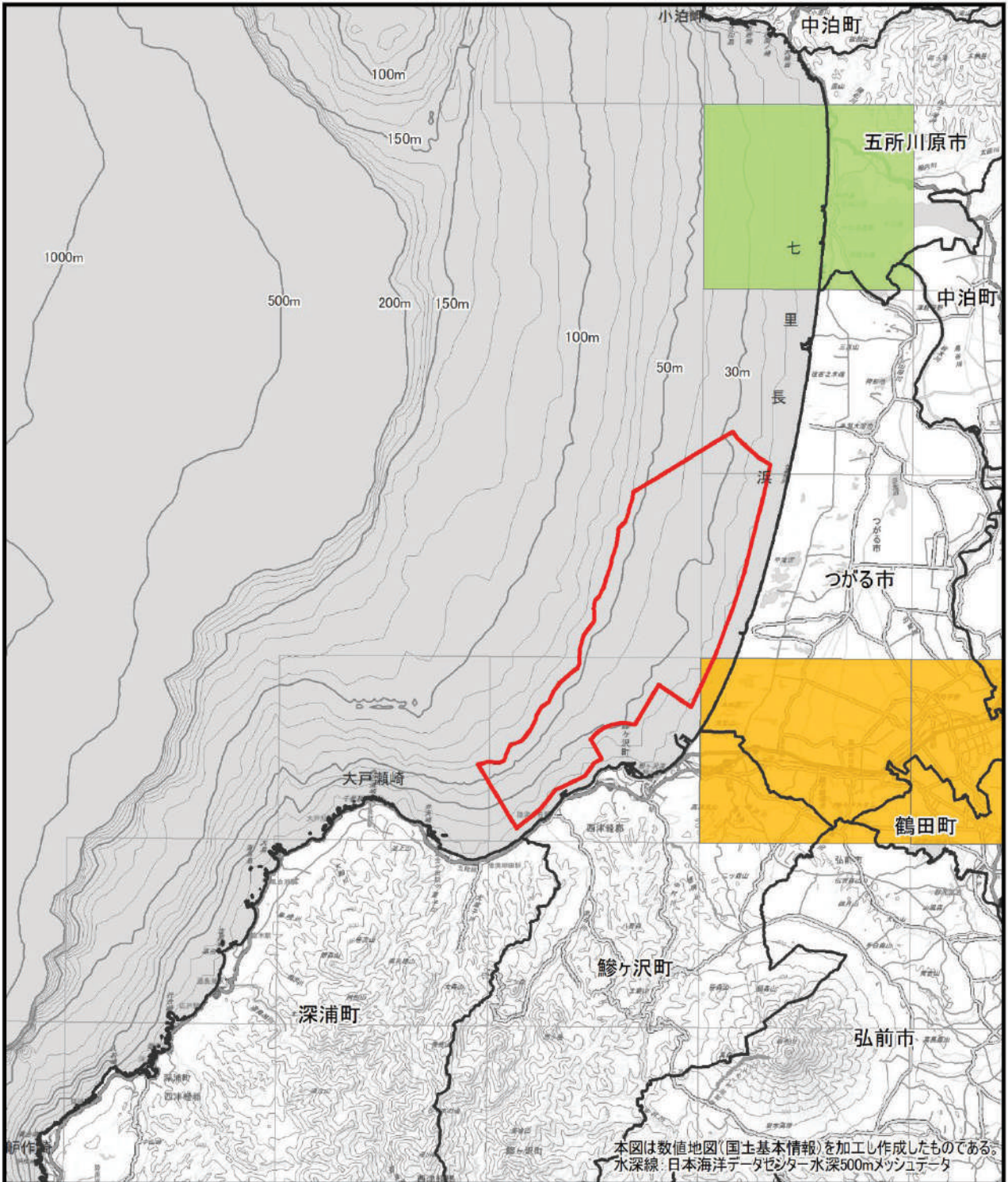
凡例

- 対象事業実施区域 生息確認
- 行政区界
- 渡り期
- 等深線



図 3.1.44 コハクチョウの生息域

資料: 環境アセスメントデータベースEADAS (2021年2月18日閲覧)



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域 生息確認
- 行政区界
- 等深線
- 越冬期
- 渡り期

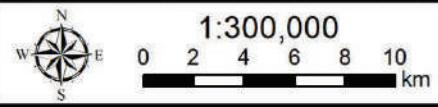
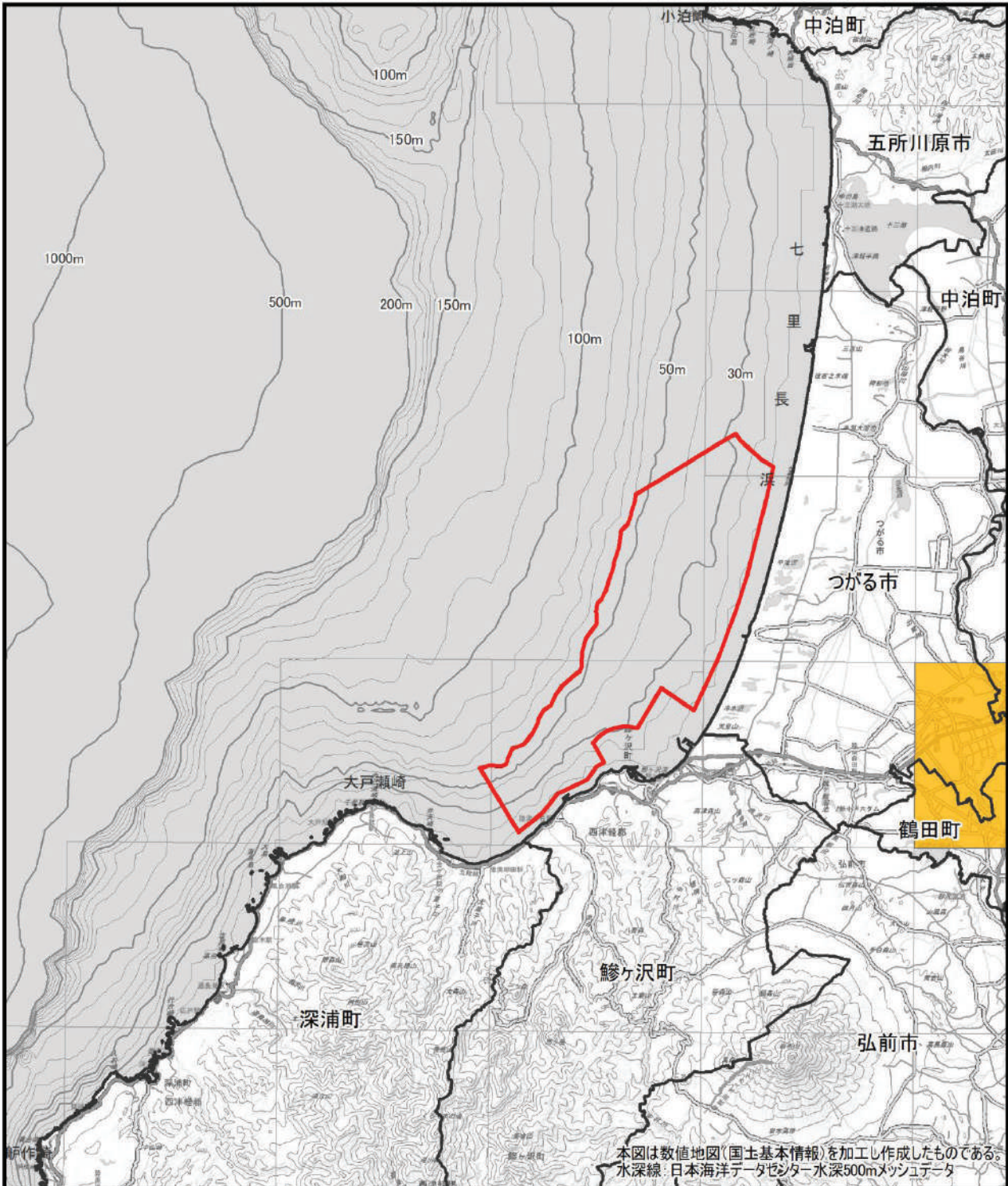


図 3.1.45 ヒシクイの生息域

資料: 環境アセスメントデータベースEADAS (2021年2月18日閲覧)



- 凡例
- 対象事業実施区域 生息確認
 - 行政界
 - 渡り期
 - 等深線

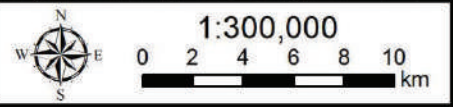


図 3.1.46 マガンの生息域

資料: 環境アセスメントデータベースEADAS (2021年2月18日閲覧)

④ 爬虫類・両生類

爬虫類・両生類に係る重要種は表 3.1.38及び表 3.1.39に示すとおりであり、爬虫類では青森県レッドリストに掲載されているタカチホヘビなど1目2科3種が確認されている。両生類では環境省レッドリストに掲載されているトウホクサンショウウオやアカハライモリなど2目3科5種が確認されている。

表 3.1.38 爬虫類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況			
				I	II	III	IV
1	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ				D
2		ナミヘビ科	シロマダラ				D
3			ヒバカリ				D
計	1目	2科	3種	0種	0種	0種	3種

*1：種名及び順番は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」に基づく。

資料：「表 3.1.31および表 3.1.32の出典に基づき作成」

表 3.1.39 両生類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況			
				I	II	III	IV
1	有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ			NT	C
2			クロサンショウウオ			NT	C
3		イモリ科	アカハライモリ			NT	C
4	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル			NT	C
5			ツチガエル				C
計	2目	3科	5種	0種	0種	4種	5種

*1：種名及び順番は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」に基づく。

資料：表 3.1.31および表 3.1.32の出典に基づき作成

⑤ 淡水魚類

淡水魚類に係る重要種は表 3.1.40に示すとおりであり、環境省レッドリストに掲載されているニホンウナギやゲンゴロウブナなど7目10科27種が確認されている。

表 3.1.40 (1) 淡水魚類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況			
				I	II	III	IV
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類			VU	B
2			カワヤツメ			VU	C
3	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ			EN	A
4	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ			EN	
5			キンブナ			VU	D
6			ヤリタナゴ			NT	A
7			シロヒレタビラ			EN	
8			ジュウサンウグイ			LP	D
9			エゾウグイ			LP	C
10			ゼゼラ			VU	

表 3.1.40 (2) 淡水魚類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況			
				I	II	III	IV
11	コイ目	ドジョウ科	ドジョウ			NT	
12			キタドジョウ			DD	D
13		フクドジョウ科	エゾホトケドジョウ			EN	C
14	サケ目	サケ科	サクラマス(ヤマメ)			NT	
15	トゲウオ目	トゲウオ科	ニホンイトヨ			LP	A
16			トミヨ ^{*2}			LP	B
17	ダツ目	メダカ科	キタノメダカ			VU	B
18	スズキ目	カジカ科	カマキリ			VU	D
19			カジカ			NT	C
20			カジカ中卵型			EN	B
21			カンキョウカジカ			LP	C
22		ハゼ科	ヒモハゼ			NT	C
23			シロウオ			VU	C
24			アカオビシマハゼ				D
25			チチブ				D
26			スミウキゴリ			LP	
27			ジュズカケハゼ			NT	C
計			7目	10科	27種	0種	0種

*1: 種名及び順番は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」に基づく。

*2: 「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック(2020年版)-」では「トミヨ属淡水型」として記載されている。

資料: 表 3.1.31および表 3.1.32の典拠に基づき作成

⑥ 昆虫類

昆虫類に係る重要種は表 3.1.41に示すとおりであり、種の保存法に掲載されているタガメや環境省レッドリストに記載されるコバネアオイトトンボなど11目59科180種が確認されている。

表 3.1.41 (1) 昆虫類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況			
				I	II	III	IV
1	トンボ目	アオイトトンボ科	○コバネアオイトトンボ			EN	A
2		イトトンボ科	○キイトトンボ				B
3			○ルリイトトンボ				C
4			○モートンイトトンボ			NT	C
5			○カラカネイトトンボ				A
6			○オオセスジイトトンボ			EN	A
7			カワトンボ科	○ハグロトンボ			
8		ヤンマ科	○アオヤンマ			NT	
9			○マダラヤンマ			NT	
10			○コシボソヤンマ				B
11			○ヤブヤンマ				A
12			○サラサヤンマ				C
13		サナエトンボ科	○ミヤマサナエ				B
14			○オナガサナエ				C
15			○ホンサナエ				A

表 3.1.41 (2) 昆虫類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況			
				I	II	III	IV
16	トンボ目	サナエトンボ科	○ウチワヤンマ				C
17			○ヒメサナエ				A
18		エゾトンボ科	○コヤマトンボ				C
19			○ハネヒロエゾトンボ			VU	A
20		トンボ科	○ショウジョウトンボ				C
21			○ハラヒロトンボ				C
22			○ハッチョウトンボ				A
23			○オオシオカラトンボ				C
24			○コノシメトンボ				B
25			○マイコアカネ				B
26			○ヒメアカネ				C
27			○オオキトンボ			EN	B
28		ゴキブリ目	オオゴキブリ科	オオゴキブリ			
29	カマキリ目	カマキリ科	ウスバカマキリ			DD	B
30	バッタ目	マツムシ科	カヤコオロギ				D
31		バッタ科	ショウリョウバッタモドキ				D
32		ヒシバッタ科	トゲヒシバッタ				D
33	ガロアムシ目	ガロアムシ科	ガロアムシ				D
34	ナナフシ目	ナナフシ科	ヤスマツトビナナフシ				C
35	カメムシ目	カスミカメムシ科	モンキカスミカメ				C
36		ヒラタカメムシ科	ヤセオオヒラタカメムシ			NT	C
37		ナガカメムシ科	ハマベナガカメムシ			NT	D
38		アメンボ科	パバアメンボ			NT	C
39		ミズムシ科	ミゾナシミズムシ			NT	D
40			○ミズムシ				C
41		コオイムシ科	○コオイムシ			NT	C
42			○タガメ		国内	VU	A
43		タイコウチ科	○タイコウチ				B
44		チョウ目	スカシバガ科	ミチノクスカシバ			
45	ボクトウガ科		ハイイロボクトウ			NT	D
46	マダラガ科		ルリハダホソクロバ			NT	B
47	セセリチョウ科		ホシチャバネセセリ			EN	A
48			アオバセセリ本土亜種				C
49			ギンイチモンジセセリ			NT	B
50			ミヤマチャバネセセリ				C
51			オオチャバネセセリ				C
52			スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種			NT	C
53			シジミチョウ科	ウラジロミドリシジミ			
54	ハヤシミドリシジミ						C
55	ミヤマカラスシジミ						C
56	カバイロシジミ					NT	B
57	キタアカシジミ北日本亜種					VU	B
58	オオゴマシジミ				NT	B	

表 3.1.41 (3) 昆虫類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況			
				I	II	III	IV
59	チョウ目	シジミチョウ科	ゴマシジミ北海道・東北亜種			NT	C
60			ヒメシジミ本州・九州亜種			NT	C
61		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン			VU	C
62			ヒョウモンチョウ東北以北亜種			NT	C
63			ツマジロウラジャノメ本州亜種				A
64			テングチョウ日本本土亜種				C
65			オオミスジ				C
66			オオムラサキ			NT	C
67			アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ本州亜種			NT
68		シロチョウ科	スジボソヤマキチョウ				B
69			ヒメシロチョウ北海道・本州亜種			EN	C
70		ツトガ科	ヒメキテンシロツトガ				D
71			ムナカタミズメイガ			NT	C
72		カギバガ科	ナガトガリバ				D
73			マンレイカギバ				D
74		シャクガ科	ヨツモンマエジロアオシャク				D
75			キジマソトグロナミシャク				D
76			ギフウスキナミシャク				D
77			フチグロトゲエダシャク				C
78			エゾヤエナミシャク				C
79			トビスジトガリナミシャク				D
80		スズメガ科	ヒメスズメ			NT	D
81			ミスジビロードスズメ				D
82		ドクガ科	スゲドクガ			NT	D
83		ヤガ科	クビグロケンモン			NT	B
84			セプトモクメヨトウ				D
85			ガマヨトウ			VU	C
86			キスジウスキヨトウ			VU	C
87			ミヤマキシタバ			NT	C
88	ヒメシロシタバ				NT	C	
89	ヌマベウスキヨトウ				VU	D	
90	ギンモンセダカモクメ				NT	D	
91	ハマセダカモクメ					D	
92	オオシラホシヤガ					D	
93	シロオビヨトウ				NT	D	
94	ヨスジカバイロアツバ					C	
95	カサイヌマアツバ					D	
96	ヨコスジヨトウ					D	
97	オオチャバネヨトウ				VU	C	
98	シロミミチビヨトウ					D	

表 3.1.41 (4) 昆虫類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況				
				I	II	III	IV	
99	チョウ目	ヤガ科	ウゴウンモンツマキリアツバ				D	
100			マガリスジコヤガ			VU	C	
101			タテスジケンモン				D	
102			ハスオビアツバ				D	
103		コブガ科	ミカボコブガ			NT	C	
104	ハエ目	カ科	トワダオオカ				C	
105		クロバエ科	カエルキンバエ			DD	D	
106	コウチュウ目	オサムシ科	アカガネオサムシ本州亜種			VU	C	
107			マークオサムシ			VU	B	
108			ヒメクロオサムシ東北地方亜種				C	
109			セアカオサムシ			NT	C	
110			クマガイクロアオゴミムシ			NT	C	
111			スナハラゴミムシ			VU	C	
112			ワタラセハンミョウモドキ			EN	C	
113			エチゴトックリゴミムシ			NT	C	
114			オオトックリゴミムシ			NT	D	
115			シラカミメクラチビゴミムシ				C	
116			イグチケブカゴミムシ			NT	C	
117			オオヒョウタンゴミムシ			NT	D	
118			シラカミナガチビゴミムシ				C	
119			ハンミョウ科	カワラハンミョウ			EN	B
120				ホソハンミョウ			VU	B
121				コハンミョウ				C
122			ゲンゴロウ科	○エゾヒラタヒメゲンゴロウ				B
123				○クロゲンゴロウ			NT	C
124		○ゲンゴロウ				VU	C	
125		○マルコガタノゲンゴロウ			国内	CR	A	
126		○ゲンゴロウモドキ					B	
127		○エゾゲンゴロウモドキ				VU	C	
128		○マルガタゲンゴロウ				VU	C	
129		○オオシマゲンゴロウ					B	
130		○シマゲンゴロウ				NT	C	
131		○サロベツナガケシゲンゴロウ					B	
132		○ナガケシゲンゴロウ					C	
133		○ケシゲンゴロウ				NT	C	
134		○ヒメケシゲンゴロウ				VU	C	
135		○キベリクロヒメゲンゴロウ				NT	C	
136		○ルイスツブゲンゴロウ				VU	C	
137		○マルチビゲンゴロウ				NT		
138		○ニセモンキマメゲンゴロウ					D	
139	ミズスマシ科	○オオミズスマシ				NT	C	
140		○ヒメミズスマシ				EN	C	
141		○ミズスマシ			VU	C		

表 3.1.41 (5) 昆虫類の重要種

番号	目名	科名	種名	重要種の指定状況				
				I	II	III	IV	
142		コツブゲンゴロウ科	○ヒゲブトコツブゲンゴロウ				C	
143		ホソガムシ科	○ホソガムシ			EN	B	
144		ガムシ科	○エゾコガムシ			NT	C	
145			○ガムシ			NT	C	
146		ツヤシデムシ科	ツガルホソシデムシ				C	
147		コガネムシ科	アカマダラハナムグリ			DD	D	
148			オオチャイロハナムグリ			NT	C	
149		コメツキムシ科	シモヤマミヤマヒサゴコメツキ				C	
150			チビヒサゴコメツキ				C	
151		ホタル科	○ゲンジボタル				C	
152		テントウムシ科	ババヒメテントウ				D	
153		カミキリムシ科	ヒメビロウドカミキリ			NT	C	
154			ホクチチビハナカミキリ				C	
155			ヨコヤマヒメカミキリ				C	
156			トウホクトラカミキリ				C	
157			ヨコヤマヒゲナガカミキリ				C	
158			ホソツヤヒゲナガコバネカミキリ				C	
159			オニホソコバネカミキリ				C	
160			ヒゲジロホソコバネカミキリ				C	
161			ヤツボシカミキリ				C	
162			イガブチヒゲハナカミキリ				C	
163			ハムシ科	オオヨモギハムシ				C
164				オオルリハムシ			NT	C
165				キアシネクイハムシ				C
166		アカガネネクイハムシ				NT	D	
167		キンイロネクイハムシ				NT	D	
168	ハチ目	ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ			DD		
169		セイボウ科	オオセイボウ			DD	D	
170		アリ科	エゾアカヤマアリ			VU	C	
171			テラニシクサアリ			NT	D	
172		スズメバチ科	モンズズメバチ			DD	C	
173		クモバチ科	イワタツクモバチ				D	
174			フタモンクモバチ			NT	D	
175		ギングチバチ科	ガロアギングチ			DD	D	
176			ササキリギングチ			NT	C	
177			ヤマトコトガタバチ				D	
178			ニトベギングチ			DD	C	
179			コウノスジガバチモドキ				D	
180	アナバチ科	ミカドジガバチ				D		
計	11目	59科	180種	0種	2種	88種	176種	

*1：種名及び順番は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」に基づく。

*2：○を付した種は、底生生物にも該当する種を示す。

資料：表 3.1.31および表 3.1.32の出典に基づき作成

⑦ 底生生物

河川水辺の底生生物に係る重要種は表 3.1.42に示すとおりであり、環境省レッドリストに掲載されているヒダリマキモノアラガイやカワコザラガイなど5門7綱8目16科19種が確認されている。このほか、昆虫類のうち、底生生物に該当する種として56種が確認されている（表 3.1.41参照）。

表 3.1.42 底生生物の重要種

番号	門名	綱名	目名	科名	種名	重要種の指定状況					
						I	II	III	IV		
1	扁形動物門	有棒状体綱	三岐腸目	オオウズムシ科	キタシロウズムシ				C		
2				ヒラタウズムシ科	トウホクコガタウズムシ				C		
3	軟体動物門	腹足綱	新生腹足目	タニシ科	オオタニシ			NT			
4				モノアラガイ科	モノアラガイ			NT			
5				ヒラマキガイ科	ヒダリマキモノアラガイ			CR+EN	D		
6					ヒラマキミズマイマイ			DD			
7					ヒラマキガイモドキ			NT			
8				カワコザラガイ科	カワコザラガイ			CR			
9				二枚貝綱	マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマトシジミ			NT	
10				環形動物門	ヒル綱	ヒルミミズ目	ヒルミミズ科	アオモリザリガニミミズ			VU
11	ツガルザリガニミミズ								A		
12	節足動物門	クモ綱	クモ目	コモリグモ科	イソコモリグモ			VU	B		
13				ナミハグモ科	ミズグモ			VU	B		
14				ザトウムシ目	マザトウムシ科	トウホクスベザトウムシ				LP	
15					カワザトウムシ科	ヒトハリザトウムシ				D	
16			軟甲綱	エビ目	ヌマエビ科	ヌカエビ				C	
17					アメリカザリガニ科	ザリガニ			VU	B	
18					サワガニ科	サワガニ				C	
19			苔虫動物門	被喉綱	ハネコケムシ目	アユミコケムシ科	アユミコケムシ			DD	D
計	5門	7綱	8目	16科	19種	0種	0種	12種	13種		

*1：種名及び順番は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」に基づく。
資料：表 3.1.31および表 3.1.32の出典に基づき作成

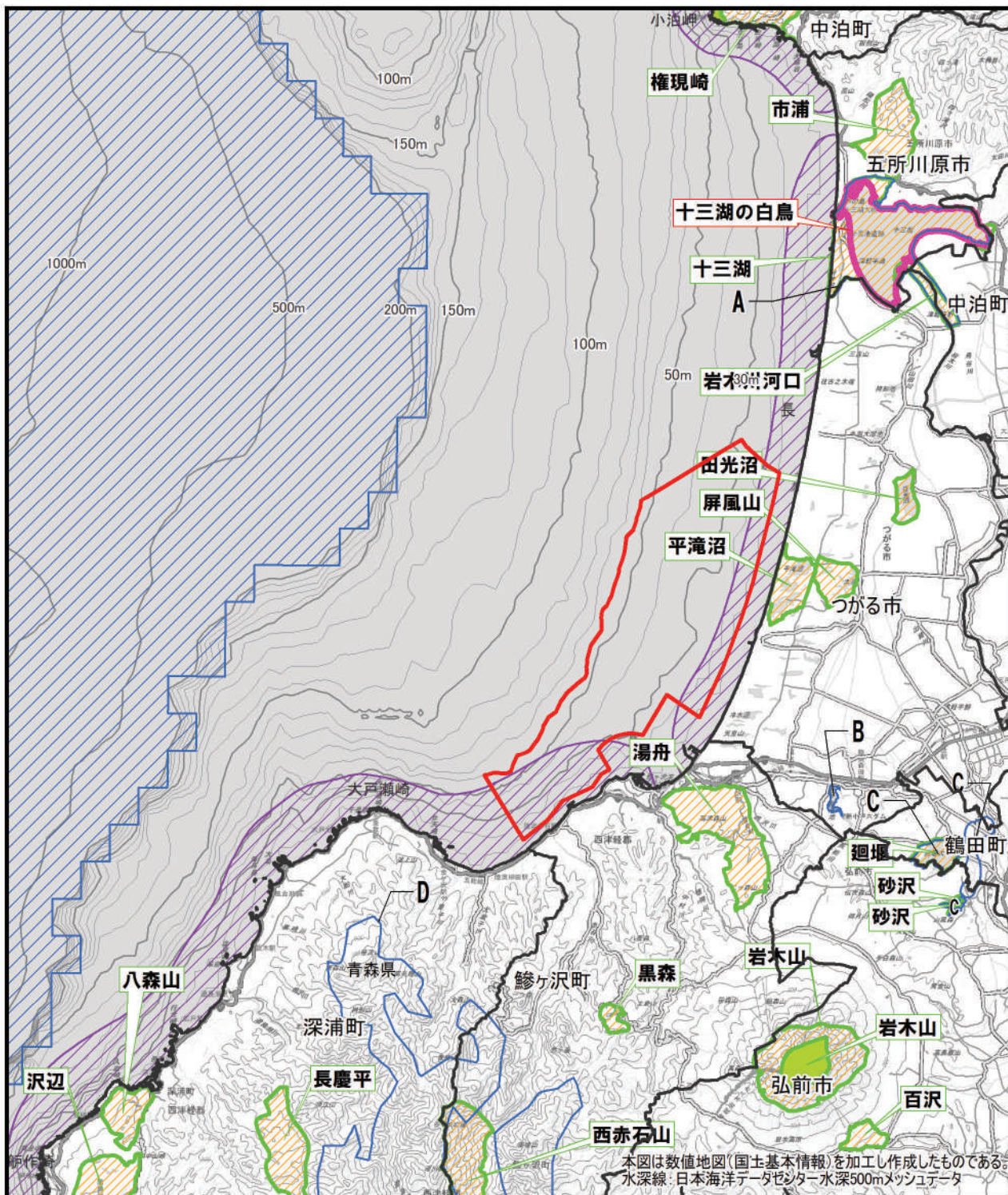
⑧ 注目すべき生息地

対象事業実施区域及びその周囲における陸上生物にかかる注目すべき生息地は、表 3.1.43に及び図 3.1.47示すとおりである。

表 3.1.43 陸上生物にかかる注目すべき生息地

No.	注目すべき生息地		重要種の選定基準				備考
			I	V	VI	VII	
1	6	湯舟			A		
2	16	屏風山			A		
3	21	砂沢			A		
4	23	岩木山			A・B		
5	26	十三湖	県天		A		十三湖の白鳥
6	31	沢辺			A		※特別保護地区(B)は図郭外
7	39	権現崎			A		※特別保護地区(B)は図郭外
8	41	平滝沼			A		
9	49	市浦			A		
10	50	西赤石山			A		
11	71	岩木川河口			A		
12	72	田光沼			A		
13	73	廻堰			A		
14	74	百沢			A		
15	83	八森山			A		
16	84	長慶平			A		
17	85	黒森			A		
18	A	岩木川河口・十三湖				重要	
19	B	狄ヶ館溜池				重要	
20	C	廻堰大溜池・砂沢溜池				重要	
21	D	白上山地				重要	

資料：国土数値情報 鳥獣保護区データ[平成27年]
 環境省「生物多様性の観点から重要度の高い海域」
 公益財団法人日本野鳥の会作成IBA情報シェープファイル（2012年8月）



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

- 凡例**
- 対象事業実施区域
 - 行政区
 - 等深線
 - 十三湖の白鳥
 - IBA重要野鳥生息地
 - 鳥獣保護区
 - 特別保護区域

生物多様性の観点から重要度の高い海域

- 沖合表層域
- 沿岸域

資料: 国土数値情報 鳥獣保護区データ[平成27年]
環境省「生物多様性の観点から重要度の高い海域」
公益財団法人日本野鳥の会作成IBA情報シェープファイル
(2012年8月)

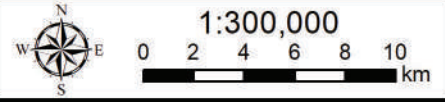


図 3.1.47 注目すべき生息地

(2) 植物の生育状況

① 収集資料

対象事業実施区域及びその周囲における植物の生育状況および巨樹・巨木林は、表 3.1.44及び表 3.1.45に示す文献及びその他の資料を収集して把握した。

対象事業実施区域及びその周囲の植生図は図 3.1.48及び図 3.1.49に、植生自然度区分図は図 3.1.50に示すとおりである。現存植生は、七里長浜にクロマツ植林（植生自然度6・植林地）を主体とした防風林が南北に伸びている。鱒ヶ沢町・深浦町では丘陵地から山地の大半がスギ・ヒノキ・サワラ植林（植生自然度6・植林地）である。

表 3.1.44 収集した既存資料一覧（陸上生物・植物）

文献No.	文献名	調査項目	備考
①	津軽国定公園指定植物 (1981年、環境庁)	植物相	
②	芦野池沼群県立自然公園指定植物 (1986年、青森県)	植物相	
③	青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－（2020年、青森県）	植物相	中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町

表 3.1.45 収集した既存資料一覧（巨樹・巨木林）

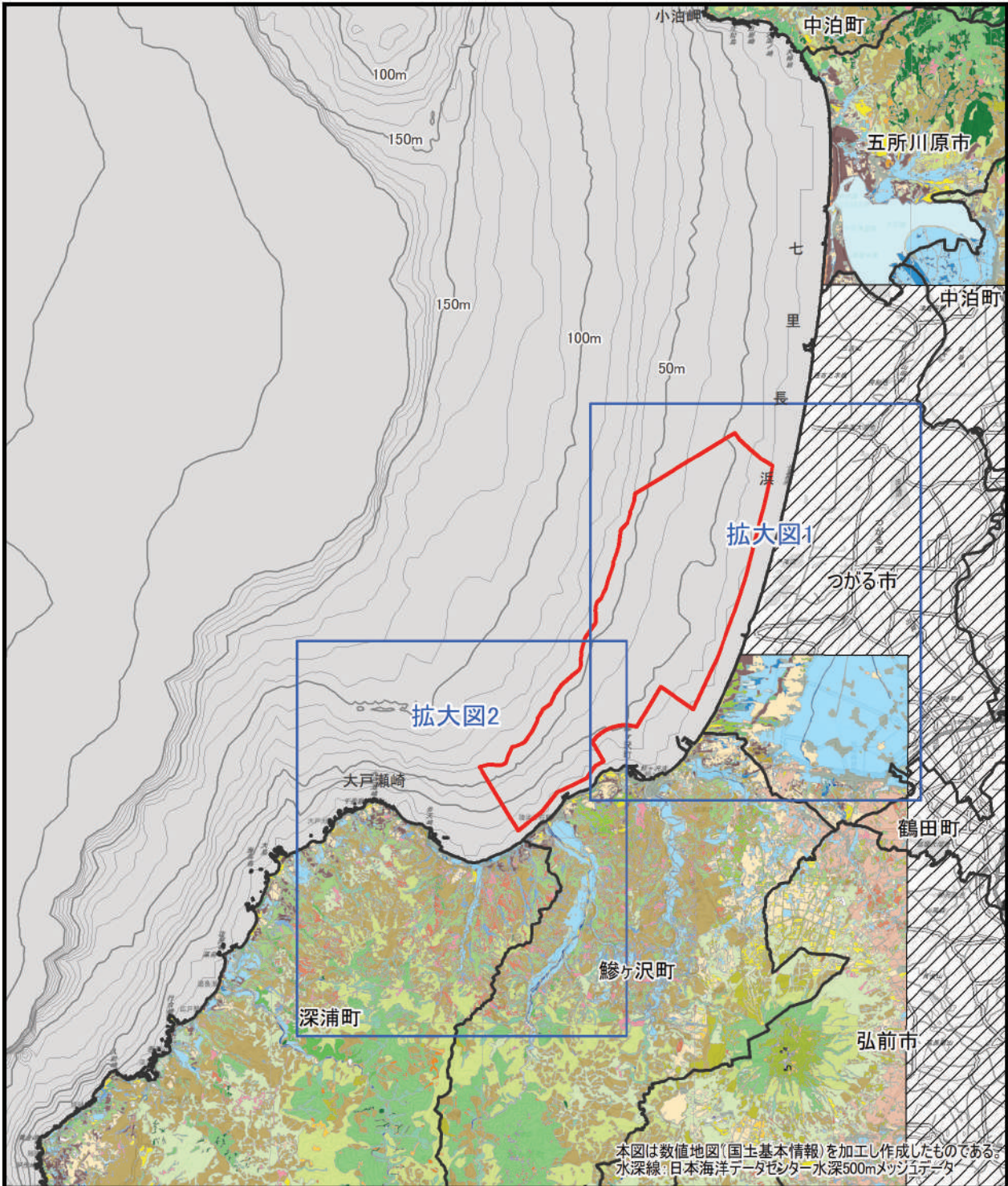
文献No.	文献名	調査項目	備考
④	自然環境保全基礎調査 植生調査報告書（第2～7回） (2021年2月時点、環境省自然環境局生物多様性センター)	植生	対象事業実施区域及びその周囲
⑤	第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（2000年、環境庁自然保護局生物多様性センター）	植生	対象事業実施区域及びその周囲
⑥	文化財保護条例（中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町）（2021年2月時点、各市町）	植生	対象事業実施区域及びその周囲
⑦	自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査報告書（第4回、第6回）（2021年2月時点、環境庁自然保護局生物多様性センター）	巨樹・巨木林	対象事業実施区域及びその周囲

表 3.1.46 現存植生図凡例

植生区分		凡例No.	凡例名
I	高山帯自然植生域	1002	高山低木群落
		1008	高山ハイデ及び風衝草原
		1017	雪田草原
II	コケモモトウヒクラス域自然植生	2016	ササーダケカンバ群落
		2031	ササ自然草原
		3002	ササ群落
IV	ブナクラス域自然植生	4002	チシマザサーブナ群団
		4008	マルバマンサクブナ群集
		4009	スギーブナ群落
		4037	エゾイタヤーシナノキ群落
		4043	ヒノキアスナロ群落
		4055	クロベークタゴヨウ群落
		4060	ジュウモンジシダーサワグルミ群集
		4083	ヤナギ低木群落
		4086	ハンノキーヤチダモ群集
		4093	自然低木群落
		4112	オオヨモギーオオイタドリ群団
V	ブナクラス域代償植生	5002	ブナーミズナラ群落
		5005	カシワーミズナラ群落
		5018	カシミザクラーコナラ群落
		5032	アカマツ群落
		5042	ササ草原
		5047	チマキザサ群落
		5049	ススキ群団
		5060	ノハナショウブーススキ群集
		5062	シバ群団
		5066	伐跡群落
		5070	タラノキークマイチゴ群落
VI	ヤブツバキクラス域自然植生	6167	ヤブツバキ群落
VIII	河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	8002	ツルコケモモミズゴケクラス
		8008	ヨシクラス
		8029	塩沼地植生
		8040	砂丘植生
		8046	ハマナス群落
IX	植林地・耕作地植生	9011	アカマツ植林
		9013	クロマツ植林
		9016	スギ・ヒノキ・サワラ植林
		9018	スギ植林
		9024	カラマツ植林
		9064	落葉果樹園
		9072	畑地雑草群落
		9082	牧草地
		9084	牧草地、ゴルフ場、飛行場
		9098	水田雑草群落
		9099	水田
X	市街地等	9902	市街地
		9905	緑の多い住宅地
		9910	緑の多い住宅地、公園、墓地
		9920	造成地、採石場
		9922	造成地、採石場、人為裸地、焼跡
		9931	開放水域
		9933	自然裸地

表 3.1.47 植生自然度凡例

植生自然度	区分内容	区分基準	植生
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	ササ自然草原 ツルコケモモーミズゴケクラス ヨシクラス 塩沼地植生 砂丘植生 ハマナス群落
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	ササーダケカンバ群落 チシマザサーブナ群団 マルバマンサクーブナ群集 スギーブナ群落 エゾイタヤーシナノキ群落 ヒノキアスナロ群落 クロベーキタゴヨウ群落 ジュウモンジシダーサワグルミ群集 ヤナギ低木群落 ハンノキーヤチダモ群集 自然低木群落
8	二次林（自然林に近いもの）	ブナーミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	ブナーミズナラ群落 カシワーミズナラ群落
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	カシミザクラーコナラ群落 アカマツ群落
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	アカマツ植林 クロマツ植林 スギ・ヒノキ・サワラ植林 スギ植林 カラマツ植林
5	二次草原（背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原	ササ群落 ササ草原 チマキザサ群落 ススキ群団 ノハナショウブーススキ群集
4	二次草原（背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落	伐跡群落 タラノキークマイチゴ群落
3	外来種植林 農耕地（樹園地）	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	落葉果樹園
2	外来種草原 農耕地（水田・畑）	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	畑地雑草群落 牧草地 牧草地、ゴルフ場、飛行場 水田雑草群落 水田 緑の多い住宅地 緑の多い住宅地、公園、墓地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	市街地 市街地、採石場 造成地、採石場、人為裸地、焼跡



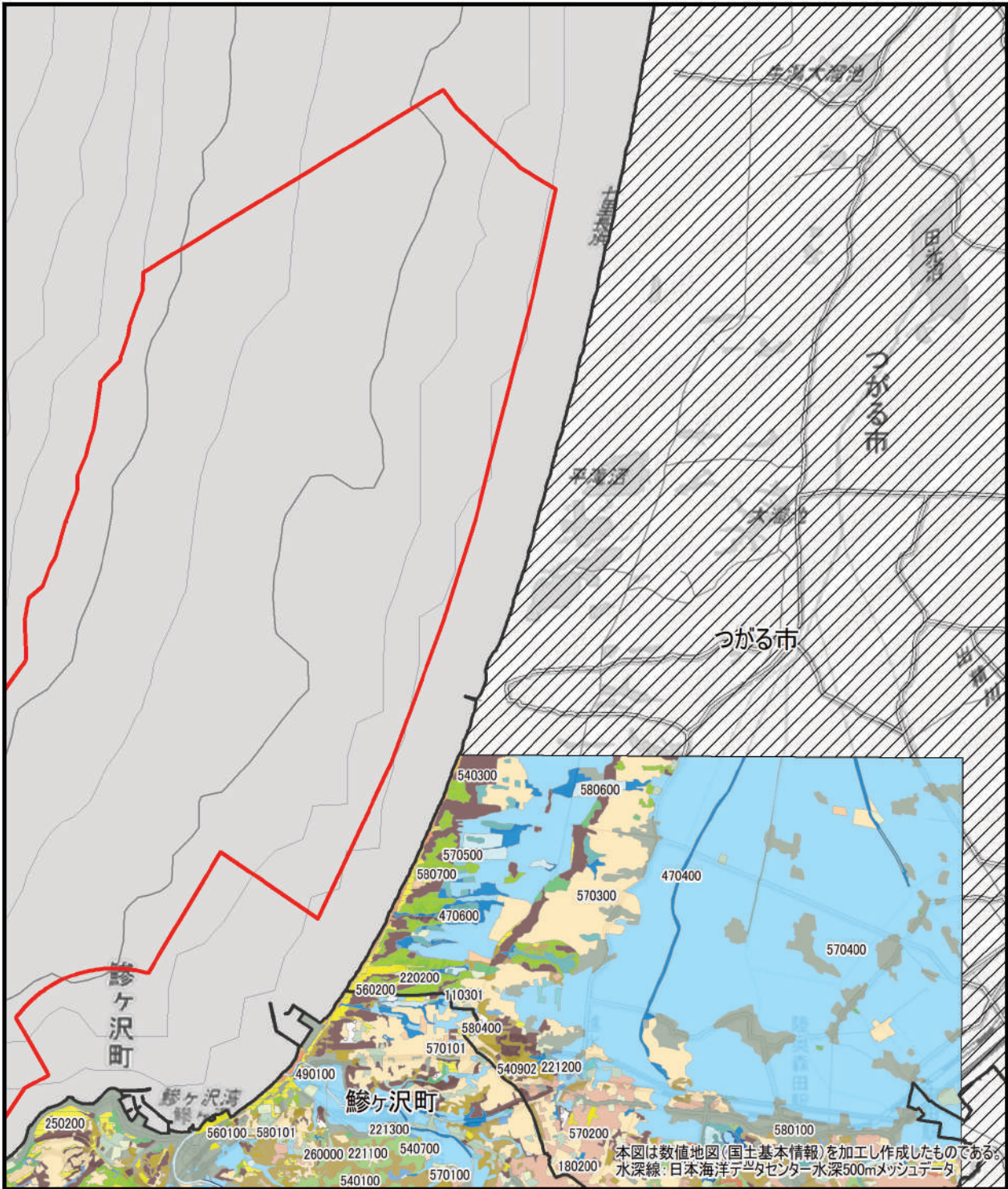
凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線
- 現生植生図拡大図
- 植生図未整備区域

出典資料: 環境省自然環境保全基礎調査
(第6-7回 植生調査1/25,000)



図 3.1.48 (1) 現存植生図
(第6-7回調査)



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線:日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

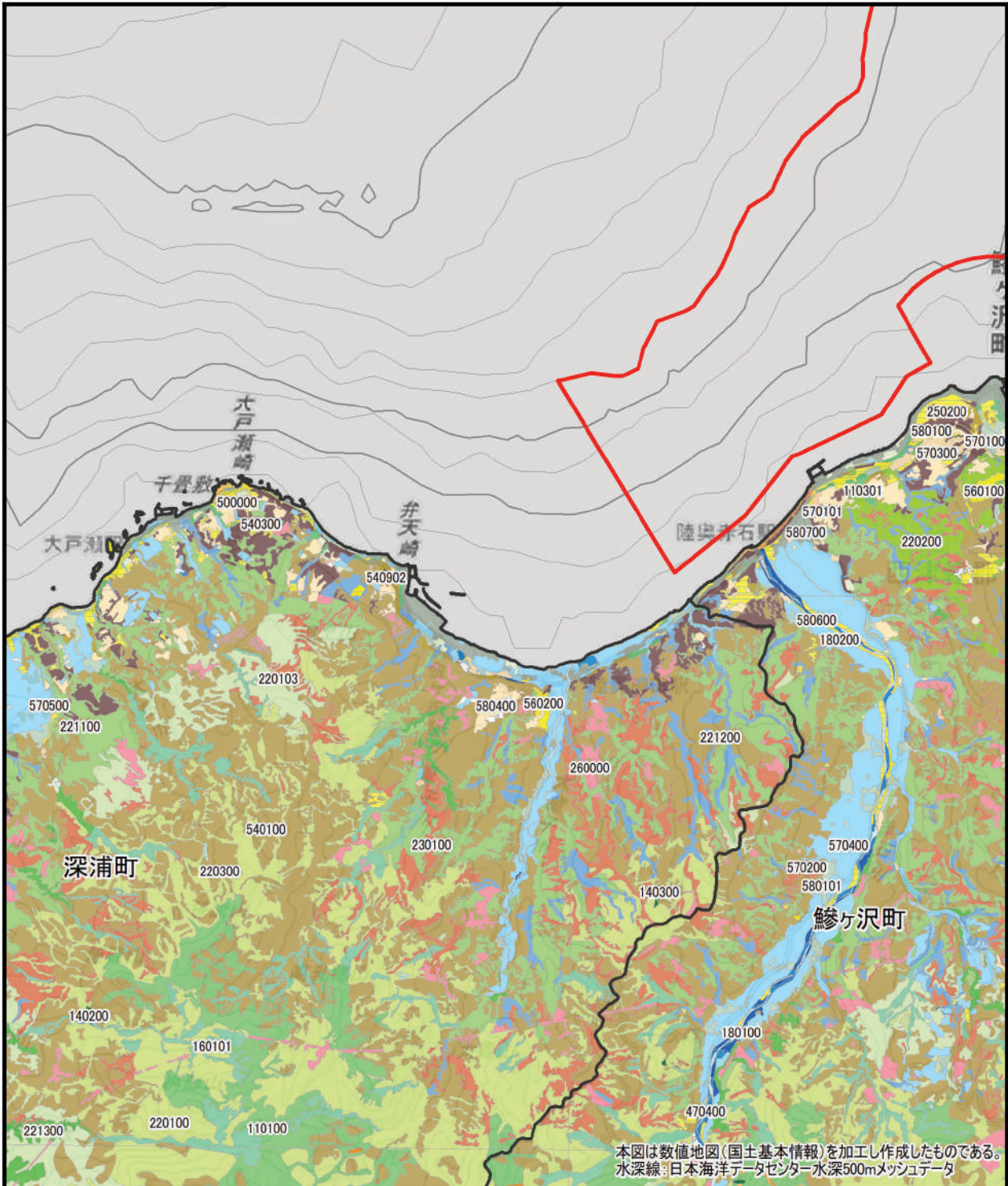
凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区界
- 等深線
- 植生図未整備区域



図 3.1.48 (2) 現存植生図
(第6-7回調査)
(拡大図1/2)

出典資料:環境省自然環境保全基礎調査
(第6-7回 植生調査1/25,000)



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区界
- 等深線
- 植生図未整備区域

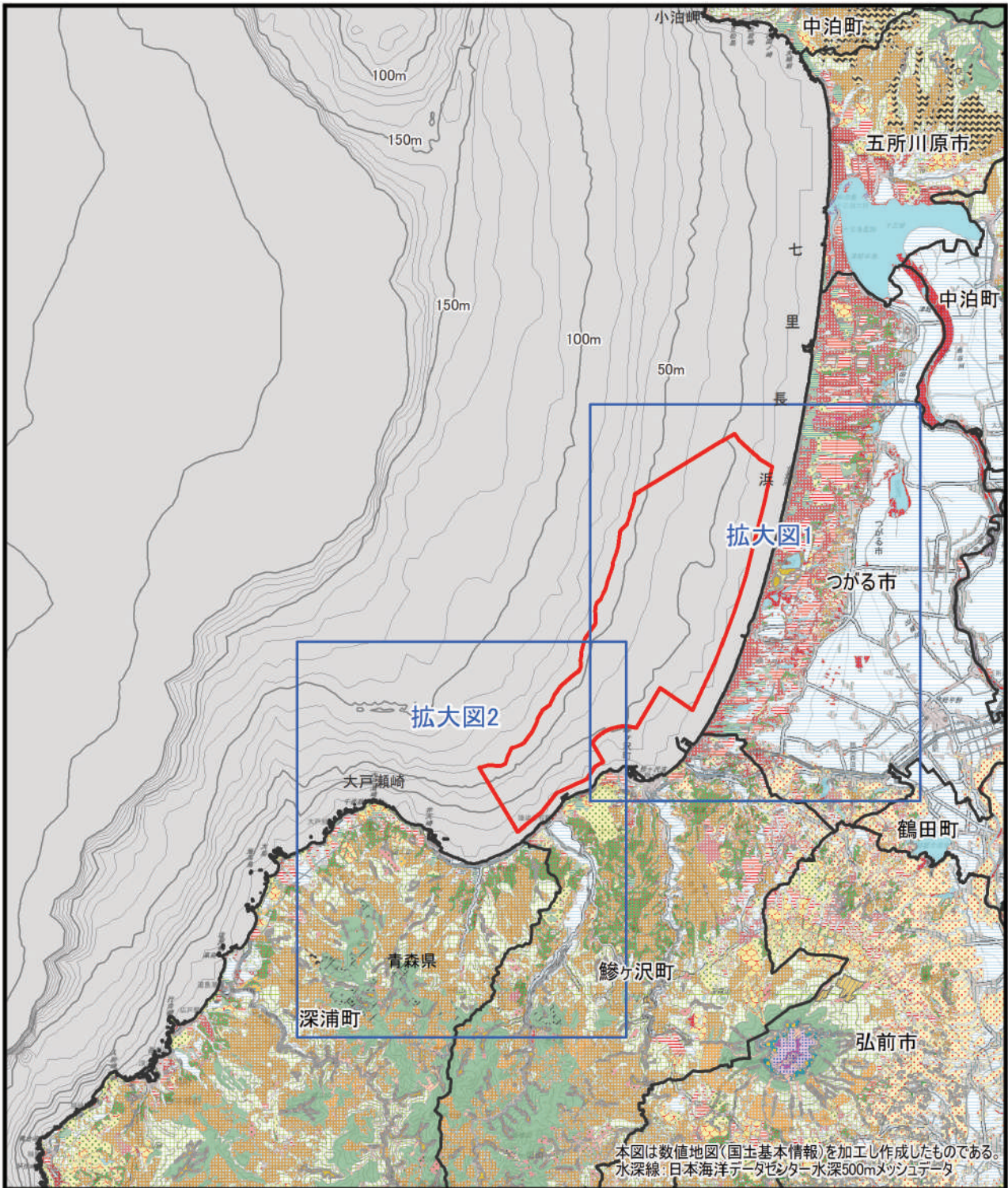


図 3.1.48 (3) 現存植生図
(第6-7回調査)
(拡大図2/2)

出典資料: 環境省自然環境保全基礎調査
(第6-7回 植生調査1/25,000)

010000 高山低木群落	220200 カシワ群落(V)	500103 エゾニューーススキ群落
010101 コケモモハイマツ群集	220300 ウダイカンバ群落	500700 オオイタドリ群落
020000 高山ハイデ及び風衝草原	221100 ミズナラ群落(V)	510300 岩壁植生
030000 雪田草原	221200 オニグルミ群落(V)	540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林
050104 コメツガ群落	221300 ケヤキ二次林	540300 クロマツ植林
060106 ダケカンバ群集	221400 ダケカンバ群落(V)	540700 カラマツ植林
070200 ササ群落(II)	230100 アカマツ群落(V)	540902 ニセアカシア群落
110100 チシマザサーブナ群団	240102 タニウツギーノリウツギ群落	541000 その他植林
110103 スギーブナ群落	250100 ササ群落(V)	560100 ゴルフ場・芝地
110301 エゾイタヤーシナノキ群集	250200 ススキ群団(V)	560200 牧草地
110402 ヤマカモジグサーカシワ群集	260000 伐採跡地群落(V)	570100 路傍・空地雑草群落
140200 ヒノキアスナロ群落(IV)	271500 ヤブツバキ群落	570101 放棄畑雑草群落
140201 ブナーヒノキアスナロ群落	410101 クリーコナラ群集	570200 果樹園
140300 クロバーキタゴヨウ群落	440200 クズ群落	570300 畑雑草群落
160101 ジュウモンジシダーサワグルミ群集	470400 ヨシクラス	570400 水田雑草群落
170102 ハンノキーヤチダモ群集	470401 ミゾソバーヨシ群落	570500 放棄水田雑草群落
180100 ヤナギ高木群落(IV)	470600 ヒルムシロクラス	580100 市街地
180200 ヤナギ低木群落(IV)	480201 シオクグ群集	580101 緑の多い住宅地
210102 チシマザサ群落(IV)	480700 ウミドリ群落	580300 工場地帯
210400 オオヨモギーオオイタドリ群団	490000 砂丘植生	580400 造成地
220100 ブナーミズナラ群落	490100 ハマナス群落	580600 開放水域
220103 オオバクロモジミズナラ群集	500000 海岸断崖地植生	580700 自然裸地
220104 ブナ二次林	500102 ハマオトコヨモギーコハマギク群集	

図 3.1.48 (4) 現存植生図(第6-7回調査) 凡例



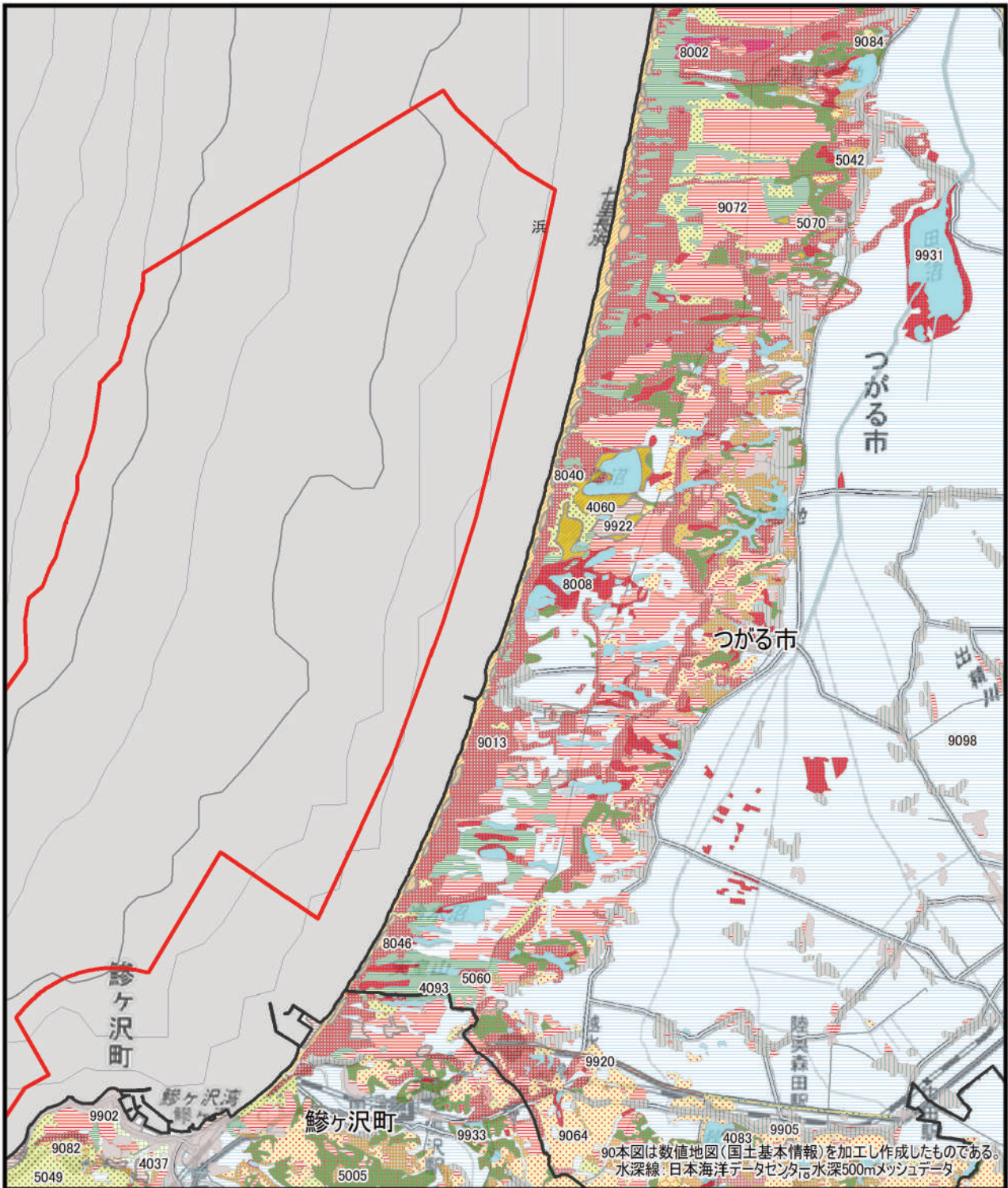
本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

- 凡例**
- 対象事業実施区域
 - 現生植生図拡大図
 - 行政界
 - 等深線



図 3.1.49 (1) 現存植生図
(第2~5回調査)

出典資料: 環境省自然環境保全基礎調査
(第2~5回 植生調査 1/50,000)



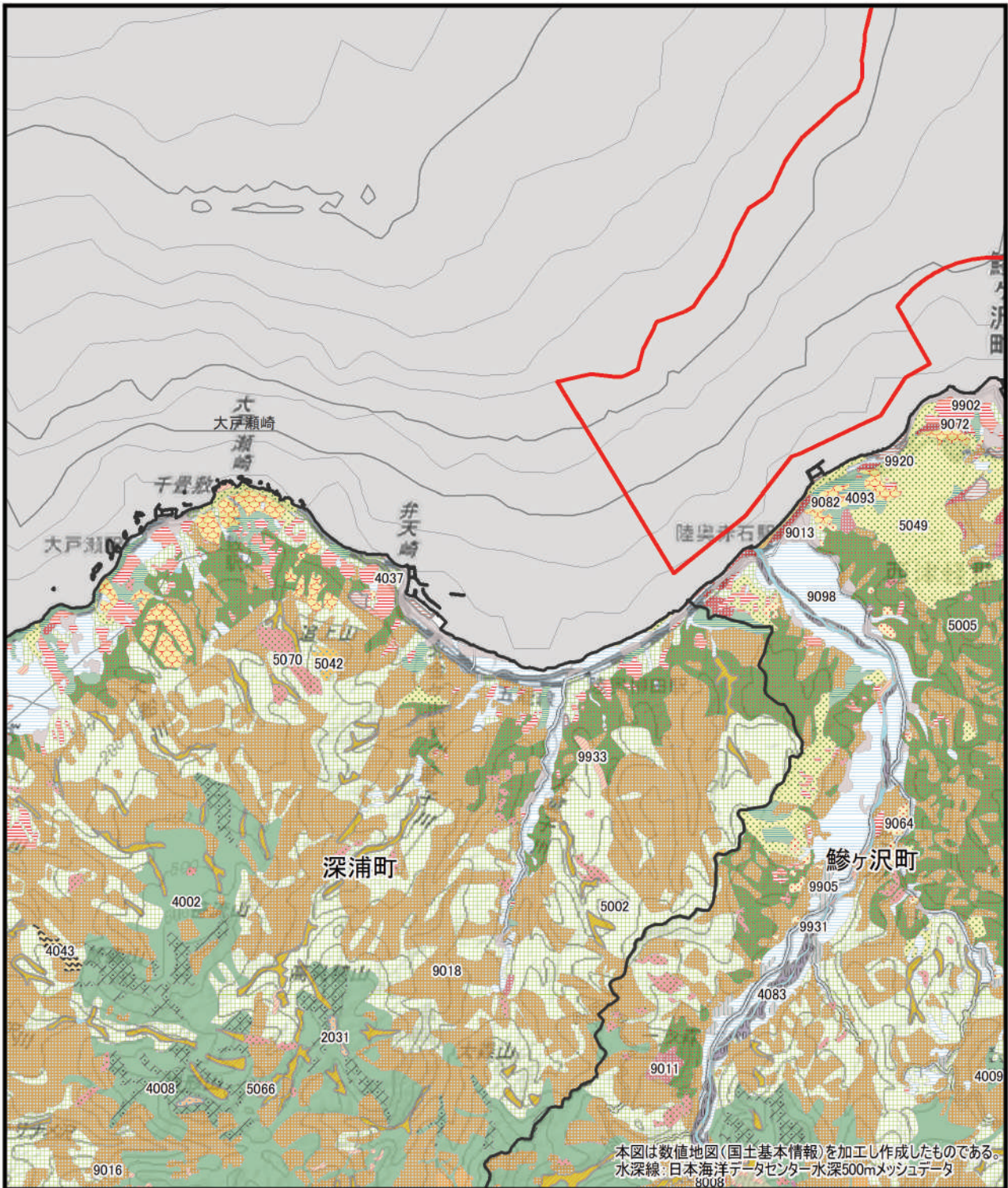
凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線



図 3.1.49 (2) 現存植生図
(第2~5回調査)
(拡大図1/2)

出典資料:環境省自然環境保全基礎調査
(第2~5回 植生調査1/50,000)



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線



図 3.1.49 (3) 現存植生図
(第2~5回調査)
(拡大図2/2)

出典資料:環境省自然環境保全基礎調査
(第2~5回 植生調査1/50,000)


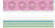
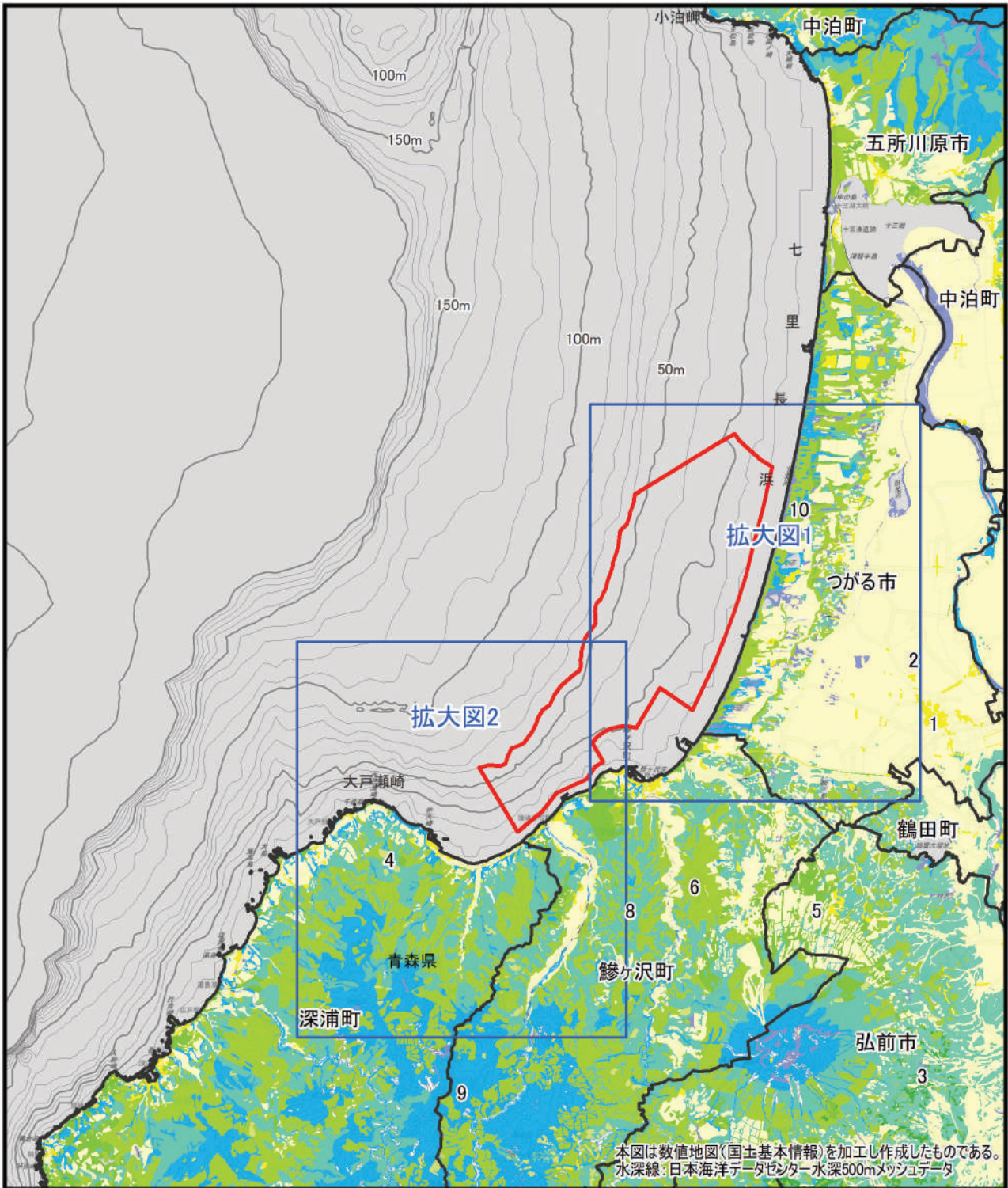
 1002 高山低木群落	 5005 カシワーミズナラ群落	 9016 スギ・ヒノキ・サワラ植林
 1008 高山ハイデ及び風衝草原	 5018 カシミザクラーコナラ群落	 9018 スギ植林
 1017 雪田草原	 5032 アカマツ群落	 9024 カラマツ植林
 2016 ササーダケカンバ群落	 5042 ササ草原	 9064 落葉果樹園
 2031 ササ自然草原	 5047 チマキザサ群落	 9072 畑地雑草群落
 3002 ササ群落	 5049 ススキ群団	 9082 牧草地
 4002 チシマザサープナ群団	 5060 ノハナショウブススキ群集	 9084 牧草地、ゴルフ場、飛行場
 4008 マルバマンサクープナ群集	 5062 シバ群団	 9098 水田雑草群落
 4009 スギープナ群落	 5066 伐跡群落	 9099 水田
 4037 エゾイタヤーシナノキ群落	 5070 タラノキークマイチゴ群落	 9902 市街地
 4043 ヒノキアスナロ群落	 6167 ヤブツバキ群落	 9905 緑の多い住宅地
 4055 クロバークタゴヨウ群落	 8002 ツルコケモームズゴケクラス	 9910 緑の多い住宅地、公園、墓地
 4060 ジュウモンジシダーサワグルミ群集	 8008 ヨシクラス	 9920 造成地、採石場
 4083 ヤナギ低木群落	 8029 塩沼地植生	 9922 造成地、採石場、人為裸地、焼跡
 4086 ハンノキーヤチダモ群集	 8040 砂丘植生	 9931 開放水域
 4093 自然低木群落	 8046 ハマナス群落	 9933 自然裸地
 4112 オオヨモギーオオイタドリ群団	 9011 アカマツ植林	
 5002 プナーミズナラ群落	 9013 クロマツ植林	

図 3.1.49 (4) 現存植生図 (第2~5回調査) 凡例



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線:日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例		植生自然度			
	対象事業実施区域		自然度10		自然度5
	行政界		自然度9		自然度4
	等深線		自然度8		自然度3
	植生自然度拡大図		自然度7		自然度2
			自然度6		自然度1

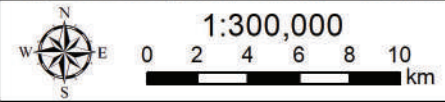
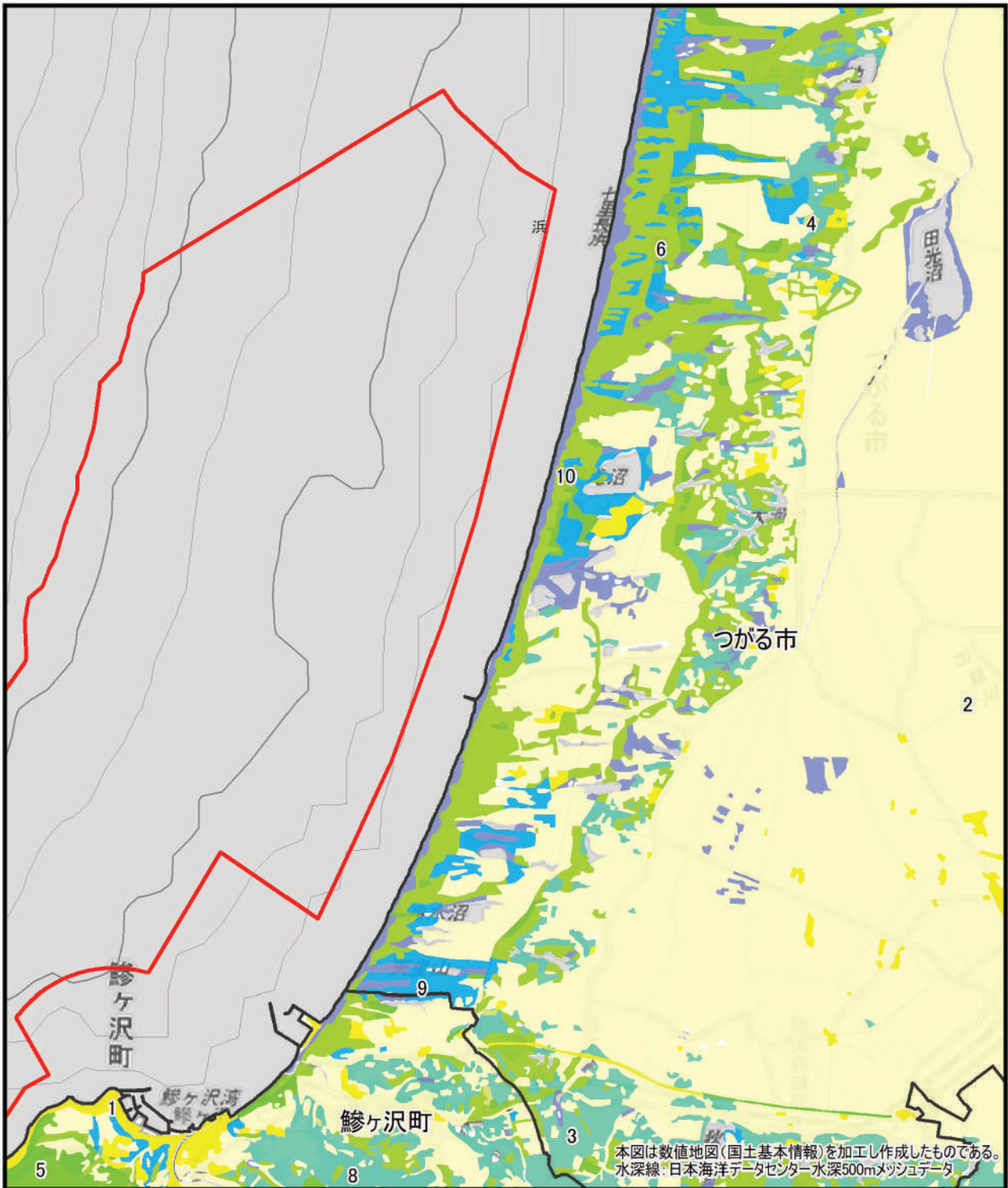


図 3.1.50 (1) 植生自然度区分図
(第2~5回調査)

出典資料:環境省自然環境保全基礎調査
(第2~5回 植生調査1/50,000)



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

植生自然度

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然度10 | 自然度5 |
| 自然度9 | 自然度4 |
| 自然度8 | 自然度3 |
| 自然度7 | 自然度2 |
| 自然度6 | 自然度1 |

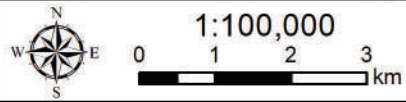
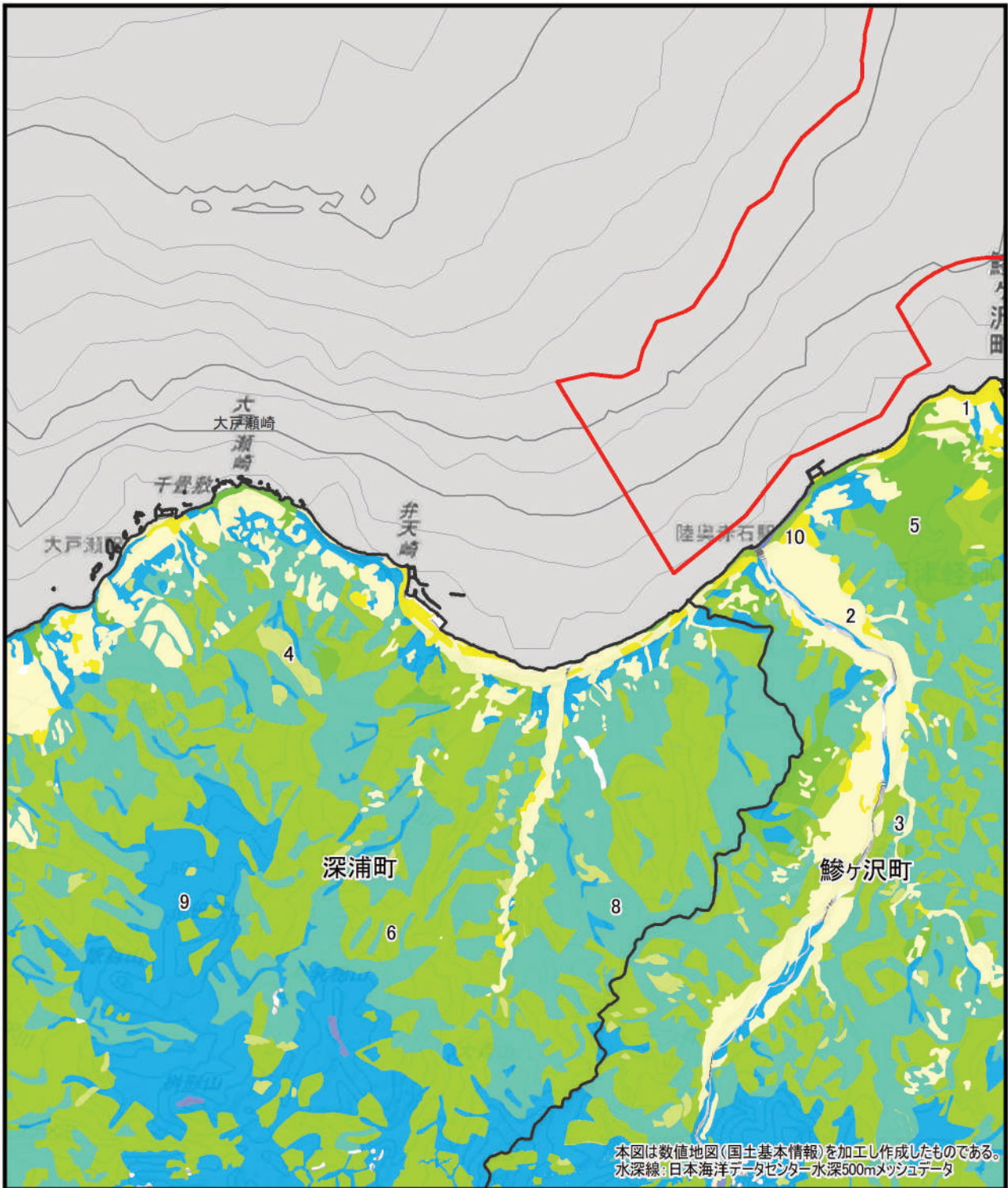


図 3.1.50 (2) 植生自然度区分図
(第2~5回調査)
(拡大図1/2)

出典資料: 環境省自然環境保全基礎調査
(第2~5回 植生調査1/50,000)



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線:日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

植生自然度

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 自然度10 自然度9 自然度8 自然度7 自然度6 | <ul style="list-style-type: none"> 自然度5 自然度4 自然度3 自然度2 自然度1 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

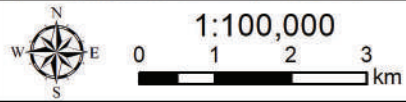


図 3.1.50 (3) 植生自然度区分図
(第2~5回調査)
(拡大図2/2)

出典資料:環境省自然環境保全基礎調査
(第2~5回 植生調査1/50,000)

② 植物の重要種の選定基準

対象事業実施区域及びその周囲における植物の重要種および重要な植物群落の選定基準は、表 3.1.48及び表 3.1.49に示すとおりである。

表 3.1.48 植物の重要種の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
I	文化財保護法（1950年、法律第214号） 青森県文化財保護条例（1975年、条例第46号） 中泊町文化財保護条例（2005年、条例第183号） 五所川原市文化財保護条例（2005年、条例第208号） つがる市文化財保護条例（2012年、条例第4号） 鱒ヶ沢町文化財保護条例（1977年、条例第3号） 深浦町文化財保護条例（2005年、条例第167号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別天然記念物 ・ 天然記念物 ・ 青森県天然記念物 ・ 中泊町天然記念物 ・ 五所川原市天然記念物 ・ つがる市天然記念物 ・ 鱒ヶ沢町天然記念物 ・ 深浦町天然記念物
II	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992年、法律第75号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内希少野生動植物種 ・ 国際希少野生動植物種
III	環境省レッドリスト2020（2020年、環境省自然環境局野生生物課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅（EX） ・ 絶滅危惧IA類（CR） ・ 絶滅危惧II類（VU） ・ 情報不足（DD） ・ 絶滅のおそれのある地域個体群（LP） ・ 野生絶滅（EW） ・ 絶滅危惧IB類（EN） ・ 準絶滅危惧（NT）
IV	青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－（2020年、青森県）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅野生生物（EX） ・ 重要希少野生生物（B） ・ 要調査野生生物（D） ・ 地域限定希少野生生物（LP） ・ 最重要希少野生生物（A） ・ 希少野生生物（C）
V	津軽国定公園指定植物（1986年、環境庁告示第34号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別地域にて採取または損傷を規制する植物（指定）
VI	芦野池沼群県立自然公園指定植物（1986年、青森県告示第428号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立自然公園の特別地域内において許可を受けなければ採取してはならない高山植物等の指定（指定）

表 3.1.49 重要な植物群落の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
I	文化財保護法（1950年、法律第214号） 青森県文化財保護条例（1975年、条例第46号） 中泊町文化財保護条例（2005年、条例第183号） 五所川原市文化財保護条例（2005年、条例第208号） つがる市文化財保護条例（2012年、条例第4号） 鱒ヶ沢町文化財保護条例（1977年、条例第3号） 深浦町文化財保護条例（2005年、条例第167号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別天然記念物 ・ 天然記念物 ・ 青森県天然記念物 ・ 中泊町天然記念物 ・ 五所川原市天然記念物 ・ つがる市天然記念物 ・ 鱒ヶ沢町天然記念物 ・ 深浦町天然記念物
VII	第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原生林もしくはそれに近い自然林（A） ・ 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群（B） ・ 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地にみられる植物群落または個体群（C） ・ 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの（D） ・ 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの（E） ・ 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても長期にわたって伐採等の手ははいってないもの（F） ・ 乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群（G） ・ その他学術上重要な植物群落又は個体群（H）

③ 重要な植物

対象事業実施区域及びその周囲における植物の重要種は表 3.1.50に示すとおりであり、環境省レッドリストに掲載されているスギランや津軽国定公園指定植物に記載されるミヤマヒカゲノカズラなど6分類83科367種が確認されている。

表 3.1.50 (1) 対象事業実施区域及びその周囲の植物

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
1	コケ植物	ミズゴケ科	ミズゴケ属					指定	
2	シダ植物	ヒカゲノカズラ科	ヒメスギラン					指定	
3			ヤチスギラン					指定	
4			ミヤマヒカゲノカズラ					指定	
5			タカネヒカゲノカズラ					指定	
6			マンネンスギ					指定	
7			スギラン			VU	A	指定	
8		イワヒバ科	エゾノヒメクラマゴケ					指定	
9			ヒモカズラ					指定	
10			イワヒバ				C	指定	
11		デンジソウ科	デンジソウ			VU	B		
12		サンショウモ科	サンショウモ			VU	B		
13		キジノオシダ科	キジノオシダ				A		
14		イノモトソウ科	リシリシノブ			NT	B	指定	
15		チャセンシダ科	クモノスシダ					指定	
16		ヒメシダ科	ニッコウシダ					指定	
17		オシダ科	オクヤマシダ					指定	
18		ウラボシ科	ホテイシダ					指定	
19		裸子植物	マツ科	ハイマツ					指定
20	ヒノキ科		ミヤマハイビャクシン					指定	
21		ミヤマビャクシン					指定		
22	被子植物	スイレン科	ヒツジグサ					指定	
23			エゾノヒツジグサ					指定	
24		ドクダミ科	ハンゲショウ				B	指定	
25		ウマノスズクサ科	ミチノクサイシン			VU	C	指定	指定
26			オクエゾサイシン					指定	
27			ウスバサイシン					指定	指定
28	単子葉類	サトイモ科	ミズバショウ					指定	指定
29			ヒメザゼンソウ					指定	
30			ザゼンソウ					指定	
31		チシマゼキショウ科	チャボゼキショウ					指定	
32		ホロムイソウ科	ホロムイソウ					指定	
33		オモダカ科	マルバオモダカ			VU	B		
34			アギナシ			NT	B		
35		トチカガミ科	マルミスブタ			VU	D		
36			トチカガミ			NT	A		
37			イトトリゲモ			NT	A		
38		シバナ科	シバナ			NT	C		
39		アマモ科	コアマモ				B		
40		ヒルムシロ科	イトモ			NT	B		
41			ガシャモク			CR	A		
42			ツツイトモ			VU	A		
43			イトクズモ			VU	B		
44		キンコウカ科	ネバリノギラン					指定	
45			キンコウカ					指定	

表 3.1.50 (2) 対象事業実施区域及びその周囲の植物

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	
46	単子葉類	シュロソウ科	ショウジョウバカマ					指定		
47			エンレイソウ					指定		
48			オオバナノエンレイソウ					指定	指定	
49		イヌサフラン科	ホウチャクソウ						指定	
50		ユリ科	ツバメオモト					指定		
51			カタクリ					指定		
52			キバナノアマナ					指定		
53			オニユリ						指定	
54			コオニユリ					指定	指定	
55			スカシユリ					指定		
56			クルマユリ					指定		
57			エゾスカシユリ					指定		
58			ホソバナノアマナ					B		
59			オオバタケシマラン						指定	
60			タマガワホトトギス						指定	
61			ラン科	コアニチドリ			VU	B	指定	
62				エビネ			NT	C	指定	指定
63				キンセイラン			VU	B	指定	
64		ナツエビネ				VU	B	指定		
65	サルメンエビネ				VU	A	指定	指定		
66	ギンラン							指定		
67	キンラン				VU	B	指定			
68	ササバギンラン							指定		
69	クゲヌマラン				VU	B				
70	ユウシュンラン						B	指定		
71	トケンラン						A	指定		
72	サイハイラン							指定		
73	シュンラン							指定		
74	コアツモリソウ				NT	B	指定			
75	クマガイソウ				VU	B	指定			
76	ハクサンチドリ							指定		
77	ウズラバハクサンチドリ							指定		
78	イチヨウラン							指定		
79	サワラン						B	指定		
80	コイチヨウラン							指定		
81	アオスズラン							指定		
82	カキラン							指定		
83	オニノヤガラ							指定		
84	ベニシュスラン						A			
85	アケボノシュスラン							指定		
86	ヒロハツリシュスラン						A	指定		
87	ミヤマウズラ							指定		
88	ミズトンボ				VU	B	指定	指定		
89	ハクウンラン						C	指定		
90	フガクスズムシソウ				VU	A	指定			
91	セイタカスズムシソウ						指定			
92	ジガバチソウ						指定			
93	クモキリソウ						指定			
94	スズムシソウ						指定			
95	アリドオシラン						指定			
96	ノビネチドリ						指定			
97	コフタバラン						指定			
98	アオフタバラン						指定			
99	サカネラン			VU	A					

表 3.1.50 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の植物

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
100	単子葉類	ラン科	ミヤマフタバラン					指定	
101			ミヤマモジズリ					指定	
102			フジチドリ				A		
103			コケイラン					指定	指定
104			タカネトンボ					指定	
105			ジンバイソウ					指定	
106			ミズチドリ					指定	
107			ヤマサギソウ					指定	
108			コバノトンボソウ					指定	
109			キソチドリ					指定	
110			オオヤマサギソウ					指定	
111			トンボソウ					指定	
112			トキシソウ			NT	B	指定	指定
113			ヤマトキシソウ					指定	
114			ウチョウラン			VU	B	指定	
115			ネジバナ						指定
116			ヒトツボクロ					指定	
117			ショウキラン					指定	
118		ヒメホテイラン					指定		
119		アヤメ科	ヒオウギ				A		
120			ノハナショウブ					指定	指定
121			カキツバタ			NT	B	指定	
122			ヒオウギアヤメ					指定	
123		ススキノキ科	ゼンテイカ					指定	
124		ヒガンバナ科	シロウマアサツキ				A	指定	
125			ミヤマラッキョウ					指定	
126		クサスギカズラ科	スズラン					指定	
127			タチギボウシ					指定	
128			マイヅルソウ						指定
129			ヒロハユキザサ					指定	
130			ミヤマナルコユリ						指定
131		ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	D		
132		ガマ科	ミクリ			NT	C		
133			エゾミクリ				B		
134			タマミクリ			NT	B		
135			ナガエミクリ			NT	C		
136			ヒメミクリ			VU	B		
137			カヤツリグサ科	イトキンスゲ					指定
138		キンチャクサゲ						指定	
139	ホソバオゼヌマスゲ				NT	A			
140	アオバスゲ					A			
141	オオタヌキラン					A			
142	サギスゲ						指定		
143	真正双子葉類	ケシ科		エゾエンゴサク					指定
144			ミチノクエンゴサク					指定	
145			オサバグサ				A	指定	
146		メギ科	サンカヨウ					指定	
147			キバナイカリソウ					指定	
148			トガクシショウマ				B	指定	
149		キンポウゲ科	オオレイジンソウ				B		
150			オクトリカブト					指定	
151			フクジュソウ				B	指定	
152			ヒメイチゲ					指定	
153			キクザキイチゲ					指定	
154			アズマイチゲ					指定	

表 3.1.50 (4) 対象事業実施区域及びその周囲の植物

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	
155	真正双子葉類	キンボウゲ科	ミヤマオダマキ					指定		
156			エゾノリュウキンカ				B	指定	指定	
157			エンコウソウ					指定		
158			リュウキンカ					指定		
159			ハンショウヅル				B			
160			コミヤマハンショウヅル					指定		
161			ミヤマハンショウヅル					指定		
162			ミツバオウレン					指定		
163			シラネアオイ					指定		
164			オキナグサ			VU	A	指定		
165			ミヤマキンボウゲ					指定		
166			チトセバイカモ			EN	A			
167			ミヤマカラマツ					指定		
168			ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	B	指定	指定
169				ベニバナヤマシャクヤク			VU	A	指定	
170			スグリ科	ヤシャビシャク			NT	C		
171			ユキノシタ科	フキユキノシタ					指定	
172				シコタンソウ				B	指定	
173				ダイモンジソウ					指定	
174				ウチワダイモンジソウ					指定	
175		ベンケイソウ科	ツガルミセバヤ				B	指定		
176			アオノイワレンゲ					指定		
177			ミヤママンネングサ					指定		
178			イワベンケイ					指定		
179			チチツバベンケイ					A		
180		タコノアシ科	タコノアシ			NT	C			
181		アリノトウグサ科	タチモ			NT	C			
182		マメ科	イワオウギ					指定		
183			フジカンゾウ				B			
184			ツガルフジ					指定		
185		バラ科	エゾツルキンバイ					指定		
186			チシマザクラ					指定		
187			タカネザクラ					指定		
188			クロバナロウゲ					指定		
189			ノウゴウイチゴ					指定		
190			エゾノウワミズザクラ					A		
191			イワキンバイ					指定		
192			ミヤマキンバイ					指定		
193			ヒロハノカワラサイコ			VU	C			
194			ツルキジムシロ					C		
195			オオタカネバラ					指定		
196			ハマナス					指定		
197			ベニバナイチゴ					指定		
198			マルバシモツケ					指定		
199			ヤマモモ科	ヤチヤナギ					指定	
200			ウリ科	スズメウリ				A		
201		ニシキギ科	ウメバチソウ					指定	指定	
202			コウメバチソウ					指定		
203		トウダイグサ科	ノウルシ			NT	C			
204			ヤマアイ				B	指定		
205	ヤナギ科	イイギリ				B				
206	スマレ科	アリアケスマレ				C				
207		ウスバスマレ					指定			

表 3.1.50 (5) 対象事業実施区域及びその周囲の植物

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
208	真正双子葉類	スマレ科	オオバキスマレ					指定	指定
209			テリハタチツボスマレ					指定	指定
210			イソスマレ			VU	C	指定	
211			オオバタチツボスマレ			NT	B	指定	指定
212			アナスマレ				B		
213			ミヤマスマレ					指定	
214		アマ科	マツバニンジン			CR	A		
215		オトギリソウ科	ハイオトギリ					指定	
216			イワオトギリ					指定	
217			オシマオトギリ					指定	
218			エゾオトギリ			VU	C	指定	
219		フウロソウ科	チシマフウロ				C	指定	
220			ハマフウロ					指定	
221		アカバナ科	ヤナギラン					指定	
222			ミヤマアカバナ					指定	
223			ホソバアカバナ				B		
224			ムツアカバナ					指定	
225		アブラナ科	ハクサンハタザオ				C		
226			イワハタザオ					指定	
227			イワテハタザオ					指定	
228			ヤマガラシ					指定	
229			シロバナノイヌナズナ				B		
230		タカネゲンバイ				A			
231		タデ科	ウラジロタデ					指定	
232			エゾイブキトラノオ					指定	
233			イブキトラノオ					指定	
234	ヌカボタデ				VU	B			
235	ノダイオウ				VU	C			
236	モウセンゴケ科	モウセンゴケ					指定	指定	
237	ナデシコ科	アオモリミミナグサ				C	指定		
238		オオバナノミミナグサ					指定		
239		クモイナデシコ					指定		
240		アオモリマンテマ				B	指定		
241		タカネナデシコ					指定		
242		クシロワチガイソウ			VU	A			
243		センジュガンピ					指定		
244		シラオイハコベ					指定		
245		イトハコベ				A			
246		ミズキ科	ゴゼンタチバナ					指定	
247	ハナシノブ科	エゾノハナシノブ				A	指定		
248	サクラソウ科	ヤナギトラノオ					指定		
249		ユキワリコザクラ				B			
250		ミチノクコザクラ					指定		
251		ユキワリソウ					指定		
252		オオサクラソウ				B	指定		
253		ハイハマボス			NT	C			
254		ツマトリソウ					指定		
255		コツマトリソウ					指定		
256		イワウメ科	コイワカガミ					指定	
257			オオイワカガミ					指定	
258	イワカガミ						指定		
259	イワウチワ						指定		
260	オオイワウチワ						指定		
261	トクワカソウ						指定		
262		イワウメ					指定		

表 3.1.50 (6) 対象事業実施区域及びその周囲の植物

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
263	真正双子葉類	ツツジ科	ウメガサソウ					指定	指定
264			オオウメガサソウ			NT	C	指定	
265			ミヤマホツツジ					指定	
266			ガンコウラン					指定	
267			イワナシ					指定	指定
268			シラタマノキ					指定	
269			シャクジョウソウ					指定	
270			ギンリョウソウモドキ					指定	
271			ギンリョウソウ					指定	
272			エゾノツガザクラ					指定	
273			ナガバツガザクラ					指定	
274			ベニバナイチヤクソウ					指定	
275			イチヤクソウ						指定
276			ジンヨウイチヤクソウ					指定	指定
277			ムラサキヤシオ					指定	
278			キバナシャクナゲ				A	指定	
279			ツリガネツツジ					指定	
280			ハクサンシャクナゲ					指定	
281			イソツツジ					指定	
282			ヤマツツジ						指定
283			ウラジロヨウラク					指定	
284			バйкаツツジ				A		
285			ナツハゼ						指定
286			ツルコケモモ					指定	
287			イワツツジ					指定	
288			コケモモ					指定	
289			コメバツガザクラ					指定	
290		イワヒゲ					指定		
291		エゾイソツツジ					指定		
292		アカネ科	フタバムグラ				B		
293		リンドウ科	ミヤマリンドウ					指定	
294			エゾリンドウ					指定	指定
295			ホソバノツルリンドウ					B	指定
296		キョウチクトウ科	チョウジソウ			NT	B		
297			フナバラソウ			VU	C		
298			スズサイコ			NT	B		
299		ナス科	ヒヨドリジョウゴ				B		
300			オオマルバノホロシ					C	
301		ムラサキ科	ムラサキ			EN	A	指定	
302			ハマベンケイソウ						指定
303		オオバコ科	マルバノサワトウガラシ			VU	A		
304			キクモ					A	
305			エゾルリトラノオ						指定
306			ビロードトラノオ						指定
307			エチゴトラノオ					B	指定
308			クガイソウ						指定
309		ゴマノハグサ科	シラガミクワガタ				B		
310		シソ科	キセワタ			VU	B		
311			タテヤマウツボグサ						指定
312			デワノタツナミソウ					B	指定
313	エゾナミキ						A	指定	
314	イブキジャコウソウ							指定	
315	ムシャリンドウ						A	指定	
316	ハマゴウ						C		

表 3.1.50 (7) 対象事業実施区域及びその周囲の植物

No.	分類群	科名	種名	重要種の選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	
317	真正双子葉類	ハエドクソウ科	オオバミゾホオズキ					指定		
318		ハマウツボ科	ハマウツボ			VU	C	指定		
319			ヨツバシオガマ					指定		
320			オニシオガマ				B			
321			エゾシオガマ					指定		
322			キヨスミウツボ					指定		
323			タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT	C		
324		ミミカキグサ					A	指定		
325		コタヌキモ						指定		
326		ヤチコタヌキモ						指定		
327		タヌキモ				NT	B			
328		オオタヌキモ					A			
329		ヒメタヌキモ				NT	B			
330		ムラサキミミカキグサ				NT	B	指定		
331		キキョウ科		フクシマシャジン					指定	
332				モイワシャジン				A		
333				サワギキョウ					指定	
334			キキョウ			VU	B	指定		
335		ミツガシワ科	ミツガシワ					指定	指定	
336			アサザ			NT	B			
337		キク科	キタノコギリソウ			VU	C			
338			エゾノコギリソウ					指定		
339			アサギリソウ				B	指定		
340			ヒメガンクビソウ				A			
341			コハマギク					指定		
342			ミネアザミ					指定		
343			チョウカイアザミ					指定		
344			タカサブロウ				D			
345			エゾムカシヨモギ					指定		
346			アズマギク					指定	指定	
347			ミヤマアズマギク					指定		
348			タカサゴソウ			VU	B			
349			ウスユキソウ				B	指定		
350			トウゲブキ					指定		
351			オオニガナ				C			
352			トガヒゴタイ					指定		
353			ヒメヒゴタイ			VU	EX	指定		
354			エゾオグルマ					指定		
355			ミヤマアキノキリンソウ					指定		
356			コウリンカ			VU		指定		
357			サワオグルマ					指定		
358			セリ科	カラフトニンジン					指定	
359				シラネニンジン					指定	
360				ハクサンサイコ				C	指定	
361			レンブクソウ科	ハゴロモニワトコ				A		
362			スイカズラ科	エゾヒョウタンボク			VU	A		
363				マルバキンレイカ					指定	
364		マツムシソウ					A	指定		
365		エゾマツムシソウ						指定		
366		カノコソウ					B			
367		ウコンウツギ					B	指定		
-		6分類	83科	367種	0種	0種	72種	143種	276種	39種

*1：種名及び順番は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」に基づく。

資料：表 3.1.44及び表 3.1.45の出典に基づき作成

④ 重要な植物群落

対象事業実施区域及びその周囲における重要な植物群落は表 3.1.51に示すとおりである。

表 3.1.51 対象事業実施区域及びその周囲の重要な植物群落

No.	名称	重要種の選定基準		面積(ha)
		I	VII	
1	権現崎のブナ林		C,H	58.50
2	靄山のカシワ林		E,G	20.92
3	車力のクロマツ林		F	4.00
4	コケヤチのミツガシワ		D,H	0.01
5	コケヤチのツルコケモモ		D,H	1.00
6	屏風山の湿原		D	9.40
7	ベンセ湿原のニッコウキスゲ群生		D	20.00
8	屏風山の湿原		D	9.40
9	ベンセ湿原のサギスゲの群生		C	0.20
10	ベンセ湿原のニッコウキスゲ		D,E	20.00
11	ベンセ湿原のカキツバタ		D	0.00
12	深浦桜沢のヤマシャクヤクの群生		G	0.25
13	岩木山のミチノクコザクラの群落		B,D,G,H	0.30
14	岩木山のウコンウツギ群落		B,C,D	0.20
15	岩木山の岩壁植物群落		D	0.04
16	岩木山高山植物群落		D	85.50
17	湯段のザゼンソウの群生		D,G	0.20
18	湯段のミズバショウの群生		D,E	0.40
19	然ヶ岳のヤチダモ林		D,H	2.00
20	大戸瀬海崖植物群落		D	4.50
21	ツガルミセバヤの群生		B	0.20
22	ツガルミセバヤの群生		B	0.20
23	風合瀬のエチゴトラノオ群生		D	0.30
24	追良瀬川林道のツガルフジの群生		B,E,G	0.00
25	追良瀬川林道のイブキジャコウソウの群生		D	0.02
26	舳作のヤブツバキ林		C	4.00

資料：表 3.1.44及び表 3.1.45の出典に基づき作成

⑤ 巨樹・巨木林

対象事業実施区域及びその周囲における重要な植物群落は表 3.1.52に示すとおりである。

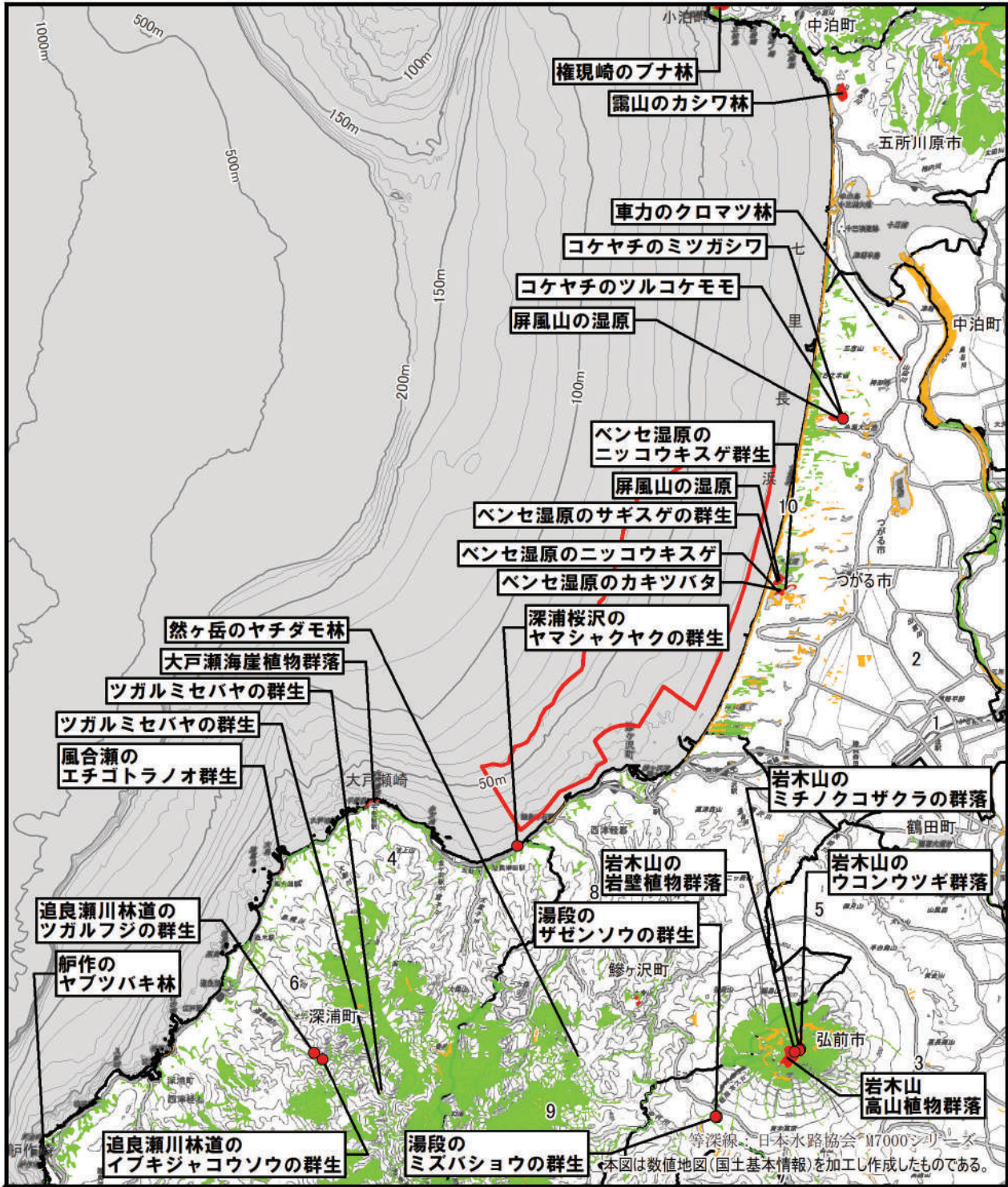
表 3.1.52 (1) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

No.	所在地	樹種	幹囲 (cm)	樹高(m)	保護単木	保護樹林	備考
1	つがる市(旧 西津軽郡木造町)	クロマツ	330	15	無		
2	つがる市(旧 西津軽郡木造町)	スギ	340	20	無		
3	つがる市(旧 西津軽郡木造町)	ハリギリ	345	21	無		
4	つがる市(旧 西津軽郡木造町)	ハリギリ	340	25	無		
5	つがる市(旧 西津軽郡木造町)	イチョウ	310	20	無		
6	五所川原市	ケヤキ	500	28	無		








表 3.1.52 (2) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

No.	所在地	樹種	幹囲 (cm)	樹高(m)	保護単木	保護樹林	備考
7	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	イチョウ	300	20	無		
8	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	イチョウ	350	20	無		
9	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	ケヤキ	310	20	無		
10	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	イチョウ	600	20	無		
11	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	ケヤキ	350	25	無		
12	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	イチョウ	700	20	天然記念物等 (市町村)		
13	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	ケヤキ	475	15	無		
14	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	イチョウ	320	15	無		
15	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	ケヤキ	350	15	無		
16	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	クロマツ	345	20	保安林・学術参 考保護林等		
17	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	クロマツ	300	20	保安林・学術参 考保護林等		
18	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	スギ	370	30	無		
19	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	クロマツ	320	20	保安林・学術参 考保護林等		
20	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	クロマツ	320	20	保安林・学術参 考保護林等		
21	つがる市 (旧 西津軽郡木造町)	クロマツ	303	25	保安林・学術参 考保護林等		
22	鱒ヶ沢町	イチョウ	410	25	天然記念物等 (市町村)		
23	鱒ヶ沢町	シンジュ	380	25	天然記念物等 (市町村)		
24	鱒ヶ沢町	ハリギリ	430	21	無		
25	鱒ヶ沢町	クロマツ	422	17	天然記念物等 (市町村)		
26	鱒ヶ沢町	スギ	500	30	無		
27	鱒ヶ沢町	ケヤキ	421	20	天然記念物等 (市町村)		
28	鱒ヶ沢町	ハリギリ	460	24		天然記念物等 (市町村)	
29	鱒ヶ沢町	スギ	470	27		天然記念物等 (市町村)	
30	深浦町	ケヤキ	449	30	天然記念物等 (市町村)		
31	深浦町	イチョウ	2200	40	天然記念物等 (国)		北金ヶ沢の イチョウ
32	鱒ヶ沢町	イチョウ	330	24		無	
33	鱒ヶ沢町	イチョウ	800	28	天然記念物等 (市町村)		
34	深浦町	スギ	893	30	天然記念物等 (都道府県)		
35	鱒ヶ沢町	トチノキ	450	18	無		
36	鱒ヶ沢町	スギ	350	26		無	
37	鱒ヶ沢町	アカマツ	410	20	無		
38	鱒ヶ沢町	スギ	360	26		天然記念物等 (市町村)	
39	鱒ヶ沢町	スギ	380	30		天然記念物等 (市町村)	
40	深浦町	ケヤキ	559	29	無		
41	深浦町	スギ	705	30	天然記念物等 (市町村)		

資料：表 3.1.44及び表 3.1.45の出典に基づき作成



凡例

	対象事業実施区域		特定植物群落
	行政界		特定植物群落
	等深線		植生自然度 9
			10

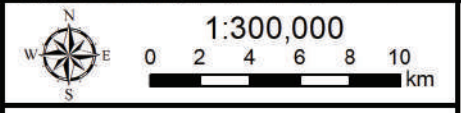
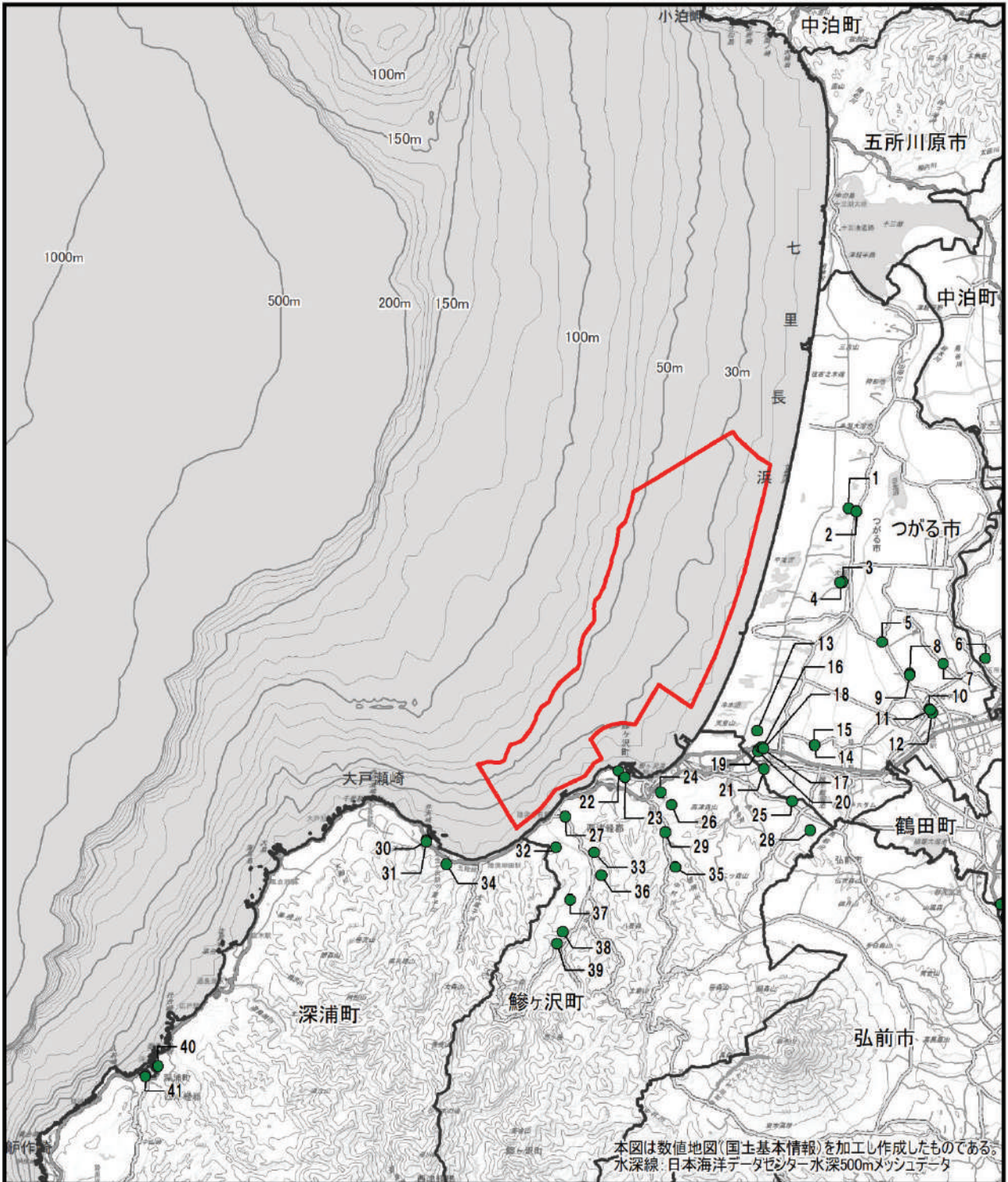


図 3.1.51 特定植物群落



凡例

- 対象事業実施区域
- 巨樹・巨木林
- 行政界
- 等深線



図 3.1.52 巨樹・巨木林

(3) 海域生物

① 収集資料

対象事業実施区域及びその周囲における海域生物の生息又は生育の状況は、表 3.1.53に示す文献及びその他の資料を収集して把握した。ストランディングデータベースで確認された海棲哺乳類は、重要種に該当するものは報告されていなかった。

表 3.1.53 収集した既存資料一覧（海域生物）

文献 No.	文献名	調査項目			
		海棲哺乳類	魚類	底生生物	藻場
①	海棲哺乳類ストランディングデータベース (国立科学博物館ウェブサイト https://www.kahaku.go.jp/research/db/zoology/marmam/drift/index.php)	○			
②	ストランディングレコードデータ (1996-2015) (一般財団法人 日本鯨類研究所ウェブサイト https://www.icrwhale.org/zasho2.html)	○			
③	日本海産魚類目録 (2016年、山口県水産研究センター)		○		
④	改訂青森県産魚類目録 (2004年、青森県水産総合研究センター研究報告第4号)		○		
⑤	改訂青森県産魚類目録補訂-1 (2014年、青森県産業技術センター水産総合研究所研究報告第8号)		○		
⑥	底生生物群集組成からみた外海ホタテガイ生息適地の検討 (1982年、青森県水産増殖センター事業概要第11号)			○	
⑦	第5回 自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査 (1993～1999年、環境庁)				○
⑧	青森県 渚の環境実態調査 (平成14年) (地方独立行政法人 青森県産業技術センターウェブサイト https://www.aomori-itc.or.jp/zoshoku/nagisa/top.htm)				(海藻草類)
⑨	青森県 渚の環境実態調査 (平成15年) (地方独立行政法人 青森県産業技術センターウェブサイト https://www.aomori-itc.or.jp/zoshoku/nagisa/top.htm)				(海藻草類)
⑩	青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック (2020年版)－ (2020年、青森県)		○	○	

② 動物の重要な種の選定基準

動物の重要な種の選定は、各種文献等において確認された種を対象として、表 3.1.54に示す選定基準に基づいて行った。

表 3.1.54 動物の重要な種の選定基準（海域生物）

番号	選定基準	カテゴリー
I	文化財保護法（1950年、法律第214号） 青森県文化財保護条例（1975年、条例第46号） 中泊町文化財保護条例（2005年、条例第183号） 五所川原市文化財保護条例（2005年、条例第208号） つがる市文化財保護条例（2012年、条例第4号） 鱒ヶ沢町文化財保護条例（1977年、条例第3号） 深浦町文化財保護条例（2005年、条例第167号）	国特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：青森県天然記念物 中天：中泊町天然記念物 五天：五所川原市天然記念物 つ天：つがる市天然記念物 鱒天：鱒ヶ沢町天然記念物 深天：深浦町天然記念物
II	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992年、法律第75号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
III	環境省レッドリスト2020（2020年、環境省自然環境局野生生物課）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
IV	青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－（2020年、青森県）	EX：絶滅野生生物 A：最重要希少野生生物 B：重要希少野生生物 C：希少野生生物 D：要調査野生生物 LP：地域限定希少野生生物
V	環境省「海洋生物レッドリスト2017」	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
VI	水産資源の希少性	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

③ 海棲哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲に生息が確認された海棲哺乳類は表 3.1.55に示すとおりであり、キタオットセイなど2目6科8種が確認されている。また、海棲哺乳類ストランディング（座礁・漂着・漂流）地点の記録位置は図 3.1.53に示すとおりであり、オウギハクジラやミンククジラが対象事業実施区域近傍の沿岸で確認されている。

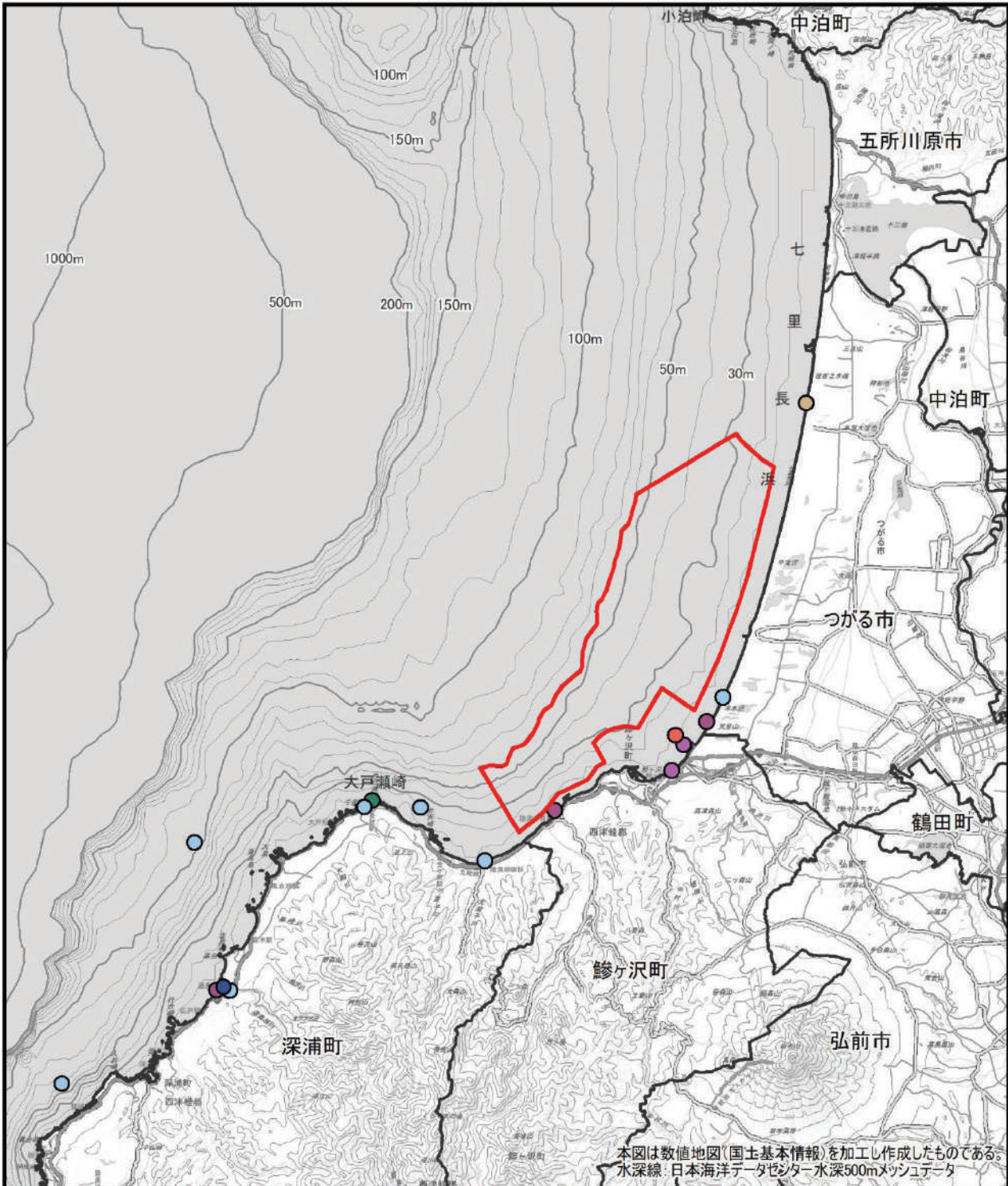
対象事業実施区域及びその周囲に生息の想定される海棲哺乳類の重要種は確認されていない。

表 3.1.55 海棲哺乳類の確認種

No.	目名	科名	和名	選定基準						分布特性
				I	II	III	IV	V	VI	
1	食肉目	アシカ科	キタオットセイ							外洋性
2		アザラシ科	ゴマフアザラシ							外洋性
3	鯨目	ナガスクジラ科	ミンククジラ							外洋性
4		マイルカ科	ハナゴンドウ							外洋性
5			カマイルカ							外洋性
6		ネズミイルカ科	ネズミイルカ							沿岸性
7		アカボウクジラ科	オウギハクジラ							外洋性
8			アカボウクジラ							外洋性
—	2目	6科	8種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	

*1：種名及び順番は「世界哺乳類標準和名リスト」（2018年、日本哺乳類学会）に基づく。

資料：表 3.1.53の出典に基づき作成



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

- アカボウクジラ
- オウギハクジラ
- オットセイ
- ゴマフアザラシ
- ハナゴンドウ
- ミンククジラ
- 種不明オウギハクジラ属

資料: 国立科学博物館
海棲哺乳類情報データベース
(2020年7月現在)

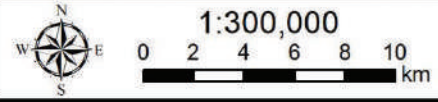


図 3.1.53 海棲哺乳類ストランディング(座礁・漂着・漂流)地点

④ 海産魚類

対象事業実施区域及びその周囲に生息の想定される海産魚類に係る重要種は表 3.1.56に示すとおりであり、クロスタウナギなど3綱20目27科42種の重要種が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周囲に生息の想定される海産魚類に係る確認種は重要種を含む3綱38目160科477種が確認されている。

表 3.1.56 (1) 海産魚類の重要種

No.	綱名	目名	科名	和名	文献No.				重要種の選定基準							
					③	④	⑤	⑩	I	II	III	IV	V	VI		
1	ヌタウナギ綱	ヌタウナギ目	ヌタウナギ科	クロスタウナギ	○									NT		
2		ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	カワヤツメ		○		○			VU	C				
3	軟骨魚綱	ギンザメ目	ギンザメ科	ココノホシギンザメ	○									DD		
4		メジロザメ目	トラザメ科	ナヌカザメ	○									DD		
5			ドチザメ科	ホシザメ	○	○								NT		
6			メジロザメ科	イタチザメ	○									DD		
7		カグラザメ目	カグラザメ科	エドアブラザメ	○									DD		
8		ヨロイザメ目	オンデンザメ科	オンデンザメ	○									DD		
9		ツノザメ目	ツノザメ科	フトツノザメ	○									NT		
10		カスザメ目	カスザメ科	カスザメ	○									NT		
11		ノコギリザメ目	ノコギリザメ科	ノコギリザメ	○									DD		
12		エイ目	ガンギエイ科	ドブカスベ	○										NT	
13				ガンギエイ	○		○								NT	
14				メガネカスベ	○	○									NT	
15				コモンカスベ	○										DD	
16		トビエイ目	トビエイ科	トビエイ	○	○									DD	
17				イトマキエイ科	ヒメイトマキエイ	○										DD
18					オニイトマキエイ	○										DD
19		硬骨魚綱	チョウザメ目	チョウザメ科	チョウザメ	○	○					EX				
20			コイ目	コイ科	ジュウサンウグイ	○			○					D		
21	サケ目		サケ科	サクラマス	○	○					NT					
22	トゲウオ目		クダヤガラ科	クダヤガラ	○	○								NT		
23			トゲウオ科	イトヨ ^{注3)}	○	○		○			LP	A				
24	ダツ目		サヨリ科	クルマサヨリ		○		○			NT	D				
25	カサゴ目		フサカサゴ科	パラメヌケ	○	○								NT		
26				タケノコメバル	○									NT		
27			カジカ科	ウツセミカジカ ^{注3)}				○			EN	B				
28				カンキョウカジカ		○		○			LP	C				
29				カマキリ	○			○			VU	D				
30			トクビレ科	トクビレ	○	○								DD		
31			ダンゴウオ科	ホテイウオ	○	○								DD		

表 3.1.56 (2) 海産魚類の重要種

No.	綱名	目名	科名	和名	文献No.				重要種の選定基準						
					③	④	⑤	⑩	I	II	III	IV	V	VI	
32		スズキ目	ハゼ科	シロウオ				○			VU	C			
33				ヒモハゼ	○			○			NT	C			
34				コモチジャコ	○	○								NT	
35				アカハゼ	○									NT	
36				シラヌイハゼ	○							NT			
37				アカオビシマハゼ	○					○				D	
38				チチブ						○				D	
39				カレイ目	カレイ科	ナガレメイタガレイ	○	○							
40	ホシガレイ	○										NT			
41	フグ目	フグ科	マフグ	○	○								NT		
42			カラス	○									EN		
-	3綱	20目	27科	42種	36種	15種	1種	11種	0種	0種	11種	11種	27種	1種	

*1：種名及び順番は「日本海産魚類目録」（2018年、山口県水産研究センター）に基づく。
 *2：「種の保存法」における「国際希少野生動植物種」は取引等の規制のみであり、「国内希少野生動植物種」で行っている「捕獲の禁止」「生息地の保護」「保護増殖」の対象外となっている。
 *3：「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック(2020年版)-」および、「環境省レッドリスト2020」に記載されている「ニホンイトヨ」、「カジカ中卵型」については、「日本海産魚類目録」の中で、それぞれ「イトヨ」、「ウツセミカジカ」として記載されている。

※文献No.は、表 3.1.53の文献No.
 資料：表 3.1.53の出典に基づき作成

⑤ 海産底生生物

対象事業実施区域及びその周囲に生息の想定される海産底生生物に係る重要種は表 3.1.57に示すとおりであり、クビキレガイモドキ、イソコモリグモの2門2綱2種の重要種が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周囲に生息の想定される海産底生動物に係る確認種は重要種を含む5門10綱26種が確認されている。

表 3.1.57 海産底生生物の重要種

No.	門名	綱名	種名	文献No.	重要種の選定基準						
				⑩	I	II	III	IV	V	VI	
1	軟体動物門	腹足綱	クビキレガイモドキ	○			NT	B			
2	節足動物門	クモ綱	イソコモリグモ	○			VU	B			
-	2門	2綱	2種	2種	0種	0種	2種	2種	0種	0種	

*1：種名及び順番は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」に基づく。
 ※文献No.は、表 3.1.53の文献No.
 資料：「表 3.1.53の出典に基づき作成」

⑥ 海藻草類

対象事業実施区域及びその周囲に生育の想定される海藻草類の重要種は確認されていない。対象事業実施区域及びその周囲に生育が確認された海藻草類は、アナアオサなど4綱19目32科68種が確認されている。

⑦ 藻場

対象事業実施区域及びその周囲にある主要な藻場は表 3.1.58及び図 3.1.54に示すとおりである。図 3.1.54において、鰯ヶ沢、牛島の2地名の箇所において、対象事業実施区域と藻場の重なりが確認できるところがあり、漁協へのヒアリングを実施した（参照表 3.1.59）。赤石水産漁業協同組合でヒアリングに基づき確認できた藻場は、図 3.1.54に示す藻場と同等であった。なお、対象事業実施区域及びその周囲の藻場には、重要種の海藻草類は含まれていない。

表 3.1.58 対象事業実施区域及びその周囲の藻場

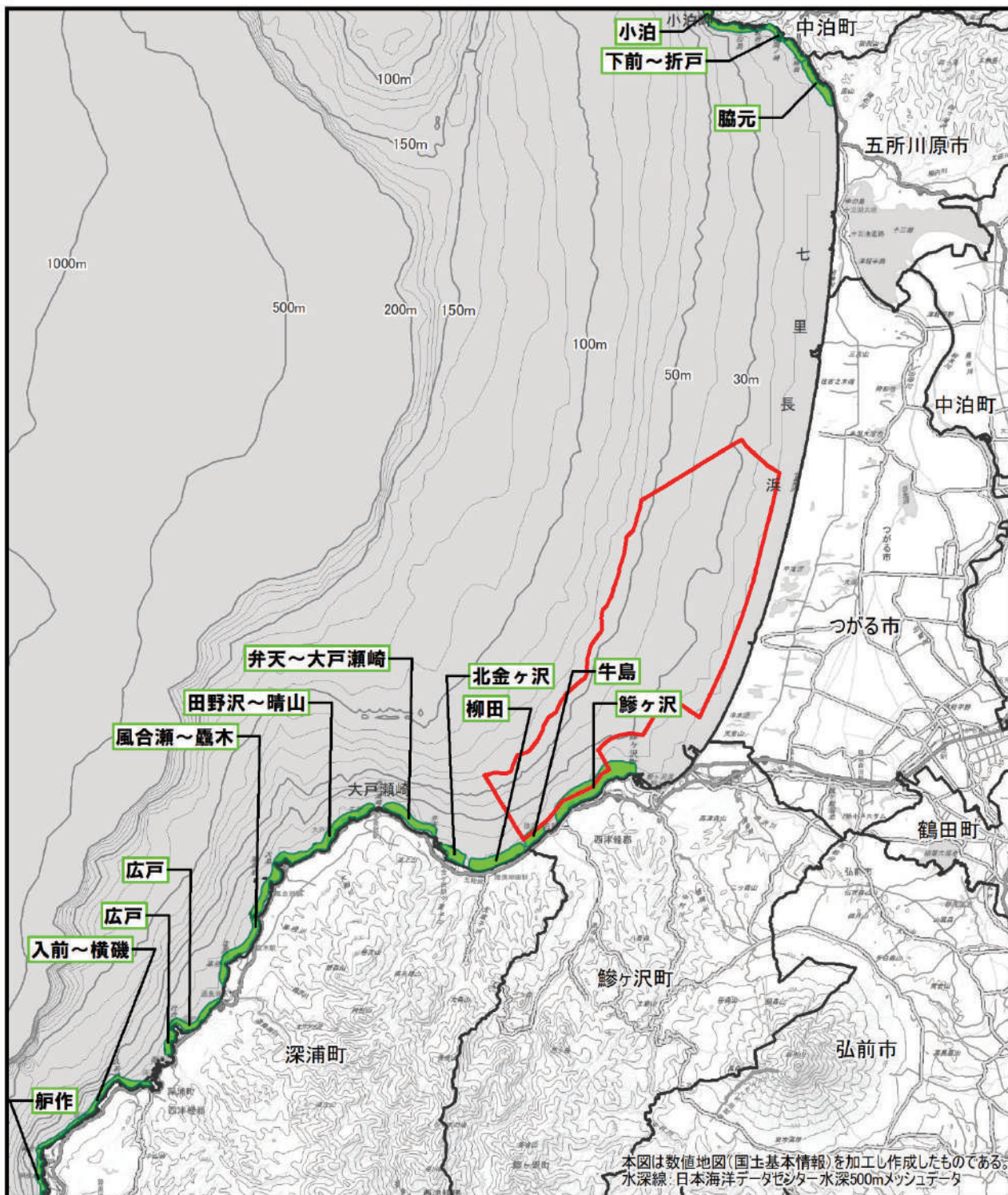
市町村	地名	藻場種類	浅海域のみの面積(ha)	文献No.
中泊町	小泊	ガラモ場、コンブ場、ワカメ場、その他	49.1	⑦
	下前～折戸	ガラモ場、ワカメ場、その他	88.2	⑦
五所川原市	脇元	ガラモ場、ワカメ場、その他	89.7	⑦
鰯ヶ沢町	鰯ヶ沢	ガラモ場、ワカメ場、その他	293	⑧
	牛島	ガラモ場、ワカメ場	58.7	⑦
深浦町	柳田	アマモ場、ガラモ場、ワカメ場、その他	158	⑨
	北金ヶ沢	ガラモ場、ワカメ場	56.3	⑦
	弁天～大戸瀬崎	ガラモ場、ワカメ場、その他	11.2	⑦
	田野沢～晴山	ガラモ場、ワカメ場、その他	190.9	⑦
	風合瀬～轟木	ガラモ場、ワカメ場、その他	217.9	⑦
	広戸	ガラモ場、ワカメ場、その他	85.1	⑦
	入前～横磯	ガラモ場、アラメ場、その他	70.2	⑦
	舳作	ガラモ場、ワカメ場、その他	54.5	⑦

※文献No.は、表 3.1.53の文献No.

資料：表 3.1.53の出典に基づき作成

表 3.1.59 漁協でのヒアリング結果

対象	ヒアリング結果
赤石水産漁業協同組合 2021年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックを置いたのは5年位前（20年位前からずっと県にお願いしていた）（3種類のブロックX型、逆三角形型、丸型） ・ブロックには1年を通して生える海藻がついている ・1年を通して生えているのはスギモク・フシズジモクだと思う。ハタハタが産卵するためくる ・メバル類が増えた。アワビ、サザエ（サザエの稚貝がたくさんついている） ・人工リーフにも通年生える海藻がついている ・6～7m沖からは昔から海藻が生えない ・川の沖にはウニが集中している（夏は身入りがよく、昔ダイバー5人と婦人工で採ったウニを加工して売ったことがある。ハジケのウニはまとめて塩ウニにしたり、その年はそのメンバーで気仙沼に旅行に行ったが、それ一回きり） ・夏は高水温でワカメが死んでいる ・養殖のワカメの方が天然より美味しい。 ・ツルアラメは生えない ・沿岸にはツノマタ、ワカメも沿岸から2～3mまでずっと生えている ・モヅクは6～7.8mで、漁港の沖や川の沖にも生えているところがある ・エゴノリは（ホンダワラ類に）つく年とつかない年がある。 ・ワカメもホンダワラ類も混生 ・4～5年前に海ぶどうのようなのがあった ・ウニはキタムラサキウニ。大和田の岩の下に時化や低気圧が来る前に隠れている ・6～7月はウニの身入りがいい（ウニ丼食べたいなあという日は採ってる） ・深浦であまりハタハタが獲れなくて、鰯ヶ沢でよく獲れるのはスギモクがよく生えているからか？



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 藻場
 - 行政界
 - 等深線

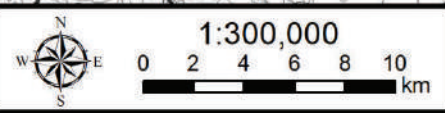


図 3.1.54 藻場分布図

資料: 第5回自然環境保全基礎調査(海辺調査)藻場調査[平成17年度]

(4) 生態系の状況

生態系の状況は、生態系の基本となる生産者としての植物と、それを土台として成立する消費者（土壌動物・昆虫類・両生類・爬虫類・鳥類・哺乳類）の存在とその関係（主に食物連鎖）を把握することが重要である。

前項までの動植物の生息状況を把握するために参考とした資料を基に、対象事業実施区域及びその周囲における食物連鎖模式図を作成した結果、海域ではクジラ類・イルカ類が、陸域では、海岸部ではミサゴが内陸ではオオタカやハヤブサが上位者となっていた（図 3.1.55 参照）。

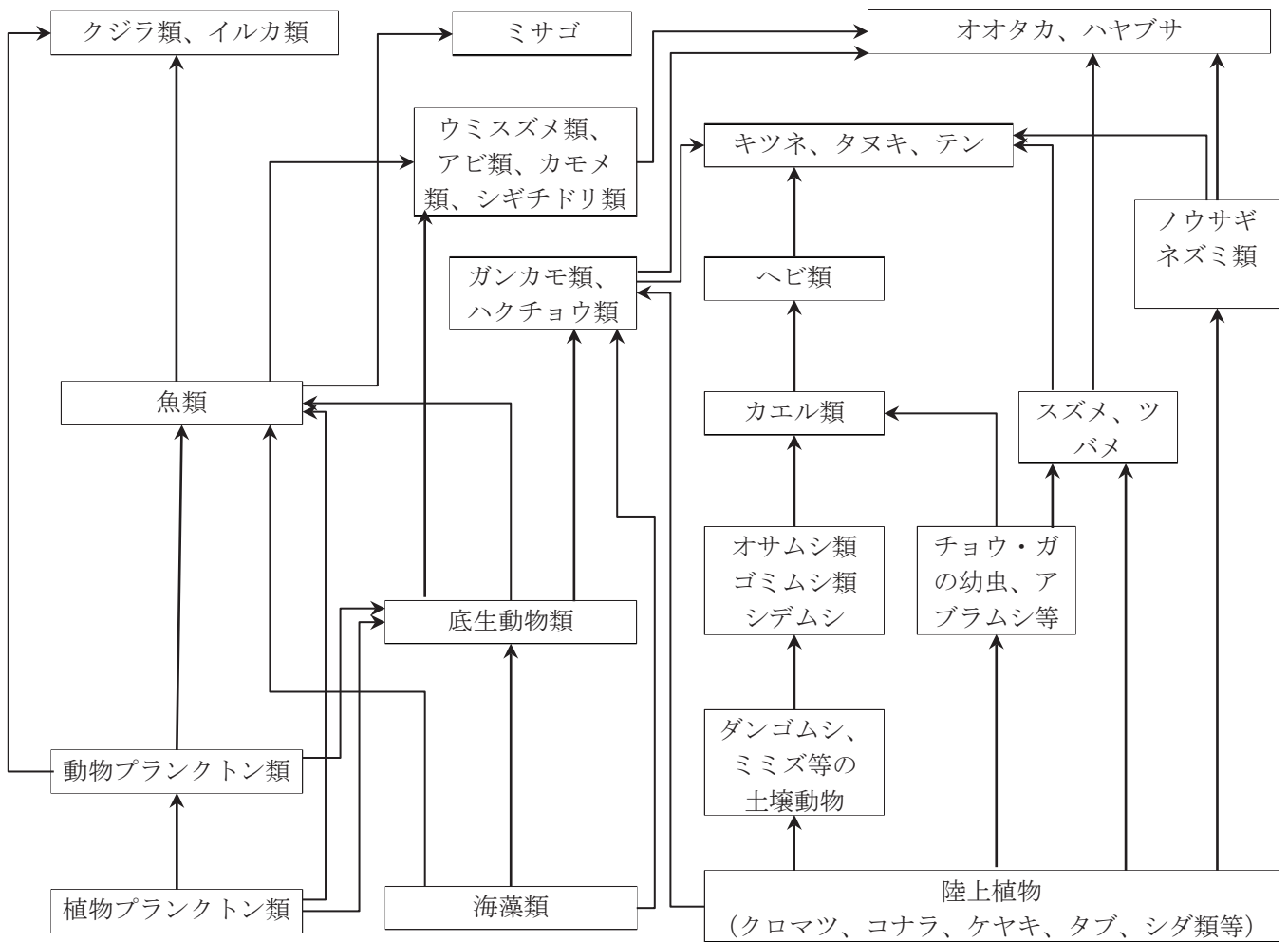


図 3.1.55 食物連鎖模式図

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

① 主要な景観資源

主要な景観資源は、「第3回 自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査（環境省、平成元年）」に基づいた。対象事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源は、表 3.1.60および図 3.1.56に示すとおりである。

表 3.1.60 (1) 主要な景観資源

No.	景観資源区分		名称	資料
1	自然景観資源	火山	笹森山	①
2		非火山性孤峰	靄山	①
3			一ツ森	①、③
4		山	天皇山	③
5		湖沼	十三湖	①、②、③
6			前潟	①
7			明神沼	①
8			平滝沼	①、②
9			田光沼	①
10		海成段丘	相内段丘	①
11			金木段丘	①
12			鱒ヶ沢段丘	①
13			風合瀬段丘	①、③
14		砂州	五月女苑原	①
15			十三海岸	①
16		海食崖	行合崎	①、②、③
17		潮吹穴	千畳敷	①、②、③
18		海岸	七里長浜	②、③
19		動物	十三湖の白鳥	②
20		植物	屏風山の砂防林	②、③
21			関の亀杉	②
22		湿原	ベンセ湿原	②
23	歴史・文化的資源	城跡	唐川城跡	②、③
24			福島城跡	②、③
25			種里城跡	②、③
26		神社	日吉神社	②、③
27			高山稲荷神社	②、③
28			三新田神社	②、③
29		石碑	吉田松陰遊賞の碑	②、③
30			チェスボロー号遭難の碑	②、③
31		遺跡	亀ヶ岡石器時代遺跡	②、③
32		祭	馬市祭	②、③
33		海岸	出来島海岸（世界最大規模の埋没林）	②、③
34		史跡	十三湊遺跡	③

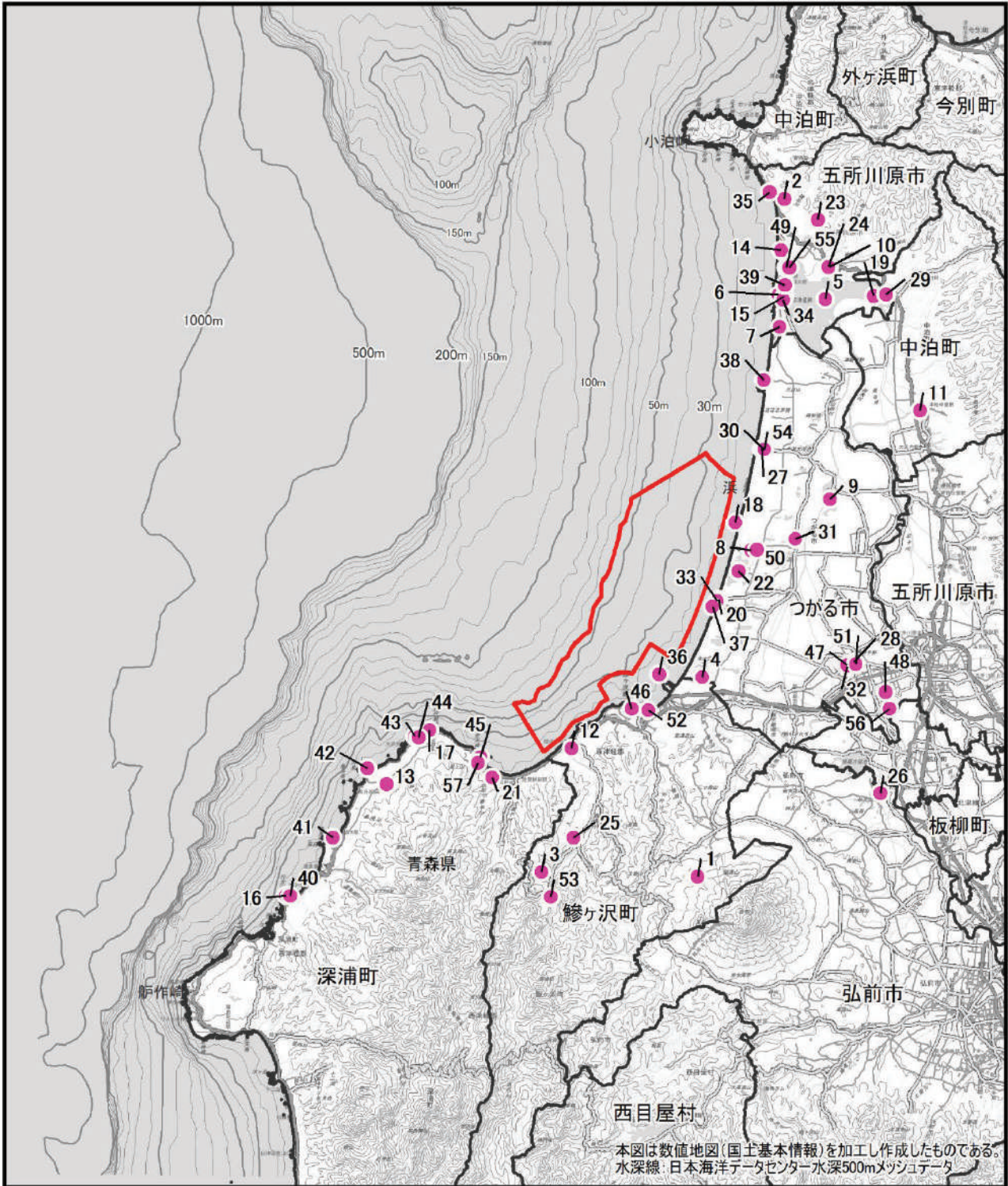
表 3.1.60 (2) 主要な景観資源

No.	景観資源区分		名称	資料		
35	生活・産業景 観資源	漁港	脇元漁港	②		
36			七里長浜漁港	②		
37			木造漁港	②		
38			車力漁港	②		
39			十三漁港	②		
40			広戸漁港	②		
41			轟木漁港	②		
42			風合瀬漁港	②		
43			田野沢漁港	②		
44			大戸瀬漁港	②		
45			北金ヶ沢漁港	②		
46			鱒ヶ沢漁港	②		
47			観光・レクリ エーション資 源	施設	縄文住居展示資料館	②、③
48					農業者研究センター	②
49	橋	中の島木橋		②、③		
50	公園	平滝沼公園		③		
51		銀杏ヶ丘公園（公孫樹）		③		
52		新設海浜公園		③		
53		白神大然河川公園		③		
54		チェスボロー号記念公園		③		
55		中の島ブリッジパーク		③		
56	植物	りんごの樹（日本最古のりんごの木）		③		
57		北金ヶ沢の大銀杏	③			

資料 ①「第3回自然環境保全基礎調査 青森県自然観光情報図 平成元年」(環境庁)

②「地域別景観特性ガイドライン 平成9年」(青森県)

③「青森県観光情報サイト アプティネット」平成30年7月時点(公社 青森県観光連盟ホームページ)



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

● 主要な景観資源

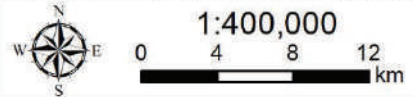


図 3.1.56 景観資源

② 主要な眺望点

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は、表 3.1.61及び図 3.1.57に示すとおりである。

表 3.1.61 (1) 主要な眺望点

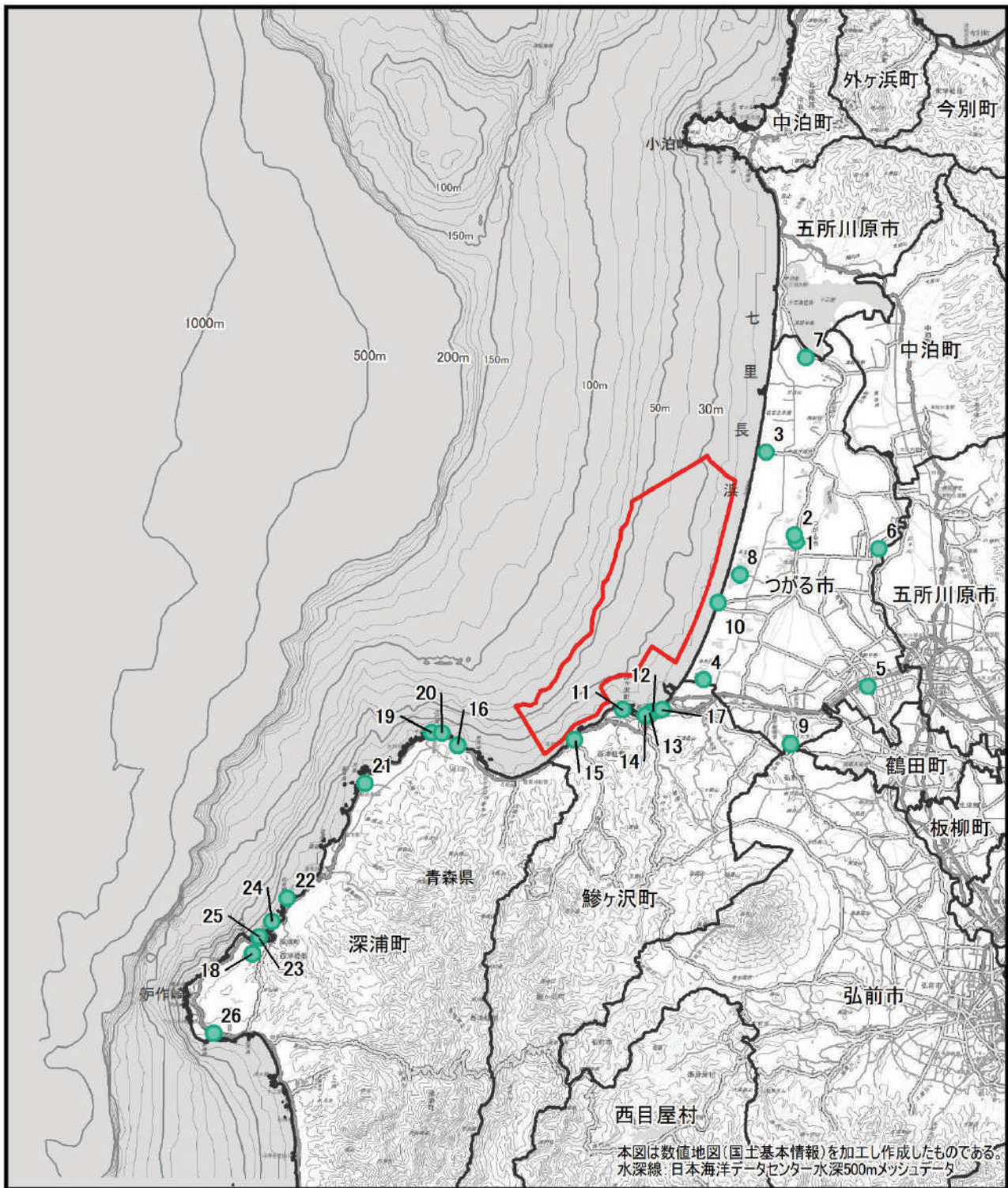
No.	市町名	地点名称	選定理由	景観条例	その他情報
1	つがる市	亀ヶ岡石器時代遺跡	岩木川左岸の標高7~18m程度の丘陵上に立地しており、海進期に形成された内湾である古十三湖の汽水域に面している。	○	
2	つがる市	田小屋野遺跡	岩木川左岸の標高10m~15mの丘陵平坦面から緩斜面上に立地しており、海進期に形成された内湾である古十三湖に面している。	○	
3	つがる市	高山展望台	遠浅の海岸が七里も続く「七里長浜」や、砂丘育ちの屏風山メロンで知られている「屏風山」、十三湖、さらに遠くは権現崎まで一望できる。		①
4	つがる市	天皇山	山頂には稲荷神社拝殿を持つ、標高56.7メートルの山で、日本海を望むことができる		①
5	柏村（現つがる市）	広須地区農村公園	本村名称の起源となった柏の木があり、古くから聖地として崇められて、村民に親しまれている。	○	
6	稲垣村（現つがる市）	岩木川河川公園	岩木川のほとりにある。村民が憩い、運動し、自然と親しめる公園であり、広大な芝生が一面に広がる。	○	
7	車力村（現つがる市）	呑龍岳展望台	美しい海岸線など津軽国定公園指定の景勝地を持つ車力村では、呑龍岳の展望台が、その景勝を最も良く眺望することができる。	○	
8	木造町（現つがる市）	ベンセ湿原	低地では珍しい南限の海岸高層湿原で、湿原では木道伝いに散策ができ、展望台からの眺望がよい。	○	①
9	森田村（現つがる市）	つがる地球村野外円形劇場	ローマ帝政時代のコロシムを模した劇場で、つがる地球村の中核施設として、コンサートや祭りなどで賑わうスポット。	○	
10	つがる市	出来島海岸	駐車場が砂浜から高さ10mの高台になっていて、切り立った垂直な断崖が迫るために、雄大な日本海を望みながらも圧迫感を感じる風景を創出している。		③
11	鱒ヶ沢町	天童山公園	町の市街地や漁港海岸、さらに、津軽半島と北海道も見渡せ、夜には水平線に連なる幻想的な漁火を眺めることができる。	○	
12	鱒ヶ沢町	日本海拠点館あじがさわ	海岸沿いに建つ、国際会議室、図書コーナーを持つ建物であり、日本海を望むことができる		②
13	鱒ヶ沢町	新設海浜公園	日本海拠点館に併設する公園で、日本海を望むことができる。		②
14	鱒ヶ沢町	なぎさブリッジ	はまなす公園と新設海浜公園を結ぶ人道橋。2004年に開通した最新の橋梁で、長さ112,3m。海の景色と、遠くには岩木山も見ることができる。		②
15	鱒ヶ沢町	JR五能線（赤石漁港～陸奥赤石間）	五能線と対象事業実施区域が近接する。		⑤
16	鱒ヶ沢町	JR五能線（榊原地区）	五能線で北上した際に、かぶと岩を過ぎた辺りにおいて、左側車窓につがる市方面を大きく臨むことができ、視界に対象事業実施区域を広く含む。		⑤
17	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町役場新庁舎（2階町民ラウンジ）	新庁舎の町民ラウンジは日本海を望むことができ、眺望利用されている。		④
18	深浦町	八森山町民の森公園	標高約200mの山頂からは、深浦港、町の市街地、白神山地の山並み、さらに、日本海に沈む夕日の美しい”夕日海岸”を一望することができる。	○	
19	深浦町	千畳敷海岸	深浦町海岸沿いにある景勝地の一つで、日本海を望む。		
20	深浦町	かぶと岩	深浦町海岸沿いにある景勝地の一つで、日本海を望む。		③

表 3.1.61 (2) 主要な眺望点

No.	市町名	地点名称	選定理由	景観条 例	その他 情報
21	深浦町	風合瀬海岸	深浦町海岸沿いにある景勝地の一つで、日本海を望む。		③
22	深浦町	行合崎海岸	深浦町海岸沿いにある景勝地の一つで、日本海を望む。		③
23	深浦町	夕陽海岸	深浦町海岸沿いにある景勝地の一つで、日本海を望む。		③
24	深浦町	大岩	深浦町海岸沿いにある景勝地の一つで、日本海を望む。		③
25	深浦町	弁天島	深浦町海岸沿いにある景勝地の一つで、日本海を望む。		③
26	岩崎村（現 深浦町）	国道101号ゆ とりの駐車場	旧岩崎村の玄関口にあり、駐車場、緑地帯、東屋などが整備され、世界自然遺産白神山地の主峰白神岳、津軽国定公園十二湖の日本キャニオンと大崩山、ガンガラ穴がある森山海岸、秋田県境の須郷岬などを望める。	○	

資料

- ① 「第3回自然環境保全基礎調査 青森県自然観光情報図 平成元年」(環境庁)
- ② 「地域別景観特性ガイドライン 平成9年」(青森県)
- ③ 「青森県観光情報サイト アプティネット」平成30年7月時点(公社 青森県観光連盟ホームページ)
- ④ 鱒ヶ沢町要望
- ⑤ 事業者選定



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

- 主要な眺望点



図 3.1.57 主要な眺望点

(2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

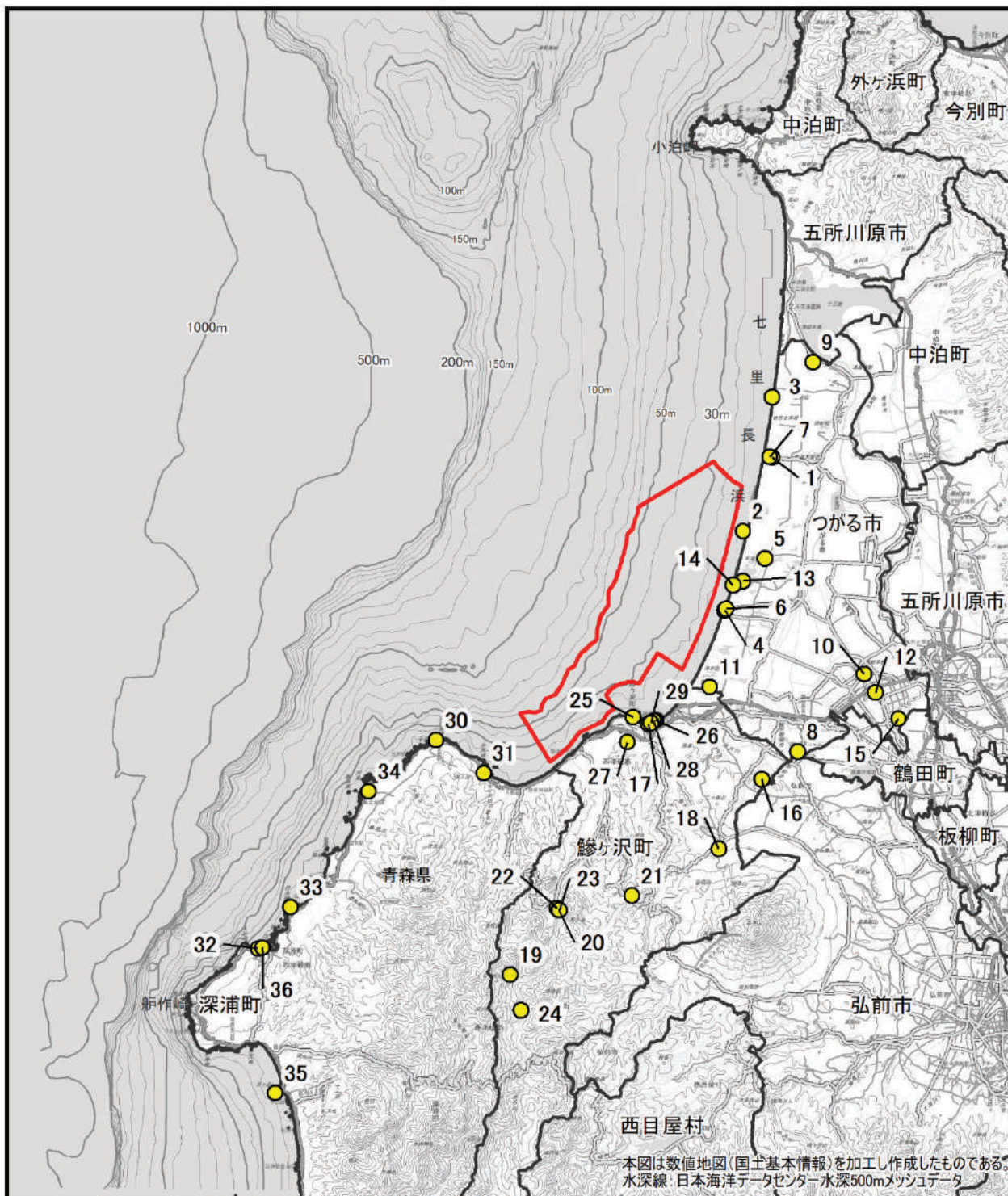
対象事業実施区域及びその周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1.62および図 3.1.58に示すとおりである。

人と自然との触れ合いの活動の場は、青森県、つがる市、鱒ヶ沢町および深浦町の公的ホームページや、観光協会、観光パンフレット等を基に、自然との触れ合いを中心とした観光スポットを選択した。

表 3.1.62 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

No	市町名	地点名称	所在地	想定する活動	出典
1	つがる市	チェスボロー号記念公園		散策、自然鑑賞	1
2		七里長浜		散策、自然鑑賞	1
3		マグアビーチ		海水浴、散策	1, 2
4		出来島海水浴場		海水浴、散策	1, 2
5		平滝沼公園		散策、自然鑑賞	1, 2
6		屏風山の砂防林		散策、自然鑑賞	1
7		高山稲荷神社	青森県つがる市牛潟町鷺野沢147-1	散策、自然鑑賞	1, 2
8		つがる地球村	青森県つがる市森田町床舞藤山244	各種イベント、散策、温泉	2
9		呑龍岳展望台	青森県つがる市富范町屏風山1-787	散策、自然鑑賞	1, 2
10		銀杏ヶ丘公園		散策、自然鑑賞	1, 2
11		天皇山		散策、トレッキング、自然鑑賞	1, 2
12		柏の木		自然鑑賞	1, 2
13		ベンセ湿原		散策、トレッキング、自然鑑賞	1, 2
14		最終氷期埋没林		散策、自然鑑賞	2
15			りんごの樹（日本最古のりんごの木、青森県指定天然記念文化財）		自然鑑賞
16	鱒ヶ沢町	菜の花畑		散策、自然鑑賞	1
17		鱒ヶ沢海水浴場		海水浴、散策	1, 3
18		長平青少年旅行村		キャンプ、散策、自然鑑賞	1, 3
19		くろくまの滝		散策、トレッキング、自然鑑賞	1
20		県立自然公園 赤石溪流		散策、トレッキング、自然鑑賞	1
21		北限の天然杉		散策、トレッキング、自然鑑賞	1, 3
22		白神大然河川公園		散策、自然鑑賞	1
23		白神キャンプ場		キャンプ、散策、自然鑑賞	1
24		青岩展望所		散策、自然鑑賞	1
25		港町あじがさわロマン散歩		散策、自然鑑賞	1, 3
26		新設海浜公園		散策、自然鑑賞	1, 3
27		大高山総合公園		散策、自然鑑賞	1, 3
28		日本海の夕陽		散策、自然鑑賞	1, 3
29		なぎさブリッジ		散策、自然鑑賞	1, 3
30	深浦町	千畳敷海岸		散策、自然鑑賞	1, 4
31		北金ヶ沢の大銀杏		散策、自然鑑賞	1
32		岡崎海岸（日本の渚百選）		散策、自然鑑賞	1
33		行合崎海岸		散策、自然鑑賞	1, 4
34		風合瀬海岸		散策、自然鑑賞	1, 4
35		ガンガラ穴		散策、自然鑑賞	1
36		夕陽海岸		散策、自然鑑賞	1

- 出典：1) 青森県観光情報サイト-アプティネット-（2021年2月17日閲覧）
 2) つがる市ホームページ 観光・イベント情報（2021年2月17日閲覧）
 3) 鱒ヶ沢町公式観光ポータル（2021年2月17日閲覧）
 4) 深浦町公式観光サイト（2021年2月17日閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線
- 主要な人と自然のふれあいの活動の場

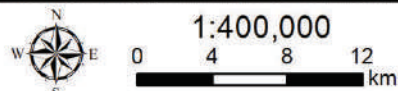


図 3.1.58 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

出典: 資料

- ① 青森県観光情報サイト-アプティネット、② つがる市HP 観光・イベント情報
- ③ 鱒ヶ沢町公式観光ポータル、④ 深浦町公式観光サイト

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、環境放射能水準調査に基づき、深浦町役場において空間放射線量率の測定が実施されている。空間放射線量率は、ガンマ線による空気吸収線量率（Gy/h：グレイ毎時）という物理量であり、人体への影響の大きさを表す線量当量率（Sv/h：シーベルト毎時）への換算においては、等量換算が一般的に使われており、1 Gy/h = 1 Sv/hとなる。

深浦町役場における、2016年からの測定結果は表 3.1.63のとおりであり、平均50 nGy/hを下回る水準である。これは、 $50 \text{ nGy/h} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} = 0.438 \text{ mGy/年} \approx 0.438 \text{ mSV/年}$ と、法令上の管理基準（1mSv/年）を超える事は無い状況となっている。

表 3.1.63 放射線量定点測定結果 (単位：nGy/h)

測定年度 4月～翌年3月	深浦町役場		
	線量率（最大）	線量率（平均）	線量率（最小）
2016年	90.0	43.7	30.0
2017年	99.0	43.5	25.0
2018年	105.0	43.8	31.0
2019年	101.0	45.5	40.0
2020年※	85.0	43.6	28.0

※2020年度は、4月から2021年1月までのデータ

資料：「環境放射線モニタリング」2021年2月16日閲覧（青森県）

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

青森県、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町における2013年～2018年の人口は、表 3.2.1に示すとおりである。いずれも若干の減少傾向がみられる。2019年10月1日における日本の総人口は1億2,616万7千人で、前年に比べ27万6千人（0.22%）と9年連続減少している。2019年の青森県人口は、-1.31%の減少と県別人口増減率では46位である。

表 3.2.1 青森県及び対象事業実施区域及びその周囲の人口動態

区分	年	前年からの人口動態（当該前年10月～当該年9月）			人口（人、各年10月1日時点）		
		自然増加	社会増加	増減	総数	男	女
青森県 全体	2013年	-8,255	-5,508	-13,763	1,336,206	627,579	708,627
	2014年	-7,863	-6,448	-14,311	1,321,895	620,565	701,330
	2015年	-8,587	-6,278	-14,865	1,308,649	614,608	694,041
	2016年	-8,678	-5,906	-14,584	1,293,681	607,729	685,952
	2017年	-9,378	-5,722	-15,100	1,278,581	600,560	678,021
	2018年	-9,946	-5,820	-15,766	1,262,815	593,290	669,525
つがる市	2013年	-398	-239	-637	35,407	16,563	18,844
	2014年	-310	-199	-509	34,898	16,299	18,599
	2015年	-362	-284	-646	33,326	15,542	17,784
	2016年	-338	-199	-537	32,779	15,255	17,524
	2017年	-365	-237	-602	32,177	14,951	17,226
	2018年	-416	-185	-601	31,576	14,673	16,903
鱒ヶ沢町	2013年	-174	-97	-271	10,602	4,827	5,775
	2014年	-139	-125	-264	10,338	4,692	5,646
	2015年	-160	-102	-262	10,131	4,583	5,548
	2016年	-153	-100	-253	9,873	4,469	5,404
	2017年	-140	-87	-227	9,646	4,356	5,290
	2018年	-183	-87	-270	9,376	4,236	5,140
深浦町	2013年	-142	-49	-191	9,038	4,194	4,844
	2014年	-134	-99	-233	8,805	4,080	4,725
	2015年	-147	-96	-243	8,423	3,870	4,553
	2016年	-155	-76	-231	8,198	3,777	4,421
	2017年	-144	-94	-238	7,960	3,658	4,302
	2018年	-164	-72	-236	7,724	3,535	4,189

資料：「青い森オープンデータカタログ」2021年1月14日データ収集（青森県ホームページ）

(2) 産業の状況

① 産業構造

全国、青森県、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町の産業別就業者数は、表 3.2.2に示すとおりである。これらの地域では、全国と比較し、一次産業に従事する人口比率が高い。

表 3.2.2 産業別就業者数 (H27国勢調査)

		都道府県名 都道府県・市区町村名	全国	青森県	青森県		
					つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町
労働力人口 (総数)	15歳以上人口	(人)	109,754,177	1,148,807	29,816	9,251	7,762
	15歳以上労働力人口	(人)	61,523,327	661,082	16,965	4,971	3,847
	労働力率	(%)	60.00	58.74	59.25	53.85	49.61
労働力人口 (男)	15歳以上人口	(人)	52,879,791	532,633	13,751	4,157	3,550
	15歳以上労働力人口	(人)	34,772,144	361,868	9,265	2,690	2,220
	労働力率	(%)	70.88	69.49	70.93	64.83	62.66
労働力人口 (女)	15歳以上人口	(人)	56,874,386	616,174	16,065	5,094	4,212
	15歳以上労働力人口	(人)	26,751,183	299,214	7,700	2,281	1,627
	労働力率	(%)	50.01	49.49	49.45	44.88	38.63
15歳以上就業者数		(人)	58,919,036	625,970	15,881	4,672	3,670
15歳以上就業者数/15歳以上労働力人		(%)	95.77	94.69	93.61	93.99	95.40
産業大分 類別就業 者数	A 農業, 林業	(人)	2,067,952	67,513	4,564	974	445
	(うち農業)	(人)	(2,004,289)	65,721	4,544	905	411
	B 漁業	(人)	153,747	7,787	117	76	475
	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	(人)	22,281	484	6	-	2
	D 建設業	(人)	4,341,338	59,390	1,622	523	485
	E 製造業	(人)	9,557,215	64,158	1,244	316	256
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	(人)	283,193	3,133	39	16	18
	G 情報通信業	(人)	1,680,205	5,900	28	24	2
	H 運輸業, 郵便業	(人)	3,044,741	28,987	365	137	60
	I 卸売業, 小売業	(人)	9,001,414	97,079	2,017	687	376
	J 金融業, 保険業	(人)	1,428,710	12,909	165	47	27
	K 不動産業, 物品賃貸業	(人)	1,197,560	6,859	54	16	8
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	(人)	1,919,125	12,214	114	39	20
	M 宿泊業, 飲食サービス業	(人)	3,249,190	30,452	529	311	328
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	(人)	2,072,228	22,503	507	150	103
	O 教育, 学習支援業	(人)	2,661,560	26,073	406	148	110
	P 医療, 福祉	(人)	7,023,950	83,632	1,916	587	482
Q 複合サービス事業	(人)	483,014	6,826	292	113	105	
R サービス業(他に分類されないもの)	(人)	3,543,689	36,027	727	232	147	
S 公務(他に分類されるものを除く)	(人)	2,025,988	34,991	752	270	219	
T 分類不能の産業	(人)	3,161,936	19,053	417	6	2	
産業3部 門	第1次産業就業者数 (A+B)	(人)	2,221,699	75,300	4,681	1,050	920
	第2次産業就業者数 (C~E)	(人)	13,920,834	124,032	2,872	839	743
	第3次産業就業者数 (F~S)	(人)	39,614,567	407,585	7,911	2,777	2,005
	第1次産業就業者の割合	(%)	3.98	12.41	30.27	22.50	25.08
	第2次産業就業者の割合	(%)	24.97	20.44	18.57	17.98	20.26
	第3次産業就業者の割合	(%)	71.05	67.16	51.16	59.52	54.66
職業大分 類別就業 者数	A 管理的職業従事者	(人)	1,394,894	12,973	247	119	83
	B 専門的・技術的職業従事者	(人)	9,380,461	78,023	1,238	414	276
	C 事務従事者	(人)	11,206,028	96,094	1,668	627	403
	D 販売従事者	(人)	7,410,702	67,759	1,276	446	290
	E サービス職業従事者	(人)	6,856,820	75,747	1,804	630	628
	F 保安職業従事者	(人)	1,086,118	21,135	472	94	75
	G 農林漁業従事者	(人)	2,145,116	71,817	4,515	984	863
	H 生産工程従事者	(人)	7,960,081	74,150	1,632	459	315
	I 輸送・機械運転従事者	(人)	2,009,402	27,140	579	157	125
	J 建設・採掘従事者	(人)	2,591,087	38,258	1,076	376	341
	K 運搬・清掃・包装等従事者	(人)	3,897,093	44,282	966	361	269
	L 分類不能の職業	(人)	2,981,234	18,592	408	5	2

資料：「平成27年国勢調査 就業状態等基本集計」（総務省統計局ホームページ）
国勢調査は5年に1回のためH27(2015)年版が最新となる。

② 農業

青森県、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町の農業産出額（2019年）は表 3.2.3に示すとおりである。

表 3.2.3 農業算出額（2019年）（単位：千万円）

項目	県市町	全国	青森県	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町
農業産出額(①+②+③)		886,457	31,285	2,259	373	178
①耕種	小計	565,008	22,524	2,077	358	167
	米	174,913	5,963	1,117	101	43
	麦類	5,396	3	1	0	0
	雑穀	1,070	17	0	0	0
	豆類	7,704	120	29	9	0
	いも類	20,076	145	6	2	5
	野菜	215,193	6,425	644	92	118
	果実	84,029	9,137	217	149	0
	花き	19,393	107	40	x	0
	工芸農作物	16,956	383	15	1	0
	茶	5,182	0	x	x	x
その他作物	3,451	121	8	x	1	
②畜産	小計	318,236	8,761	182	15	11
	肉用牛	74,854	1,616	15	0	11
	乳用牛	93,596	909	1	8	-
		生乳	73,723	750	x	x
	豚	49,820	1,855	x	x	-
	鶏	81,578	3,896	-	0	-
		鶏卵	35,439	1,080	-	0
	ブロイラー	26,886	1,141	-	-	-
	その他畜産物	4,338	125	x	x	-
③加工農産物		3,263	0	x	x	x

注)1:「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの及び「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
 注)2:統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 全国産出額は、国内1719市町村別農業産出額を合算した
 青森県産出額は、県内市町村別農業産出額を合算した
 資料：「令和元年市町村別農業産出額（推計）」（e-Sat）

③ 林業

青森県、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町での所有形態別林野面積は表 3.2.4に示すとおりである。

表 3.2.4 市町村別林野面積（単位：ha）

新市区町村	合計	国有			計	独立行政法人等	民有					
		計	林野庁	林野庁以外の官庁			小計	都道府県	公有 森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区	私有
青森県	625,842	380,463	377,791	2,672	245,379	12,474	45,058	15,472	-	16,455	13,131	187,847
つがる市	3,873	899	898	1	2,974	-	1,377	895	-	212	270	1,597
鱒ヶ沢町	26,238	18,400	18,397	3	7,838	711	1,852	1,234	-	115	503	5,275
深浦町	42,309	34,992	34,988	4	7,317	90	1,380	769	-	334	277	5,847

注 1: 単位未満四捨五入のため、各数の計と合計は一致しない場合がある。
 2: 林野庁については、平成31年度有効の森林調査簿データ(樹立時)による。
 官庁造林地については、平成31年度有効の森林調査簿データ(樹立時)による。
 3: 国有林のうち、林野庁以外については、防衛施設局、財務局及び国土交通省所管である。
 4: 民有林については、平成31年度有効の地域森林計画(樹立時)による。
 [-] 該当事実のないもの
 出典：「2020農林業センサス」(e-Sat)

④ 水産業

令和2年（2020年）の青森県、対象事業実施区域及びその周囲のつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町での漁業種別漁獲量及び魚種別漁獲量は表 3.2.5及び表 3.2.6に示すとおりである。青森県全体の漁獲量に占めるそれぞれの市町村の割合は、つがる市（数量ベース0.02%、金額ベース0.05%）、鱒ヶ沢町（数量ベース0.41%、金額ベース1.01%）、深浦町（数量ベース2.37%、金額ベース5.00%）である。

表 3.2.5 漁業種類別漁獲量

漁業種別	青森県		つがる市		鱒ヶ沢町		深浦町	
	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)
遠洋底曳網漁業	1,607,449	490,573						
沖合底曳網漁業	7,831,614	2,574,617			160,541	57,192	746,387	144,560
小型機船底曳網漁業	829,872	612,438						
その他の底曳網漁業	0	0						
まき網漁業	40,715,856	4,026,572						
棒受網漁業	36,816	31,404					1,038	738
その他の敷網漁業	0	0						
刺網漁業	2,034,216	1,592,804			33,625	17,204	252,762	89,406
一本釣漁業	1,080,662	1,914,892	19	21	6,611	5,180	124,395	135,785
いか釣漁業	12,216,006	6,188,206			4,625	2,278	86,094	34,881
延縄漁業	476,556	335,136			241	251	91,457	138,250
大型定置網漁業	2,863,782	700,687					1,326,206	331,508
小型定置網漁業	8,546,034	2,156,354	5,572	1,743	75,582	33,353	547,091	195,939
底建網漁業	3,615,360	1,380,364	25,683	16,021	394,881	228,101	822,689	441,327
地曳・船曳網漁業	0	0						
採介漁業	263,096	416,093					38,289	53,023
採藻漁業	971,965	329,736			3,788	1,940	93,839	28,910
養殖業	81,286,808	9,636,580					141,815	63,931
その他の漁業	2,812,348	1,797,023					185,743	52,090
合計	167,188,439	34,183,479	31,274	17,785	679,894	345,499	4,457,805	1,710,348
割合 (%)	-	-	0.02%	0.05%	0.41%	1.01%	2.67%	5.00%

資料：「青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）（市町村統計表 令和2年）」（青森県ホームページ 青い森オープンデータカタログ）

表 3.2.6 (1) 魚種別漁獲量

魚種	青森県		つがる市		鱒ヶ沢町		深浦町	
	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)
1 まいわし	22,479,323	852,284			7,910	180	22,797	1,025
2 かたくちいわし	383,677	15,455						
3 かつお	28,860	1,699					10,579	482
4 まぐろ	754,470	1,827,517	35	41	4,027	3,679	268,753	300,378
5 かじき	4,971	3,914					354	71
6 さば	22,206,453	2,765,980			157	21	155,947	6,082
7 ぶり	1,937,784	233,118	1,881	181	2,664	297	946,909	130,446
8 たら	3,435,058	763,828	1,377	226	27,841	4,128	248,583	53,354
9 すけとうたら	1,849,000	102,294			40	5	1,012	117

表 3.2.6 (2) 魚種別漁獲量

魚種	青森県		つがる市		鱒ヶ沢町		深浦町		
	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)	
10	さめ	605,116	44,035			48,586	2,355	92,593	4,203
11	たい	379,271	172,997	681	274	38,917	22,619	164,264	70,677
12	まがれい	46,427	16,553	120	41	11,490	4,042	9,069	3,830
13	いしがれい	59,471	26,724			119	38	1,469	528
14	そうはちがれい	60,998	10,522			1,554	239	1,336	204
15	ばばがれい	255,828	124,928			1,305	787	8,682	5,870
16	まこがれい	185,202	69,900	2,075	793	1,537	580	5,284	1,644
17	むしがれい	184,698	52,503			7,729	2,624	57,135	14,551
18	その他のかれい	134,747	44,132	365	143	2,106	1,204	25,782	5,523
	*かれい計	927,370	345,262	2,560	977	25,840	9,514	108,757	32,150
19	ひらめ	795,739	632,905	3,670	3,131	47,845	32,584	117,614	84,453
20	ほっけ	683,667	30,402	4,980	608	76,891	5,425	435,954	13,036
21	あじ	281,299	12,817			893	67	19,961	3,991
22	さんま	6	3						
23	さけ	1,431,255	1,184,480			6,072	4,154	145,124	108,534
24	さくらます	171,216	146,430			788	689	12,613	12,277
25	からふとます	3,412	681					2	1
26	にじます	871,510	481,829					x	x
27	こうなご	29,718	23,434						
28	あいなめ	82,102	56,173	114	88	2,706	1,748	5,757	2,699
29	そい	263,374	92,985	3,842	1,395	19,283	5,958	38,510	10,426
30	うすめばる	439,537	374,636					90,697	85,490
31	その他のめばる	65,735	29,289			1,045	756	19,321	7,139
32	めぬけ	7,125	9,395						
33	きちじ	54,551	68,367						
34	かながしら	9,329	1,199			431	33	2,674	147
35	あんこう	523,525	194,262	30	11	10,696	3,134	29,519	9,485
36	さわら	125,189	75,742					72,540	42,107
37	はたはた	167,067	83,101			51,449	28,113	115,079	54,889
38	その他魚類	2,953,002	1,054,236	4,806	1,995	95,091	25,102	x	x
	*魚類小計	63,949,712	11,680,751	23,976	8,927	469,172	150,561	3,686,898	1,268,453
39	ほたてがい(稚貝)	1,328,595	126,985						
40	ほたてがい(半成貝)	58,210,908	5,868,788						
41	ほたてがい(新貝)	9,483,696	1,153,163						
42	ほたてがい(成貝)	11,486,891	2,066,887						
	*ほたてがい計	80,510,090	9,215,823						
43	うばがい	408,144	111,251						
44	さざえ	29,194	15,375			1,497	841	23,794	12,463
45	あかがい	0	0						
46	あわび	18,765	121,996			68	382	4,350	23,055
47	その他貝類	97,993	57,183					2,570	728
	*貝類小計	81,064,186	9,521,627	0	0	1,565	1,223	30,714	36,246

表 3.2.6 (3) 魚種別漁獲量

No.	魚種	青森県		つがる市		鱒ヶ沢町		深浦町	
		数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)
48	するめいか(近海・生)	9,006,683	5,098,240			36,745	14,481	200,738	74,294
49	するめいか(近海・船凍)	1,599,607	1,297,510						
50	するめいか(海外)	0	0						
	*するめいか計	10,606,290	6,395,750			36,745	14,481	200,738	74,294
51	やりいか	959,647	971,540	7,176	8,809	153,106	169,719	168,883	191,404
52	あかいか(近海)	6,528,149	2,221,364						
53	あかいか(海外)	0	0						
	*あかいか計	6,528,149	2,221,364	0	0	0	0	0	0
54	その他のいか	40,740	27,258			3,571	2,774	4,653	3,740
55	たこ	1,000,586	449,530	122	49	10,909	3,710	54,735	20,889
56	くるまえび	159	1,007			1	3	156	1,001
57	その他のえび	19,628	37,643			1,347	1,545	12,181	16,735
58	かに	467,801	176,421			14	28	174,393	43,910
59	うに	439,127	508,785					7,362	17,860
60	なまこ	728,011	1,770,123			195	162	6,908	5,821
61	ほや	351,949	67,002						
62	その他水産動物	5,850	4,886						
	*水産動物小計	21,147,937	12,631,308	7,298	8,858	205,888	192,422	630,009	375,654
63	こんぶ	586,682	212,349						
64	わかめ	68,504	8,031			474	63	17,497	1,460
65	その他藻類	371,418	129,412			2,795	1,230	92,687	28,535
	*藻類小計	1,026,604	349,792	0	0	3,269	1,293	110,184	29,995
	合計	167,188,439	34,183,479	31,274	17,785	679,894	345,499	4,457,805	1,710,348
	割合 (%)	-	-	0.02%	0.05%	0.41%	1.01%	2.67%	5.00%

注：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、「x」表記としている。

資料：「青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）（市町村統計表 令和2年）」（青森県ホームページ 青い森オープンデータカタログ）

また、青森県全体での内水面漁獲量は、表 3.2.7に示すとおりである。また、さけの漁獲等に関する情報は、表 3.2.8のとおりである。

表 3.2.7 青森県の内水面漁獲量（令和元年第1報）

魚種	漁獲量 (ト)	%
シジミ	2,816	71
ワカサギ	414	11
シラウオ	287	7
サケマス類	220	6
ウグイ・オイカワ	94	2
コイ	88	2
その他	40	1
合計	3,959	-

出典：「青森県の内水面漁業」2021年2月16日閲覧（青森県産業技術センターホームページ）

表 3.2.8 青森県のさけ速報（令和2年度 確定版）

令和2年度青森県さけ速報（確定版）

1 沿岸漁獲

地区名	累計						対前年比(%)			
	個体数	重量 (kg)	金額 (千円)	単価 (円/kg)	平均体重 (kg)	個体数	重量	金額	単価	平均体重
太平洋	313,459	880,085	778,869	885.0	2.81	60.0	58.1	71.0	122.1	96.8
津軽海峡	104,262	305,913	258,107	843.7	2.93	83.0	86.4	111.2	128.7	104.2
陸奥湾	817	2,477	1,392	562.0	3.03	73.9	79.6	105.2	132.2	107.8
日本海	46,807	152,087	120,933	795.2	3.25	200.3	206.1	297.1	144.1	102.9
県合計	465,345	1,340,562	1,159,301	864.8	2.88	69.2	68.9	84.5	122.6	99.6

2 河川採捕・採卵

地区名	捕獲個体数						河川採卵			海産採卵			採卵数計(河川卵+海産卵)					
	今年度累計		前年度		前年比 (%)		今年度累計		前年度		前年比 (%)		今年度累計		前年度		前年比 (%)	
	雌(♀)	雄(♂)	合計	合計	前年度	前年比 (%)	(千粒)	(千粒)	(千粒)	(千粒)	(千粒)	(千粒)	(千粒)	(千粒)	(千粒)	(千粒)	(千粒)	(千粒)
太平洋	10,392	10,313	20,705	32,941	62.9	62.9	22,238	32,784	67.8	16,513	8,633	191.3	38,751	41,417	93.6			
津軽海峡	641	1,021	1,662	1,385	120.0	120.0	1,332	830	160.5	1,661	1,100	151.0	2,993	1,930	155.1			
陸奥湾	2,432	3,256	5,688	6,776	83.9	83.9	6,177	5,613	110.0	173	0	-	6,350	5,613	113.1			
日本海	2,549	2,601	5,150	5,041	102.2	102.2	5,786	3,443	168.1	6,600	2,888	228.5	12,386	6,331	195.6			
県合計	16,014	17,191	33,205	46,143	72.0	72.0	35,533	42,670	83.3	24,947	12,621	197.7	60,480	55,291	109.4			
(海區別)																		
太平洋海区	13,465	14,590	28,055	41,102	68.3	68.3	29,747	39,227	75.8	18,347	9,733	188.5	48,094	48,960	98.2			
日本海海区	2,549	2,601	5,150	5,041	102.2	102.2	5,786	3,443	168.1	6,600	2,888	228.5	12,386	6,331	195.6			

出典：青森県ホームページ（青森県水産情報（統計）>（2）サケ速報）

⑤ 事業所数

2016年調査の経済センサスに基づく、青森県、対象事業実施区域及びその周囲のつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町での公務を除く全産業の事業所数、従業員数は表 3.2.9に示すとおりである。

表 3.2.9 事業所及び従業員の状況

項目		青森県	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町
総数	事業所数	55,517	1,127	453	410
	従業員数(人)	480,373	8,639	2,821	2,231
個人	事業所数	25,356	558	276	227
	従業員数(人)	66,261	1,570	721	535
法人	事業所数	29,858	563	175	179
	従業員数(人)	412,999	7,037	2,094	1,681
法人でない団体	事業所数	303	6	2	4
	従業員数(人)	1,113	32	6	15
売上(収入)金額試算値(百万円)		8,015,284	99,245	18,085	15,425

資料：「平成28年経済センサス活動調査」(総務省統計局)

⑥ 産業別売上

2016年調査の経済センサスに基づく、青森県、対象事業実施区域及びその周囲のつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町での公務を除く全産業の売上試算値は表 3.2.10に示すとおりである。

表 3.2.10 産業別売上 (単位：百万円)

県名 市町名	青森県	青森県			
		つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	
合計	10,724,102	115,360	28,029	23,122	
一次産業 (A~B)	143,429	4,456	865	553	
二次産業 (C~E)	2,969,006	18,716	5,776	7,007	
三次産業 (F~R)	7,611,666	91,980	17,909	15,544	
産業分類別売上	A~B 農林漁業	143,429	4,456	865	553
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	11,174	X	-	-
	D 建設業	878,391	12,285	4,215	6,154
	E 製造業	2,079,441	6,431	1,561	853
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	438,968	-	-	X
	G 情報通信業	83,800	X	X	-
	H 運輸業、郵便業	431,389	2,094	938	321
	I 卸売業、小売業	3,494,786	57,972	8,684	9,743
	J 金融業、保険業	767,219	954	X	701
	K 不動産業、物品賃貸業	148,717	2,759	419	X
	L 学術研究、専門・技術サービス業	111,102	631	58	X
	M 宿泊業、飲食サービス業	188,438	2,785	2,825	1,716
	N 生活関連サービス業、娯楽業	368,025	10,106	701	349
	O 教育、学習支援業	80,334	455	110	58
	P 医療、福祉	1,182,527	7,998	2,001	1,966
	Q 複合サービス事業	69,382	3,997	1,210	370
	R サービス業(他に分類されないもの)	246,979	2,229	963	320

注1: 単位未満四捨五入のため、各数の計と合計は一致しない場合がある。

注2: 表記「X」は、集計対象となる事業所(企業等の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。

資料：「平成28年経済センサス活動調査」(総務省統計局)

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

対象事業実施区域及びその周囲の土地利用状況は、表 3.2.11に示すとおりである。つがる市、鱈ヶ沢町及び深浦町を含む津軽地域では森林が全体の63.4%、農用地が20.4%を占める。

表 3.2.11 土地利用状況

項目	市町村名	青森県		津軽地域	
		面積(km ²)	構成比(%)	面積(km ²)	構成比(%)
総数		9,645	100	3,351	100
農用地		1,560	16.2	685	20.4
森林		6,348	65.8	2,123	63.4
原野		117	1.2	12	0.4
水面・河川・水路		348	3.6	138	4.1
道路		291	3.0	107	3.2
宅地		334	3.5	109	3.3
	住宅地	200	2.1	71	2.1
	工業用地	21	0.2	3	0.1
	その他の宅地	113	1.2	36	1.1
その他		648	6.7	176	5.3

※：津軽地域は、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡および北津軽郡の区域

資料：「青森県国土利用計画～第五次～平成29年2月21日」（青森県）

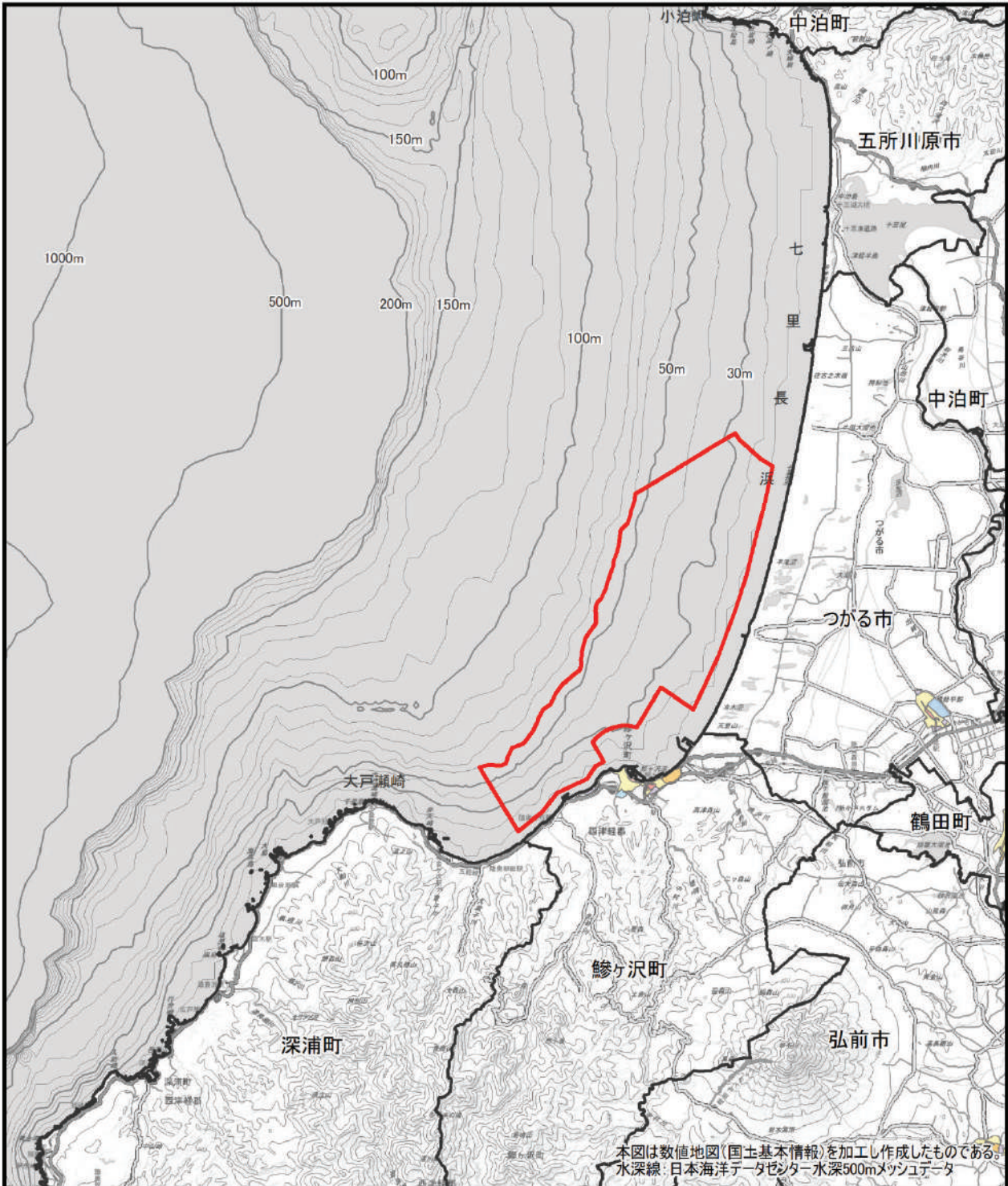
(2) 土地利用計画

① 都市計画法

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域は、最も近い箇所では鱈ヶ沢町において指定されている第一種住居地域である（図 3.2.1参照）。

② 国土利用計画法

対象事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）第9条に基づく「土地利用基本計画」の地域の指定状況は、図 3.2.2～図 3.2.5に示すとおりであり、自然公園地域が隣接している。



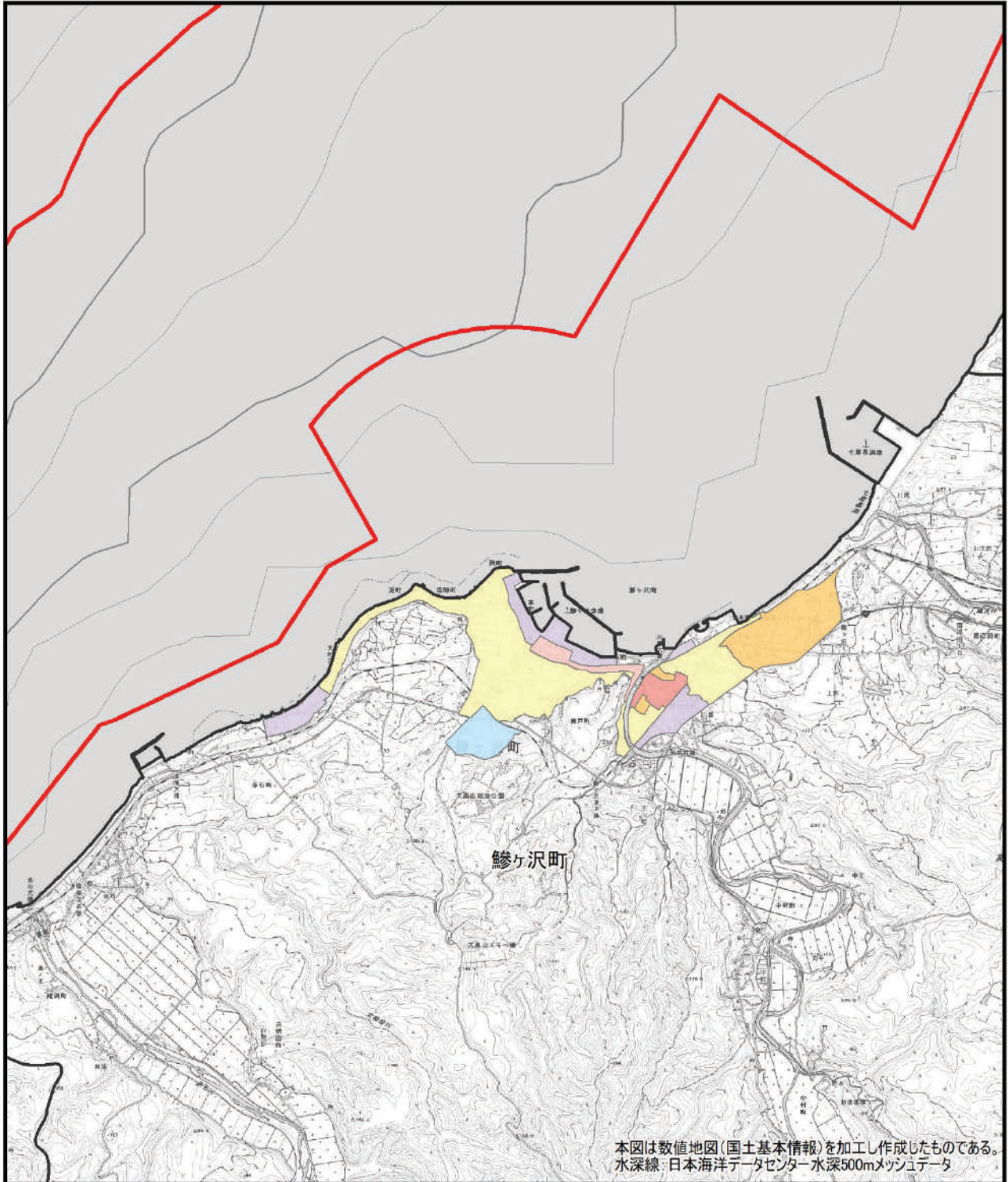
凡例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業実施区域 | 第一種低層住居専用地 |
| 行政界 | 第二種中高層住居専用 |
| 等深線 | 第一種住居地域 |
| | 第二種住居地域 |
| | 近隣商業地域 |
| | 商業地域 |
| | 準工業地域 |
| | 工業地域 |

資料: 国土数値情報
用途地域データ[令和元年度]



図 3.2.1 (1) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況



凡例

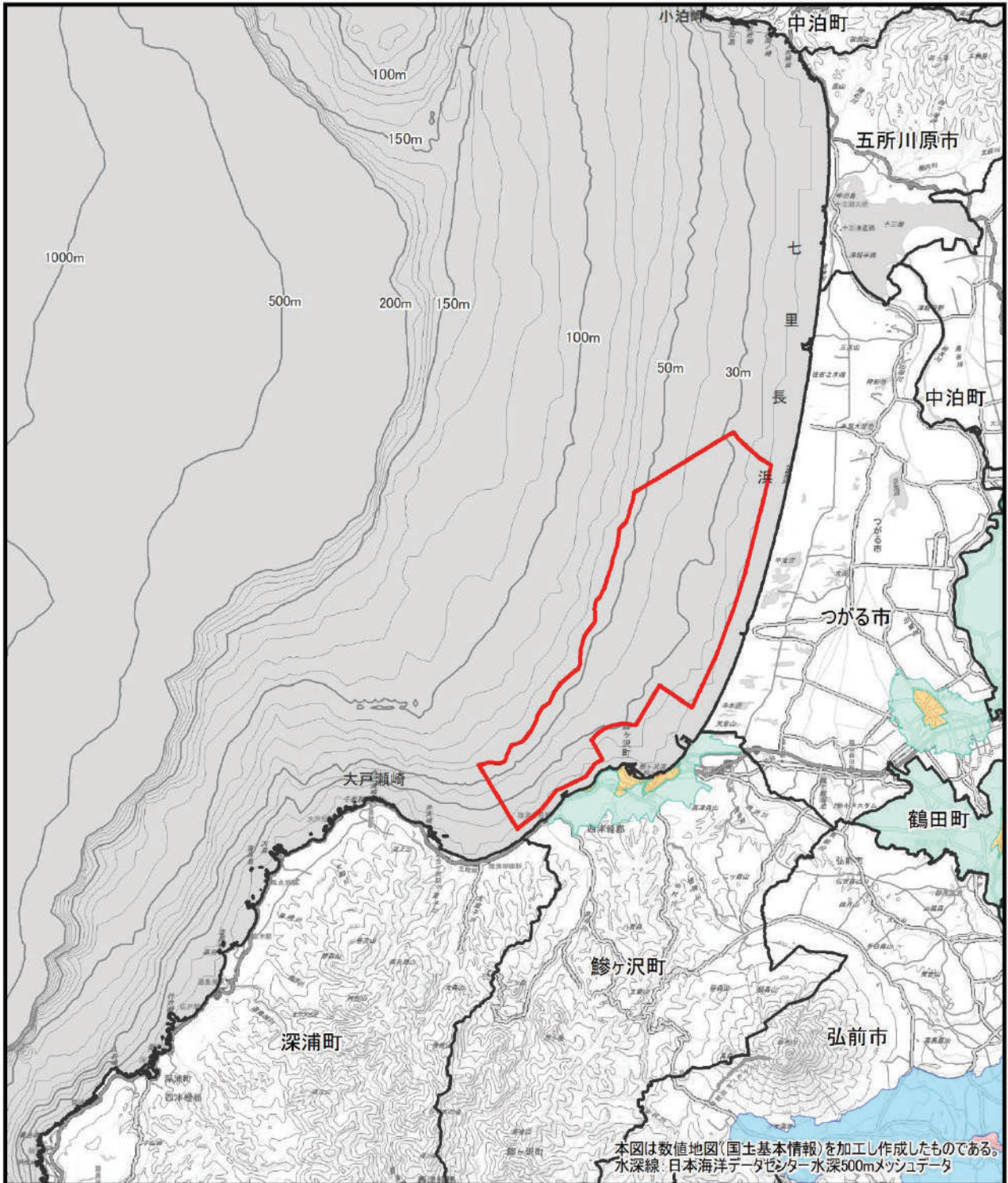
- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

資料: 国土数値情報
用途地域データ[令和元年度]



図 3.2.1 (2) 都市計画法に基づく
用途地域の指定状況 (拡大図)



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

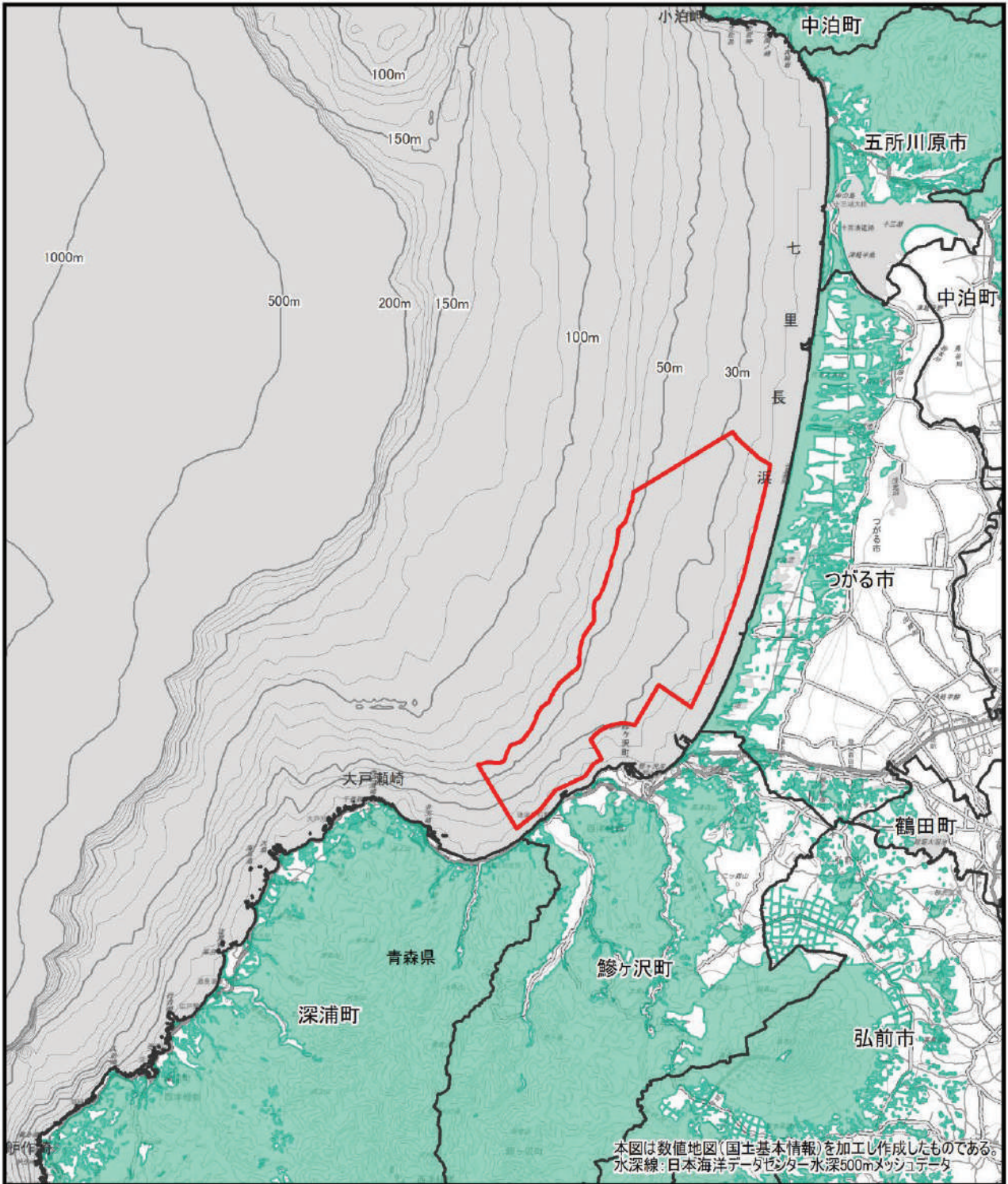
凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他用途地域
- 用途未設定



図 3.2.2 国土利用計画法に基づく土地利用の指定状況
(都市地域)

資料: 国土数値情報 都市地域データ[平成30年]



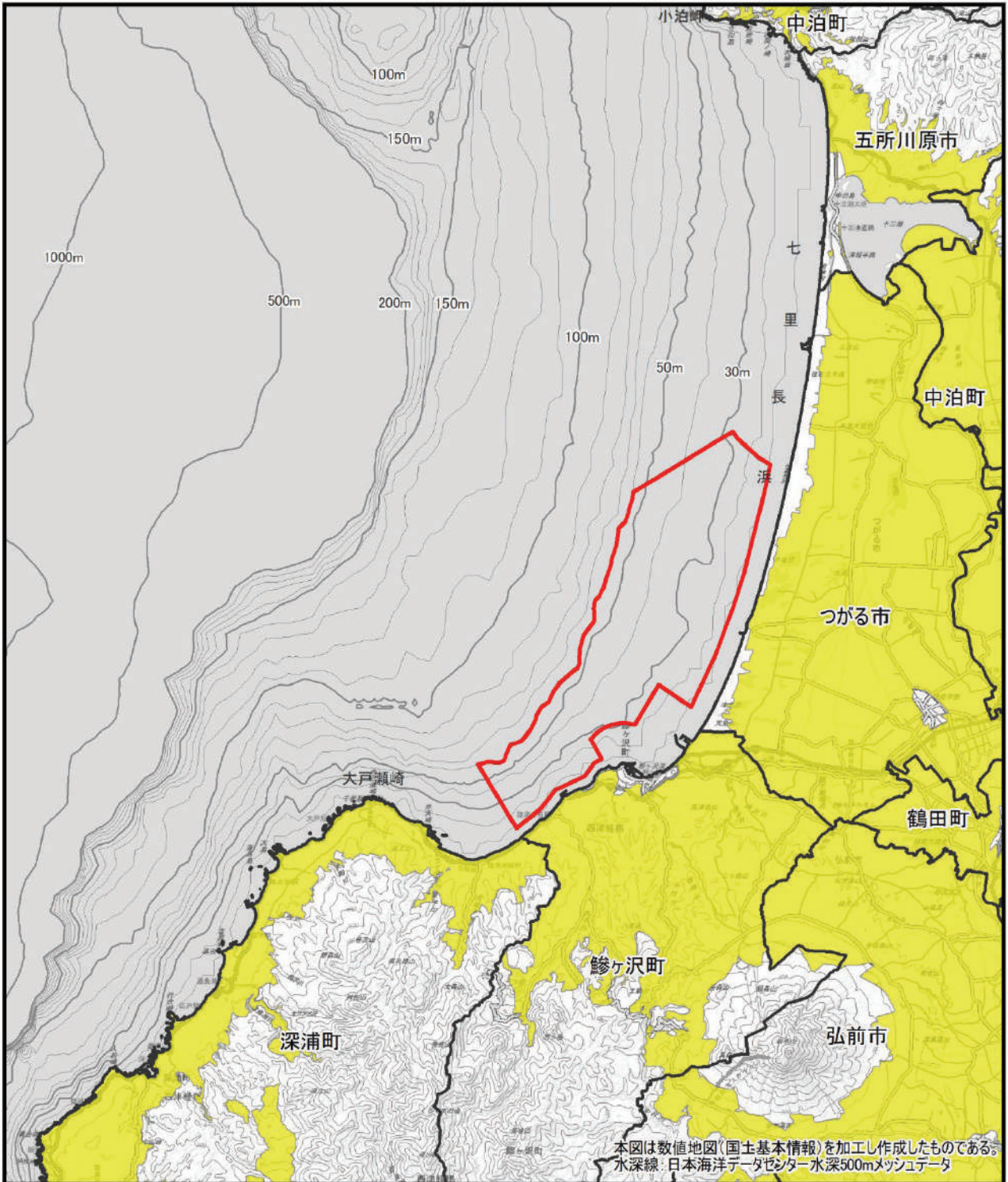
凡例

- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 行政界
- 等深線



図 3.2.3 国土利用計画法に基づく土地利用の指定状況
(森林地域)

資料:国土数値情報 森林地域データ[平成27年]



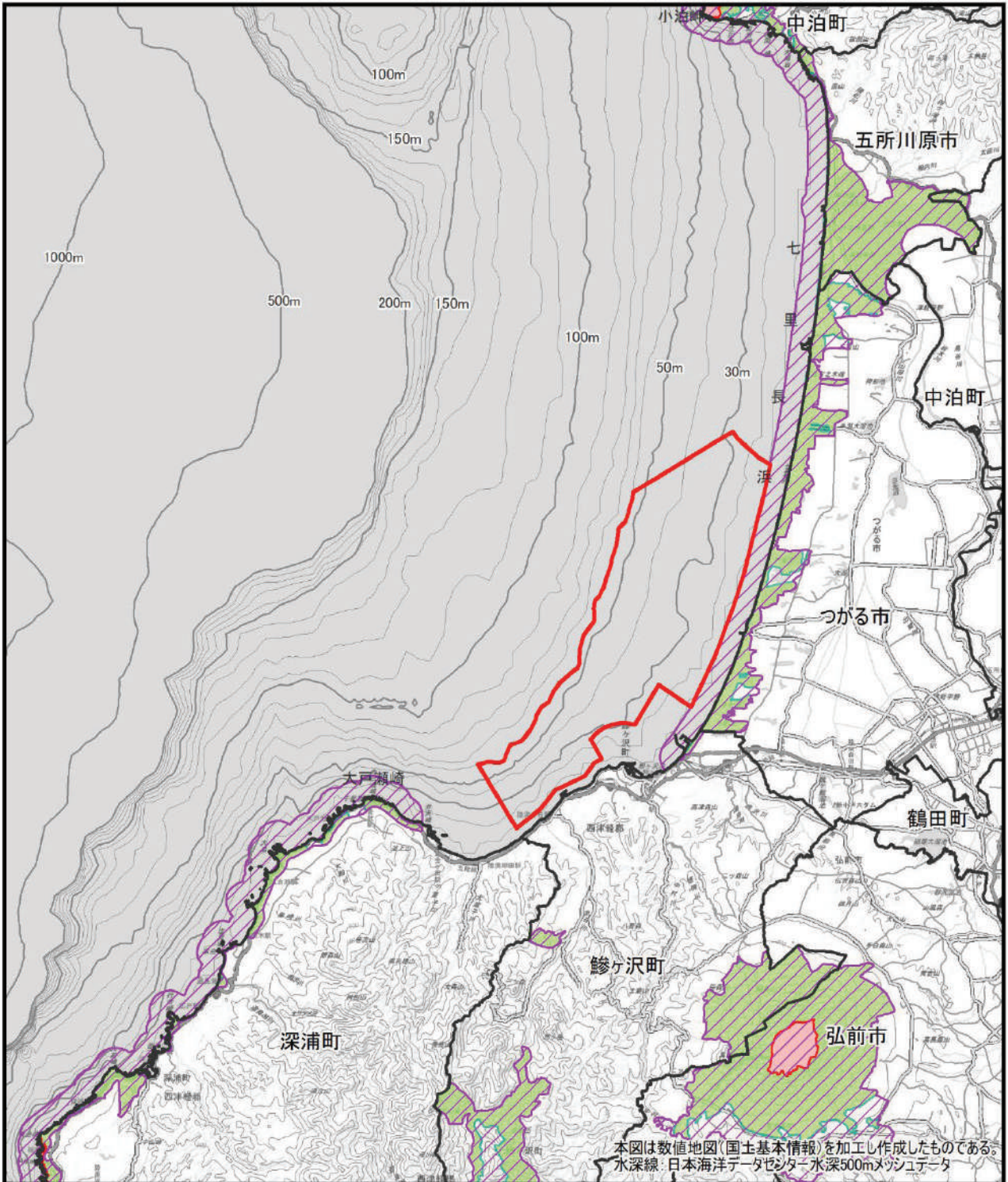
凡例

- 対象事業実施区域
- 農業地域
- 行政界
- 等深線



図 3.2.4 国土利用計画法に基づく土地利用の指定状況
(農業地域)

資料: 国土数値情報 農業地域データ[平成27年]



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|  対象事業実施区域 |  自然公園地域 |
|  行政界 |  特別保護地区 |
|  等深線 |  特別地域 |

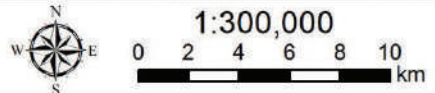


図 3.2.5 国土利用計画法に基づく土地利用の指定状況
(自然公園地域)

資料: 国土数値情報 自然公園地域データ[平成27年]

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼及び地下水（水道原水としての利用状況）

対象事業実施区域及びその周囲のつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町における上水道、簡易水道、専用水道及び小規模水道の現況は表 3.2.12に示すとおりである。また、その水源は表 3.2.13に示すとおり、つがる市では津軽広域水道企業団西北事業部が上水供給し、表流水及び地下水を利用している。鱒ヶ沢町及び深浦町では、主に地下水が水道原水として用いられている。

表 3.2.12 上水道の現況

市町村名	行政区 域内総 人口	上水道		簡易水道		専用水道				合計		普及率
						自己水源によるもの		左記以外のもの				
		計画給 水人口	現在給 水人口	計画給 水人口	現在給 水人口	確認時 給水人 口	計画給 水人口	確認時 給水人 口	計画給 水人口	計画給 水人口	現在給 水人口	
つがる市	31,174	30,923	26,873	—	—	—	—	—	—	30,923	26,873	86.2%
鱒ヶ沢町	9,209	17,130	7,898	—	—	—	—	—	—	17,130	7,898	85.8%
深浦町	7,563	9,180	7,563	—	—	—	—	—	—	9,180	7,563	100.0%

資料：「平成30年度版 青森県の水道」（青森県健康福祉部保健衛生課）

表 3.2.13 上水道事業における水源別取水量

事業主体名	計画1日最大取水量（m3/日）							浄水受水	合計
	地表水			地下水		その他 (湧水等)			
	自流	ダム直接	ダム放流	浅井戸	深井戸				
用水供給 津軽広域水道企業団(つがる市)	—	132,800	—	—	—	—	—	132,800	
西部 津軽	鱒ヶ沢町	186	—	—	—	8,600	—	8,786	
	深浦町	1,386	—	—	913	2,464	517	5,280	

資料：「平成30年度版 青森県の水道」（青森県健康福祉部保健衛生課）

(2) 内水面（漁業利用状況）

① 漁業協同組合

対象事業実施区域及びその周囲における青森県内水面漁業協同組合連合会に所属する漁業共同組合は表 3.2.14示すとおりである。

表 3.2.14 (1) 対象事業実施区域及びその周囲における漁業協同組合

No.	組合名	組合住所	関連河川・湖沼
1	新深浦町漁業協同組合	〒038-2504 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形406-1	笹内川
2	深浦漁業協同組合	〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町深浦浜町364-2	吾妻川
3	追良瀬内水面漁業協同組合	〒038-2413 青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬字広野120	追良瀬川
4	赤石水産漁業協同組合	〒038-2731 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町赤石町砂山146	赤石川
5	赤石地区漁業協同組合	〒038-2734 西津軽郡鱒ヶ沢町大字姥袋町字大磯27-5	赤石川

表 3.2.14 (2) 対象事業実施区域及びその周囲における漁業協同組合

No.	組合名	組合住所	関連河川・湖沼
6	中村川振興漁業協同組合	〒038-2711 西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字蒲生114-12	中村川
7	西津軽新田漁業協同組合	〒038-3137 つがる市木造若宮1 西津軽土地改良区内	山田川、平滝沼
8	廻堰大溜池内水面漁業協同組合	〒038-3542 北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井53	廻堰大溜池
9	十三漁業協同組合	〒037-0403 青森県五所川原市十三羽黒崎133-11	十三湖、明神沼
10	車力漁業協同組合	〒038-3301 つがる市富范町清水6-5	山田川、十三湖

出典：（青森県内水面漁業協同組合連合会ホームページ）

② 漁業権

対象事業実施区域及びその周囲における内水面の漁業利用においては、表 3.2.15に示すとおり漁業権免許が付されている。

対象事業実施区域及びその周囲における設定状況は、図 3.2.6に示すとおりである。

表 3.2.15 青森県の内水面における漁業権設定状況

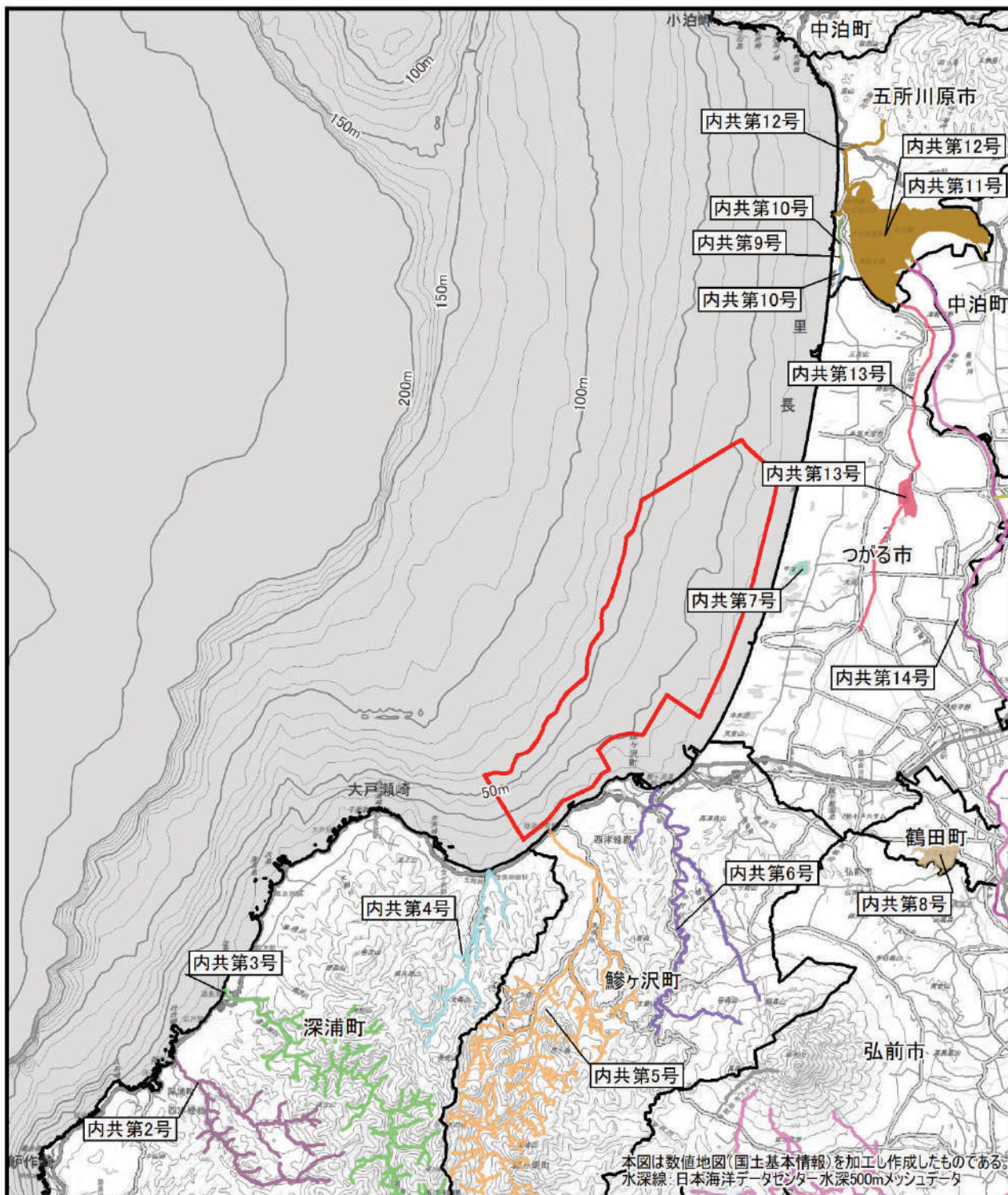
区分	内水面
免許の種類	共同漁業権
	第5種共同漁業
漁場番号	内共1～13
対象魚種	あゆ、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい、わかさぎ等

資料：「青森県漁場公示」（青森県）より作成

参考：漁業権の種類※

分類	種類	説明
共同漁業権		共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利、第1～5種に分かれる。
	第1種	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性水産動物（いせえび、うに等）を目的とする漁業
	第2種	網漁具を移動しないように敷設して営む漁業（小型定置、固定式刺網漁業、敷網等）
	第3種	地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業、つきいそ漁業等
	第4種	寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であって第5種以外のもの
	第5種	内水面又は大臣が指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であって第1種以外のもの（増殖が義務づけられている。）
定置漁業権		定置漁業とは、主として回遊性の魚類の捕獲を目的とする漁撈方式であって、一定の場所に網その他の漁具を敷設し、垣網等に沿って自然に魚介類が身網に陥入したものを漁獲するものをいう
区画漁業権		区画漁業（養殖業）を営む権利。第1～3種に分かれる。
	第1種	一定の区域内において石、かわら、竹、木等を施設して営む養殖業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、小割式養殖業等）
	第2種	土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業（築堤式養殖業等）
	第3種	一定の区域内において営む養殖業であって、第1～2種以外のもの。（地まき式の貝類養殖業）

※（九州漁業調整事務所ホームページ）より



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例	
	対象事業実施区域
	行政界
	等深線
内水面漁業権(河川)	
	内共第2号
	内共第3号
	内共第4号
	内共第5号
	内共第6号
	内共第9号
	内共第10号
	内共第12号
	内共第13号
	内共第14号
	内共第7号
	内共第8号
	内共第9号
	内共第10号
	内共第11号
	内共第12号
	内共第13号

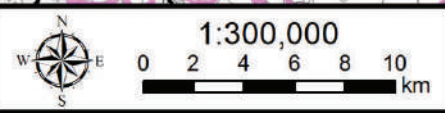


図 3.2.6 内水面の漁業権の設定状況

出典: 国土数値情報 河川データ[平成19年]
環境アセスメントデータベース(EADAS)

(3) 海域（漁業利用状況）

① 漁業協同組合

対象事業実施区域及びその周囲における青森県漁業協同組合連合会に所属する漁業共同組合は表 3.2.16に示すとおりである。

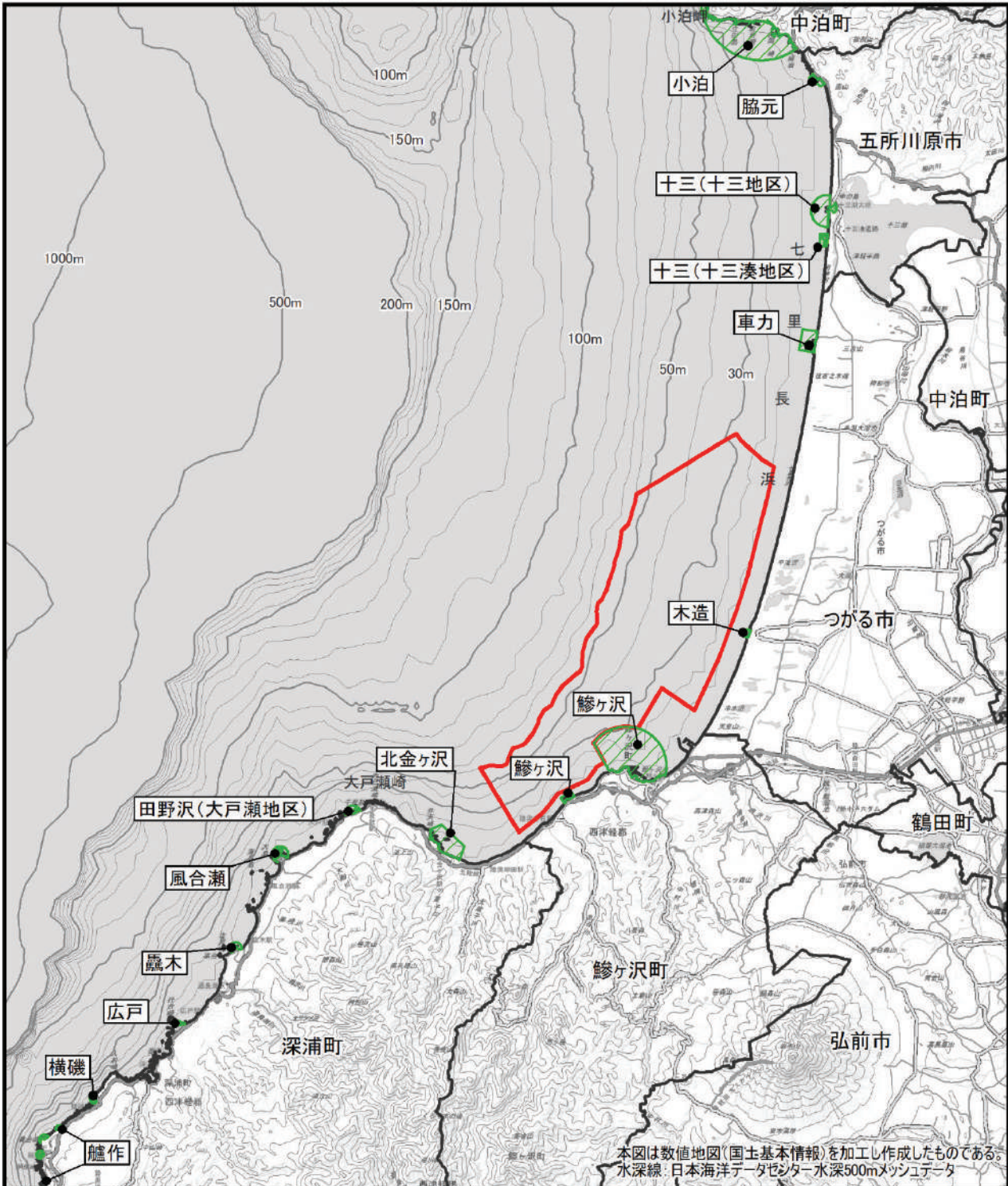
対象事業実施区域及びその周囲における漁港位置は図 3.2.7に示すとおりである。

表 3.2.16 対象事業実施区域及びその周囲における漁業協同組合

#	組合名	組合住所	主たる港	紹介文
1	十三漁業協同組合	〒037-0403 青森県五所川原市十三羽黒崎133-11	十三漁港	組合員301名で、十三湖での蜆漁、海面での定置網が中心です。特に蜆貝は、車力漁協同様、基幹漁業となっており、昔から「十三湖の蜆貝」として有名です。海面漁業での主要魚種は、ヤリイカ、ヒラメ、カレイ類などです。
2	車力漁業協同組合	〒038-3301 青森県つがる市富苑町清水6-5	車力漁港	組合員291名ですが、十三湖での蜆漁が中心で、水揚げの9割以上を占めます。海面漁業は刺網、定置網ですが、漁獲物は鱈ヶ沢漁協に水揚げします。
3	鱈ヶ沢町漁業協同組合※	〒038-2753 青森県西津軽郡鱈ヶ沢町本町200	鱈ヶ沢漁港 赤石水産漁港	（元）鱈ヶ沢漁業協同組合：組合員204名で、定置網、底曳網、刺網、釣りが中心です。主要魚種はマイカ、ヤリイカ、ヒラメ、カレイ類、マダラですが、マイカ、ヤリイカは外来船も多く水揚げします。漁協がある鱈ヶ沢町は、西海岸と内陸とを結ぶ要所に位置し、古くから交易が盛んでした。 （元）赤石水産漁業協同組合：組合員は325名ですが、ほとんどが准組合員で、河川でのふ化・放流・養殖事業が主体です。海面漁業は秋から冬の定置網が中心で、主要魚種はヤリイカですが、漁獲物は鱈ヶ沢漁協に水揚げします。赤石川で釣りをする場合は、ここの漁協に入漁料を支払わなければなりません。
4	新深浦町漁業協同組合 大戸瀬本所	〒038-2504 青森県西津軽郡深浦町北金ヶ沢塩見形406-1	北金ヶ沢漁港	組合員656名で、定置網、刺網、釣りが中心です。主要魚種はヤリイカ、ヒラメ、ブリ類、カワハギ、カレイ類ですが、夏場はサザエ、ウニ、モズクも多く獲れ、モズクは加工もします。信用事業も盛んで、利息のほか鮮魚介類が当たる「おさかな大漁定期」は全国から預金者を集めています。
5	風合瀬漁業協同組合	〒038-2411 青森県西津軽郡深浦町風合瀬上砂子川145-7	風合瀬漁港	組合員95名で、定置網、棒受網、釣りが中心です。主要魚種はヤリイカ、メバル、ブリ類などです。
6	深浦漁業協同組合	〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町深浦浜町364-2	深浦港	組合員185名で、定置網、底曳網、釣りが中心です。主要魚種はブリ類、マイカ、タラ、ヤリイカ、メバルなどですが、夏場はサザエも多く獲れます。

出典：青森県漁業協同組合連合会ホームページ

※：令和2年12月1日 鱈ヶ沢漁業協同組合は赤石水産漁業協同組合と新設合併し鱈ヶ沢町漁業協同組合としてスタート



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 漁港区域
 - 行政界
 - 等深線

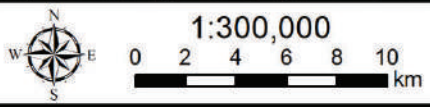


図 3.2.7 漁港位置図

出典:国土数値情報 漁港データ[平成18年]
海しるMSIL(2021年2月18日閲覧)

② 漁業権・漁業許可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）は、水面の総合的利用による生産力の発展を目的とし、漁業権制度および漁業許可制度に大別され、その種類は、表 3.2.17のとおり整理される。

漁業権は、主に沿岸での漁業に対して免許が交付されるものであり、一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利で、共同漁業権、定置漁業権そして区画漁業権の3種類があり、都道府県が海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で適格性を判断した者（漁協）のみに、漁業権が与えられる（参照 表 3.2.18）。また、漁業許可とは、沖合での漁業に適用されるもので、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣または都道府県知事の許可を受けて行う漁業となる（参照 表 3.2.19）。

対象事業実施区域及びその周囲における漁業権は、対象事業実施区域及びその周囲における漁業権は、共同漁業権（第1種：西共第5号～23号の奇数番号、第2種：西共第6号～24号の偶数番号）、定置漁業権（西定第5号～12号）及び区画漁業権（第1種：西特区2号）が設定されている（表 3.2.20及び図 3.2.8参照）。

表 3.2.17 漁業法体系

管理	制度名称	操業エリア	対象とする主な漁業
大臣管理漁業	指定漁業	沖合・遠洋	①沖合底引き網漁業 ②大中型まき網漁業 ③遠洋かつお・まぐろ漁業等（政令指定）
	特定大臣許可漁業	沖合・遠洋	①ずわいがに漁業 ②東シナ海はえ縄漁業等（省令）
知事管理漁業	知事許可漁業	地先・沖合	①小型まき網漁業 ②機船船ひき網漁業等（都道府県別規則）
	法定知事許可漁業	地先・沖合	特に調整が必要な漁業として ①中型まき網漁業 ②小型機船底引き網漁業 ③小型さけ・ます流し網漁業等
			①共同漁業 ②定置漁業 ③区画漁業
漁業権漁業	地先		

資料：「漁業法」（昭和二十四年法律第二百六十七号）より作成

表 3.2.18 沿岸での漁業権の概要

漁業権	概要	免許の対象となる者
共同漁業権	漁業協同組合の組合員（漁業者）が、一定の水域を共同利用して営む漁業	漁協(管理)
定置漁業権	大型の定置網を長期間、一定の場所に設置して行う漁業を営む権利	漁業者
区画漁業権	養殖業を行う権利	漁協(管理)・漁業者

資料：「漁業種類ごとの特徴を知ろう！」（むつ水産事務所）より抜粋

表 3.2.19 沖合での漁業許可の概要

許可漁業	概要	主な漁業種類
大臣許可漁業	政府間の取決め、漁場の区域の広さなどにより国が措置を統一して漁業者やその使用する船舶について制限措置を講ずることが適当な漁業（改正漁業法第36条）	沖合底引き漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等
知事許可漁業	農林水産大臣が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（改正漁業法第57条）	中型まき網漁業、小型機させん船底引き網漁業、その他都道府県知事が定める漁業等

資料：「漁業種類ごとの特徴を知ろう！」（むつ水産事務所）より抜粋

表 3.2.20 対象事業実施区域及びその周囲における漁業権設定状況（沿岸域）

区分	海面			
	共同漁業権		定置漁業権	区画漁業権
免許の種類	第1種共同漁業	第2種共同魚漁業	-	第1種区画漁業
漁場番号	西共第5号～23号の奇数番号	西共第6号～24号の偶数番号	西定第5号～12号	西特区2号
対象魚種	わかめ、あわび、たこ、うに等	たい、ぶり、さけ、はたはた、かに等	さけ、ます、まぐろ、ぶり、さわら、たい	わかめ、こんぶ、あわび、さけ、ます

資料：「青森県漁場公示」（青森県）より作成
 参考：漁業権の種類の詳細※

分類	種類	説明
共同漁業権	第1種	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性水産動物（いせえび、うに等）を目的とする漁業
	第2種	網漁具を移動しないように敷設して営む漁業（小型定置、固定式刺網漁業、敷網等）
	第3種	地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業、つきいそ漁業等
	第4種	寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であって第5種以外のもの
	第5種	内水面又は大臣が指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であって第1種以外のもの（増殖が義務づけられている。）
定置漁業権		定置漁業とは、主として回遊性の魚類の捕獲を目的とする漁撈方式であって、一定の場所に網その他の漁具を敷設し、垣網等に沿って自然に魚介類が身網に陥入したものを漁獲するものをいう
区画漁業権		区画漁業（養殖業）を営む権利。第1～3種に分かれる。
	第1種	一定の区域内において石、かわら、竹、木等を施設して営む養殖業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、小割式養殖業等）
	第2種	土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業（築堤式養殖業等）
	第3種	一定の区域内において営む養殖業であって、第1～2種以外のもの。（地まき式の貝類養殖業）

※（九州漁業調整事務所ホームページ）より

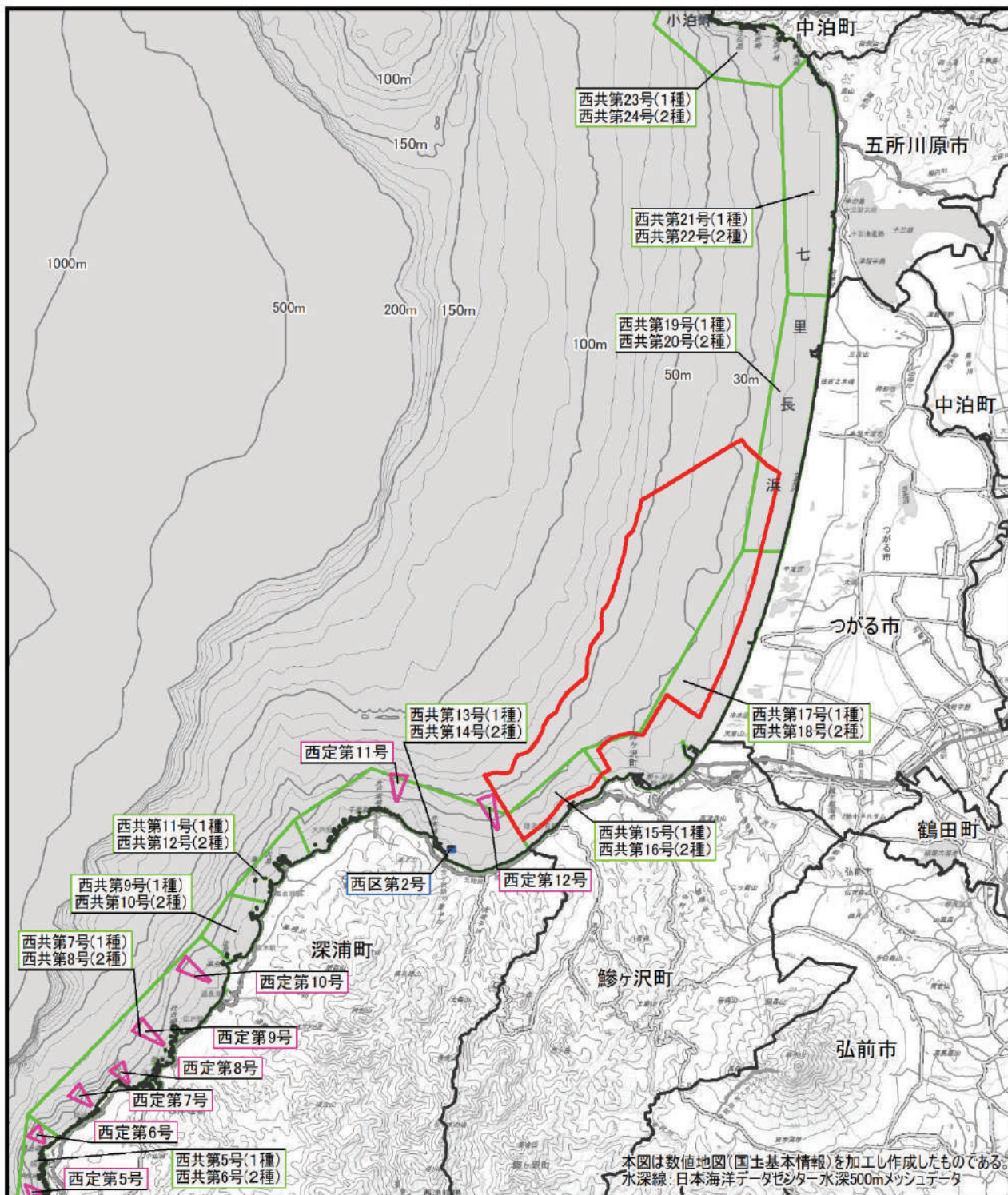
③ 操業状況

対象事業実施区域及びその周囲の市町村別の漁船隻数は表 3.2.21に示すとおりである。

表 3.2.21 市町村別漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻

県市町村	総数	無動力漁船	船外機付漁船	動力漁船（隻）															
				計	1 ^{トン} 未満	1～3 ^{トン} 未満	3～5 ^{トン} 未満	5～10 ^{トン} 未満	10～20 ^{トン} 未満	20～30 ^{トン} 未満	30～50 ^{トン} 未満	50～100 ^{トン} 未満	100～150 ^{トン} 未満	150～200 ^{トン} 未満	200～350 ^{トン} 未満	350～500 ^{トン} 未満	500～1000 ^{トン} 未満	1000～3000 ^{トン} 未満	3000 ^{トン} 以上
県計	4860	17	2094	2749	64	260	1776	388	203	1	1	5	9	30	4	7	1	-	-
つがる市	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
鯹ヶ沢町	263	1	216	46	-	3	9	30	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
深浦町	339	3	85	251	1	18	68	141	22	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-

「-」：事実のないもの
 「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
 資料：「2018年漁業センサス」（青森県企画政策部）



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 行政界
 - 等深線
 - 区画漁業権
 - 定置漁業権
 - 共同漁業権

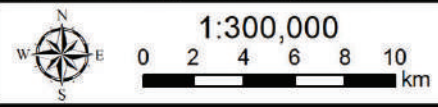


図 3.2.8 沿岸の漁業権の設定状況

資料: 海しるMSIL 海洋情報システム(2021年2月18日閲覧)

3.2.4 交通の状況

(1) 道路

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.2.9に示すおとりである。平成 27 年度道路交通センサスによる交通量の状況は、表 3.2.23及び図 3.2.10に示すとおりである。

つがる市において最も交通量が多かったのは一般国道101号のつがる市柏稲盛幾世地点で、昼間12 時間交通量が11,492台、24時間交通量で14,135台となっている。鱒ヶ沢町において最も交通量が多かったのは一般国道101号の鱒ヶ沢町大字舞戸字鳴戸地点で、昼間12 時間交通量が5,798台、24時間交通量で7,248台となっている。深浦町において最も交通量が多かったのは一般国道101号の深浦町大字深浦字浜町地点で、昼間12 時間交通量が4,453台、24時間交通量で5,522台となっている。

(2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲には、JR東日本五能線が沿岸部をとっており、つがる市から深浦町の間、深浦町内18駅（大間越駅、白神岳登山口駅、松神駅、十二湖駅、陸奥岩崎駅、陸奥沢辺駅、ウェスパ椿山駅、鱸作駅、横磯駅、深浦駅、広戸駅、追良瀬駅、鱸木駅、風合瀬駅、大戸瀬駅、千畳敷駅、北金ヶ沢駅、陸奥柳田駅）、鱒ヶ沢町内3駅（陸奥赤石駅、鱒ヶ沢駅、鳴沢駅）、つがる市内4駅（越水駅、陸奥森田駅、中田駅、木造駅）の25駅がある（図 3.2.11）参照。五能線の周辺区間を含む五所川原駅から秋田の東能代駅までの平均通過人員は表 3.2.22に示すとおりである。

表 3.2.22 路線利用状況

路線名	区間	平均通過人員（単位：人／日）								
		H23 2011年	H24 2012年	H25 2013年	H26 2014年	H27 2015年	H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	H31 2019年
五能線	五所川原駅 ～東能代駅	418	426	418	458	482	512	492	474	442

資料：「路線別利用状況」（JR東日本ホームページ）

(3) 海上交通

対象事業実施区域及びその周囲には、重要港湾に指定されている港は存在しないが、地方港湾として津軽港（鱒ヶ沢町）と深浦港（深浦町）が位置づけられている（図 3.2.12参照）。

取扱貨物量は津軽港で年間約40千トン（2003年）、深浦港で年間約20千トン（2003年）であり、青森県全体の取扱貨物量年間約60,000千トン（2003年）の0.1%相当の規模となっている。

また、海上保安庁がAIS（自動船舶識別装置）によって収集した船舶の位置情報の統計を図 3.2.13から図 3.2.16に示す。

表 3.2.23 (1) 対象事業実施区域及びその周囲の一般交通量調査の状況

路線名	観測区間		区間延長 (km)	交通量観測地点地名 市郡区町村丁字目	交通量観測年月日	昼間12	24時間	車線数	指定最高速度 (km/h)
	起点側	終点側				時間自動車類交通量 上下合計	自動車類交通量 上下合計		
一般国道101号	五所川原西バイパス	稲盛千代町山田線	0.6	つがる市柏稲盛幾世	20151112	11,492	14,135	2	50
一般国道101号	稲盛千代町山田線	弘前柏線	1.3	つがる市柏稲盛幾世	20151112	11,492	14,135	2	50
一般国道101号	弘前柏線	桑野木田南広森線	1.7	つがる市柏稲盛幾世	20151112	11,492	14,135	2	50
一般国道101号	桑野木田南広森線	稲盛千代町山田線	2.3	つがる市柏稲盛幾世	20151112	11,492	14,135	2	50
一般国道101号	稲盛千代町山田線	福原陸奥森田停車場線	2.1	つがる市森田町森田平山	20151028	8,432	10,624	2	60
一般国道101号	福原陸奥森田停車場線	長平町森田線	1.2	つがる市森田町森田平山	20151028	8,432	10,624	2	60
一般国道101号	長平町森田線	鯺ヶ沢蟹田線	2.2	つがる市森田町森田平山	20151028	8,432	10,624	2	60
一般国道101号	鯺ヶ沢蟹田線	つがる市・鯺ヶ沢町境	1.8	つがる市森田町森田平山	20151028	8,432	10,624	2	60
一般国道101号	つがる市・鯺ヶ沢町境	山田鯺ヶ沢線	0.0	つがる市森田町森田平山	20151028	8,432	10,624	2	50
一般国道101号	山田鯺ヶ沢線	弘前鯺ヶ沢線	3.2	つがる市森田町森田平山	20151028	8,432	10,624	2	50
一般国道101号	弘前鯺ヶ沢線		0.3	つがる市森田町森田平山	20151028	8,432	10,624	2	50
一般国道101号		弘前岳鯺ヶ沢線	2.6	鯺ヶ沢町大字舞戸字鳴戸	20151028	5,798	7,248	2	50
一般国道101号	弘前岳鯺ヶ沢線	弘前岳鯺ヶ沢線	4.6	鯺ヶ沢町大字赤石町字大和田	20151028	5,504	6,880	2	50
一般国道101号	弘前岳鯺ヶ沢線	一般国道101号	1.7	深浦町大字柳田字宮崎	20151028	4,384	5,436	2	50
一般国道101号	一般国道101号	鯺ヶ沢町・深浦町境	1.2	深浦町大字柳田字宮崎	20151028	4,384	5,436	2	50
一般国道101号	鯺ヶ沢町・深浦町境	種里町柳田線	2.1	深浦町大字柳田字宮崎	20151028	4,384	5,436	2	50
一般国道101号	種里町柳田線		1.4	深浦町大字柳田字宮崎	20151028	4,384	5,436	2	50
一般国道101号			4.3	深浦町大字北金ヶ沢字塩見形	20151028	3,210	3,980	2	50
一般国道101号			3.1	深浦町大字追良瀬字塩見崎	20151028	2,689	3,307	2	50
一般国道101号			1.4	深浦町大字追良瀬字塩見崎	20151028	2,689	3,307	2	50
一般国道101号		一般国道101号	8.2	深浦町大字追良瀬字塩見崎	20151028	2,689	3,307	2	50
一般国道101号	一般国道101号	一般国道101号	6.2	深浦町大字追良瀬字塩見崎	20151028	2,689	3,307	2	40
一般国道101号	一般国道101号	岩崎深浦線	2.6	深浦町大字深浦字浜町	20151028	4,453	5,522	2	40
一般国道101号	岩崎深浦線	鱸作鱸作停車場線	7.0	深浦町大字横磯字中岡崎	20151028	2,367	2,888	2	50
一般国道101号	鱸作鱸作停車場線	沢辺陸奥沢辺停車場線	4.3	深浦町大字横磯字中岡崎	20151028	2,367	2,888	2	50
一般国道101号	沢辺陸奥沢辺停車場線	岩崎深浦線	2.0	深浦町大字横磯字中岡崎	20151028	2,367	2,888	2	50
一般国道101号	岩崎深浦線	岩崎西目屋弘前線	1.3	深浦町大字横磯字中岡崎	20151028	2,367	2,888	2	50
一般国道101号	岩崎西目屋弘前線	十二湖公園線	3.7	深浦町大字横磯字中岡崎	20151028	2,367	2,888	2	50
一般国道101号	十二湖公園線	松神停車場線	1.8	深浦町大字横磯字中岡崎	20151028	2,367	2,888	2	50
一般国道101号	松神停車場線		1.5	深浦町大字横磯字中岡崎	20151028	2,367	2,888	2	50
一般国道101号		一般国道101号	10.8	深浦町大字大間越字宮崎浜	20151028	1,187	1,424	2	50
屏風山内真部線	鯺ヶ沢蟹田線		3.9	つがる市牛潟町村上	20150716	423	508	2	40
屏風山内真部線		下派沼崎線	0.2	つがる市牛潟町村上	20150716	423	508	2	40
屏風山内真部線	下派沼崎線		0.6	つがる市稲垣町福富笹船	20150716	1,013	1,215	2	40
屏風山内真部線			1.5	つがる市稲垣町福富笹船	20150716	1,013	1,215	2	40
屏風山内真部線		五所川原車力線	0.6	つがる市稲垣町福富笹船	20150716	1,013	1,215	2	40
屏風山内真部線	五所川原車力線	つがる市・五所川原市境	0.3	つがる市稲垣町繁田母衣掛	20150716	3,994	4,873	2	40
屏風山内真部線	つがる市・五所川原市境	神原中里線	0.2	つがる市稲垣町繁田母衣掛	20150716	3,994	4,873	2	40
屏風山内真部線	神原中里線	屏風山内真部線	0.2	つがる市稲垣町繁田母衣掛	20150716	3,994	4,873	2	40
弘前岳鯺ヶ沢線	岩木山環状線		6.7	鯺ヶ沢町大字芦菟町字鹿子石	20151028	322	415	2	40
弘前岳鯺ヶ沢線	鯺ヶ沢停車場線	一般国道101号	5.2	鯺ヶ沢町赤石町字大和田	20151028	1,498	1,813	2	40
鯺ヶ沢蟹田線	一般国道101号	越水木造線	0.9	つがる市木造館岡稲葉	20150716	2,861	3,548	2	40
鯺ヶ沢蟹田線	越水木造線	桑野木田南広森線	3.1	つがる市木造館岡稲葉	20150716	2,861	3,548	2	40
鯺ヶ沢蟹田線	桑野木田南広森線	出来島丸山線	1.9	つがる市木造館岡稲葉	20150716	2,861	3,548	2	40
鯺ヶ沢蟹田線	出来島丸山線		1.6	つがる市木造館岡稲葉	20150716	2,861	3,548	2	40
鯺ヶ沢蟹田線		出来島丸山線	0.8	つがる市木造館岡稲葉	20150716	2,861	3,548	2	40
鯺ヶ沢蟹田線	出来島丸山線		1.6	つがる市木造館岡稲葉	20150716	2,861	3,548	2	40
鯺ヶ沢蟹田線		豊川館岡線	0.9	つがる市木造館岡稲葉	20150716	2,861	3,548	2	40
鯺ヶ沢蟹田線	豊川館岡線	屏風山内真部線	6.5	つがる市木造館岡稲葉	20150716	2,861	3,548	2	40
鯺ヶ沢蟹田線	屏風山内真部線	高山稲荷神社線	0.5	つがる市車力町若林	20151028	1,440	1,742	2	40

注：情報が明らかでない箇所は空白とした

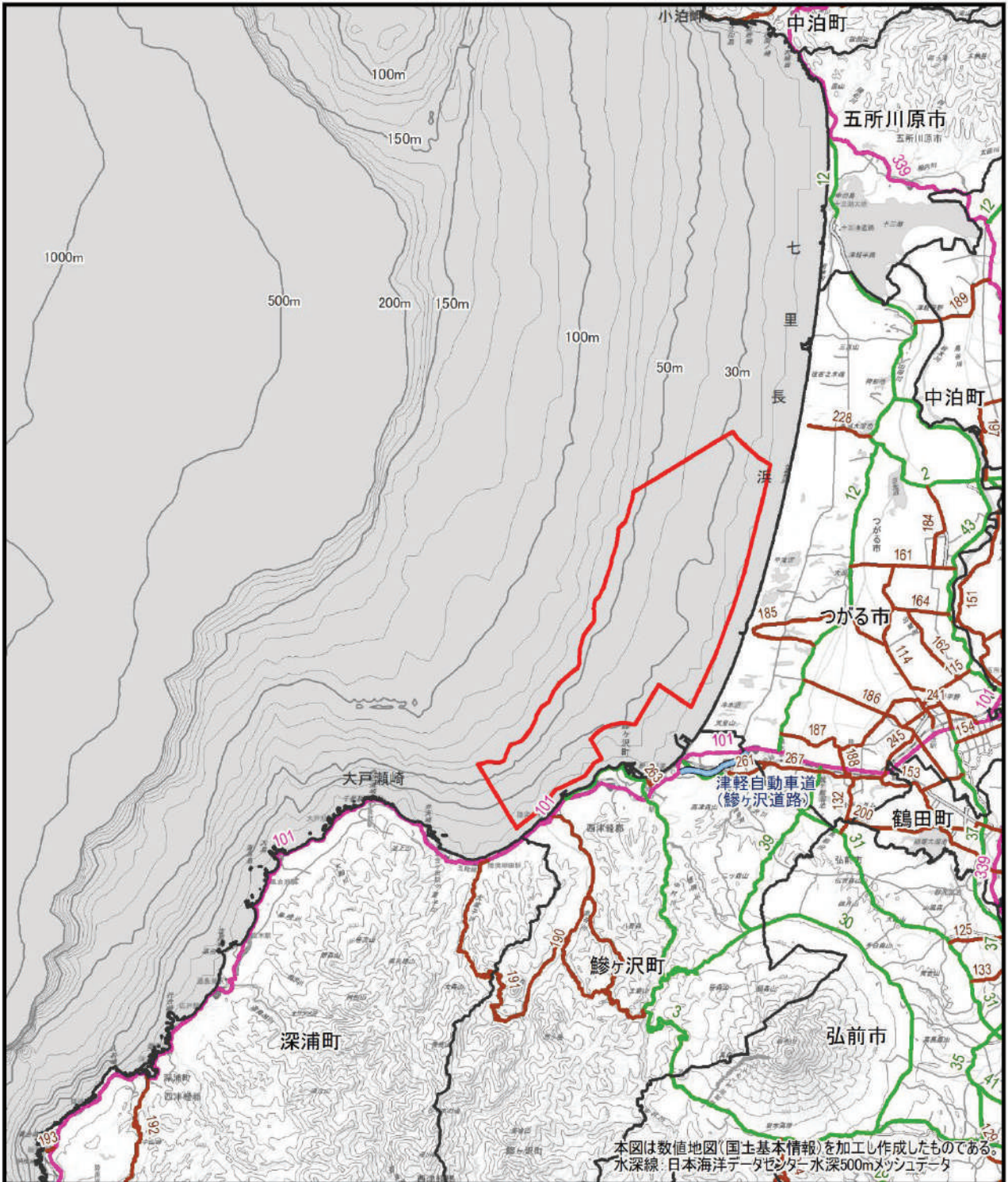
資料：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ）

表 3.2.23 (2) 対象事業実施区域及びその周囲の一般交通量調査の状況

路線名	観測区間		区間延長 (km)	交通量観測地点地名 市郡区町村丁目	交通量観測年月日	昼間12時間自動車類交通量	24時間自動車類交通量	車線数	指定最高速度 (km/h)
	起点側	終点側				上下合計	上下合計		
鱈ヶ沢蟹田線	高山稻荷神社線	五所川原車力線	2.3	つがる市車力町若林	20151028	1,440	1,742	2	40
鱈ヶ沢蟹田線	五所川原車力線		3.5	つがる市車力町若林	20151028	1,440	1,742	2	40
弘前柏線	弘前鱈ヶ沢線		0.1	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
弘前柏線		弘前環状線	1.4	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	40
弘前柏線	弘前環状線	前坂藤崎線	1.0	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	40
弘前柏線	前坂藤崎線	前坂藤崎線	0.8	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	40
弘前柏線	前坂藤崎線	五所川原岩木線	3.9	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	40
弘前柏線	五所川原岩木線	鬼沢種市線	1.4	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	40
弘前柏線	鬼沢種市線		0.8	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	40
弘前柏線		小友板柳停車場線	0.4	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	40
弘前柏線	小友板柳停車場線		2.4	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	40
弘前柏線		弘前市・鶴田町境	1.3	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
弘前柏線	弘前市・鶴田町境	米山菖蒲川線	0.7	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
弘前柏線	米山菖蒲川線	山田鶴田線	1.8	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
弘前柏線	山田鶴田線	鶴田町・つがる市境	0.5	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
弘前柏線	鶴田町・つがる市境		1.7	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
弘前柏線		妙堂崎五所川原線	0.8	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
弘前柏線	妙堂崎五所川原線		1.2	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
弘前柏線		妙堂崎五所川原線	0.5	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
弘前柏線	妙堂崎五所川原線	一般国道101号	0.7	つがる市柏桑野木田字八幡	20151028	4,429	5,492	2	50
長平町森田線	弘前鱈ヶ沢線	鱈ヶ沢町・つがる市境	0.5	つがる市森田町大館八重菊	20151028	1,319	1,583	2	60
長平町森田線	鱈ヶ沢町・つがる市境	山田鱈ヶ沢線	1.9	つがる市森田町大館八重菊	20151028	1,319	1,583	2	60
長平町森田線	山田鱈ヶ沢線	一般国道101号	0.3	つがる市森田町大館八重菊	20151028	1,319	1,583	2	60
五所川原車力線	屏風山内真部線	鱈ヶ沢蟹田線	7.0	つがる市稲垣繁田母衣掛	20151028	1,823	2,370	2	40
菰槌木造線	鱈ヶ沢蟹田線	林五所川原線	2.6	つがる市木造永田高田	20151028	4,555	5,648	2	40
菰槌木造線	林五所川原線		2.5	つがる市木造永田高田	20151028	4,555	5,648	2	40
菰槌木造線		川除木造線	1.1	つがる市木造朝日	20151028	3,853	4,778	2	60
菰槌木造線	川除木造線	木造停車場線	0.7	つがる市木造朝日	20151028	3,853	4,778	2	60
川除木造線	五所川原車力線	再賀木造線	0.6	つがる市木造芦沼	20151028	2,064	2,518	2	40
川除木造線	再賀木造線	菰槌木造線	1.6	つがる市木造芦沼	20151028	2,064	2,518	2	40
川除木造線	菰槌木造線	越水木造線	0.7	つがる市木造芦沼	20151028	2,064	2,518	2	40
妙堂崎五所川原線	弘前柏線	つがる市・五所川原市境	3.2	つがる市柏上古川房田	20151112	9,266	11,305	2	40
妙堂崎五所川原線	つがる市・五所川原市境	一般国道101号	0.8	つがる市柏上古川房田	20151112	9,266	11,305	2	40
豊川館岡線	五所川原車力線		0.5	つがる市稲垣沼崎船橋	20151028	1,874	2,268	2	40
豊川館岡線		下派沼崎線	0.6	つがる市稲垣沼崎船橋	20151028	1,874	2,268	2	40
豊川館岡線	下派沼崎線	再賀木造線	2.0	つがる市稲垣町千年亀菊	20150716	1,850	2,239	2	40
豊川館岡線	再賀木造線	鱈ヶ沢蟹田線	2.2	つがる市稲垣町千年高尾	20150716	1,451	1,756	2	40
桑野木田南広森線	一般国道101号	稲盛千代町山田線	0.7	つがる市木造吹原桜	20151028	1,580	1,912	2	50
桑野木田南広森線	稲盛千代町山田線	稲盛千代町山田線	0.7	つがる市木造吹原桜	20151028	1,580	1,912	2	50
桑野木田南広森線	稲盛千代町山田線	越水木造線	1.1	つがる市木造吹原桜	20151028	1,580	1,912	2	50
桑野木田南広森線	越水木造線	鱈ヶ沢蟹田線	4.4	つがる市木造吹原桜	20151028	1,580	1,912	2	50
越水木造線	越水木造線	桑野木田南広森線	0.1	つがる市木造吹原桜	20151028	1,580	1,912	2	40
稲盛千代町山田線	一般国道101号	木造停車場線	1.7	つがる市木造木造千代町	20151028	3,486	4,323	2	40
稲盛千代町山田線	越水木造線	桑野木田南広森線	1.4	つがる市木造木造千代町	20151028	3,486	4,323	2	40
稲盛千代町山田線	桑野木田南広森線	一般国道101号	2.6	つがる市木造木造千代町	20151028	3,486	4,323	2	40
鱈ヶ沢停車場線	高山稻荷神社線	弘前岳鱈ヶ沢線	0.4	鱈ヶ沢町大字舞戸町字上富田	20151112	2,521	3,101	2	40

注：情報が明らかでない箇所は空白とした

資料：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ）



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

道路種別

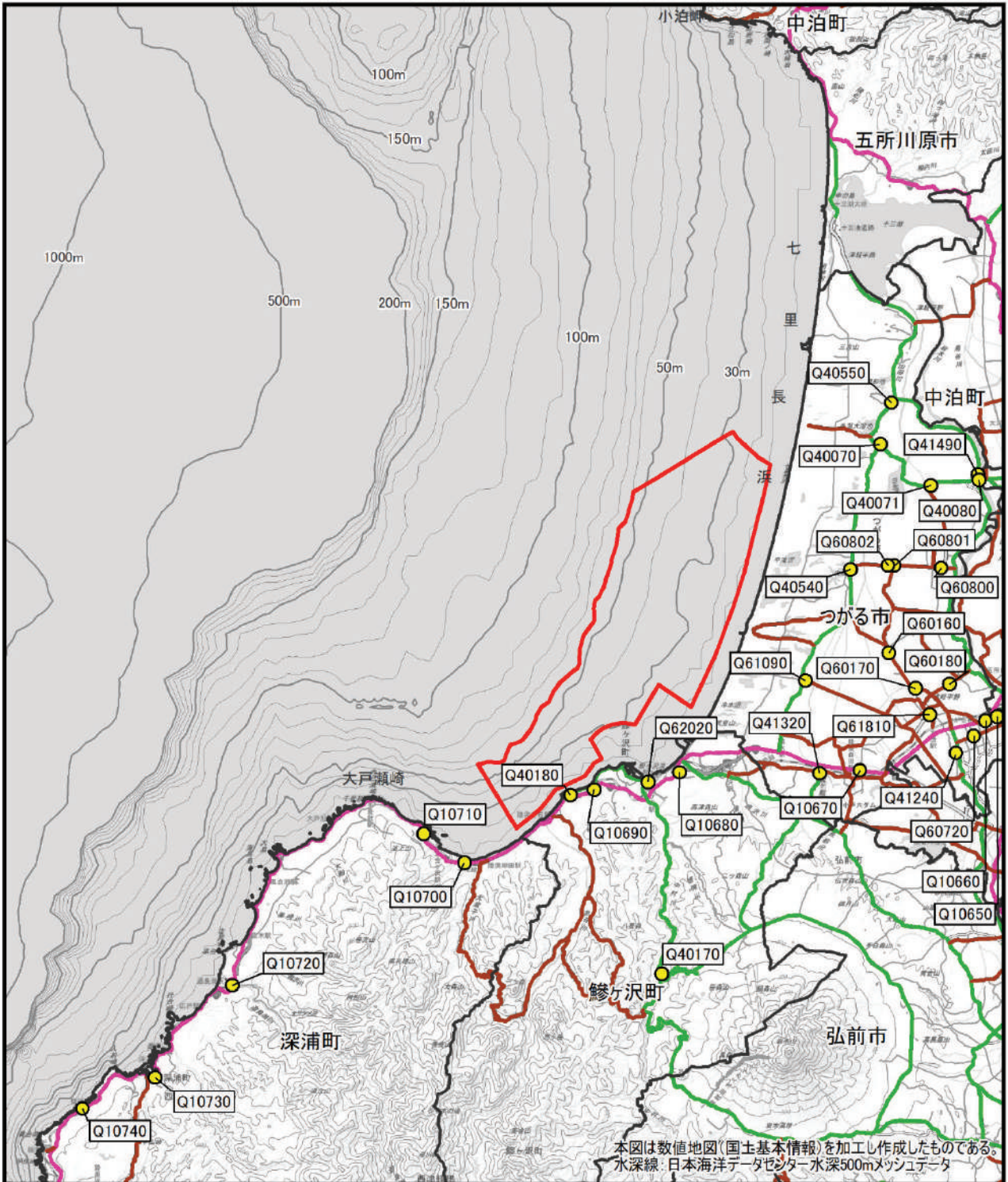
- 自動車専用道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道



1:300,000

0 2 4 6 8 10 km

図 3.2.9 主要な交通網の状況



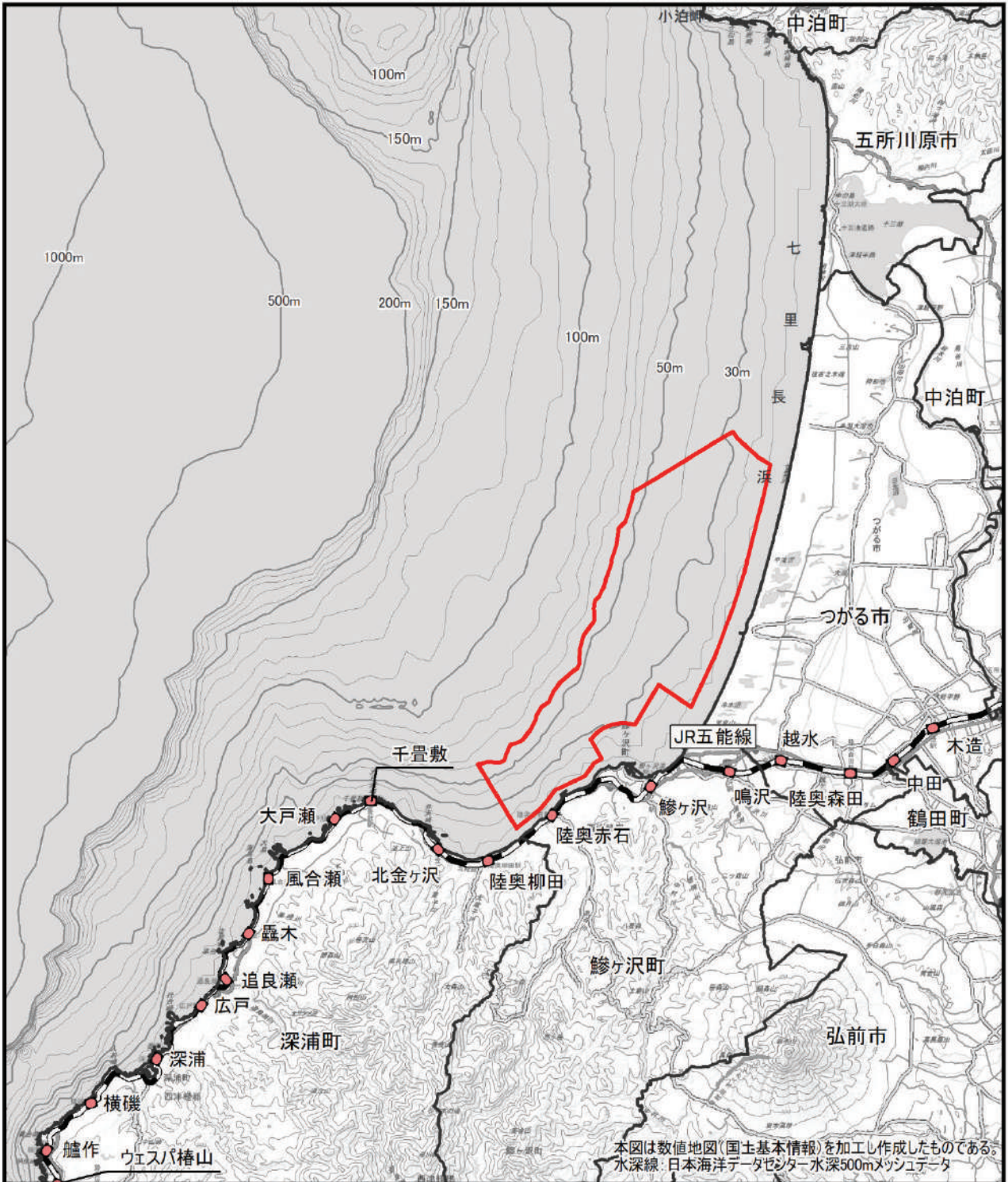
凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区
- 等深線
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道



図 3.2.10 道路交通量調査地点

平成27年度道路交通センサス
 青森県HP: 平成27年度の一般交通量について(交通量図)



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線
- 鉄道駅
- 鉄道(JR)

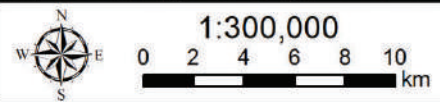
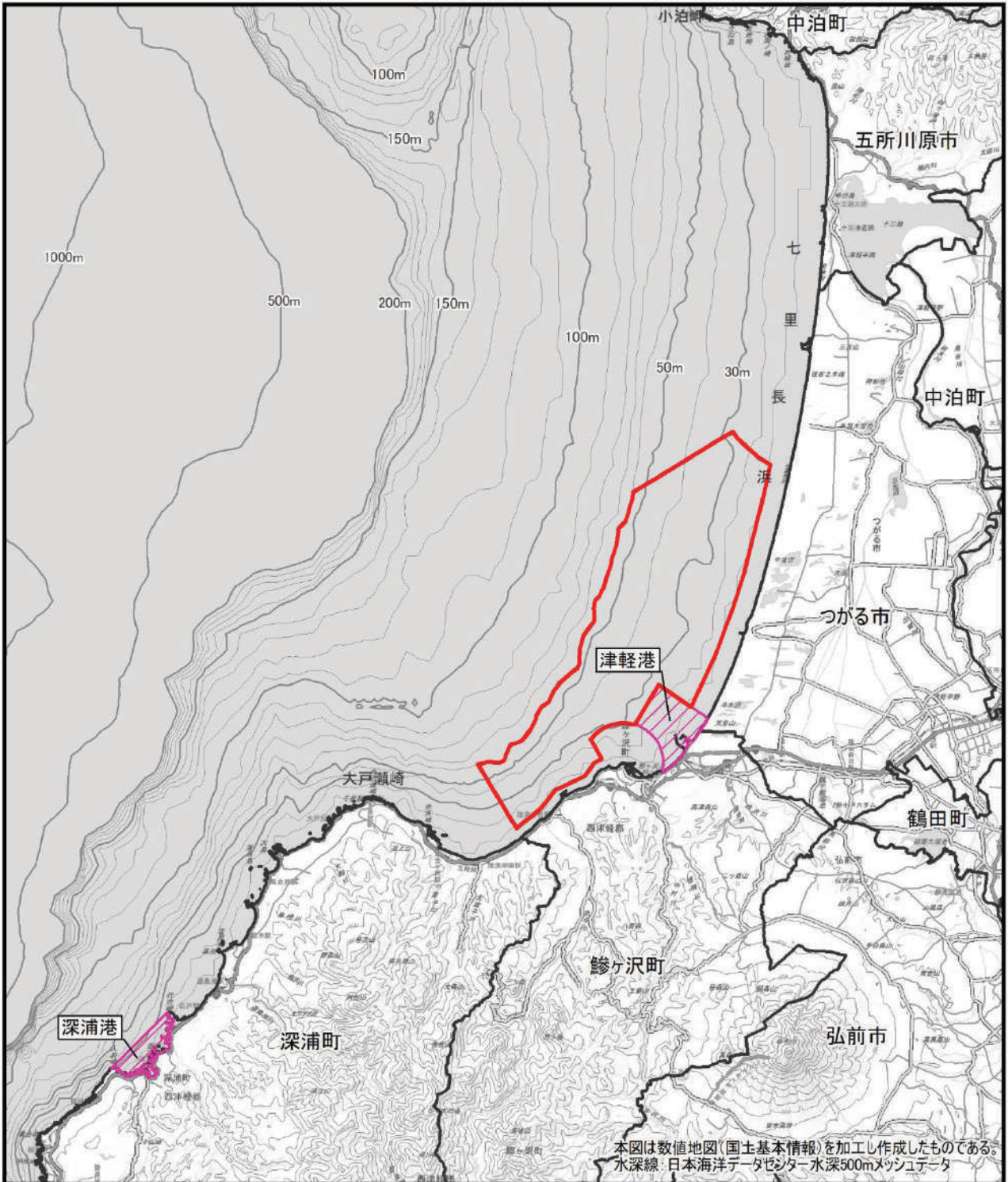


図 3.2.11 周囲の鉄道の状況

資料: 国土数値情報 鉄道データ[令和元年]



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

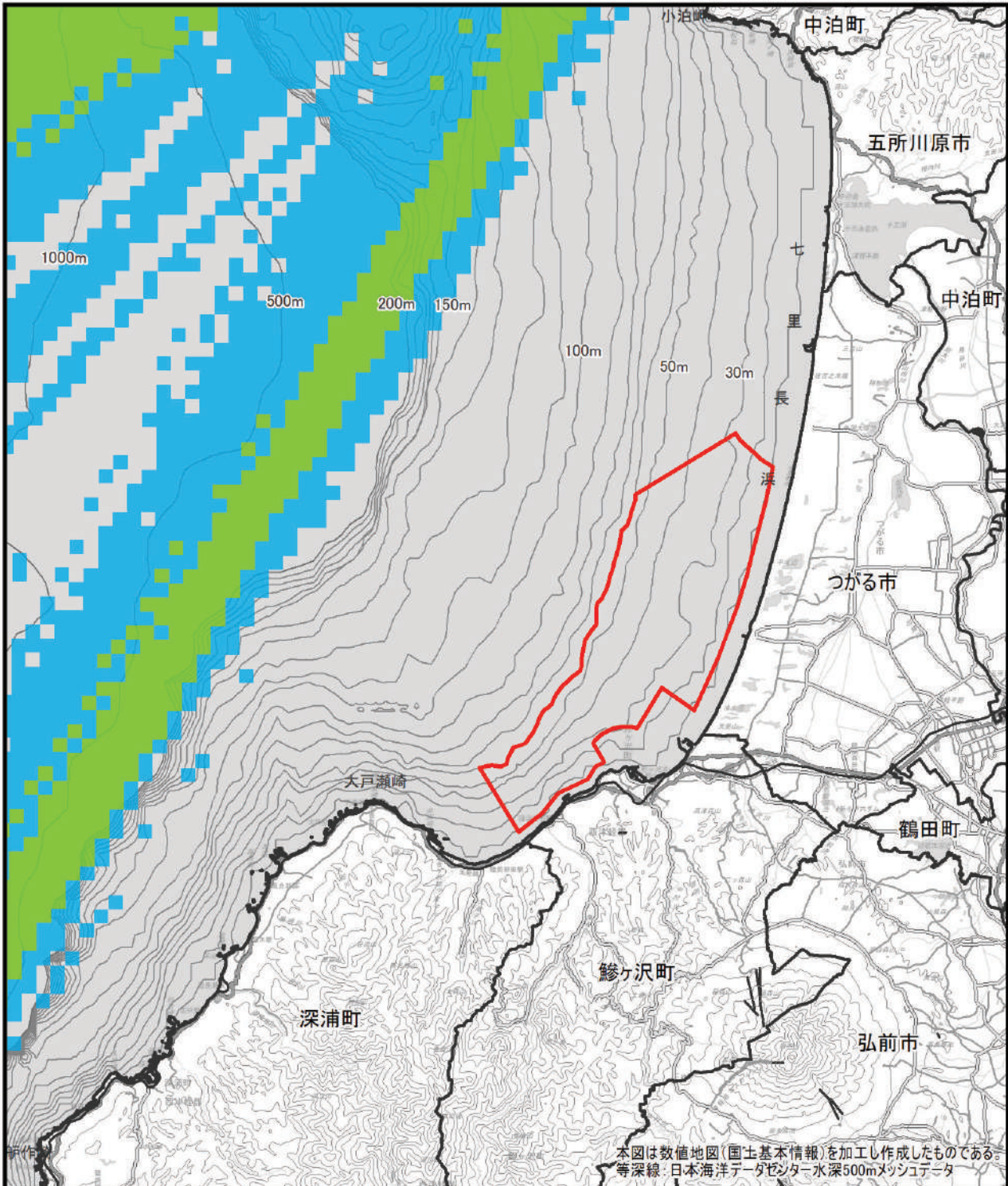
凡例

- 対象事業実施区域
- 港湾区域
- 行政界
- 等深線



図 3.2.12 周囲の重要港湾位置

資料: 国土数値情報 港湾データ[平成26年]
海しるMSIL(2021年2月18日閲覧)



凡例	船舶通航量 2017年1月
 対象事業実施区域	 301～隻/月
 行政界	 151～300隻/月
 等深線	 31～150隻/月
	 6～30隻/月

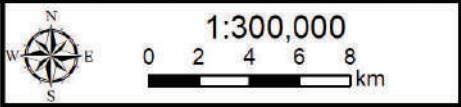
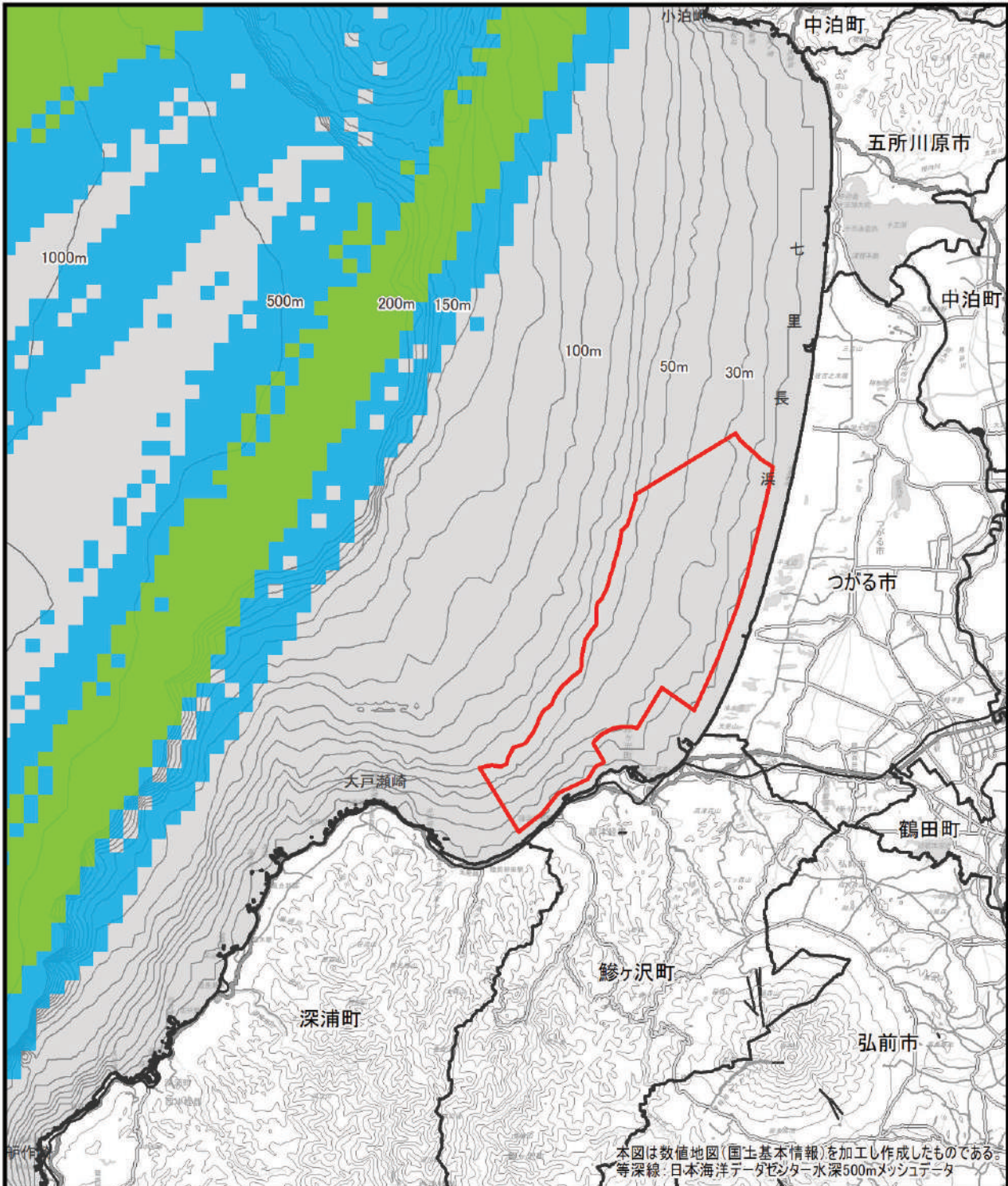


図 3.2.13 船舶通航量
(2017年1月)

出典資料: 海しる[海洋状況表示システム]
船舶通航量(月別) 2022年2月閲覧



- 凡例**
- 対象事業実施区域
 - 行政区界
 - 等深線
- 船舶通航量 2017年4月**
- 301～隻/月
 - 151～300隻/月
 - 31～150隻/月
 - 6～30隻/月

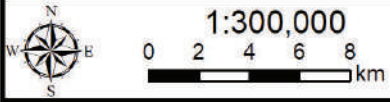
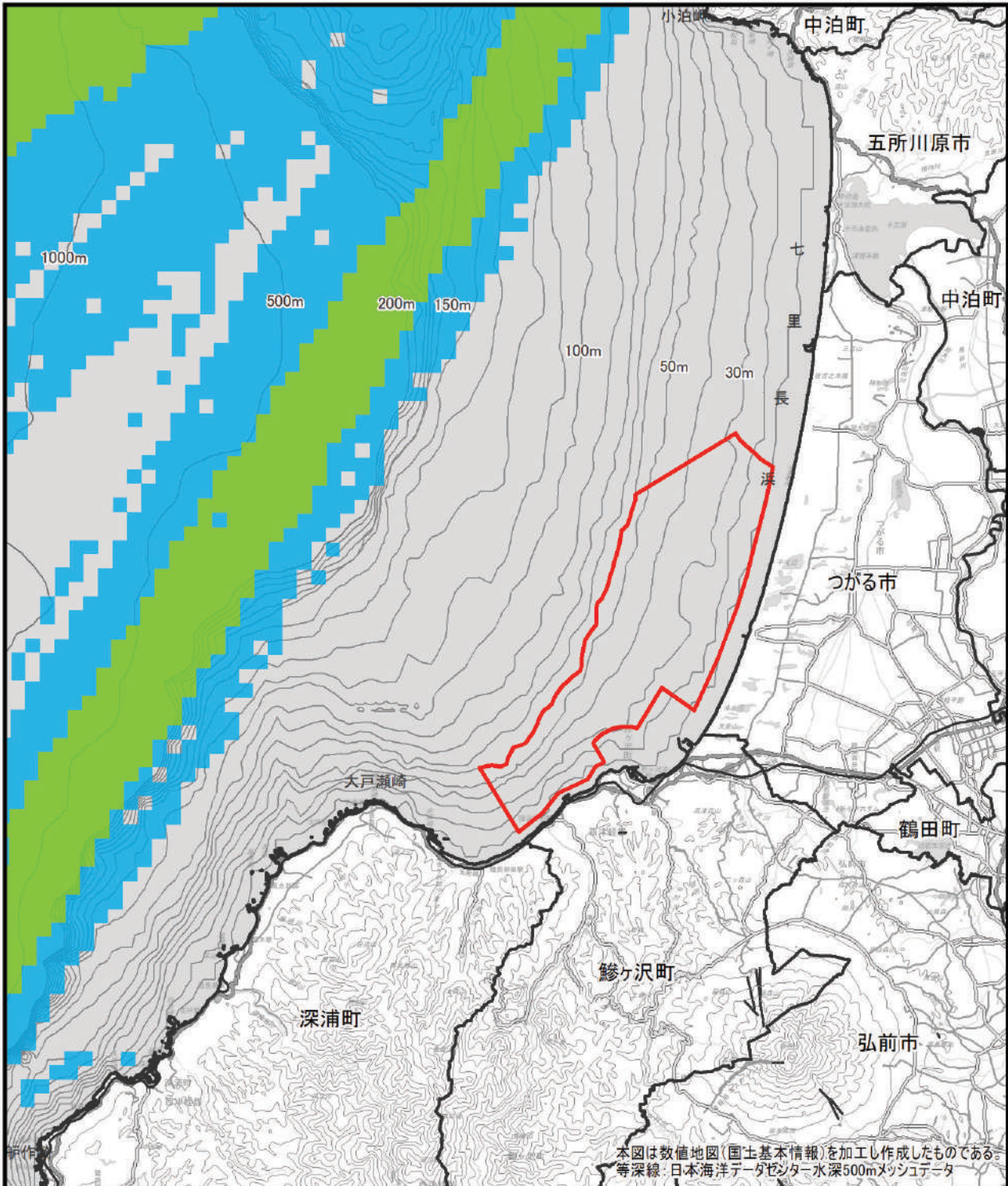


図 3.2.14 船舶通航量
(2017年4月)

出典資料: 海しる[海洋状況表示システム]
船舶通航量(月別) 2022年2月閲覧



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
等深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区界
- 等深線

船舶通航量 2017年7月

- 301~隻/月
- 151~300隻/月
- 31~150隻/月
- 6~30隻/月

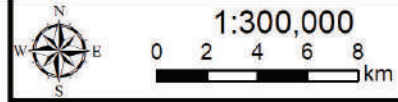
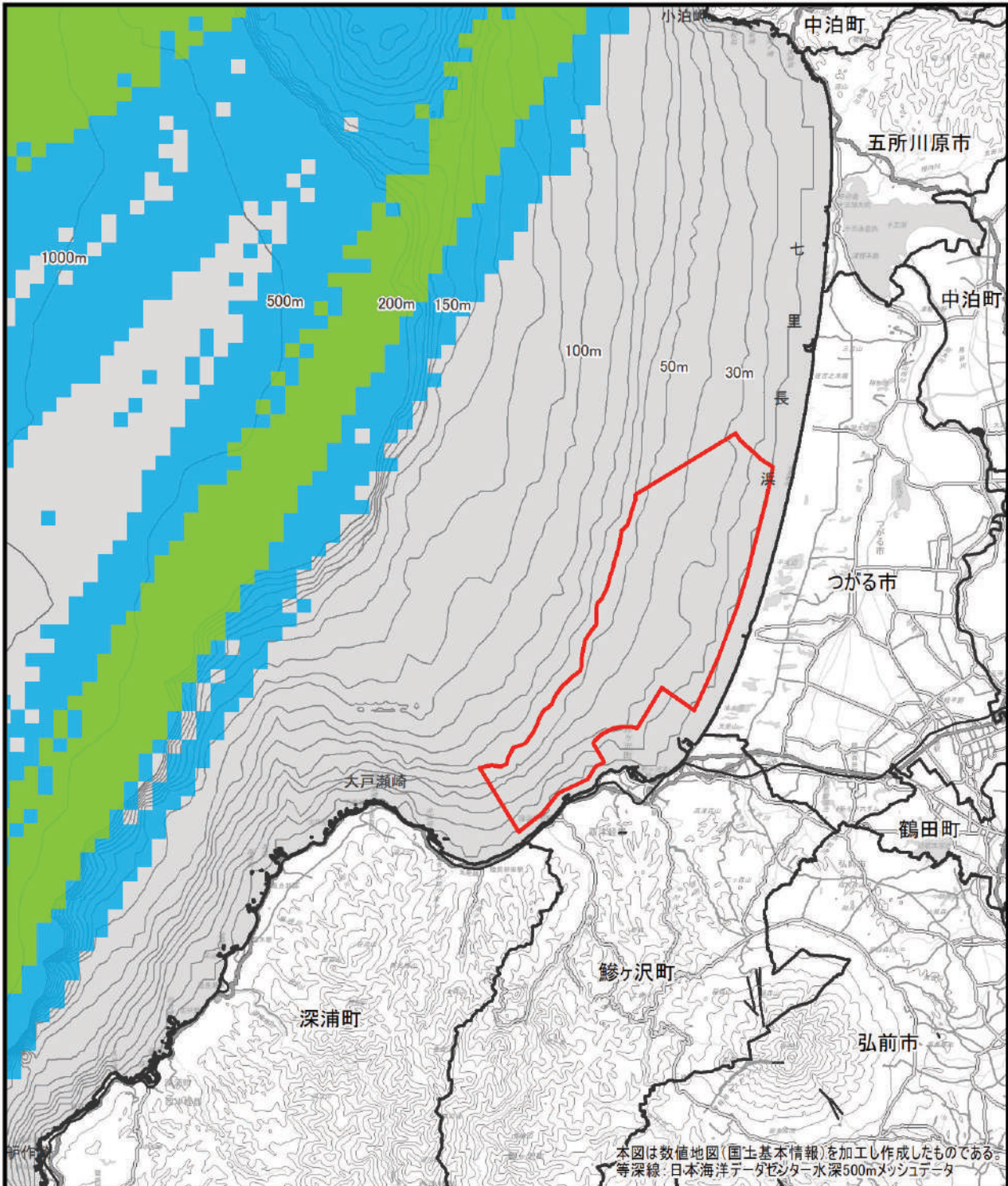


図 3.2.15 船舶通航量
(2017年7月)

出典資料: 海しる[海洋状況表示システム]
船舶通航量(月別) 2022年2月閲覧



- 凡例**
- 対象事業実施区域
 - 行政界
 - 等深線
- 船舶通航量 2017年10月**
- 301～隻/月
 - 151～300隻/月
 - 31～150隻/月
 - 6～30隻/月

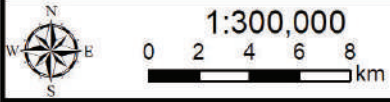


図 3.2.16 船舶通航量
(2017年10月)

出典資料: 海しる[海洋状況表示システム]
船舶通航量(月別) 2022年2月閲覧

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」という）の状況は、表 3.2.24 および図 3.2.17 に示すとおりである。

表 3.2.24 (1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧

番号	区分	施設名称	所在地
1	小学校	車力小学校	つがる市車力町屏風山1-214
2		瑞穂小学校	つがる市木造大畑座八1
3		穂波小学校	つがる市木造菊川喜久野43
4		稲垣小学校	つがる市稲垣町豊川宮藤27
5		森田小学校	つがる市森田町森田屏風山2-2
6		向陽小学校	つがる市木造日向62-1
7		育成小学校	つがる市森田町上相野明石68
8		柏小学校	つがる市柏広須福島126-2
9		修道小学校	深浦町関柝沢85-1
10		深浦小学校	深浦町深浦寅平62-6
11		西海小学校	鱒ヶ沢町舞戸町小夜190
12		舞戸小学校	鱒ヶ沢町舞戸町字久富27
13	中学校	車力中学校	つがる市車力町屏風山1-214
14		稲垣中学校	つがる市稲垣町豊川宮川45-1
15		森田中学校	つがる市森田町森田屏風山2-1
16		木造中学校	つがる市木造浮巢20
17		柏中学校	つがる市柏広須福島82
18		大戸瀬中学校	深浦町北金ヶ沢榊原上野208-23
19		深浦中学校	深浦町深浦蓬野60
20		鱒ヶ沢中学校	鱒ヶ沢町赤石町大和田27
21	高等学校	木造高等学校	つがる市木造日向73-2
22		木造深浦校舎高等学校	深浦町広戸家野上95-157
23		鱒ヶ沢高等学校	鱒ヶ沢町舞戸町小夜72
24	診療所	尾野医院	つがる市稲垣町吉出鴨泊5-4
25		(特養) 安住の里医務室	つがる市稲垣町豊川宮川143-1
26		(特養) 明光園診療所	つがる市森田町大館勝山142-3
27		つがる診療所	つがる市森田町大館勝山143-1
28		(特養) 桑寿園	つがる市柏桑野木田若宮255-1
29		ファミリークリニック希望	つがる市富范町山里1-1
30		(特養) ゆうあいの里医務室	つがる市豊富町屏風山1-377
31		(医) 誠仁会尾野病院	つがる市木造若竹5
32		柏風園診療所	つがる市木造筒木坂鳥谷沢18-9
33		みやしげ内科クリニック	つがる市木造浮巢45-1
34		立養護老人ホームぎんなん荘医務室	つがる市木造末広43-56
35		山内クリニック	つがる市木造末広45-24
36		白生会クリニック木造	つがる市木造有楽町15-1
37		深浦町国民健康保険関診療所	西津軽郡深浦町大字関字柝沢78-2
38		(特養) 桃の木	西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢146-65
39		深浦医院	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢82-15
40		(特養) はまなす荘	西津軽郡深浦町大字轟木字津山118-44
41		七ツ石内科	西津軽郡鱒ヶ沢町大字七ツ石町27-1
42		あじがさわクリニック	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田57-3
43		越前医院	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字上富田220-1
44		(特養) つくし荘	西津軽郡鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須87-1

表 3.2.24 (2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧

番号	区分	施設名称	所在地	
45	病院	つがる西北五広域連合つがる市民診療所	つがる市木造千年4	
46		つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生106-10	
47	保育所	しげた保育園	つがる市稲垣町繁田母衣掛27-19	
48		いなほ保育園	つがる市稲垣町豊川初瀬62-6	
49		牛瀧保育所	つがる市牛瀧町村上14-2	
50		もりた保育園	つがる市森田町森田月見野12-5	
51		かしわ保育所	つがる市柏桑野木田浅井45-1	
52		富范保育所	つがる市富范町莊野103-2	
53		館岡保育園	つがる市木造館岡上稲元21	
54		菰槌保育園	つがる市木造菰槌千代森35-4	
55		しばた保育園	つがる市木造柴田玉作8-8	
56		川除保育園	つがる市木造川除栄盛87-3	
57		木造北保育園	つがる市木造大畑巧葉77	
58		銀杏ヶ丘保育園	つがる市木造浮巢31-5	
59		えの木保育園	深浦町横磯字下岡崎89-5	
60		青い鳥保育園	深浦町深浦字中沢3-1	
61		みよし保育園	深浦町追良瀬字塩見山平195-1	
62		みはる保育園	深浦町風合瀬字上砂子川158-7	
63		銀杏保育園	深浦町北金ヶ沢字塩見形30-9	
64		みなみ保育園	鱒ヶ沢町館前町字後口田28-4	
65		たていし愛児園	鱒ヶ沢町建石町字島田124-3	
66		幼稚園	車力幼稚園	つがる市豊富町屏風山1-297
67			育実幼稚園	つがる市木造増田25-1
68		児童福祉施設	認定こども園木造保育所	つがる市木造千代町64
69			ひなた児童会館	つがる市木造日向61-4
70			めぐみ子ども園	深浦町大字関字柝沢84-9
71			認定こども園柳田保育園	深浦町柳田字築棒沢140
72	認定こども園 つくしの森		鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須79	
73	幼保連携型認定こども園舞戸保育所		鱒ヶ沢町舞戸町下富田29-7	
74	幼保連携型認定こども園鱒ヶ沢こども園		鱒ヶ沢町本町51-2	
75	老人福祉施設	武田支援ハウス	つがる市稲垣町繁田袋井109-19	
76		つがる市稲垣老人福祉センター	つがる市稲垣町豊川宮川42-3	
77		ラシュールメゾンいながき	つがる市稲垣町豊川初瀬山9-1	
78		つがる市社会福祉協議会デイサービスセンターしゃりき	つがる市車力町花林48	
79		つがる市車力老人福祉センター	つがる市車力町花林48	
80		つがる市社会福祉協議会ディサービスセンターもりた	つがる市森田町森田月見野277-3	
81		つがる市森田老人福祉センター	つがる市森田町森田月見野340-2	
82		グループハウスのぞみ	つがる市柏玉水藤岡4-1	
83		デイサービスセンターかしわ	つがる市柏桑野木田若宮258-1	
84		つがる市柏老人福祉センター	つがる市柏桑野木田若宮258-1	
85		つがる市社会福祉協議会デイサービスセンターかっこうの館	つがる市木造若緑52	
86		グループハウスきずな	つがる市木造朝日13-6	
87		グリーンハウス和み	つがる市木造藤田44-1	
88		つがる市立養護老人ホームぎんなん荘	つがる市木造末広43-56	
89		つがる市木造老人福祉センター	つがる市木造末広45-2	
90		特別養護老人ホーム ひばり野	鱒ヶ沢町大字建石町字雲雀野124-18	
91		しあわせ	鱒ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ沢55-8	
92		あっとホームあい	鱒ヶ沢町大字舞戸町字北禿142-1	
93		コミュニティハウス七福神	鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須50-12	
94		ケアハウス碧い風	鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須97	

表 3.2.24 (3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧

番号	区分	施設名称	所在地
95	身体障害者更生支援施設	グループホームみちのく	つがる市稲垣町沼崎幾代崎47
96		グループホーム太陽の家	つがる市森田町床舞玉水19-8
97		ケアホーム「駅前荘」	つがる市森田町床舞緑野6-12
98		グループホーム「月見荘」	つがる市森田町森田駒ヶ淵30-16市営住宅15号・20号
99		さわやか荘	つがる市森田町森田月見野471-3
100		グループホーム「たのし荘」	つがる市森田町森田月見野475-13
101		ケアホーム「米内荘」	つがる市森田町森田月見野475-13
102		ケアホーム「月見野荘」	つがる市森田町森田月見野475-2
103		夢工房月見野	つがる市森田町森田月見野476-1
104		月見野食房	つがる市森田町森田月見野476-2
105		ケアホーム「ふくし荘」	つがる市森田町森田月見野476-6
106		グループホーム第2もりた	つがる市森田町森田月見野8-1
107		グループホーム屏風荘	つがる市森田町森田屏風山1-140
108		就労継続支援センターひまわりの家	つがる市木造柴田弥生田2-1
109	株式会社太陽ファーム	つがる市木造千代町105-1	
110	株式会社しあわせ農園	つがる市木造増田15-7	
111	ゆきあいの里	深浦町広戸字家野上101-284	
112	ケアホーム「きずな」	鱒ヶ沢町大字舞戸字小夜307-7、307-18	
113	まいど荘	鱒ヶ沢町大字舞戸町字久富11-2	
114	グループホームさくら丸	鱒ヶ沢町大字舞戸町字上富田133-1	
115	その他の社会福祉施設	相談支援事業所もりた	つがる市森田町床舞字鶴喰104-2
116		多機能型事業所みらい	つがる市森田町床舞字鶴喰104-2
117		障害者相談支援センター「つがる」	つがる市森田町床舞鶴喰120-3
118		つがる市地域活動支援センター	つがる市木造柴田弥生田2-1
119		社会福祉法人鱒ヶ沢町社会福祉協議会	鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4
120		やすらぎ	鱒ヶ沢町大字本町127-1

資料：国土数値情報 医療機関データ[平成26年]、福祉施設データ[平成27年]、青森県学校一覧[令和2年]

(2) 住居等の配置の概況

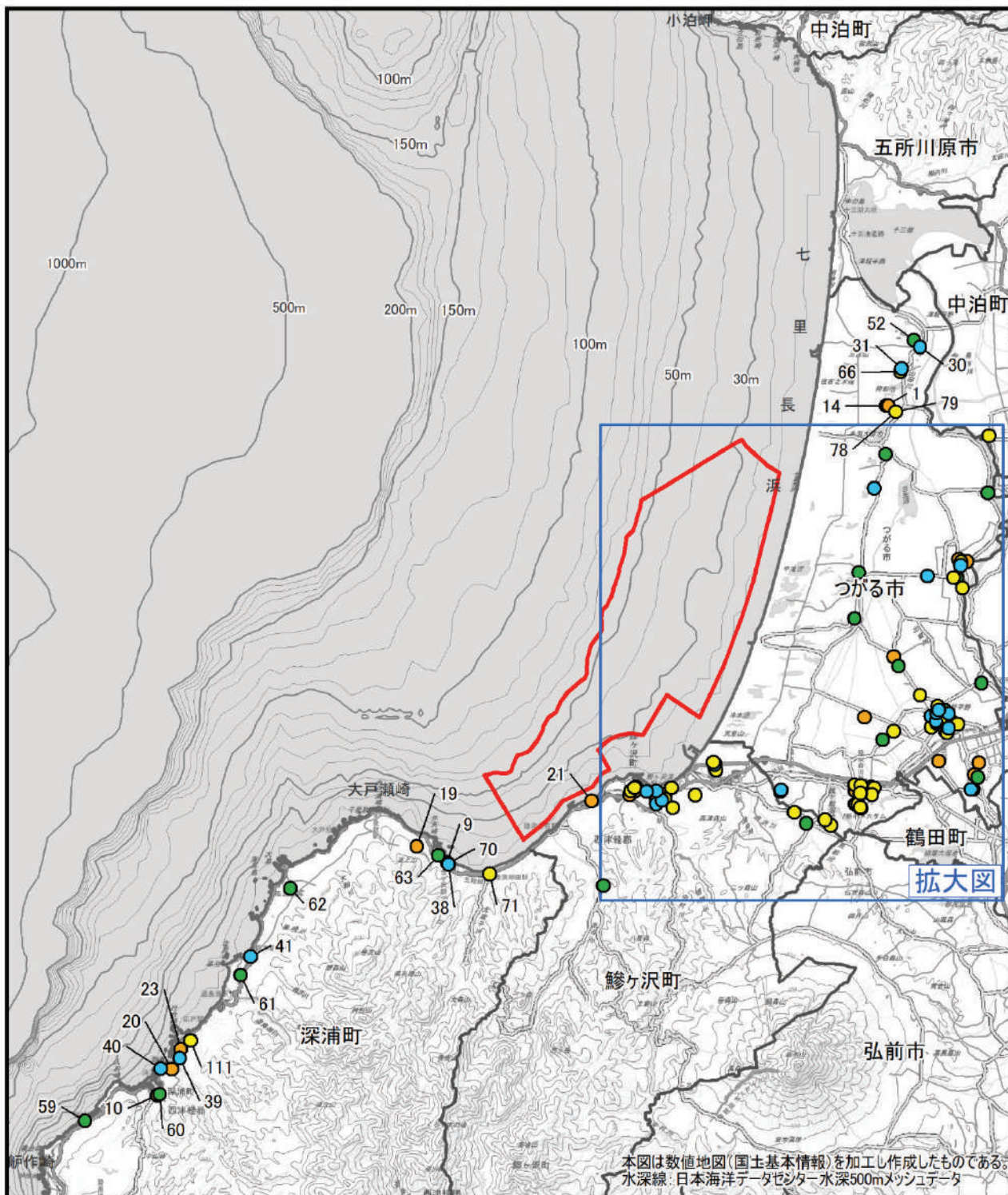
対象事業実施区域及びその周囲における住居等の配置の状況は、図 3.2.18に示すとおりである。対象事業実施区域から最も近い住居等は、最短で450m程度の距離になる。

また、風車高さの10倍距離を想定した2.4km距離圏の500m毎の住宅の戸数は表 3.2.25に示すとおりであり、その拡大図を図 3.2.19に示す。

表 3.2.25 対象事業実施区域及びその周囲から2.4km圏内の住宅の個数

対象事業実施区域からの距離	住宅戸数
0 m ~ 500 m	89戸
500 m ~ 1000 m	1,350戸
1000 m ~ 1500 m	935戸
1500 m ~ 2000 m	816戸
2000 m ~ 2400 m	615戸

資料：基盤地図情報（建築物データ）を加工して作成



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

- 凡例**
- 対象事業実施区域
 - 行政界
 - 等深線
 - 拡大図範囲
 - 学校
 - 保育施設
 - 福祉施設
 - 医療機関

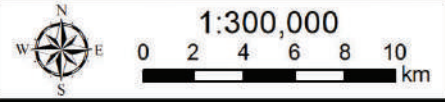
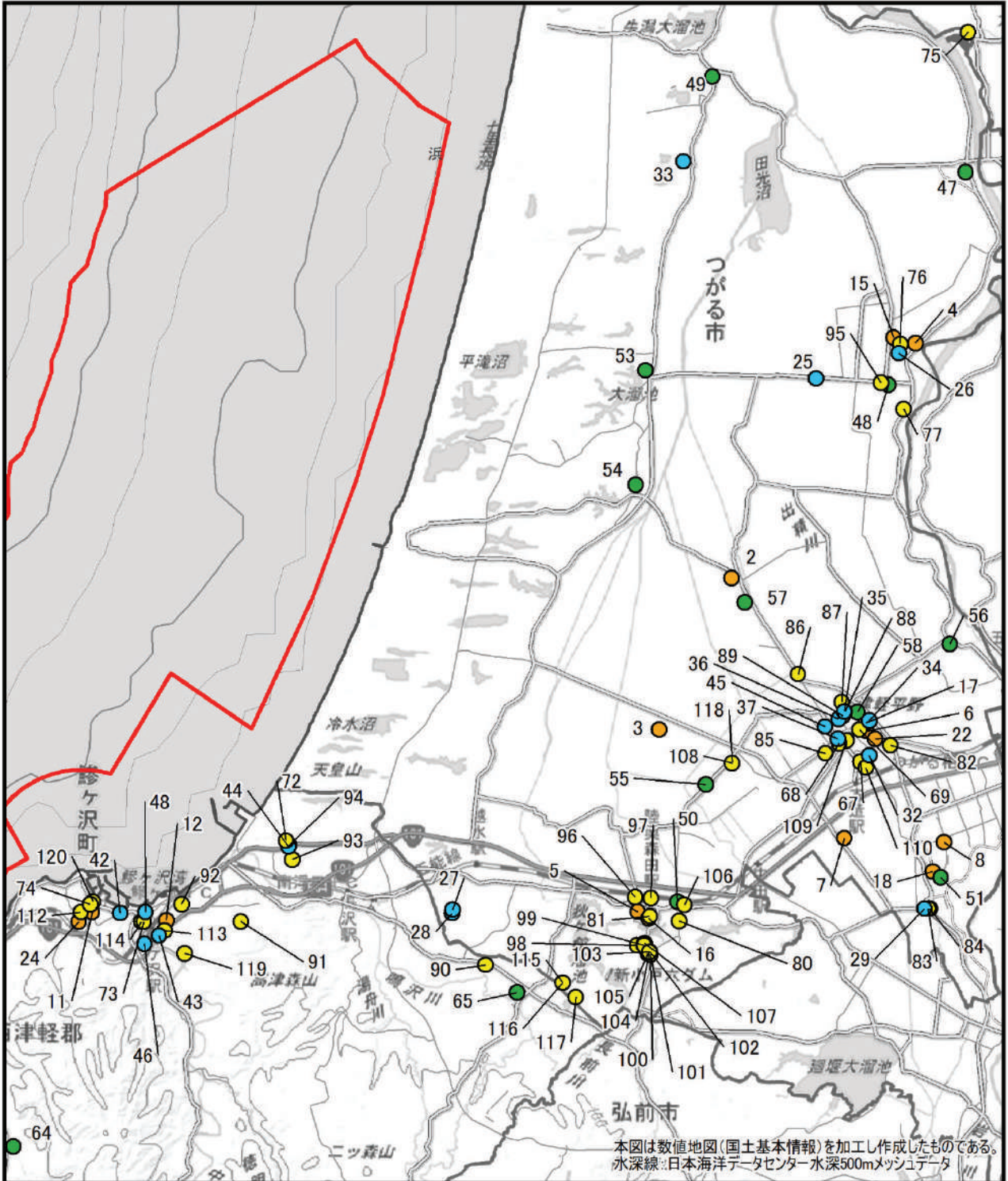


図 3.2.17 (1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設

資料: 国土数値情報 医療機関データ [平成26年]、福祉施設データ [平成27年]、青森県学校一覧 [令和2年]



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

- 学校
- 保育施設
- 福祉施設
- 医療機関

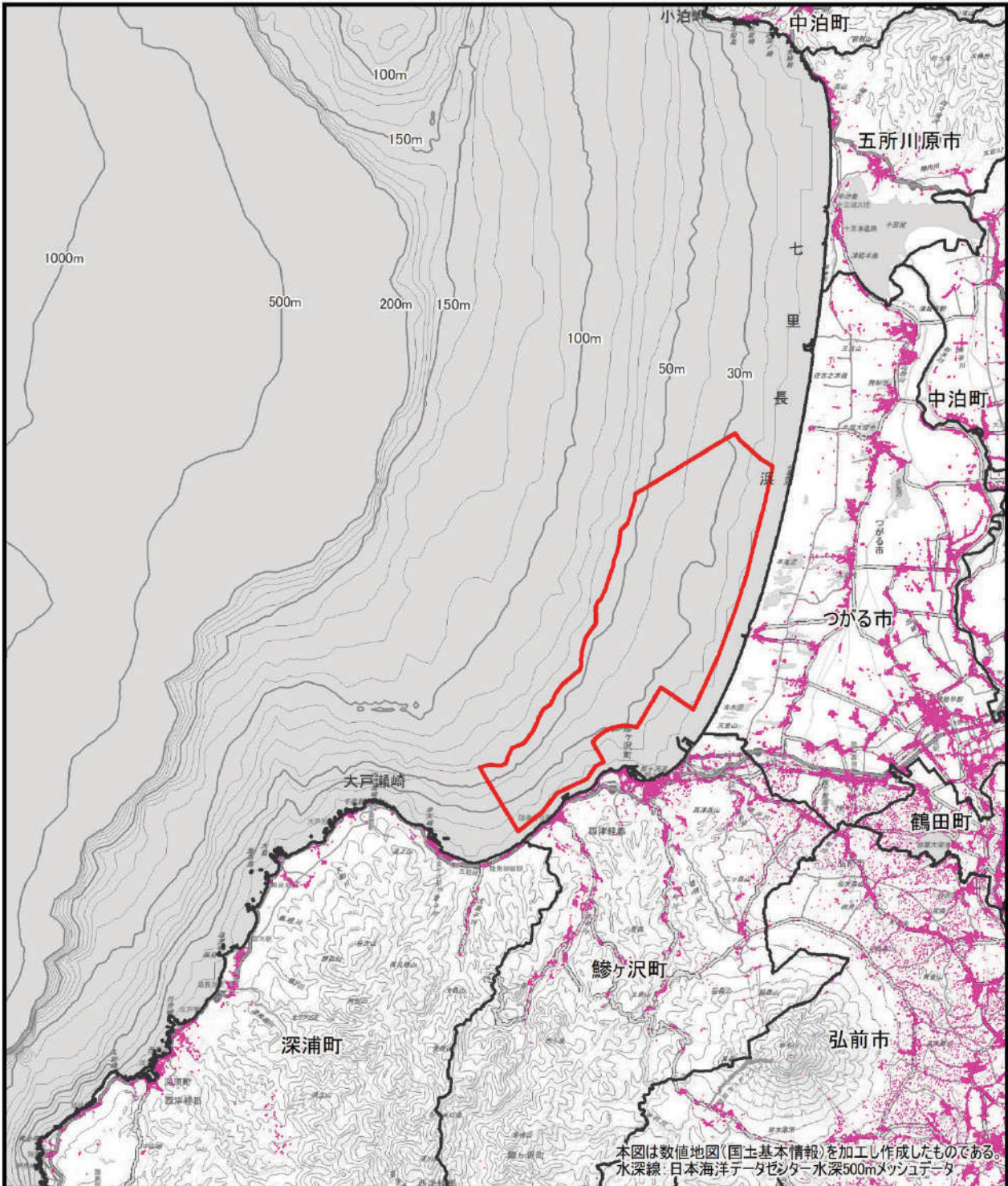


1:120,000

0 1 2 3 4 km

図 3.2.17 (2) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(拡大図)

資料: 国土数値情報 医療機関データ[平成26年]、福祉施設データ[平成27年]、青森県学校一覧[令和2年]



凡例

- 対象事業実施区域
- 住宅等
- 行政界
- 等深線

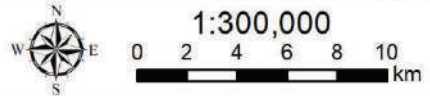
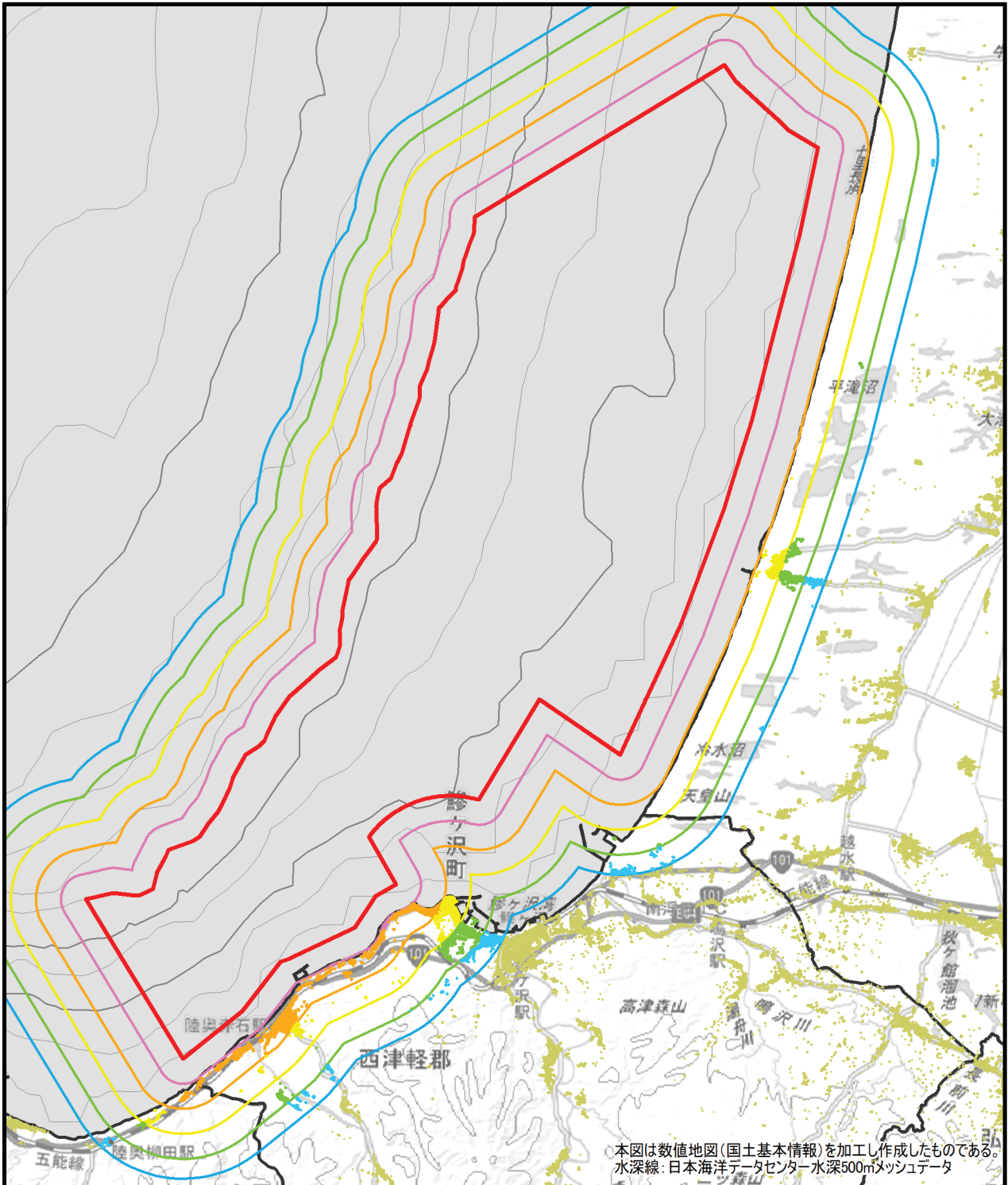


図 3.2.18 住居等の配置の概況

資料: 基盤地図情報(建築物)を加工して作成



凡例

- | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業実施区域 | 対象事業実施区域からの距離 | 住宅等 |
| 行政界 | 500m以内 | 500m以内 |
| 等深線 | 500m~1.0km | 500m~1.0km |
| | 1.0km~1.5km | 1.0km~1.5km |
| | 1.5km~2.0km | 1.5km~2.0km |
| | 2.0km~2.4km | 2.0km~2.4km |
| | | 2.4km範囲外 |

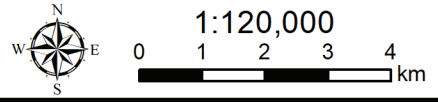


図 3.2.19 住居等の距離別配置の概況

出典資料: 基盤地図情報(建築物)をもとに加工して作成

3.2.6 下水道の整備状況

対象事業実施区域及びその周囲のつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町における下水道等の汚水処理施設の整備状況は表 3.2.26に示すとおりである。青森県における汚水処理人口普及率は80.1%、つがる市は72.5%、鱒ヶ沢町は56.6%、深浦町は65.6%となっている。

表 3.2.26 汚水処理施設普及率（2018年度末）

市町村名	汚水処理人口普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)		
			下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽
つがる市	72.5	22,989	27.4	39.5	5.6
鱒ヶ沢町	56.6	5,444	30.8	16.3	9.5
深浦町	65.6	5,183	11.7	24.2	29.7
青森県	80.1	1,013,458	61.0	9.0	10.1

※1: 農業集落排水には漁業集落排水施設を含む。
 ※2: 数値については、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料：「令和元年度末下水道処理人口普及率」（青森県ホームページ）

3.2.7 廃棄物の状況

対象事業実施区域及びその周囲のつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町の2019年度の一般廃棄物処理事業実態調査結果は、表 3.2.27に示すとおりである。青森県におけるごみ総排出量は年間469,430t、つがる市は年間9,922t、鱒ヶ沢町は年間3,495t、深浦町は年間2,912tとなっている。

表 3.2.27 (1) ごみ処理概要（令和元年度（2019））実績

項目	青森県	青森県			
		つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	
総人口	(人)	1,278,713	32,104	9,791	8,062
計画収集人口	(人)	1,278,713	32,104	9,791	8,062
自家処理人口	(人)	0	0	0	0
外国人人口	(人)	6,219	99	29	27
ごみ総排出量	(t)	423,180	9,241	3,025	2,091
(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)	(t)	35,802	681	470	770
直接搬入量	(t)	10,448	0	0	51
集団回収量	(t)	469,430	9,922	3,495	2,912
合計	(t)				
合計(ごみ総排出量)*10^6/総人口/365	(g/人日)	1,003	844	975	987
1人1日当たりの排出量	(g/人日)	682	611	735	869
生活系ごみ(生活系ごみ搬入量+集団回収量)*10^6/総人口/365	(g/人日)	321	233	240	118
事業系ごみ(事業系ごみ搬入量)*10^6/総人口/365	(g/人日)				
自家処理量	(t)	0	0	0	0

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和元年度調査結果）」（環境省ホームページ）

表 3.2.27 (2) ごみ処理概要 (令和元年度 (2019)) 実績

項目			青森県	青森県		
				つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町
ごみ処理量(直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量)	直接焼却量	(t)	382,064	7,578	2,970	2,329
	直接最終処分量	(t)	13,452	814	71	67
	合計	(t)	54,228	643	381	385
	焼却以外の中間処理量	粗大ごみ処理施設 (t)	18,178	0	331	300
	(粗大ごみ処理施設+ごみ堆肥化施設+ごみ飼料化施設+メタン化施設+ごみ燃料化施設+その他の施設)	資源化等を行う施設 (t)	35,436	643	50	85
		ごみ堆肥化施設 (t)	431	0	0	0
		ごみ飼料化施設 (t)	0	0	0	0
		メタン化施設 (t)	0	0	0	0
		ごみ燃料化施設 (t)	36	0	0	0
		その他の施設 (t)	147	0	0	0
直接資源化量	(t)	9,977	887	109	97	
合計	(t)	459,721	9,922	3,531	2,878	
減量処理率(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量*100		(%)	97.1	91.8	98.0	97.7
中間処理後再生利用量(焼却施設+粗大ごみ処理施設+ごみ堆肥化施設+ごみ飼料化施設+メタン化施設+ごみ燃料化施設+その他の資源化等を行う施設+その他の施設)	焼却施設	(t)	15,278	0	0	0
	粗大ごみ処理施設	(t)	3,927	0	73	56
	ごみ堆肥化施設	(t)	431	0	0	0
	ごみ飼料化施設	(t)	0	0	0	0
	メタン化施設	(t)	0	0	0	0
	ごみ燃料化施設	(t)	36	0	0	0
	その他の資源化等を行う施設	(t)		27,068	643	50
合計	(t)	46,740	643	123	130	
リサイクル率R (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100		(%)	14.3	15.4	6.6	9.5
リサイクル率R' (直接資源化量+中間処理後再生利用量〔固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除く〕+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100		(%)	12.8	15.4	6.6	9.5
最終処分量 (直接最終処分量+焼却残渣量+処理残渣量)	直接最終処分量	(t)	13,452	814	71	67
	焼却残渣量	(t)	30,888	921	476	372
	処理残渣量	(t)	6,366	0	80	76
	合計	(t)	50,706	1,735	627	515

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査結果 (令和元年度調査結果)」 (環境省ホームページ)

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

(a) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、同法に基づく「大気の汚染に係る環境基準」(昭和48年環境庁告示第25号)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)、「二酸化窒素に係る環境基準」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」(平成9年環境庁告示第4号)及び「ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)により、表3.2.28～表3.2.31に示すとおり定められている。また、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」(昭和51年中央公害対策審議会通知)は、表3.2.32に示すとおりである。

なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所には適用されない。

表 3.2.28 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。)をいう。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

表 3.2.29 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

資料：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

表 3.2.30 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

表 3.2.31 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5µm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

資料：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境庁告示第 33 号）

表 3.2.32 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppm-C から 0.31ppm-C の範囲にある。(S51.8.13 通知)

資料：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和 51 年中央公害対策審議会）

(b) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、表 3.2.33に示すとおり定められている。つがる市、鯨ヶ沢町及び深浦町では類型指定はされていない。

表 3.2.33 騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型		基準値	
		昼間 (6:00-22:00)	夜間 (22:00-6:00)
一般地域	環境基準AA類型	50dB以下	40dB以下
	環境基準A及びB類型	55dB以下	45dB以下
	環境基準C類型	60dB以下	50dB以下
道路に面する地域	a地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
	b地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びc地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値	70dB以下	65dB以下
注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。			
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 また、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値において個、別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る(昼基準にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。			

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

(c) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）により、公共用水域の水質についての人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が、表 3.2.34～表 3.2.37に示すとおり定められている。

また、対象事業実施区域及びその周囲における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、表 3.1.16及び図 3.1.12に示すとおりである。

表 3.2.34 人の健康の保護に関する環境基準

項目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.35 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—
備考						
1.基準値は、日間平均値とする(湖沼・海域もこれに準ずる)。						

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホ ン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物 特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考				
1.基準値は、日間平均値とする(湖沼・海域もこれに準ずる)。				

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.36 生活環境の保全に関する環境基準

(湖沼(天然湖沼及び貯水量が千万立米以上かつ水の滞留時間が4日間以上の人口湖))

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。			

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

ウ

項目 類型	水生生物の生息況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

工

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備考 1. 基準値は日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.37 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
備考 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。						

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

- 注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

- 注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
<p>備考 基準値は年間平均値とする。 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。</p>		

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

(d) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）により、表 3.2.38 に示すとおり定められている。

表 3.2.38 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

(e) 土壌の汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)により、表3.2.39に示すとおり定められている。

表 3.2.39 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)

(f) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示68号）により、表3.2.40に示すとおり定められている。

表 3.2.40 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示68号）

② 規制基準

(a) 騒音

騒音の規制に関しては「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び道路交通騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表3.2.41～表3.2.43に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周囲において規制地域の指定は行われていない。

表 3.2.41 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 8:00～19:00	朝・夕 6:00～8:00 19:00～21:00	夜間 21:00～6:00
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域	50dB以下	45dB以下	45dB以下
第2種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	55dB以下	50dB以下	45dB以下
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地区	65dB以下	60dB以下	50dB以下
第4種区域	工業地域	70dB以下	65dB以下	55dB以下

資料：「騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」（青森県告示）

表 3.2.42 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区域の区分	基準種別	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域		85dB	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域			6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

備考) 1 第1号区域とは、それぞれ次のとおりである。

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。）

イ 工業地域のうち、学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地境界から80mまでの区域

2 第2号区域とは、工業地域のうち前号に掲げる区域以外の区域である。

表 3.2.43 自動車騒音に係る要請限度

次の車線を有する道路に面する区域						
時間区分		a 区域		b 区域		c 区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
昼間	6時～22時	65dB	70dB	65dB	75dB	75dB
夜間	22時～翌日6時	55dB	65dB	55dB	70dB	70dB
〔特例〕上記のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の要請限度が適用されます。						
昼間	6時～22時	75dB				
夜間	22時～翌日6時	70dB				
〔幹線交通を担う道路とは〕高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）をいう。						
〔幹線交通を担う道路に近接する区域とは〕車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離により特定される範囲をいう。						
・2車線以下の車線を有する道路15mまでの範囲						
・2車線を超える車線を有する道路20mまでの範囲						
区域区分の範囲						
区域の区分		規制地域の範囲				
a 区域	騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（指定地域）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に限る）					
b 区域	指定地域のうち、第2種区域（a 区域として定める地域を除く）					
c 区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域を除く）及び第4種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域を除く）					

資料：「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）より作成

(b) 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2.44～表 3.2.46に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周囲において規制地域の指定は行われていない。

表 3.2.44 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域区分	基準種別	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
	第1種区域		60dB以下
第2種区域		65dB以下	60dB以下

(注) 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、上表に掲げる数値から更に5dBを減じた値が適用される

資料：「振動規制法」（昭和51年法律第64号）より作成

表 3.2.45 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区域の区分	基準種別	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域		75dB	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域			6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

備考) 1 第1号区域とは、それぞれ次のとおりである。

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び特別用途地区（地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。）

イ 工業地域のうち、学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地境界から80mまでの区域

2 第2号区域とは、工業地域のうち前号に掲げる区域以外の区域である。

資料：「振動規制法」（昭和51年法律第64号）より作成

表 3.2.46 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第1種区域		65dB
第2種区域		70dB	65dB

(注) 第1種区域及び第2種区域は、振動規制法に基づく指定区域の区域区分をいう。

資料：「振動規制法」（昭和51年法律第64号）より作成

(c) 水質汚濁

工場及び事業所からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づき全国一律の排水基準が定められており、各物質の許容限度は表 3.2.47及び表 3.2.48に示すとおりである。本事業は有害物質等を排水する行為はないため、上記法令の規制対象事業には該当しない。

また、青森県では「青森県公害防止条例」（昭和47年青森県条例第2号）の上乗せ排水基準により、事業所等からの排水規制を行っているが、本事業はこの条例の規制対象事業に該当しない。

表 3.2.47 水質汚濁防止法に基づく特定事業場に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mg-Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg-Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロブロベン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/L 海域に排出されるもの 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/L 海域に排出されるもの 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.48 水質汚濁防止法に基づく特定事業場に係る排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6 (ただし海域は5.0～9.0)
生物学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3000個/cm3
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

(d) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）では、知事が住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について物質濃度規制と臭気指数規制を設定している。つがる市及び鱒ヶ沢町は、物質濃度規制が設定されており、敷地境界線上における規制基準及び区域区分は表 3.2.49及び表 3.2.50に示すとおりである。

表 3.2.49 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界線上）

特定悪臭物質の種類	濃度
アンモニア	大気中における含有率が百万分の一
メチルメルカプタン	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇二
硫化水素	大気中における含有率が百万分の〇・〇二
硫化メチル	大気中における含有率が百万分の〇・〇一
二硫化メチル	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇九
トリメチルアミン	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇五
アセトアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇五
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇五
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇九
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇二
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇九
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇三
イソブタノール	大気中における含有率が百万分の〇・九
酢酸エチル	大気中における含有率が百万分の三
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が百万分の一
トルエン	大気中における含有率が百万分の十
スチレン	大気中における含有率が百万分の〇・四
キシレン	大気中における含有率が百万分の一
プロピオン酸	大気中における含有率が百万分の〇・〇三
ノルマル酪酸	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇一
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇〇九
イソ吉草酸	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇一

資料：「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）より作成

表 3.2.50 悪臭規制地域の指定状況

年月日	指定市町村名
昭和48年3月1日	大鰐町, 東北町, 大間町, (平賀町), 六戸町, 三戸町, 田子町, (福地村), (碓ヶ関村), 階上町, (森田村)
昭和48年12月22日	鱒ヶ沢町, 鶴田町, (浪岡町), (百石町), 横浜町, 田舎館村
昭和52年4月28日	(下田町)
昭和55年3月27日	(名川町)
昭和59年3月3日	(常盤村), (金木町)
平成2年3月22日	(木造町)
平成3年3月29日	(大畑町), 野辺地町, (蟹田町), (十和田湖町), (天間林村), 六ヶ所村, (倉石村)
平成4年3月30日	平内町, 深浦町, (中里町), 七戸町, (上北町), 蓬田村, (南郷村)
平成5年3月29日	(岩木町), 板柳町, 五戸町, (柏村), (車力村), (市浦村), 風間浦村
平成6年3月18日	今別町, 藤崎町, (尾上町), (川内町), (相馬村), 東通村
平成8年4月1日	(平館村)
平成17年3月31日※	八戸市
平成18年10月1日※	青森市
平成24年4月1日※	弘前市, 黒石市, 五所川原市, 十和田市, むつ市, つがる市, 平川市
平成24年4月2日※	三沢市
規制地域が指定されている市町村	青森市, 弘前市, 八戸市, 黒石市, 五所川原市, 十和田市, 三沢市, むつ市, つがる市, 平川市, 平内町, 今別町, 蓬田村, 外ヶ浜町, 鱒ヶ沢町, 深浦町, 藤崎町, 大鰐町, 田舎館村, 板柳町, 鶴田町, 中泊町, 野辺地町, 七戸町, 六戸町, 横浜町, 東北町, 六ヶ所村, おいらせ町, 大間町, 東通村, 風間浦村, 三戸町, 五戸町, 田子町, 南部町, 階上町
合計	37市町村 (10市22町5村)

※各市が悪臭規制地域を指定。(最初の指定は県が昭和48年3月1日に指定。)

(注) () は市町村合併に伴い名称変更。

資料：環境白書令和2年版(青森県)

(e) 水底の底質

海域における総水銀の暫定除去基準値は、「底質の暫定除去基準について」(昭和50年環水管第119号)に基づき、下記の計算式により算出した値以上と定められている。PCBは10ppm以上と暫定除去基準が定められている。

また、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号)に基づき、水底土砂に係る判定基準が表 3.2.51 に示すとおり定められている。対象事業の実施に当たり浚渫に伴う水底土砂が発生する場合には、同法に基づき適正な処理等が必要となる。

(海域における総水銀の暫定除去基準値の計算式)

$$C=0.18 \cdot \Delta H/J \cdot 1/S$$

ただし C : 総水銀の暫定基準値 (ppm)

ΔH : 平均潮差 (m)

J : 溶出率

S : 安全率

- (1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
 - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂食する魚介類(エビ、カニ、シヤコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。
 - 3) 2)の割合がおおむね1/2を越える水域においては、100とする。

表 3.2.51 水底土砂に係る判定基準

項目	判定基準	
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。	
水銀又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1 リットルにつき	1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき	0.5mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1 リットルにつき	1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1 リットルにつき	0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1 リットルにつき	3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき	2mg 以下
ふつ化物	検液 1 リットルにつき	15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1 リットルにつき	1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	1.5mg 以下
有機塩素化合物	試料 1 キログラムにつき	40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき	0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき	0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき	0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき	3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき	0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき	0.02mg 以下
チウラム	検液 1 リットルにつき	0.06mg 以下
シマジン	検液 1 リットルにつき	0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき	0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき	0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1 リットルにつき	10pg-TEQ 以下

資料：「水底土砂判定基準」（昭和 48 年総令第 6 号）

(f) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準は、表 3.2.52に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲における土壌汚染対策法第6条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定は、県内では行われていない。

表 3.2.52 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質とその指定基準

特定有害物質	分類	地下水等の摂取によるリスク	
		土壌溶出量基準	直接摂取によるリスク
		(mg/L以下)	土壌含有量基準 (mg/kg以下)
クロロエチレン	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002	—
四塩化炭素		0.002	—
1,2-ジクロロエタン		0.004	—
1,1-ジクロロエチレン		0.1	—
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	—
1,3-ジクロロプロペン		0.002	—
ジクロロメタン		0.02	—
テトラクロロエチレン		0.01	—
1,1,1-トリクロロエタン		1	—
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	—
トリクロロエチレン		0.03	—
ベンゼン		0.01	—
カドミウム及びその化合物		第2種特定有害物質 (重金属等)	0.01
六価クロム化合物	0.05		250
シアン化合物	不検出		遊離シアン50
水銀及びその化合物	水銀0.0005 (アルキル水銀不検出)		15
セレン及びその化合物	0.01		150
鉛及びその化合物	0.01		150
砒素及びその化合物	0.01		150
ふっ素及びその化合物	0.8		4000
ほう素及びその化合物	1	4000	
シマジン	第3種特定有害物質 (農薬等)	0.003	—
チオベンカルブ		0.02	—
チウラム		0.006	—
ポリ塩化ビフェニル		不検出	—
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る。)		不検出	—

資料：「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）

(2) その他環境保全計画等

青森県で定めている環境関係条例等について、表 3.2.53に示す。

表 3.2.53 青森県で定めている環境関係条例等

区分	名称	制定年月日
環境保全の基本	青森県環境の保全及び創造に関する基本条例	平成8年12月24日
	青森県自然環境保全条例	昭和48年07月10日
	青森県立自然公園条例	昭和36年10月16日
	青森県環境影響評価条例	平成11年12月24日
廃棄物	青森県空き缶等散乱防止条例	平成9年12月24日
	青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例	平成14年12月20日
	青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例	平成17年03月25日
大気、環境騒音・振動、悪臭、水環境、土壌環境	青森県公害防止条例	昭和47年3月25日
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	昭和48年3月30日
	公共用水域が該当する水域類型の指定	昭和48年5月15日
	青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例	昭和45年10月12日
その他	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成13年12月21日
	青森県景観条例	平成08年03月27日
	青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例	平成24年03月28日
	青森県文化財保護条例	昭和50年12月22日

資料：「青森県例規全集」（令和2年11月01日）より一部抜粋

(3) 自然関係法令等

① 自然公園法に規定する国立・国定公園

国立公園は、わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地を環境大臣が指定するもので、2020年現在においては全国で30ヶ所が指定されている。

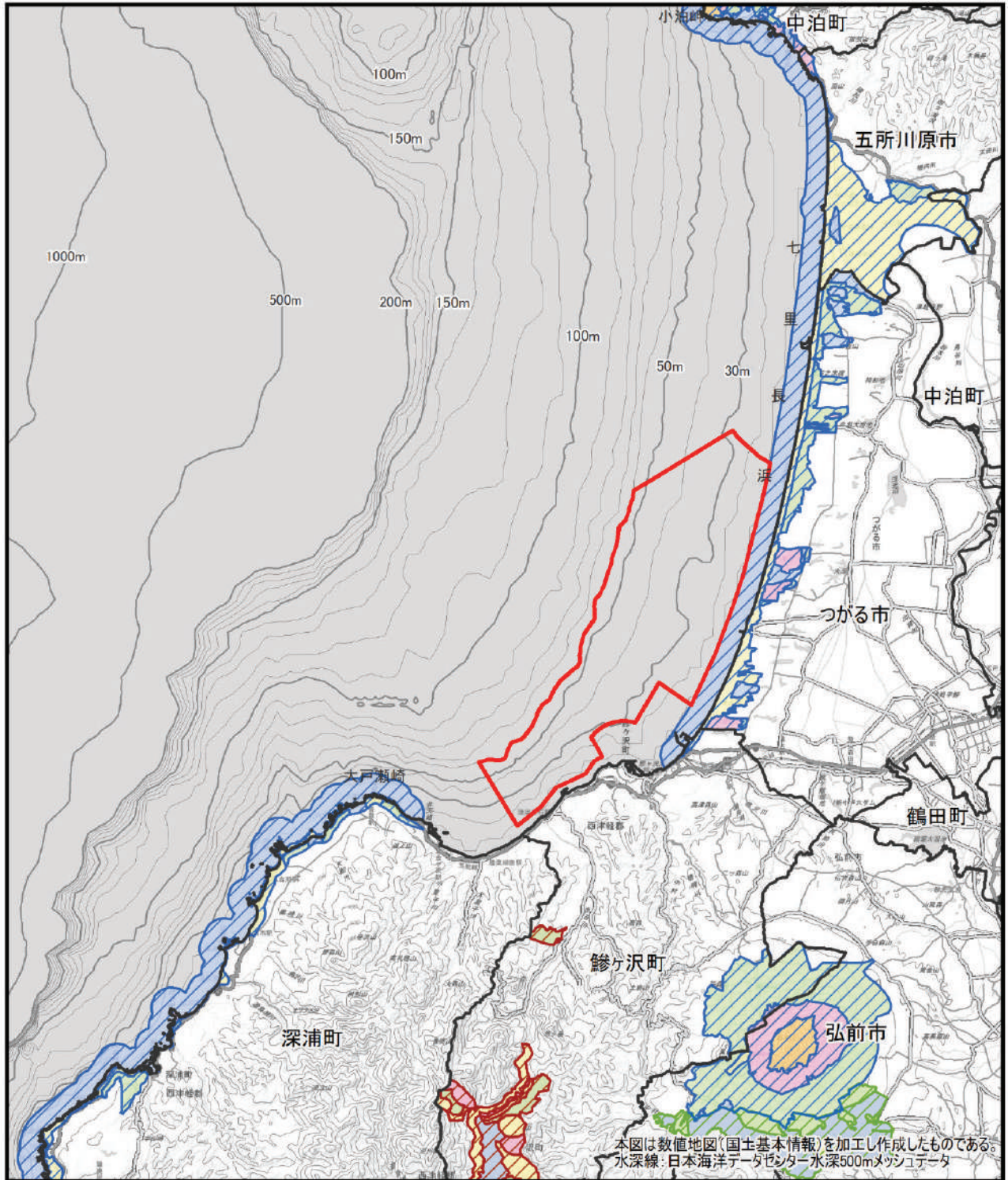
このうち青森県には十和田八幡平国立公園及び三陸復興国立公園がある。国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を環境大臣が指定するもので、2020年現在、全国で56ヶ所が指定されている。青森県では下北半島国定公園及び津軽国定公園が指定されている。

対象事業実施区域は、津軽国定公園の普通地域に接しているが該当しない（図 3.2.20参照）。

表 3.2.54 津軽国定公園の概要

公園名	指定年月日	面積 ha	特別保護地区 ha	特別地域 ha				普通地域 ha	備考
				第1種	第2種	第3種	小計		
津軽国定公園	昭和50年3月31日	25,966	1,685	2,459	6,171	14,582	23,212	1,069	つがる市、鱒ヶ沢町ほか

資料：「日本の国立公園」令和2年3月31日現在（環境省ホームページ）



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例		地種区分	
	対象事業実施区域		特別保護地区
	行政界		第1種特別地域
	等高線		第2種特別地域
	津軽国定公園		第3種特別地域
	岩木高原県立自然公園		普通地域(海域含む)
	津軽白神県立自然公園		

資料: 環境省「国定公園について」、青森県HP「青森県内の自然公園」
国土数値情報 自然公園地域データ[平成27年]

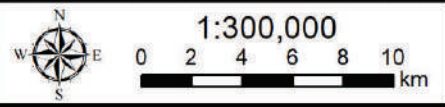


図 3.2.20 国定公園の位置

② 自然環境保全法及び自然環境保全条例に規定する指定地域

自然環境保全地域は、自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域は、環境大臣が指定し、都道府県自然環境保全地域は、都道府県条例により指定される。

青森県では、多様な自然の恩恵を県民が十分享受し得るよう、必要な自然環境を生態系を含めて保全し、貴重な資産として将来の県民に継承していくため、青森県自然環境保全条例を昭和48年に制定し、自然環境の保全を目的として自然環境保全地域等の指定等施策や事業を実施している。

2020年現在、青森県では自然環境保全地域が1ヶ所（9,844ha）、都道府県自然環境保全地域が9か所（1,230.17ha）が指定されている。鱒ヶ沢町内では「然ヶ岳県自然環境保全地域」の指定があるが、対象事業実施区域には自然環境保全地域等の指定は行われていない（図3.2.21参照）。

また、青森県内では、市街地若しくは集落地又はその周辺の土地の区域において、樹林地、草原、水辺地又はその状況がこれらに類する土地であって自然環境を形成しているもののうち、その自然環境を保全することが住民の良好な生活環境を維持するために必要があると認められるものを県緑地保全地域として指定しており、対象事業実施区域及びその周囲において大高山が指定されている。

表 3.2.55 青森県の自然環境保全地域

平成23年3月31日現在

地域名	位置	面積(ha)	土地所有別	指定年月日	自然環境の特色	備考
しらかみさんち 白神山地	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町、深浦町、中津軽郡西目屋村、秋田県山本郡藤里町	14,043	国有地 (国有林)	H4.7.10	日本最大級のブナ天然林、クマゲラ等稀少動植物相	一部特別地区(9,844ha) 一部野生動植物保護地区(9,844ha)

資料：環境省ホームページ：日本の国立公園2020年3月31日現在

表 3.2.56 青森県の都道府県自然環境保全地域

番号	自然環境保全地域名	関係市町村名	面積(ha)			保全対象	保全対象の具体的内容 その他備考等	野生動植物保護地区の有無	指定の状況
			普通地区	特別地区	計				
1	しかりがだけ 然ヶ岳	西津軽郡鱒ヶ沢町	136.72	87.26	223.98	天然林植物の自生地	ブナ、キタゴヨウ林、アオモリマンテマ、ミズシマミミナグサ、ツガルミセバヤ、ミチノクサイシン	○	法指定
2	おおたかやま 大高山	西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田及び大字舞戸町字西松島	-	-	-	自然環境	-		条例指定

資料：「日本の国立公園」（環境省ホームページ）
「県緑地保全地域の指定」（青森県ホームページ）

③ 自然公園条例で指定されている県立自然公園

県立自然公園は、青森県内にある優れた風景地を条例に基づき知事が指定したもので、現在、青森県内には7ヶ所の県立自然公園がある。対象事業実施区域及びその周囲には、2つの県立自然公園が指定されている（図 3.2.21参照）。

表 3.2.57 県立自然公園

番号	公園名	指定年月日	面積 (ha)	関係市町村
1	岩木高原	S33.10.14	2,587	弘前市
2	津軽白神	S56.7.7	5,341	鱒ヶ沢町、西目屋村

出典：「青森県内の自然公園」（青森県ホームページ）

④ 鳥獣保護区の指定状況

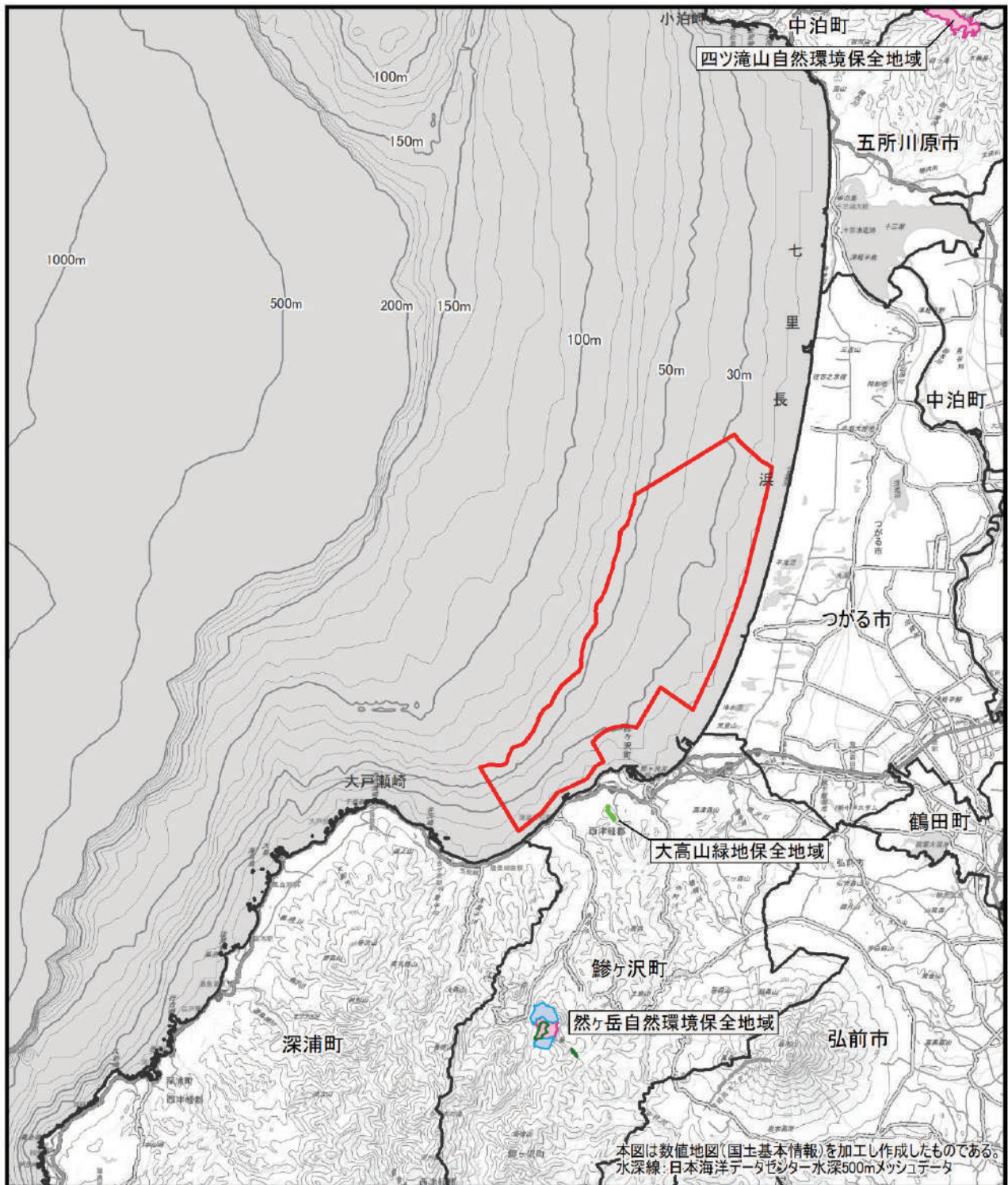
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣の生息環境を保全、保護することを目的に鳥獣保護区を指定している。

対象事業実施区域およびその周囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2.58に示すとおりである。

表 3.2.58 対象事業実施区域およびその周囲の鳥獣保護区等の指定状況

番号	名称	所在地	面積 (ha)	うち特別保護区面積	期間終了年月日	備考
1	湯船	西津軽郡鱒ヶ沢町	1,486		令和11.10.31	県指定
2	屏風山	つがる市	337		令和12.10.31	県指定
3	辺沢	西津軽郡深浦町	972	18	令和13.10.31	県指定
4	平滝沼	つがる市	500		令和4.10.31	県指定
5	白神山地	中津軽郡西目屋村、西津軽郡鱒ヶ沢町、深浦町	12,627		令和15.10.31	国指定
6	西赤石山	西津軽郡鱒ヶ沢町	1,442		令和5.10.31	県指定
7	十二湖	西津軽郡深浦町	1,107		令和6.10.31	県指定
8	岩木川火口	つがる市、北津軽郡中泊町	230		令和8.10.31	県指定
9	田光沼	つがる市	211		令和8.10.31	県指定
10	八森山	西津軽郡深浦町	515		令和9.10.31	県指定
11	長慶平	西津軽郡深浦町	650		令和9.10.31	県指定
12	黒森	西津軽郡鱒ヶ沢町	118		令和9.10.31	県指定

資料：「令和2年度鳥獣保護区等位置図」（青森県ホームページ）



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 等深線

県自然環境保全地域

- 特別地区
- 普通地区
- 野生動植物保護地区
- 県緑地保全地域
- 大高山緑地保全地域

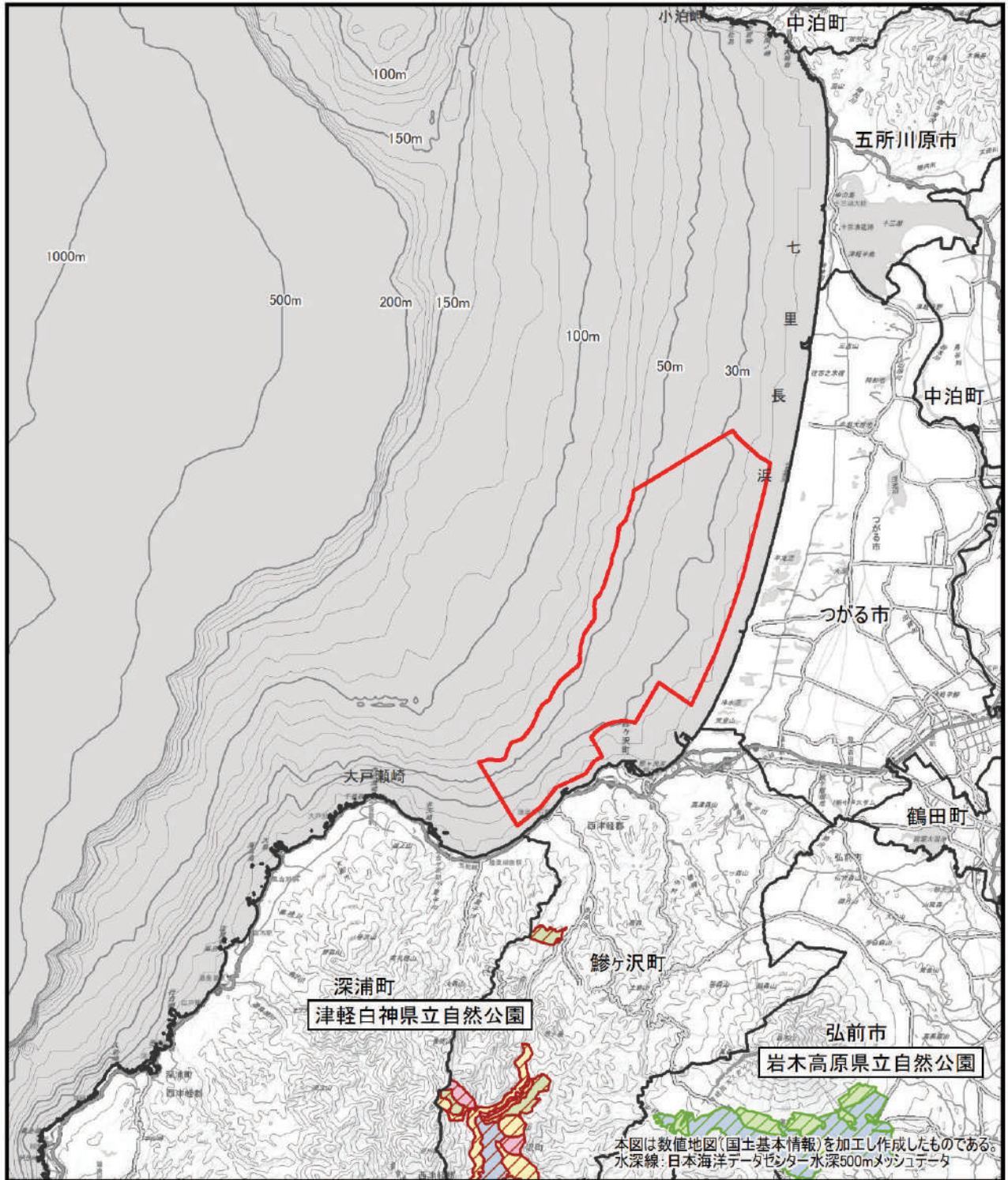


1:300,000

0 2 4 6 8 10 km

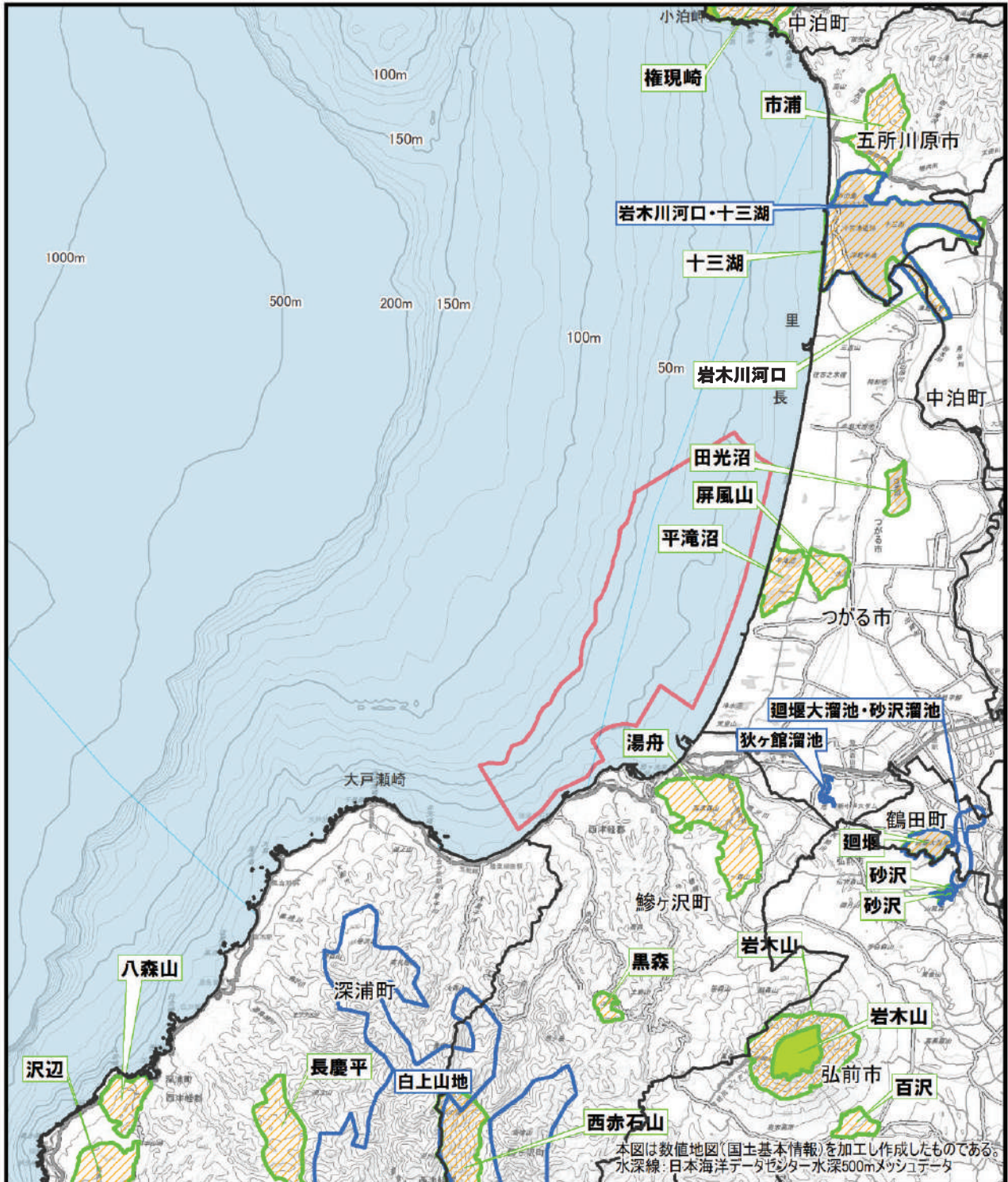
図 3.2.21 対象事業実施区域およびその周囲の自然環境保全地域

資料: 環境省HP「国立公園について」、青森県HP「青森県内の自然公園」
国土数値情報 自然保全地域データ[平成27年]



凡例 対象事業実施区域 行政界 等深線		岩木高原県立自然公園 津軽白神県立自然公園 地種区分 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域(海域含む)	
資料: 環境省HP「国定公園について」、青森県HP「青森県内の自然公園」 国土数値情報 自然公園地域データ[平成27年]		<p>1:300,000 0 2 4 6 8 10 km</p>	

図 3.22 対象事業実施区域
およびその周囲の県立自然公園



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

- 凡例
- 行政界
 - 対象事業実施区域
 - 等深線
 - IBA重要野鳥生息地
 - 鳥獣保護区
 - 特別保護区域
 - マリンIBA

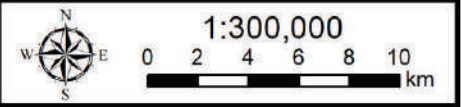


図 3.2.23 対象事業実施区域
およびその周囲の鳥獣保護区等
の指定状況

⑤ 都市計画法に基づく風致地区の設定の状況

対象事業実施区域及びその周囲には、風致地区の指定がない。

⑥ 国土防災に係る指定区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害防止法」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域の位置は、図 3.2.24 に示すとおりであり、対象事業実施区域は指定がない。

「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域、「砂防法」（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、「急傾斜地法」（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険箇所は、対象事業実施区域及びその周囲にはない。

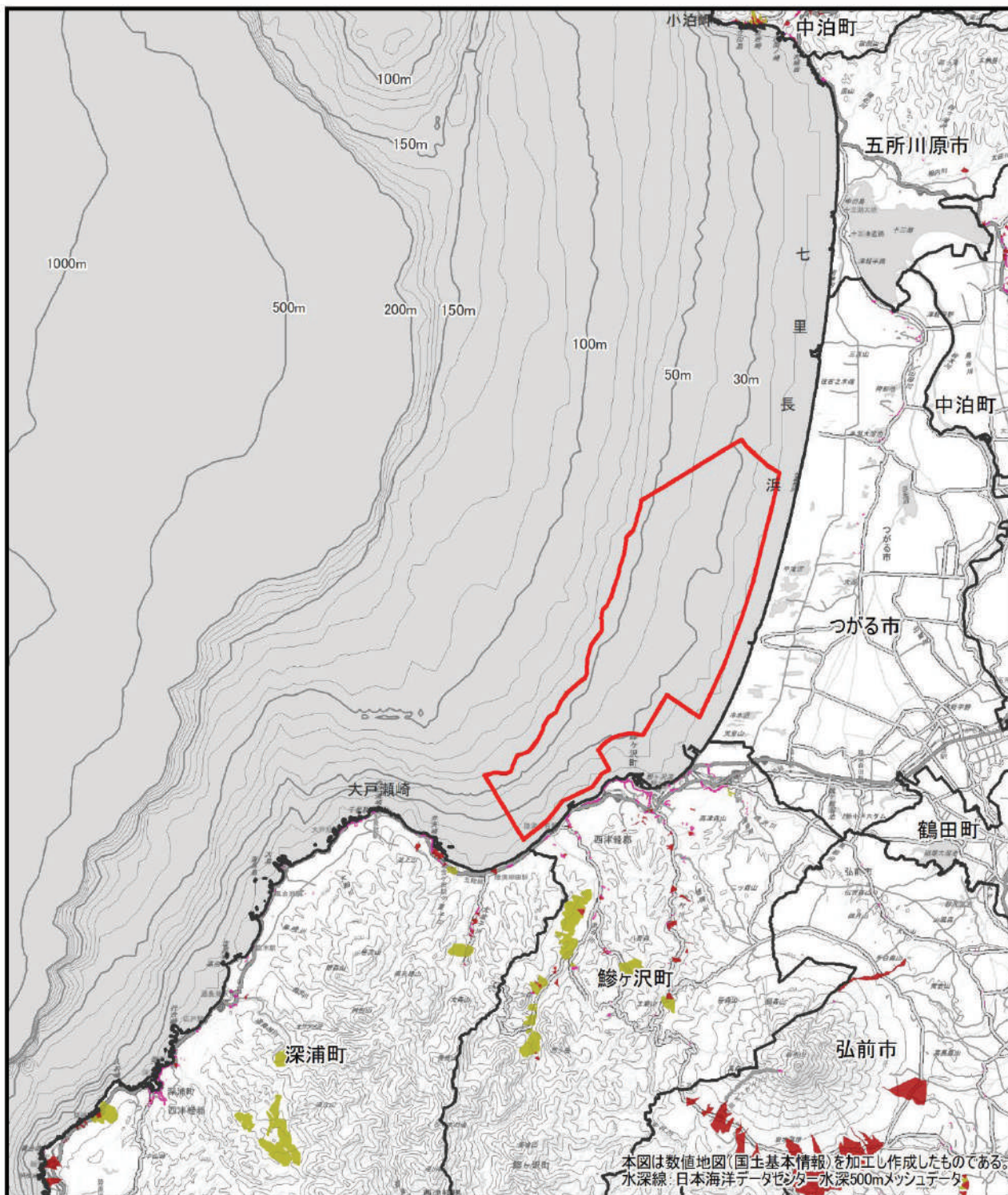
⑦ 保安林の指定状況

「森林法」に基づく保安林の指定状況は、表 3.2.59 および図 3.2.25 に示すとおりである。

表 3.2.59 青森県の保安林指定状況

区分	国有林面積 (ha)	民有林面積 (ha)	合計 (ha)	つがる市 (ha)	鱒ヶ沢町 (ha)	深浦町 (ha)
水源かん養保安林	299,856	26,917	326,773			
土砂流出防備保安林	29,324	16,921	46,246		2,041	464
土砂崩壊防備保安林	761	255	1,016		5	11
飛砂防備保安林	24	2,277	2,301	130	3	11
防風保安林	2,026	2,769	4,795	1,908	67	54
潮害防備保安林	0	16	16			
干害防備保安林	4,483	872	5,356	8		
なだれ防止保安林	99	78	177		32	
落石防止保安林	0	7	7			3
防火保安林	0	46	46		98	6
魚つき保安林	0	16	16			
保健保安林	21,790	6,724	28,514	189	51	143
風致保安林	103	69	172			
合計（延べ面積）	358,466	56,968	415,434	2,225	2,297	692
実面積	338,070	50,653	388,723			

資料：「津軽地域森林計画書 平成28年12月」（青森県）
「保安林」平成31年3月31日現在（青森県ホームページ）



本図は数値地図(国土基本情報)を加工し作成したものである。
水深線: 日本海洋データセンター水深500mメッシュデータ

- 凡例**
- 対象事業実施区域
 - 行政界
 - 等深線
 - 急傾斜地の崩壊
 - 土石流
 - 地滑り

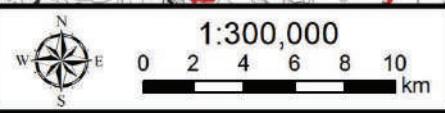
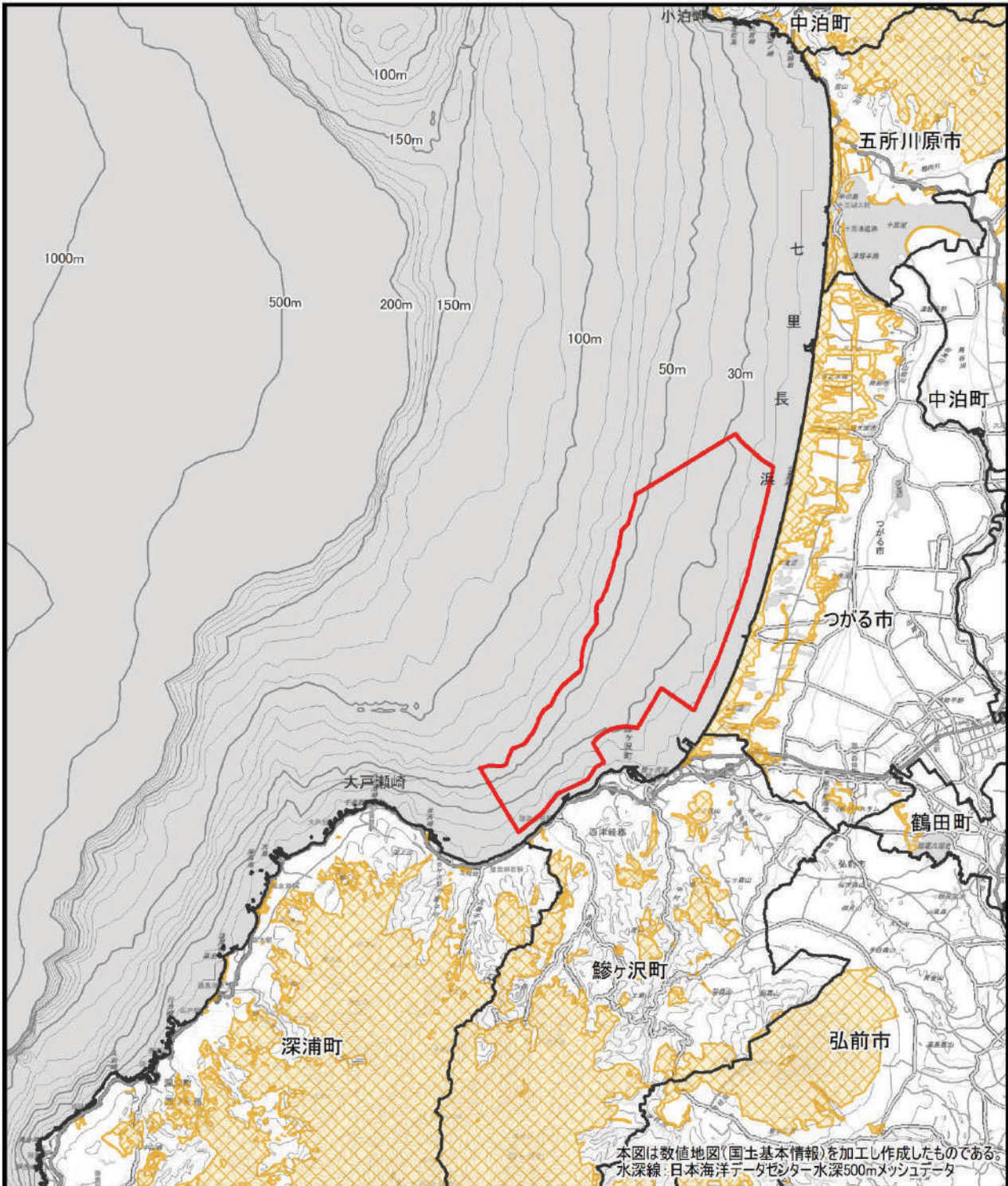


図 3.2.24 土砂災害警戒区域の位置

資料: 国土数値情報 土砂災害警戒区域データ[令和元年]



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 保安林
 - 行政界
 - 等深線

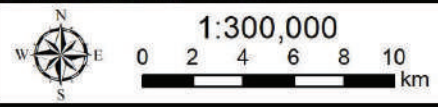


図 3.2.25 保安林の指定状況

資料: 国土数値情報 森林地域データ[平成27年]

⑧ 史跡・名勝・天然記念物

つがる市、鱒ヶ沢町および深浦町における「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づく史跡、名勝及び天然記念物は表 3.2.60に示すとおりである。対象事業実施区域は、洋上のため、これら史跡、名勝及び天然記念物は存在しない。

表 3.2.60 (1) つがる市、鱒ヶ沢町および深浦町における史跡、名勝及び天然記念物

項目	指定区分	名称	指定年月日	所在地	
つがる市※1	国指定文化財	史跡	亀ヶ岡石器時代遺跡	昭和19(1944)6.26	木造館岡地内
			田小屋野貝塚	昭和19(1944) 6.26	木造館岡田小屋野地内
	県指定文化財	国登録有形文化財	旧高谷銀行本店 (盛農薬商会倉庫)	平成15(2003) 7.1	木造千代町34-2
		天然記念物	りんごの樹	昭和35(1960)11.11	柏桑野木田千年226
	市指定文化財		千代の松	昭和60(1985)4.4	木造千代町101-3
			公孫樹	昭和60(1985)4.4	木造千代町99-1
			書蹟掛軸	昭和60(1985)4.4	木造千代町16
			扁額	昭和62(1987)3.5	木造日向62-1
			中央公民館講堂	平成4(1992)5.8	木造曙54-1
			「藤の木」三本	昭和53(1978)12.18	森田町上相野千代倉
			増田家住宅母屋	平成8(1996)6.17	森田町床舞稚桜4 (道の駅「もりた」内)
			久米川遺跡	昭和54(1979)4.1	稲垣町沼崎久米川8-1
			松枝遺跡	昭和54(1979)8.1	稲垣町吉出松枝19
			ヤチダモ	昭和56(1981)9.30	稲垣町豊川千代島107-18
			樺	平成5(1993)3.10	稲垣町下繁田磯繁11-9
旧尾野家住宅			平成6(1994)4.28	稲垣町豊川宮川145-1	
銀杏			平成6(1994)12.16	稲垣町豊川初瀬33	
黒印状	平成15(2003)2.19	牛潟町潟上68-2			
鱒ヶ沢町※2	国指定文化財	史跡	津軽氏城跡 (種里城跡・堀越城跡・弘前城跡)	昭和27年3月29日 昭和59年12月6日(追加指定及び一部指定解除) 昭和60年11月15日(追加指定及び名称変更) 平成14年12月19日(追加指定及び名称変更) 平成22年8月5日(追加指定)	弘前市下白銀町・西茂森・新寺町・堀越外、鱒ヶ沢町種里
	町指定文化財	史跡	赤石の追分碑	昭和58年4月20日	赤石町
		史跡	田村麻呂の腰掛石	昭和58年4月20日	本町
			公墓跡	昭和58年4月20日	南浮田町
			鬼神神社のクロマツ	昭和62年8月20日	建石町
		天然記念物	願行寺のクロマツ	昭和62年8月20日	新町
			松源寺のクロマツ・ケヤキ	昭和62年8月20日	赤石町
			石神社のクロマツ・セン	昭和62年8月20日	建石町
			中村久須志神社のスギ	昭和62年8月20日	中村町
			種里八幡宮のスギ	昭和62年8月20日	種里町
			種里御廟所のスギ・アカマツ	昭和62年8月20日	種里町
			日照田高倉神社のイチヨウ	昭和62年8月20日	日照田町
			来生寺のイチヨウ	昭和62年8月20日	釣町
			一ツ森のサイカチ	昭和62年8月20日	一ツ森町
			細ヶ平のイチイ	昭和62年8月20日	深谷町
蓬平のイチイ	平成15年10月24日	芦范町			
有形民俗文化財	日和山の岩木山遥拝所碑	昭和58年4月20日	舞戸町		
	八衢神碑	平成3年10月21日	七ツ石町		
	大然大山祇神社社標 (マタギ記念銘)	昭和58年4月20日	一ツ森町		

表 3.2.60 (2) つがる市、鱒ヶ沢町および深浦町における史跡、名勝及び天然記念物

項目	指定区分	名称	指定年月日	所在地	
深浦町※3	国指定文化財	天然記念物	北金ヶ沢のイチョウ	平成16年9月30日	西津軽郡深浦町北金ヶ沢字塩見形
		重要文化財建造物	円覚寺薬師堂内厨子	昭和28年8月29日	西津軽郡深浦町深浦字浜町
		重要有形民俗文化財	円覚寺奉納海上信仰資料	昭和56年4月22日	西津軽郡深浦町深浦字浜町
県指定文化財	史跡	関の古碑群	昭和30年1月7日	西津軽郡深浦町関字柝沢	
	天然記念物	関の杉	昭和30年1月7日	西津軽郡深浦町関字柝沢	
町指定文化財	有形文化財建造物	白山神社本殿「一間流造」	平成5年12月24日	深浦字吾妻沢	
		旧秋田谷旅館	平成15年5月26日	深浦字浜町（文学館）	
	記念物史跡	宝泉寺の千鳥塚（芭蕉塚）	昭和49年8月16日	深浦字岡町（宝泉寺）	
		北金ヶ沢の追分碑	昭和49年8月16日	北金ヶ沢字榊原	
		北金ヶ沢の古碑群	昭和49年8月16日	北金ヶ沢字塩見形（薬師堂）	
		御仮屋跡（無為館跡）	昭和49年8月16日	深浦字岡町	
		日和見山跡	昭和49年8月16日	深浦字岡崎	
		元城跡	昭和49年8月16日	深浦字元城	
		六所の森	昭和49年8月16日	深浦字吾妻沢	
		森山城跡	昭和51年12月24日	森山字松浦	
		大間越関所跡	昭和51年12月24日	大間越字山科	
		菊池刑部の墓	昭和51年12月24日	岩崎字玉坂（龍王寺）	
		賽の河原	昭和58年1月18日	松神字下浜松	
		深浦港一本杭	昭和60年10月9日	深浦字岡崎深浦港内留島	
		御鏡明神宮跡	昭和63年12月24日	大間越字箕	
		岩崎武甕槌神社石鳥居	昭和63年12月24日	岩崎字浜野	
		岩崎検潮所跡	平成5年1月25日	岩崎字玉坂	
	「花塚」歌句碑	平成5年11月25日	深浦字浜町（神明宮）		
	記念物名勝	弁天島	昭和49年8月16日	深浦字岡崎	
		見入山観音堂	昭和49年8月16日	追良瀬字初瀬山草分	
		行合崎	昭和49年8月16日	広戸字家野上	
		鳥居跡	昭和49年8月16日	風合瀬字上砂子川	
		千畳敷及びかぶと岩	昭和49年8月16日	北金ヶ沢字榊原	
		釜屋の森	平成5年11月25日	轟木字三浦	
		一本松遺跡	平成5年11月25日	広戸字家野上	
	記念物天然記念物	横磯のエノキ	昭和49年8月16日	横磯字下岡崎	
		樺山	昭和49年8月16日	舩作字鍋石	
		関のタブノキ	昭和49年8月16日	関字柝沢	
		春日神社のケヤキ	昭和49年8月16日	北金ヶ沢字塩見形	
		モクゲンジの林	昭和51年12月24日	大間越字箕	
		岩崎武甕槌神社のタブノキ	昭和51年12月24日	岩崎字浜野	
		カラスザンショウの林	昭和51年12月24日	松神字上浜松	
		入前崎集魚林	平成5年11月25日	深浦字岡崎	
円覚寺竜灯杉		平成5年11月25日	深浦字浜町（円覚寺）		
夫婦杉		平成7年11月28日	岩坂字長谷野		
夫婦イチョウ		平成7年11月28日	岩坂字湯野		

資料：※1「つがる市の文化財」（2021年1月25日閲覧）（つがる市ホームページ）
 ※2「鱒ヶ沢の文化剤」（2021年1月25日閲覧）（鱒ヶ沢町ホームページ）
 ※3「青森県深浦町 町勢要覧資料編2017」（青森県深浦町）

⑨ 遺跡

青森県の遺跡については、文化財指定のない遺跡等も多くあり、対象事業実施区域及びその周囲における遺跡は、表 3.2.61及び図 3.2.26に示すとおりである。

さらに遺跡に関しては、青森県ホームページで、「現在確認されていない地域においても新たに発見されたり、登録済の遺跡においても、範囲が拡大している場合がありますので取扱いにご注意ください。開発事業を計画される場合には、必ず当該市町村教育委員会文化財担当課または県教育委員会文化財保護課に照会・協議してください。」と紹介されており、最新の情報の入手、対象市町村での確認・協議を必要とする。

⑩ 農用地

対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域及び農業地域の指定状況は、図 3.2.27 に示すとおりである。対象事業実施区域は洋々のため、これらの地域を含まない。

⑪ 海岸保全区域

対象事業実施区域の東側の海岸を含むつがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町の海岸全域が「海岸法」（昭和31年法律101号）に基づく海岸保全区域に指定されている（図 3.2.28参照）。対象事業実施区域には指定がない。

表 3.2.61 (1) 対象事業実施区域及びその周囲における遺跡一覧

No.	市町村	地図番号	遺跡番号	遺跡名	所在地	時代	種別	備考
1	つがる市	45	209001	田小屋野貝塚	木造館岡上沢辺、木造館岡田小屋野	縄文(前・中・後・晩)、平安	集落跡、貝塚	史跡
2		45	209002	亀ヶ岡遺跡	木造亀ヶ岡亀山、木造亀ヶ岡近江野沢、木造館岡沢根	縄文(前・中・後・晩)、弥生(前・中)、平安、中世、近世	集落跡	史跡
3		46	209003	石上神社遺跡	木造蓮川玉田	平安	集落跡	
4		57	209004	緩沢溜池中島遺跡	木造越水神山	縄文(早・前・中・後)、平安	散布地	
5		45	209005	弓袋(1)遺跡	木造菰槌三好野	縄文(前・中・後・晩)、平安	散布地	
6		45	209006	江野島遺跡	木造菰槌三好野	縄文(中・後)、平安	散布地	
7		45	209007	丸山遺跡	木造丸山竹鼻	旧石器、縄文(中・後)、平安	散布地	
8		57	209008	広岡溜池遺跡	木造広岡長谷川	縄文(前・中・後・晩)	集落跡	
9		57	209009	三ッ館遺跡	木造三ッ館	平安、中世	散布地	
10		45	209010	畑縄遺跡	木造筒木坂畑縄、木造筒木坂杉戸	縄文(前・中・後)、平安	散布地	
11		45	209011	館岡屏風山(1)遺跡	木造館岡屏風山、木造館岡杉戸	縄文(前・後・晩)	散布地	
12		45	209012	上沢辺(1)遺跡	木造館岡上沢辺	縄文(後・晩)	散布地	
13		45	209013	上沢辺(2)遺跡	木造館岡上沢辺	縄文(後・晩)	散布地	
14		45	209014	館岡屏風山(2)遺跡	木造館岡屏風山	縄文(後・晩)、弥生	散布地	
15		45	209015	城西遺跡	木造館岡城西、木造館岡屏風山、木造館岡上沢辺	縄文(前・中・後)、弥生、平安	散布地、製鉄跡	
16		45	209016	館岡屏風山(3)遺跡	木造館岡屏風山	縄文(中・後)	散布地	
17		45	209017	野崎(1)遺跡	木造館岡野崎	縄文	散布地	
18		45	209018	亀西遺跡	木造大湯町亀西	縄文(後)	散布地	
19		45	209019	三好野(1)遺跡	木造菰槌三好野、木造大湯町屏風山	縄文(前・中・後)、平安	散布地	
20		45	209020	三好野(2)遺跡	木造菰槌三好野	縄文(前・後)、平安	散布地	
21		45	209021	三好野(3)遺跡	木造菰槌三好野	縄文(前・後)、平安	散布地	
22		45	209022	野崎(2)遺跡	木造館岡野崎	縄文(後・晩)、平安	散布地	
23		45	209023	雉子森大沼遺跡	木造出来島雉子森大沼	縄文(前・後・晩)、平安	散布地	
24		45	209024	三好野(4)遺跡	木造菰槌三好野	縄文(前・後・晩)、平安	散布地	
25		45	209025	竹鼻(1)遺跡	木造菰槌三好野、木造丸山竹鼻	縄文(後)、平安	散布地	
26		45	209026	竹鼻(2)遺跡	木造丸山竹鼻	縄文(前・後・晩)	散布地	
27		45	209027	雉子森平遺跡	木造出来島雉子森平	縄文(後・晩)	散布地	
28		45・57	209028	竹鼻(3)遺跡	木造丸山竹鼻	縄文(前・後)、平安	散布地	
29		57	209029	畠元(1)遺跡	木造吹原畠元、木造吹原屏風山	縄文(前・後)、平安	散布地	
30		57	209030	畠元(2)遺跡	木造吹原畠元	縄文(後)	散布地	
31		57	209031	畠元(3)遺跡	木造吹原畠元	縄文(前・中・後)	散布地	
32		57	209032	畠元(4)遺跡	木造吹原畠元	縄文(前)	散布地	
33		57	209033	神山(1)遺跡	木造越水神山	縄文(前・後)、平安	散布地、貝塚	
34		57	209034	神山(2)遺跡	木造越水神山、木造越水今村	縄文(前・後・晩)、弥生、平安	散布地	
35		57	209035	越水屏風山遺跡	木造越水屏風山、木造越水神山	縄文(後)、続縄文	散布地	
36		57	209036	神山(3)遺跡	木造越水神山	縄文(早・後)、平安	散布地	
37		57	209037	神田遺跡	木造越水神山	縄文(後)、続縄文	散布地	
38		45	209038	鳥谷沢遺跡	木造筒木沢鳥谷沢	弥生、平安	散布地	
39		45	209039	弓袋(2)遺跡	木造菰槌三好野	縄文(前・中・後・晩)、平安	散布地	
40		45	209040	筒木坂屏風山遺跡	木造筒木坂屏風山	縄文(前・中・後)、平安	散布地、集落跡	
41		57	209041	福原遺跡	木造福原稲村、木造福原菅原	平安	散布地	
42		45	209042	阿曾沼遺跡	木造林阿曾沼	平安	散布地	
43		58	209043	清川遺跡	木造蓮川清川	平安	散布地	
44		45	209044	藤田遺跡	木造善積藤田	平安	散布地	
45		57	209045	初栄遺跡	木造中館初栄	平安	散布地	
46		45	209046	亀ヶ岡城跡	木造館岡城西	近世	城館跡	
47		57	209047	山田遺跡	森田町山田神崎	縄文(前・中・後・晩)、平安	集落跡	

表 3.2.61 (2) 対象事業実施区域及びその周囲における遺跡一覧

No.	市町村	地図番号	遺跡番号	遺跡名	所在地	時代	種別	備考
48	つがる市	57	209048	石神遺跡	森田町床舞石神、森田町床舞藤山、森田町大館八重菊	縄文(前・中・後・晩)、平安、中世、近世	集落跡、貝塚、社寺跡	
49		57	209049	狄ヶ館遺跡	森田町大館八重菊	縄文、平安	散布地、城館跡	
50		57	209050	八重菊(1)遺跡	森田町大館八重菊	縄文(草・早・前・中・後・晩)、弥生(後)、平安、近世、近代	集落跡	
51		57	209051	鶴喰(1)遺跡	森田町床舞鶴喰	縄文(前・中)、平安	集落跡	
52		57	209052	大館遺跡	森田町大館千歳	縄文(晩)、平安	集落跡	
53		57	209053	床舞館遺跡	森田町床舞駒ヶ淵	中世	城館跡	
54		57	209054	漆館遺跡	森田町中田米館、森田町中田米倉、森田町中田小槌	平安、中世	集落跡、城館跡	
55		57	209055	矢伏長根遺跡	森田町大館勝山	縄文(前・中・後・晩)	散布地、配石遺構	
56		57	209056	下落遺跡	森田町大館勝山	平安	散布地	
57		57	209057	屏風山西遺跡	森田町森田屏風山	縄文(前・中)、平安、近世	集落跡	
58		57	209058	神崎南遺跡	森田町山田神崎	平安	集落跡	
59		57	209059	玉井(1)遺跡	森田町山田玉井	縄文(前・中・後・晩)、平安	集落跡	
60		57	209060	玉井(2)遺跡	森田町山田玉井	縄文(前)、平安	散布地	
61		57	209061	月見野(1)遺跡	森田町森田月見野	縄文(晩)、平安	散布地	
62		57	209062	月見野(2)遺跡	森田町森田月見野	平安	散布地	
63		57	209063	月見野(3)遺跡	森田町森田月見野	縄文(晩)	散布地	
64		57	209064	藤山(1)遺跡	森田町床舞藤山	縄文(早・前・中・後・晩)、平安	集落跡	
65		57	209065	藤山(2)遺跡	森田町床舞藤山	縄文(前・中・後・晩)	散布地	
66		57・58	209066	下相野遺跡	森田町下相野住吉、森田町下相野野田、森田町下相野住野蔵	平安、近世	散布地	
67		57	209067	鶴喰(2)遺跡	森田町床舞鶴喰	縄文(晩)	散布地	
68		57	209068	鶴喰(3)遺跡	森田町床舞鶴喰	縄文(前)	散布地	
69		57	209069	鶴喰(4)遺跡	森田町床舞鶴喰	縄文(前・晩)	散布地	
70		57	209070	鶴喰(5)遺跡	森田町床舞鶴喰	平安	散布地	
71		57	209071	鶴喰(6)遺跡	森田町床舞鶴喰	縄文(早・前・中・後・晩)、平安	集落跡	
72		57	209072	鶴喰(7)遺跡	森田町床舞鶴喰	縄文(前)	散布地	
73		57	209073	鶴喰(8)遺跡	森田町床舞鶴喰	縄文(前・晩)	散布地	
74		57	209074	八重菊(2)遺跡	森田町大館八重菊	縄文(前)、平安	散布地	
75		57	209075	八重菊(3)遺跡	森田町大館八重菊	縄文(晩)、平安	集落跡	
76		57	209076	八重菊(4)遺跡	森田町大館八重菊	平安	集落跡	
77		58	209077	栄田遺跡	森田町上相野松緑、森田町上相野浪風	平安	散布地	
78		57	209078	勝山遺跡	森田町大館勝山	縄文(晩)	集落跡	
79		57	209079	藤山南遺跡	森田町床舞藤山	縄文(後・晩)	散布地	
80		57	209080	広ヶ平(1)遺跡	森田町大館広ヶ平	縄文(晩)	散布地	
81		57	209081	広ヶ平(2)遺跡	森田町大館広ヶ平	縄文(前)	散布地	
82		57	209082	尾花崎遺跡	森田町大館尾花崎	平安	散布地	
83		57	209083	広ヶ平(3)遺跡	森田町大館広ヶ平	縄文(晩)、平安	散布地	
84		57	209084	真鶴遺跡	森田町床舞真鶴	縄文(中)、平安、近世	集落跡	
85		57	209085	広ヶ平(4)遺跡	森田町大館広ヶ平	平安	集落跡	
86		58	209086	上相野遺跡	森田町上相野若緑、森田町上相野松緑、森田町上相野明石	平安、近世	集落跡	
87		57	209087	鶴喰(9)遺跡	森田町床舞鶴喰	縄文(早・中・後)、平安	集落跡	
88		57	209088	共栄遺跡	森田町山田神崎	縄文(後)	散布地	
89		57	209089	豊原(1)遺跡	森田町床舞豊原	縄文(前・中・後)、平安	集落跡	
90		57	209090	豊原(2)遺跡	森田町床舞豊原	平安、近世	散布地	
91		57	209091	吉野遺跡	森田町中田福浦、森田町中田鈴森、森田町中田亀甲	縄文、平安、近世	散布地	
92		57	209092	屏風山東遺跡	森田町森田屏風山、森田町森田駒ヶ淵、森田町森田月見野	縄文	散布地	
93		57	209093	小狄ヶ館遺跡	森田町大館八重菊	平安	散布地、城館跡	

表 3.2.61 (3) 対象事業実施区域及びその周囲における遺跡一覧

No.	市町村	地図番号	遺跡番号	遺跡名	所在地	時代	種別	備考	
94	つがる市	58	209094	桑野木田八幡遺跡	柏桑野木田八幡	平安、近世	散布地		
95		46	209095	久米川遺跡	稲垣町沼崎幾米川	平安	集落跡	市史跡	
96		45・46	209096	松枝遺跡	稲垣町吉出吉田、稲垣町吉出福富	平安	集落跡	市史跡	
97		45	209097	懸河遺跡	稲垣町千年懸河	平安	集落跡		
98		36	209098	乗鞍遺跡	車力町乗鞍	縄文(中・後)、平安、中世	散布地		
99		36	209099	碇子館跡	車力町若林	縄文(後)、平安、中世	城館跡		
100		36	209100	笹平遺跡	富范町笹平	縄文(中・後)	貝塚		
101		36	209101	牛潟(1)遺跡	牛潟町鷺野沢	縄文(前・中・後・晩)、弥生、平安	集落跡		
102		36	209102	牛潟(2)遺跡	牛潟町鷺野沢	縄文(前・中・後・晩)、弥生(前)、平安、近世	集落跡、貝塚		
103		36	209103	牛潟(3)遺跡	牛潟町鷺野沢	縄文(中・後)、平安	散布地		
104		36	209104	中崎遺跡	牛潟町中崎	縄文(中)、平安	散布地		
105		36	209105	花林遺跡	車力町花林	縄文(前)、平安、近世	集落跡		
106		36	209106	富范遺跡	富范町屏風山	縄文	散布地		
107		36	209107	太田光遺跡	牛潟町太田光	縄文(中・後)、平安	散布地		
108		31	209108	清水遺跡	富范町屏風山	縄文(中・後)、平安	集落跡		
109		31	209109	明神沼遺跡	富范町屏風山	中世、近世	散布地		
110			209110	欠番					
111		36	209111	竹之沢遺跡	車力町屏風山	縄文(中)	散布地		
112		36	209112	塚野沢遺跡	牛潟町塚野沢	平安	散布地		
113		36	209113	豊富遺跡	豊富町屏風山	平安	集落跡		
114	57	209114	長谷川遺跡	木造越水長谷川	縄文、平安	集落跡			
115	鱒ヶ沢町	69	321001	沼の沢遺跡	大字深谷町字沼の沢	縄文(後・晩)	散布地		
116		56	321002	芭蕉塚遺跡	大字舞戸町字岩谷	縄文(中・後)、平安、中世	散布地		
117		57	321003	浮橋貝塚	大字小屋敷町字浮橋	縄文(前)、平安	貝塚		
118		57	321004	浮橋遺跡	大字北浮田町字外馬屋	縄文(前・中・後)、平安、中世	散布地		
119		57	321005	七尾遺跡	大字湯舟町字七尾	縄文(前・後)、平安	散布地、城館跡		
120		70	321006	苗代沢遺跡	大字松代町字白沢	縄文(後)、平安	散布地		
121		56	321007	土人長根遺跡	大字日照田町字野脇山の上、大字赤石町字大和田	縄文(後)	散布地、生産遺跡		
122		69	321008	杓子嵩遺跡	大字日照田町字野脇山の上	平安、中世	集落跡		
123		56	321009	土台屋敷遺跡	大字姥袋町字滝の下	縄文(後)、平安	散布地		
124		56	321010	霜坂遺跡	大字姥袋町字大磯	縄文	集落跡		
125		56	321011	樺沢高地(1)遺跡	大字赤石町字上の山	縄文(中・後)、中世	散布地		
126		56	321012	イサ坂岱遺跡	大字赤石町字砂山	縄文(後)、平安	散布地		
127		56	321013	寺の山上遺跡	大字赤石町字宇名原	縄文(中)	散布地		
128		57	321014	空沢遺跡	大字湯舟町字若山、字七尾、字若山空沢	縄文(早・前・中・後・晩)、平安、近世	散布地、集落跡、製鉄跡		
129		56	321015	上野高地遺跡	大字舞戸町字北禿、字東禿	縄文(前・中・後)、平安、近世	散布地		
130		56	321016	館遺跡	大字舞戸町字鷺見	縄文(後)、平安、中世	散布地、城館跡		
131		82	321017	前森遺跡	大字松代町字白沢	縄文(後)	散布地		
132		70	321018	大平野遺跡	大字松代町字大平野	不明	製作所跡		
133		82	321019	願掛遺跡	大字松代町	縄文	散布地		
134		82	321020	若松遺跡	大字松代町	縄文(後)	散布地		
135		82	321021	鉄沢遺跡	大字松代町	近世	製鉄跡		
136		69	321022	間木遺跡	大字間木町	不明	集落跡、製鉄跡		
137		69	321023	川崎遺跡	大字館前町	不明	経塚		
138		69	321024	種里城跡	大字種里町字大柳、字有原	平安、中世	城館跡	史跡	
139		57	321025	外馬屋遺跡	大字北浮田町字外馬屋	縄文(前・中・後)、平安、中世	散布地、城館跡		

表 3.2.61 (4) 対象事業実施区域及びその周囲における遺跡一覧

No.	市町村	地図番号	遺跡番号	遺跡名	所在地	時代	種別	備考
140	鯉ヶ沢町	57	321026	若山遺跡	大字湯舟町字若山	縄文(後)	散布地	
141		57	321027	大曲遺跡	大字建石町字大曲、字成沢	縄文(中・後・晩)、平安	集落跡	
142		70	321028	大平野遺跡	大字建石町字大平	縄文(後・晩)、平安	集落跡	
143		70	321029	大館森山遺跡	大字建石町字大平、大字長平町字甲音羽山	縄文(前・中・後・晩)、平安、中世	集落跡、城館跡	
144		70	321030	長平遺跡	大字長平町字谷口	縄文(前)、平安	散布地、製鉄跡	
145		69・70	321031	白沢遺跡	大字松代町字白沢	縄文(後)	散布地	
146		56	321032	米町遺跡	大字舞戸町字東松島	縄文(後)、平安、中世	散布地、城館跡	
147		56	321033	三ツ沢遺跡	大字舞戸町字三ツ沢	縄文(後)、平安、中世	散布地、城館跡	
148		57	321034	餅ノ沢遺跡	大字建石町字石神	縄文(前・中・後・晩)、弥生、平安	集落跡	
149		57	321035	今須(1)遺跡	大字北浮田町字今須	縄文(早・前・後・晩)、弥生、平安	散布地	
150		57	321036	今須(2)遺跡	大字北浮田町字今須	縄文(前・後)、平安	散布地	
151		57	321037	今須(3)遺跡	大字北浮田町字今須	縄文(中・後)、奈良、平安、中世	散布地	
152		57	321038	今須(4)遺跡	大字北浮田町字今須	縄文(前・後)、平安、中世	散布地	
153		57	321039	平野(1)遺跡	大字北浮田町字平野	縄文(後・晩)、弥生	集落跡	
154		57	321040	新沢(1)遺跡	大字北浮田町字新沢	縄文(前・中・後・晩)、奈良、平安	散布地	
155		57	321041	新沢(2)遺跡	大字北浮田町字新沢	縄文(晩)、弥生、平安	散布地	
156		57	321042	外馬屋前田(1)遺跡	大字北浮田町字外馬屋前田	縄文(前・中・後)、弥生、平安、近世	散布地	
157		57	321043	外馬屋前田(2)遺跡	大字北浮田町字外馬屋前田	縄文(中・後)、平安	散布地	
158		57	321044	北浮田遺跡	大字北浮田町字外馬屋	縄文(中)	散布地	
159		57	321045	建石(1)遺跡	大字建石町字大曲	縄文(中・後)	散布地	
160		57	321046	建石(2)遺跡	大字建石町字大曲	縄文(後)	散布地	
161		57	321047	湯舟(1)遺跡	大字湯舟町字若山	縄文(前・中・後)、弥生	散布地	
162		57	321048	湯舟(2)遺跡	大字湯舟町字七尾	縄文(中・後)	散布地	
163		57	321049	建石(3)遺跡	大字建石町字大曲	縄文(前・中・後)	散布地	
164		57	321050	建石(4)遺跡	大字建石町字大曲	縄文(後)、平安	散布地	
165		57	321051	鳴沢遺跡	大字建石町字成沢	縄文(前・中・後・晩)、弥生	散布地	
166		57	321052	島田遺跡	大字建石町字島田	縄文	散布地	
167	57	321053	湯舟(3)遺跡	大字湯舟町字七尾	縄文(後)	散布地		
168	57	321054	下清水崎(1)遺跡	大字中村町字下清水崎	縄文(前・後)、弥生	散布地		
169	57	321055	下清水崎(2)遺跡	大字中村町字下清水崎	縄文(前・後)	散布地		
170	57	321056	湯舟(4)遺跡	大字湯舟町字若山	縄文(早・後)	散布地		
171	57・70	321057	湯舟(5)遺跡	大字湯舟町字若山	縄文(前・後・晩)、平安	散布地		
172	57・70	321058	湯舟(6)遺跡	大字湯舟町字若山	縄文(中・後)、平安	散布地		
173	57	321059	湯舟(7)遺跡	大字湯舟町字七尾	縄文(前・後・晩)	散布地		
174	57・70	321060	湯舟(8)遺跡	大字湯舟町字若山、字七尾	縄文(前・後)	散布地		
175	70	321061	大平(1)遺跡	大字建石町字大平	縄文(中・後)、平安	散布地、製鉄跡		
176	70	321062	大平(2)遺跡	大字建石町字大平	縄文(後・晩)	散布地		
177	70	321063	大平(3)遺跡	大字建石町字大平	縄文(前・後・晩)、平安	散布地		
178	70	321064	大平(4)遺跡	大字建石町字大平	縄文(前・中・後・晩)	散布地		
179	70	321065	甲音羽山(1)遺跡	大字長平町字甲音羽山	縄文(前・中・後)、平安	散布地		
180	70	321066	甲音羽山(2)遺跡	大字長平町字甲音羽山	縄文(中・後)	散布地		
181	70	321067	甲音羽山(3)遺跡	大字長平町字甲音羽山	縄文(前・後)、平安	散布地		

表 3.2.61 (5) 対象事業実施区域及びその周囲における遺跡一覧

No.	市町村	地図番号	遺跡番号	遺跡名	所在地	時代	種別	備考
182	鯉ヶ沢町	70	321068	甲音羽山(4)遺跡	大字長平町字甲音羽山	縄文(中)、平安	散布地、製鉄跡	
183		70	321069	谷口(1)遺跡	大字長平町字谷口	縄文(前・後)	散布地	
184		70	321070	谷口(2)遺跡	大字長平町字谷口	縄文(前・中・後)	散布地	
185		70	321071	谷口(3)遺跡	大字長平町字谷口	縄文(前・後)	散布地	
186		70	321072	谷口(4)遺跡	大字長平町字谷口	縄文	散布地	
187		70	321073	上清水崎(1)遺跡	大字中村町字上清水崎、大字長平町字谷口	縄文(前・後)、平安	散布地	
188		70	321074	甲音羽山(5)遺跡	大字長平町字甲音羽山	縄文(後・晩)、平安	散布地	
189		70	321075	甲音羽山(6)遺跡	大字長平町字甲音羽山	縄文(前・中・後・晩)	散布地	
190		70	321076	湯舟(9)遺跡	大字湯舟町字若山	縄文(前・中・後・晩)	散布地	
191		70	321077	上清水崎(2)遺跡	大字中村町字上清水崎、大字湯舟町字若山	縄文(中・後)、平安	散布地	
192		70	321078	上清水崎(3)遺跡	大字中村町字上清水崎	縄文(前・中・後)	散布地	
193		70	321079	上清水崎(4)遺跡	大字中村町字上清水崎	縄文(前・中・後・晩)、平安	散布地	
194		70	321080	上清水崎(5)遺跡	大字中村町字上清水崎、大字湯舟町字若山	縄文(前・中・後)	散布地	
195		70	321081	大平(5)遺跡	大字建石町字大平	縄文	散布地	
196		56	321082	鯉ヶ沢館	大字舞戸町字小夜	中世	城館跡	
197		56	321083	天童山館	大字舞戸町字小夜	中世	城館跡	
198		56	321084	中村館	大字中村町字中山ノ井	中世	城館跡	
199		69	321085	別所館跡	大字中村町字上栄山	中世	城館跡	
200		56・57	321086	戸波城跡	大字南浮田町	平安、中世	散布地、城館跡	
201		56・57	321087	鉢巻館	大字南浮田町字米山	中世	城館跡	
202		70	321088	長平館	大字長平町字谷口	中世	城館跡	
203		56	321089	赤石館跡	大字赤石町字宇名原	平安、中世、近世	城館跡	
204	69	321090	日照田館跡	大字日照田町字野脇	平安、中世	城館跡		
205	69	321091	館前館	大字館前町字館前	中世	城館跡		
206	69	321092	川崎館跡	大字館前町字堀合	中世	城館跡		
207	56	321093	鳴戸(1)遺跡	大字舞戸町字鳴戸	縄文(早・前・後)、平安	散布地		
208	70	321094	乙音羽山(1)遺跡	大字長平町字乙音羽山	縄文(後)	散布地		
209	70	321095	乙音羽山(2)遺跡	大字長平町字乙音羽山	縄文(後)	散布地		
210	70	321096	乙音羽山(3)遺跡	大字長平町字乙音羽山	縄文(後)	散布地		
211	70	321097	甲音羽山(7)遺跡	大字長平町字甲音羽山	縄文(後)	散布地		
212	57	321098	大平(6)遺跡	大字建石町字大平	縄文(中)	散布地		
213	70	321099	大平(7)遺跡	大字建石町字大平	縄文(晩)	散布地		
214	70	321100	大平(8)遺跡	大字建石町字大平	縄文(後)	散布地		
215	57	321101	大平(9)遺跡	大字建石町字大平	縄文(中・後)	散布地		
216	56	321102	金沢街道沢(1)遺跡	大字南浮田町字金沢街道沢	平安	散布地		
217	56	321103	金沢街道沢(2)遺跡	大字舞戸町字鳴戸、大字南浮田町字金沢街道沢	縄文、平安	散布地		
218	56	321104	金沢街道沢(3)遺跡	大字南浮田町字金沢街道沢、大字舞戸町字東禿	平安	散布地		
219	57	321105	大曲(2)遺跡	大字建石町字大曲	縄文(中)	集落跡		
220	56	321106	東禿(1)遺跡	大字舞戸町字東禿	縄文	散布地		
221	56	321107	東禿(2)遺跡	大字舞戸町字東禿	縄文(前・中・後・晩)、平安	集落跡		
222	56	321108	東禿(3)遺跡	大字舞戸町字東禿	縄文(後・晩)	散布地		

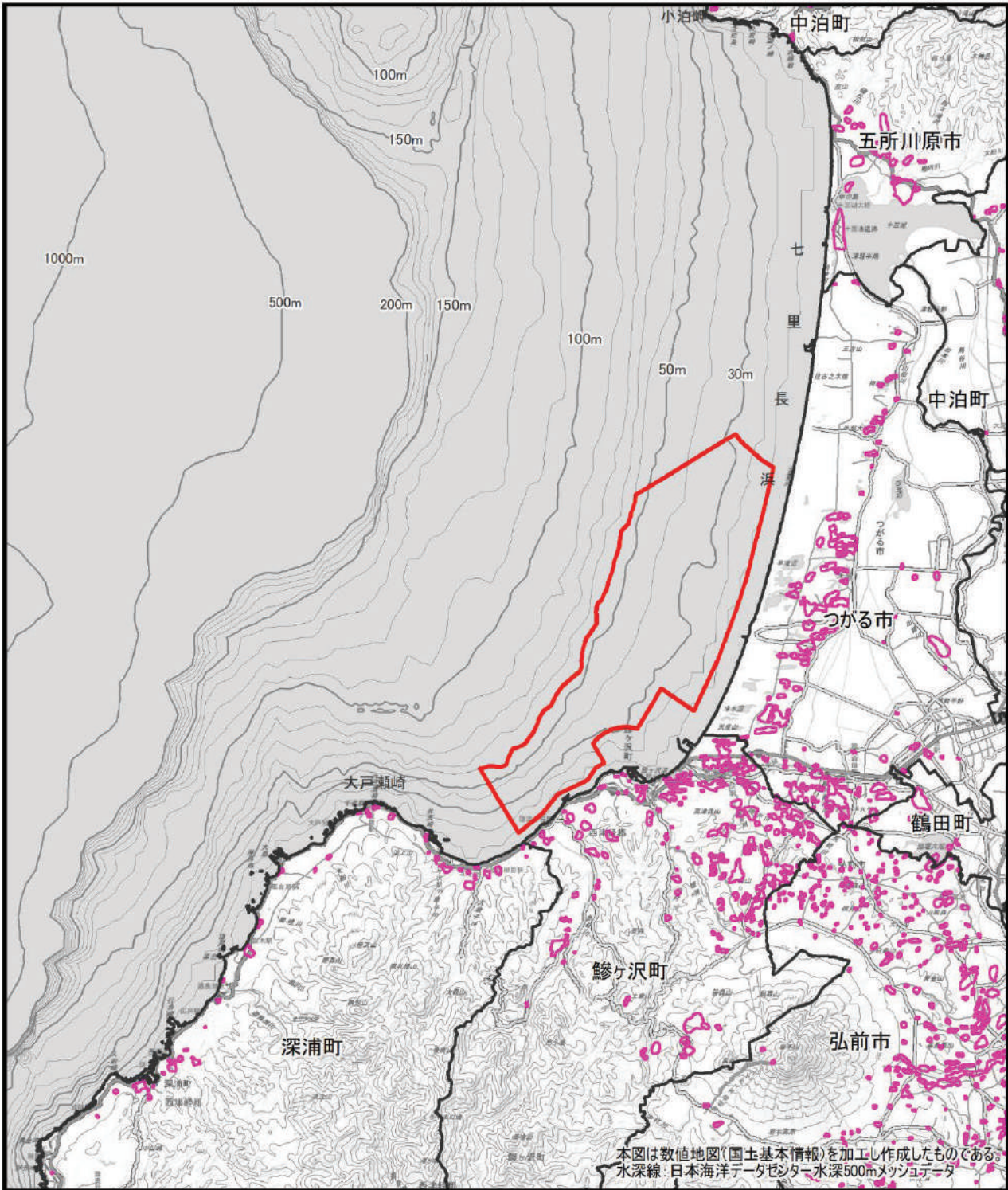
表 3.2.61 (6) 対象事業実施区域及びその周囲における遺跡一覧

No.	市町村	地図番号	遺跡番号	遺跡名	所在地	時代	種別	備考
223	鱒ヶ 沢町	56	321109	東禿館跡	大字舞戸町字東禿	中世	城館跡	
224		56	321110	鳴戸(2)遺跡	大字舞戸町字鳴戸	平安	散布地	
225		56	321111	鳴戸(3)遺跡	大字舞戸町字鳴戸	平安	散布地	
226		57	321112	平野(2)遺跡	大字北浮田町字平野	縄文	散布地	
227		56	321113	樺沢高地(2)遺跡	大字赤石町字上の山	縄文(中・後)	散布地	
228		82	321114	景光院林遺跡	大字松代町	縄文(中・後)	散布地	
229		56	321115	小夜遺跡	大字舞戸町字小夜	縄文(後)、平安	散布地	
230		56	321116	大和田遺跡	大字赤石字大和田	縄文(前・晩)、平安	散布地	
231		56	321117	中山ノ井遺跡	大字中村町字中山ノ井	縄文、平安	散布地	
232		57	321118	雲雀野遺跡	大字建石町字雲雀野	縄文、平安	散布地	
233		56	321119	金沢街道沢(4)遺跡	大字南浮田町字金沢街道沢	平安	散布地	
234		69	321120	稚野館跡	大字南金沢町字高根山	不明	城館跡	
235		56	321121	大野遺跡	大字姥袋町字大野	縄文(中)、平安	散布地	
236		69	321122	船越遺跡	大字浜横沢町字船越	縄文(後)、平安	散布地	
237		69	321123	浜横沢深沢遺跡	大字浜横沢町字深沢	縄文	散布地	
238		69	321124	小森遺跡	大字小森町字高根山、字恩愛沢	縄文、平安	散布地	
239		56	321125	鷺見遺跡	大字舞戸町字鷺見	平安	散布地	
240		69	321126	上清水崎(6)遺跡	大字中村町字上清水崎	縄文(中)	散布地	
241		69	321127	中村山本遺跡	大字中村町字山本	中世	散布地	
242		69	321128	上大谷遺跡	大字一ッ森町字上大谷	縄文	散布地	
243		69	321129	有原遺跡	大字種里町字有原	平安、中世	集落跡	
244		69	321130	萩館跡	大字種里町字堤ノ沢	中世	城館跡	
245		56	321131	滝ノ下館跡	大字姥袋町字土台敷	中世	城館跡	
246	56	321132	鱒ヶ沢御飯屋跡	大字本町	近世	城館跡		
247	56	321133	法王寺庵跡	大字舞戸町字小夜	近世	社寺跡		
248	56	321134	神明館跡	大字舞戸町字西松島	中世	城館跡		
249	56	321135	小夜薬師堂跡	大字舞戸町字小夜	中世	社寺跡		
250	56	321136	坂本台場跡	大字舞戸町字鳴戸	近世	台場跡		
251	57	321137	平野(3)遺跡	大字北浮田町字平野	縄文	散布地		
252	69	321138	有原館跡	大字種里町字有原	中世	城館跡		
253	69	321139	堤ノ沢館跡	大字種里町字堤ノ沢	中世	城館跡		
254	69	321140	小森熊野宮跡	大字小森町字野田	中世	城館跡		
255	56	321141	上山ノ井館跡	大字中村町字上山ノ井	中世	城館跡		
256	56	321142	砂山館跡	大字赤石町字砂山	平安、中世	集落跡、城館跡		
257	56	321143	下山ノ井遺跡	大字中村町字下山ノ井	縄文、平安	散布地		
258	56・57	321144	川尻館跡	大字北浮田町字今須	平安、中世	散布地、城館跡		
259	深浦 町	69	323001	桜田(1)遺跡	大字柳田字桜田	不明	散布地	
260		80	323002	日和見山遺跡	大字深浦字岡崎	縄文(前・中・後・晩)、弥生(前)、中世、近世	散布地	
261		80	323003	深浦遺跡	大字深浦字元深浦	縄文(後・晩)	散布地	
262		80	323004	吾妻沢(1)遺跡	大字深浦字吾妻沢	縄文(後・晩)	散布地	
263		68	323005	稲ノ山遺跡	大字関字豊田	縄文(後・晩)	散布地	
264		55	323006	塩見形(1)遺跡	大字北金ヶ沢字塩見形上野	縄文	散布地	
265		55	323007	塩見形(2)遺跡	大字北金ヶ沢字塩見形上野	縄文(後・晩)	散布地	
266		80	323008	寅平遺跡	大字深浦字寅平	縄文(前)	散布地	
267		80	323009	吾妻野遺跡	大字広戸字家野上	縄文(後・晩)	散布地	
268		80	323010	仲道遺跡	大字深浦字岡崎大間	縄文(後・晩)	散布地	
269		68	323011	小島崎(1)遺跡	大字関字小島崎	平安	散布地	
270		55	323012	小田沢遺跡	大字田野沢字小田沢	縄文(後)	散布地	
271		69	323013	柳田遺跡	大字柳田字宮崎	縄文(中・後)、平安	散布地	

表 3.2.61 (7) 対象事業実施区域及びその周囲における遺跡一覧

No.	市町村	地図番号	遺跡番号	遺跡名	所在地	時代	種別	備考	
272	深浦町	80	323014	一本松遺跡	大字広戸字家野上	縄文(前・中)	散布地	町史跡	
273		68	323015	西浜折首の関	大字関字析沢、大字北金ヶ沢字塩見形上野	縄文、奈良、中世	散布地、城館跡		
274		68	323016	井ノ山城	大字関字小島崎	中世	城館跡		
275		67	323017	追良瀬館	大字追良瀬字塩見山平	中世	城館跡		
276		81	323018	大山館	大字追良瀬字初瀬山	中世	城館跡		
277		80	323019	吾妻館	大字深浦字尾上山	中世	城館跡		
278		80	323020	無為館	大字深浦字岡町	中世	城館跡	町史跡	
279				323021	欠番				
280		80	323022	元城	大字深浦字元城	中世	城館跡	町史跡	
281		67	323023	津山遺跡	大字轟木字津山	縄文(前・中)、弥生、平安	集落跡		
282		67	323024	高田中野遺跡	大字広戸字高田中野	平安	散布地		
283		80	323025	吾妻沢(2)遺跡	大字深浦字吾妻沢	平安	集落跡		
284		67	323026	相野山大平遺跡	大字追良瀬字相野山大平	平安	散布地		
285		69	323027	桜田(2)遺跡	大字柳田字桜田	不明	散布地		
286		55	323028	榊原上野遺跡	大字北金ヶ沢字榊原上野	縄文	散布地		
287		80	323029	尾上山遺跡	大字深浦字尾上山	縄文、平安	集落跡		
288		68	323030	上砂子川(1)遺跡	大字風合瀬字上砂子川	平安	散布地		
289		67・68	323031	上砂子川(2)遺跡	大字風合瀬字上砂子川	平安	散布地		
290		80	323032	蔭野遺跡	大字深浦字蔭野	縄文、平安、中世、近世	集落跡、散布地、街道跡		
291		68	323033	塩見形(3)遺跡	大字北金ヶ沢字塩見形	縄文(前・中・後)	散布地		
292		68	323034	小島崎(2)遺跡	大字関字小島崎	平安	散布地		
293		68	323035	小島崎(3)遺跡	大字関字小島崎	平安	散布地		
294		68	323036	築棒沢館跡	大字柳田字築棒沢	平安	城館跡		
295		55	323037	小田沢上野遺跡	大字田野沢字小田沢上野	縄文(前・中)	散布地		
296		55	323038	清滝遺跡	大字田野沢字清滝	平安	散布地		
297		68	323039	大磯遺跡	大字風合瀬字大磯	縄文(前・中・後)	散布地		
298		67	323040	轟木扇田(1)遺跡	大字轟木字扇田	平安	散布地		
299		67	323041	轟木扇田(2)遺跡	大字轟木字扇田	平安	散布地		
300		80	323042	下岡崎遺跡	大字横磯字下岡崎	縄文(前)、平安	散布地		
301		80	323043	鍋石遺跡	大字舩作字鍋石	平安	散布地		
302		68	323044	宮津遺跡	大字風合瀬字宮津、字下砂子川	縄文(前・中・後)	散布地		
303	93	323045	下倉遺跡	大字久田字桐ノ沢	縄文(後)	集落跡			
304	93	323046	大野平遺跡	大字正道尻字大野平	縄文(後・晩)、平安	集落跡			
305	93	323047	松神遺跡	大字松神	縄文(後)	散布地			
306	107	323048	宮崎平遺跡	大字大間越字宮崎平	縄文(前)	散布地			
307	93	323049	森山洞窟遺跡	大字松神字下浜松	不明	散布地			
308	80	323050	山科(1)遺跡	大字沢辺字山科	縄文(中・後)	散布地			
309	80	323051	浜野遺跡	大字岩崎字浜野	縄文(前)	散布地			
310	80	323052	吉花遺跡	大字沢辺字吉花	縄文(早)	散布地			
311	80	323053	菊池館(丸山館)	大字岩崎字丸山	中世	城館跡			
312	93	323054	平野館(ふらの館)	大字岩崎字笹内	中世	城館跡			
313	93	323055	森山館(茶右工門館)	大字森山字山森平	中世	城館跡	町史跡		
314	93	323056	玉川館(黒崎館)	大字黒崎字館の上	中世	城館跡			
315	107	323057	垣上館	大字大間越字下小屋野	中世	城館跡			
316	93	323058	小磯遺跡	大字正道尻字小磯	弥生	散布地			
317	80	323059	山科(2)遺跡	大字沢辺字山科	縄文	散布地			
318	93	323060	桐ノ沢遺跡	大字久田字桐ノ沢、字下倉	縄文(前)、弥生(前)、平安	散布地			

資料：「遺跡地名表」(青森県遺跡地図)



凡例

- 対象事業実施区域
- 埋蔵文化財包蔵地
- 行政界
- 等深線

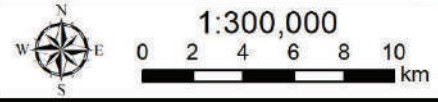
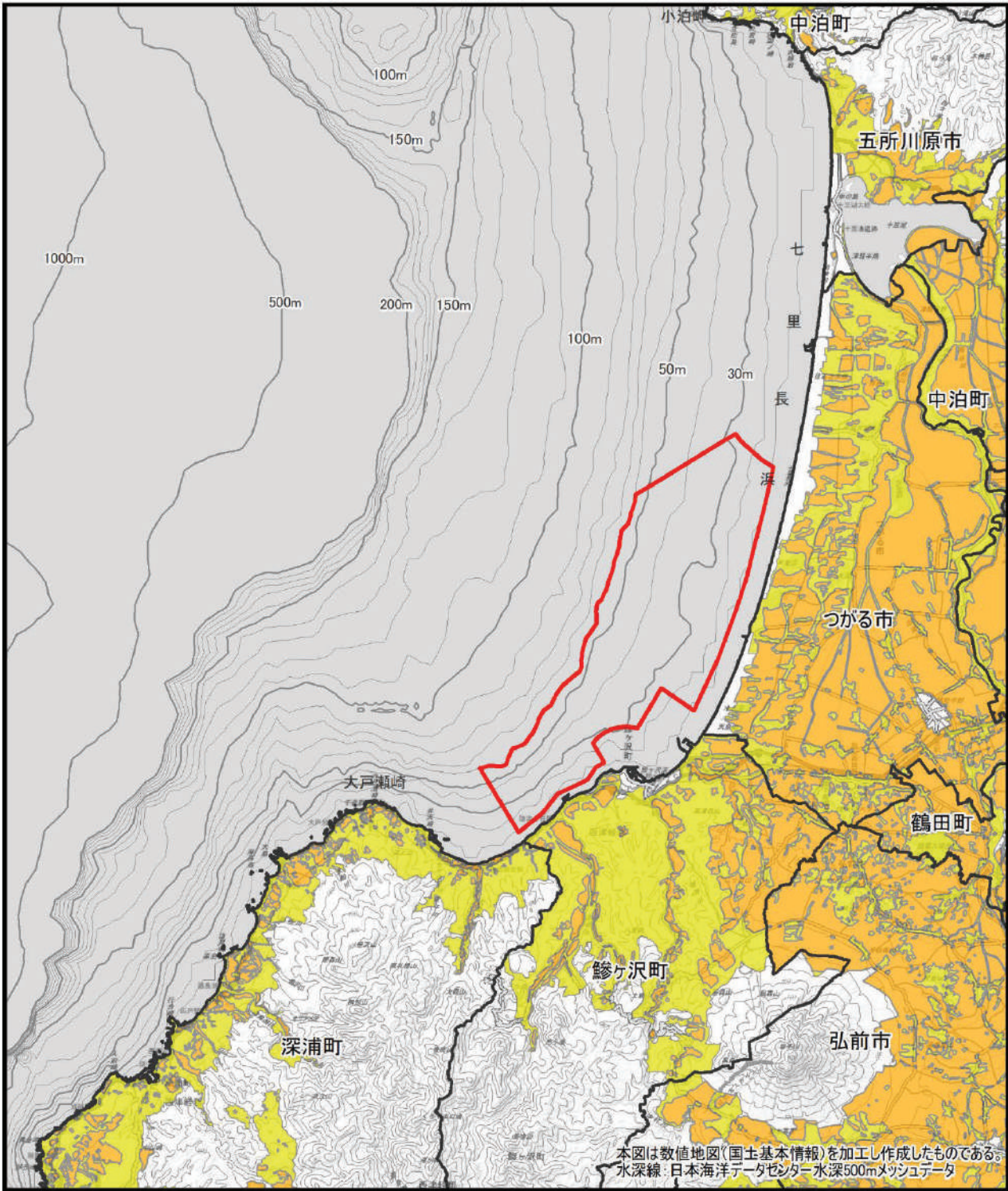


図 3.2.26 対象事業実施区域及びその周囲における遺跡位置図

資料: 青森県HP「青森県遺跡地図」

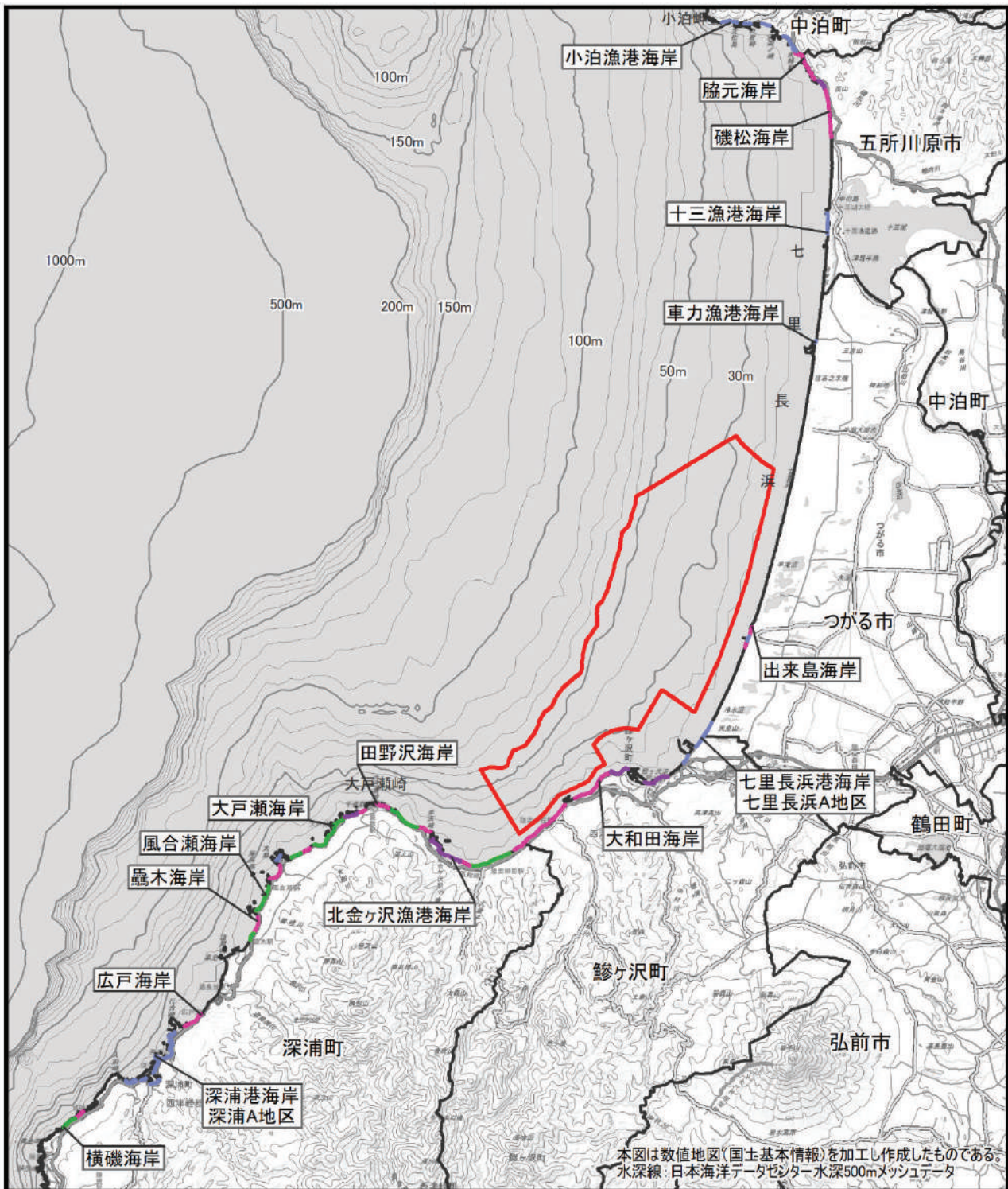


- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 行政界
 - 等深線
 - 農用地区域
 - 農業地域



図 3.2.27 農用地区域の指定状況

資料: 国土数値情報 農業地域データ[平成27年]



- 凡例
- | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| | 対象事業実施区域 所管 | | 水産庁 |
| | 行政区 | | 水管理・国土保全局 |
| | 等深線 | | 港湾局 |
| | | | 農村振興局 |
| | | | その他 |

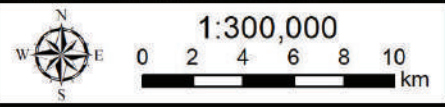


図 3.2.28 海岸保全区域の指定状況

資料:
 青森県HP: 海岸保全基本計画
 国土数値情報 海岸線データ[平成18年]